令和3年度

介護保険サービス事業者 集団指導 資料

通所介護

〇基準・解釈通知一覧
通所介護とは ·····P 4
〇人員・設備・運営に関する基準について
人員基準 ····· P 5
設備基準 ······ P17
運営基準 ······P18
〇介護報酬算定に関する基準について
基本単位について ・・・・・・・P27
事業所規模による区分の取扱いについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
その他介護給付費算定に係る取扱いについての注意点 ・・・・・・・・・・P29
各種加算について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
〇共生型通所介護サービスに関する基準について ・・・・・・・・・P79
〇厚労省通知関係等
別添①「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減
少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処
理手順及び様式例の提示について」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
別添②「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに
事務処理手順例及び様式例の提示について」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P108
別添③「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関す
る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」 ・・・・・・・P127
別添④「ADL 維持等加算に関する事務処理手順及び様式例について」 ・・・・・・・・P225
別添⑤「基本チェックリスト」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
別添⑥「共生型サービス事業所の指定手続の省略·簡素化」 ············P238

【事業の『基準』とは】

○ 介護保険法上の位置付け

(指定居宅サービスの事業の基準)

- 第73条 指定居宅サービス事業者は、次条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切な指定居宅サービスを提供するとともに、自らその提供する指定居宅サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定居宅サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。
- 2 (略)
- 第 74 条 指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、都道府県の条例で 定める基準に従い都道府県の条例で定める員数の当該指定居宅サービスに従事する従 業者を有しなければならない。
- 2 前項に規定するもののほか、 指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。
- $3 \sim 5$ (略)
- 6 指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの 法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

介護保険法より抜粋

○ 基準の性格

- 1 基準は、指定居宅サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。
- 2 指定居宅サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定居宅サービスの指定又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができるものであること。また、③の命令をした場合には事業者名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること(不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させること)ができる。ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものであること。
 - ① 次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき イ 指定居宅サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき
 - ロ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者による サービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したと き
 - ② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
 - ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき
- 3 運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとすること。
- 4 特に、居宅サービスの事業の多くの分野においては、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等にかんがみ、基準違反に対しては、厳正に対応するべきであること。

居宅基準より抜粋

○ 基準·解釈通知一覧

項目	種 類	名 称	凡例
人員・設備・運営	基準省令	指定居宅サービス等の事業の人員、設備 及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第37号)	居宅基準
	解釈通知	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (平成11年老企第25号)	基準解釈通知
介護報酬の算定	基準省令	指定居宅サービスに要する費用の額の算 定に関する基準 (平成 12 年厚生省告示第 19 号)	居宅算定基準
	解釈通知	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企第36号)	居宅算定基準留意事項

【通所介護とは】

この法律において「通所介護」とは、居宅要介護者について、老人福祉法第五条の二第 三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービス センターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の 世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと(利用定員が厚生労働省 令で定める数(19人)以上であるものに限り、認知症対応型通所介護に該当するものを 除く。)をいう。

介護保険法第8条第7項

* 『その他の厚生労働省令で定める施設』における居室とは?

法第八条第二項の厚生労働省令で定める施設は、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の四に規定する養護老人ホーム(以下「養護老人ホーム」という。)、同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム(以下「軽費老人ホーム」という。)及び同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム(以下「有料老人ホーム」という。)とする。

介護保険法施行規則第 4条

人員・設備・運営に関する基準について

人員基準

	職種名	資格要件	配置要件
1	管理者	特になし	常勤職員であること。 同一敷地内の場合は、支障のない範囲で他事業所等と兼務可。併設される入所施設の看護・介護職員との兼務は不可(←ただし管理業務に支障がある場合)。
2	生活相談員	・社会福祉主事(任用資格可) ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・その他同等以上と認められる能力を有する者(介護業務の実務経験が1年以上ある者) ※経歴書必要	サービス提供時間数 (開始時刻から終了時刻まで) に応じて、専ら通所介護サービスの提供に当たる生活相談員が1名以上確保されること。 (単位、従業員の員数にかかわらず) → 欠員は人員基準違反である。 ※生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない
3	介護職員	特になし	サービス提供時間数(平均提供時間数)に 応じて、専ら通所介護サービスの提供に当 たる介護職員が所定の人数確保されるこ と。(従業員の員数にかかわらず) ①利用者数が ・15 人まで … 1 人 ・16 人以上 …15 人を超える部分の利用者 の数を 5 で除した数に+1。 これに平均提供時間数を乗 じた時間の勤務延時間数分 の人員配置が必要。 ②単位ごとに介護職員を常時 1 人以上従 事させること。
4	看護職員	• 看護師 • 准看護師	①指定通所介護の単位ごとに、専ら当該 指定通所介護の提供に当たる看護職員が 1名以上確保されること。 ②看護職員については、指定通所介護事 業所の従業者により確保することに加 え、病院、診療所、訪問看護ステーシ ョンとの連携により確保することも可 能である。(9ページ参照)

⑤機能訓練指 導員

- 理学療法士
- 作業療法士
- 言語聴覚士
- 看護師/准看護師
- 柔道整復師
- ・あん摩マッサージ指圧師
- ・はり師/きゅう師

- 1名以上確保されること
- ①個別機能訓練加算(I)イを算定する場合は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置すること。
- ②個別機能訓練加算(I)ロを算定する場合は、①に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を指定通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置すること。
- ③個別機能訓練加算を算定しない事業所 であっても機能訓練指導員の配置は必 要。
- ④はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6ヶ月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。

○ 生活相談員及び介護職員の配置基準

- 問44 生活相談員及び介護職員の配置基準について、「生活相談員又は介護職員 のうち1人以上は、常勤でなければならない」こととなっているが、営業日ご と又は単位ごとに常勤職員を配置する必要があるのか。
- 答44 <u>営業日ごと又は単位ごとに常勤職員を配置する必要はなく、事業所として常</u> 勤の生活相談員又は介護職員を1名以上確保していれば足りる。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.3)

○ 看護職員と機能訓練指導員の兼務(一部抜粋)

- 問45 <u>通所介護等事業所において配置が義務づけられている看護職員は、機能訓練</u> 指導員を兼ねることができるか。
- 答 4 5 <u>指定通所介護事業所及び指定地域密着型通所介護事業所(定員が 11 名以上</u>である事業所に限る)における取扱い
 - 看護職員の配置基準は、指定通所介護(指定地域密着型通所介護)の単位 ごとに、専ら当該指定通所介護(指定地域密着型通所介護)の提供に当たる 看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数を置くべきと定めら れている。
 - 一 機能訓練指導員の配置基準は、指定通所介護事業所(指定地域密着型通所 介護事業所)ごとに1以上と定められている。

看護職員、機能訓練指導員とも配置時間に関する規定はないことから、看

護職員としての業務に従事していない時間帯において、 機能訓練指導員として勤務することは差し支えない。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.3)

○ 管理者と機能訓練指導員の兼務

問46 <u>通所介護等事業所において配置が義務づけられている管理者は、機能訓練指</u> 導員を兼ねることができるか。

答46

- ・ 管理者の配置基準は、指定通所介護等事業所ごとに専らその職務に従事する常勤 の管理者を置くこと(ただし、指定通所介護等事業所の管理上支障がない場合は、 当該指定通所介護等事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業 所、施設等の職務に従事することができる。)となっている。また、機能訓練指導 員の配置基準は、指定通所介護等事業所ごとに1以上と定められている。
- ・ このため、通所介護等事業所において配置が義務づけられている管理者は、指定 通所介護等事業所の管理上支障がない場合、管理者としての職務に加えて、機能訓 練指導員の職務に従事することが可能である。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol. 3)

- はり師・きゅう師を機能訓練指導員として雇う場合
- 問32 はり師・きゅう師を機能訓練指導員とする際に求められる要件となる、「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験」について、その実務時間・日数や実務内容に規定はあるのか。
- 答32 要件にある以上の内容については細かく規定しないが、当然ながら、当該はり 師・きゅう師が機能訓練指導員として実際に行う業務の頻度・内容を鑑みて、十分 な経験を得たと当該施設の管理者が判断できることは必要となる。

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol. 1)

- 問33 はり師・きゅう師を機能訓練指導員として雇う際に、実際に、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有することをどのように確認するのか。
- 答33 例えば、当該はり師・きゅう師が機能訓練指導に従事した事業所の管理者が書面でそれを証していることを確認すれば、確認として十分である。

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol. 1)

○ 地域連携の拠点としての機能の充実(生活相談員の専従要件緩和)

指定通所介護事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、指定通所介護事業所を利用しない日でも利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」、「利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができる。

ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものである。

基準解釈通知

- 問49 生活相談員の勤務延時間に、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなど社会資源の発掘、活用のための時間」が認められたが、具体的にはどのようなものが想定されるのか。また、事業所外での勤務に関しては、活動実績などの記録を保管しておく必要があるか。
- 答49 例えば、以下のような活動が想定される。
 - ・事業所の利用者である要介護者等も含んだ地域における買い物支援、移動支援、 見守りなどの体制を構築するため、地域住民等が参加する会議等に参加する場合
 - ・利用者が生活支援サービスを受けられるよう地域のボランティア団体との調整に 出かけていく場合

生活相談員の事業所外での活動に関しては、利用者の地域生活を支えるための取組である必要があるため、事業所において、その活動や取組を記録しておく必要がある。

平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol. 1)

○ 看護職員の配置基準

看護職員については、指定通所介護事業所の従業者により確保することに加え、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保することも可能である。具体的な取扱いは以下のとおりとする。 ※看護職員がイのみの配置は不可

ア 指定通所介護事業所の従業者により確保する場合

提供時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて、指定通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。

イ 病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保する場合

看護職員が指定通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図るものとする。

なお、アとイにおける「密接かつ適切な連携」とは、指定通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。

基準解釈通知

- 問50 病院、診療所又は訪問看護ステーションとの契約で確保した看護職員は、営業日 ごとに事業所内で利用者の健康状態の確認を行う必要があるが、その場合どの程度 の従事時間が必要か。また、事業所に駆けつけることができる体制とは、距離的に どの程度離れた範囲までを想定しているのか。
- 答50 健康状態の確認を行うために要する時間は、事業所の規模に応じて異なるため、 一概に示すことはできないが、<u>利用者全員に対して適切に健康状態の確認を行える</u> ように病院、診療所又は訪問看護ステーションと契約を結ぶ必要がある。

また、事業所に駆けつけることができる体制に係る距離的概念については、地域の実情に応じて対応するため、一概に示すことはできないが、利用者の容態急変に対応できるよう契約先の病院、診療所又は訪問看護ステーションから適切に指示を受けることができる連絡体制を確保することでも密接かつ適切な連携を図っていることになる。

平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.1)

○ 「単位」とは?

同時に、一体的に提供される指定通所介護をいう。

次のような場合には、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。

- ①指定通所介護が同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合
- ②午前と午後とで別の利用者に対して指定通所介護を提供する場合

*利用者ごとに策定した通所介護計画に位置づけられた内容の指定通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して指定通所介護を行うことも可能である。同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となる。

○ 「常勤」とは?

勤務時間数が、その事業所で定められている常勤の勤務時間に達していること

- * 就業規則に定める常勤職員の勤務時間数(32時間未満の場合は32時間を基本)
- * 正規雇用、非正規雇用の別ではない。
- * 同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務に従事する時間(ただし、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えない場合に限る。)は通算可能。

母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。

基準解釈通知

- 問1 人員配置基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後 休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を 常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認めるとあるが、「同等の資質を 有する」かについてどのように判断するのか。
- 答1 <u>介護現場において、仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備を進め、職員</u> の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取扱いを認める。

<常勤の計算>

・ 育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加え、同法による 介護の短時間勤務制度や、男女雇用機会均等法による母性健康管理措置としての勤務 時間の短縮等を利用する場合についても、30 時間以上の勤務で、常勤扱いとする。

<常勤換算の計算>

・ 職員が、育児・介護休業法による短時間勤務制度や母性健康管理措置としての勤務時間の短縮等を利用する場合、週30時間以上の勤務で、常勤換算上も1と扱う。

<同等の資質を有する者の特例>

- ・ 「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業、育児休業 に準ずる休業、母性健康管理措置としての休業を取得した場合に、同等の資質を有 する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認める。
- ・ なお、「同等の資質を有する」とは、当該休業を取得した職員の配置により満たしていた、勤続年数や所定の研修の修了など各施設基準や加算の算定要件として定められた資質を満たすことである。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.1)

○ 常勤換算方法とは?

従業者の勤務延時間数が、常勤者何人分にあたるかを算出する方法 当該事業所の従業者の1週間の勤務延時間数

当該事業所において定められている常勤者の勤務時間数

○ 「利用者数」「利用定員」とは?

「利用者数」=利用実人数(実際にサービスを利用した人の数) 「利用定員」=運営規程にあらかじめ定められている利用者の数の上限。

○ 「専ら通所介護サービスの提供にあたる」とは?

原則として、サービス提供時間を通じて指定通所介護以外の業務に従事しないこと。 あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従事者 と交代する場合は、それぞれ従事している時間に専従することで足りる。

○ 人員基準の弾力化

問65 生活相談員及び介護職員の具体的な人員配置の方法はどのようなものなのか。

(答)

以下のとおり。

(1) 利用者20人、サービス提供時間が8時間の場合

■ 1単位 ①利用者 20 人 サービス提供時間 8H

○ 生活相談員の確保すべき勤務延時間数

単位	利用者	提供時間	確保すべき勤務延時間数
①	20 人	8H	8H

○ 介護職員の確保すべき勤務延時間数

単位	利用者	提供時間	確保すべき勤務延時間数
①	20 人	8H	$((20-15) \div 5+1) \times 8(*) = 16H$

※ 平均提供時間数 (利用者全員が 8H なので平均提供時間数も 8H)

→ 介護職員を常に1名以上確保した上で、ピークタイムに手厚い人員配置が可能となる(16Hのうち8Hは常時介護職員が確保されるよう配置し、 残り8Hの柔軟配置が可能)。

(2) サービス提供時間が午前・午後と離れて存在する場合

■ 2単位 ①利用者 20 人 サービス提供時間 3H ②利用者 20 人 サービス提供時間 3H



○ 生活相談員の確保すべき勤務延時間数

単位	利用者	提供時間	確保すべき勤務延時間数
1	20 人	3H	ETI (50 + 50)
2	20 人	3H	6H (3H+3H)

○ 介護職員の確保すべき勤務延時間数

単位	利用者	提供時間	確保すべき勤務延時間数
1	20 人	3H	$(20-15) \div 5 + 1 \times 3 \times = 6H$
2	20 人	3H	$(20-15) \div 5 + 1 \times 3 (*) = 6H$

- ※ 平均提供時間数 (単位ごとに、利用者全員が 3H なので平均提供時間数も 3H)
- ⇒単位ごとに、介護職員を常に1名以上確保した上で、ピークタイムに手厚い人員配置が可能となる(それぞれの単位において、6Hのうち3Hは常時介護職員が確保されるよう配置し、残り3Hの柔軟配置が可能)。
- (3) サービス提供時間が6時間と8時間の場合
 - パターン1:単位を分けて別々のサービスを提供する場合
 - ①利用者 3人 サービス提供時間6H
 - ②利用者 12人 サービス提供時間 8H



○ 生活相談員の確保すべき勤務延時間数

単位	利用者	提供時間	確保すべき勤務延時間数
1	3 人	6H	9H (事業所における開始時刻から終了時
2	12 人	8H	刻まで(9:00~18:00))

○ 介護職員の確保すべき勤務延時間数

単位	利用者	提供時間	確保すべき勤務延時間数	
1	3 人	6H	6H(**)	
2	12 人	8H	8H(**)	

- ※ 利用者数が 15 人以下の場合は、確保すべき勤務延時間数=平均提供時間数
- ⇒単位ごとに、介護職員を常に1名以上確保する必要があるので、①単位 に6時間分、②単位に8時間分の配置が必要となる。
 - パターン 2:同一単位で同時一体的にサービスを提供する場合 ①利用者 15 人 サービス提供時間 6H (3名利用) と 8H (12名利用)



○ 生活相談員の確保すべき勤務延時間数

単位	利用者	提供時間	確保すべき勤務延時間数
①	15 人	9H	9H (9:00~18:00)

○ 介護職員の確保すべき勤務延時間数

単位	利用者	提供時間	確保すべき勤務延時間数
(1)	3人	6H	011 (0:00 - 10:00)
①	12 人	8H	9H (9:00~18:00)

→ 平均提供時間数は(3×6+12×8)÷15=7.6H となり、計算上の確保すべき勤務延時間数も7.6H となるが、指定通所介護の単位ごとに常に1名以上確保する必要があることから、確保すべき勤務延時間数は9Hとなる。

平成24 年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.1)

◇定員超過・人員欠如による減算

具体的な減算要件は以下のとおり。毎月月末時点で計算を行い、翌月の減算対象とならないか、各事業所で確認すること。

項	目	減算要件	減算内容
定員超過		月平均の利用者数が、県に提出した運営規程に 定める利用定員を超過した場合。 【算定式:単位毎(小数点切り上げ)】 <u>月延利用人数</u> サービス提供日数 *上式でいう『月延利用人数』とは、同時に受け入れ た最大利用者数を1か月分積み上げた数。	翌月から解消月ま での利用者全員の
介護職員		月平均の配置員数が、人員基準上必要とされる 員数から1割を超えて下回る場合 【算定式:単位毎)】 実際に勤務した勤務延時間数 ~0.9 基準上満たすべき勤務延時間数 *『基準上満たすべき勤務時間数』とは、基準上満た すべき従業者数にサービス提供時間を乗じた数。	報酬額を100分の70で算定する (一割の範囲内で人員基準を下回った場合は、翌々月から解消月までの利用者全員の報酬
	看護職員	月平均の配置員数が、人員基準上必要とされる 員数から1割を超えて下回る場合 【算定式:単位毎)】 サービス提供日に配置された延べ人員 サービス提供日数	額を 100 分の 70 で算定する)

- 【Q】 職員の欠員により減算の必要が生じた場合の事務手続きを教えてください。
- 【A】利用定員の超過及び職員欠員はその月の末日に確定するため、必然的に届出は事後になりますが、事実が確認され次第「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」により届け出てください(「職員の欠員による減算の状況」欄の「2看護職員」又は「3介護職員」に○をつける)。

また、次月以降に欠員が解消された場合は、解消された旨を同じく「介護給付費 算定に係る体制等に関する届出書」により届け出てください(「職員の欠員による 減算の状況」欄の「1なし」に \bigcirc をつける)。

○ 減算のあるなしに関わらず、人員欠如・定員超過は基準違反であるため、県及び市町村による指導(場合によっては取消等の処分)の対象となる。

都道府県は、従業者に欠員が生じている状態が継続する場合には、事業所に対し定員の 見直し又は事業の休止を指導するものとする。 <u>指導に従わずに事業を継続する事業所に対</u> しては、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

居宅算定基準留意事項

- (地域密着型)通所介護と第一号通所事業が一体的に行われている場合
 - 問47 (地域密着型) 通所介護と第一号通所事業指定 居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号)第 93 条第1項第3号に規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。)を一体的に行う事業所にあっては、それぞれの事業ごとに利用定員を定めるのか。それとも両事業の利用者を合算して利用定員を定めるのか。また、利用者の数が利用定員を超える場合(いわゆる定員超過減算)については、どのように取り扱うべきか。
 - 答47 (地域密着型) 通所介護と第一号通所事業が一体的に行われている事業所にあっては、(地域密着型) 通所介護の利用者と第一号通所事業の利用者との合算により利用定員を定めるものである。従って、例えば利用定員が 20 人の事業所にあっては、通所介護の利用者と第一号通所事業の利用者の合計が 20 人を超えた場合に、通所介護事業と第一号通所事業それぞれについて定員超過減算が適用される。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol. 3)

設備基準

- 下記設備は、専ら通所介護事業の用に供するものでなければならない。
- 専用区画の変更(増改築等)があった場合は、必ず変更届を提出すること。

設備	要件	
食堂及び機能訓練室	合計した面積(内法実測)が3㎡×利用定員以上の面積を有す	
	ること。	
静養室	(利用定員に見合った広さの専用の静養スペース)	
相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配 慮	
	されていること。	
事務室	(事務を行えるスペース)	
消火設備その他の非常災害	消防法その他の法令に規定された設備	
に際して必要な設備		
その他の設備	それぞれの用途に必要な広さと機能を有すること	

六 通所介護

2 設備に関する基準

(4) 設備に係る共用

指定通所介護事業所と指定居宅サービス事業所等を併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、設備基準上両方のサービスに規定があるもの(指定訪問介護事業所の場合は事務室)は共用が可能である。ただし、指定通所介護事業所の機能訓練室等と、指定通所介護事業所と併設の関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースについて共用する場合にあっては、以下の条件に適合することをもって、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。

- イ 当該部屋等において、指定通所介護事業所の機能訓練室等と指定通所リハビリテーション 等を行うためのスペースが明確に区分されていること。
- ロ 指定通所介護事業所の機能訓練室等として使用される区分が、指定通所介護事業所の設備 基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用され る区分が、指定通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たすこと。

また、玄関、廊下、階段、送迎車両など、基準上は規定がないが、設置されるものについても、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用が可能である。

なお、設備を共用する場合、居宅基準第104条第2項において、指定通所介護事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならないと定めているところであるが、衛生管理等に一層努めること。

基準解釈通知

運営基準

○ 重要事項を説明し、利用者の同意を得なければならない 居宅基準第8条

介護保険のサービスは、利用者及びその家族に十分な説明を行い、重要事項を記載した文書(重要事項説明書)を交付し、文書による同意を得たうえで開始すること。

- * 重要事項説明書に記載すべき事項
 - ① 運営規程の概要
 - ② 通所介護従業者の勤務体制
 - ③ 事故発生時の対応
 - ④ 苦情処理の体制
 - ⑤ 提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、 実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)
 - ⑥ その他 (秘密保持、衛生管理など)
- サービス提供の状況を記録しなければならない 居宅基準第19条

利用者及びサービス事業者が、支給限度額の残高やサービスの利用状況を把握できるようにするため、通所介護の提供日、内容等を記録しなければならない。

- * 介護報酬算定の根拠となる実際のサービス提供時間、送迎の時間、通所介護に従事した職員の氏名、職種名、配置時間等を明確にしておくこと。
- 利用者・家族に係る秘密を保持しなければならない 居宅基準第33条

業務上知り得た秘密を、正当な理由なく漏らしてはならない。

- * 従業者や元従業者が秘密を漏らすことがないよう、雇用時の取り決め等を行う。
- * サービス担当者会議等を行う場合に、利用者・家族の個人情報を利用する場合がある ため、あらかじめ文書による利用者・家族の同意を得ておく。

○ 利用料及び費用の徴収に係る留意事項 居宅基準第96条

利用者から徴収することができる利用料及び費用は以下の通り

利用料

「法定代理受領サービス」… 介護報酬告示上の額に、各利用者の介護保険負担割合証 に記載された負担割合を乗じた額

「法定代理受領サービス以外」…介護報酬告示上の額(10割)

- ② 通常の実施地域以外に居住する利用者の送迎費用
- ③ 時間延長料金
- ④ 食費
- ⑤ おむつ代
- ⑥ その他の日常生活費
 - (1) 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用
 - (2)利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合 に係る費用
- * 上記以外の費用の支払を受けることはできない。
- * 上記料金であっても徴収をするためには、運営規程に金額を明記し、重要事項を説明する際に利用者又はその家族に対して具体的に説明し、同意を得ておかなければならない。
- * 上記料金の支払いを受けた場合には、利用者に対して通所介護の利用回数、費用区分等を 明確にした領収書を交付しなければならない。

指定居宅サービス事業者は、法第四十一条第八項の規定により交付しなければならない領収証に、指定居宅サービスについて居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。)、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。

介護保険法施行規則第 65条

通所介護では、利用料以外に「その他の費用の額」として「指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用」を利用者から受け取ることができる。

基準解釈通知

利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定通所介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定通所介護に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならない。

基準解釈通知

○ 通所介護計画を作成しなければならない 居宅基準第99条

全ての利用者について、居宅サービス計画に沿った通所介護計画を作成し、その内容を利用者・家族に説明し、同意を得た上で交付すること。

- * 通所介護計画に記載すべき事項
 - ① 機能訓練等の目標
 - ② 目標を達成するための具体的なサービス内容 等
- * 他職種協働で、個々の利用者ごとに作成する。
- * 計画等の作成に関し経験のある者や、介護の知識について知識と経験を有する者がとりまとめを行う。
- * 利用者の状態変化等により居宅サービス計画が変更された場合には、通所介護計画も変更しなければならない。
- * 計画に沿ったサービス実施状況や評価についても説明を行う。

○ 運営規程 居宅基準第100条<★R3年度一部改正>

指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要 事項に関する規程(以下この章(第五節を除く。)において「運営規程」という。)を定めておか なければならない。

- 1 事業の目的及び運営の方針
- 2 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 3 営業日及び営業時間
- 4 指定通所介護の利用定員
- 5 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 6 通常の事業の実施地域
- 7 サービス利用に当たっての留意事項
- 8 緊急時等における対応方法
- 9 非常災害対策
- 10 虐待の防止のための措置に関する事項
- 11 その他運営に関する重要事項

六 通所介護

- 3 運営に関する基準
- (4) 運営規程

居宅基準第 100 条は、指定通所介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な 指定通所介護の提供を確保するため、同条第 1 号から第 11 号までに掲げる事項を内容と する規程を定めることを指定通所介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点 に留意するものとする。

① 営業日及び営業時間(第3号)

指定通所介護の営業日及び営業時間を記載すること。

なお、8時間以上9時間未満の指定通所介護の前後に連続して延長サービスを行う指定 通所介護事業所にあっては、サービス提供時間とは別に当該延長サービスを行う時間を運 営規程に明記すること(居宅基準第117条第3号についても同趣旨)。

例えば、提供時間帯(9時間)の前に連続して1時間、後に連続して2時間、合計3時間の延長サービスを行う指定通所介護事業所にあっては、当該指定通所介護事業所の営業時間は12時間であるが、運営規程には、提供時間帯9時間、延長サービスを行う時間3時間とそれぞれ記載するものとすること(居宅基準第117条第3号の「営業日及び営業時間」についても同趣旨)。

基準解釈通知

○ 職員の勤務体制を確保しなければならない 居宅基準第101条第1項及び第2項

通所介護事業の従業者の勤務形態を、月毎の勤務表として作成し、保管すること。

- * 勤務表に記載すべき事項(勤務表の様式:「勤務形態一覧表」)
 - ① 当該従業者の職種
 - ② 勤務時間数
 - ③ 常勤・非常勤の別
 - ④ 兼務の状況 等

サービス提供を、当該指定通所介護事業所の従業者によって行わなければならない。

- * 通所介護事業所の従業者は、個人情報を取扱う場合や事故発生時等に、職員として対応する者でなければならない。
- * 調理、洗濯、清掃等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託も可。
- 資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

居宅基準第101条第3項<★R3年度一部改正>

指定介護事業所事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

その際、全ての通所介護従業者(以下①~⑮の有資格者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。(令和6年3月

- 31 日までは努力**義務**) ① 看護師・准看護師
 - ② 介護福祉士
 - ③ 介護支援専門員
 - ④ 実務者研修修了者
 - ⑤ 介護職員初任者研修過程修了者
 - ⑥ 生活援助従事者研修修了者
 - ⑦ 介護職員基礎研修過程修了者
 - ⑧ 訪問介護員養成研修1級課程修了者·2級課程修了者
 - ⑨ 社会福祉士
 - ⑩ 医師・歯科医師
 - ① 薬剤師
 - (I) 理学療法士·作業療法士·言語聴覚士
 - ③ 精神保健福祉士
 - ⑭ 管理栄養士・栄養士
 - ⑤ あん摩マッサージ師・はり師・きゅう師
- 認知症介護基礎研修の義務付けについて
- 問3 養成施設及び福祉系高校で認知症に係る科目を受講したが介護福祉士資格は有していない者は、義務づけの対象外とすることが可能か。
- 答3 養成施設については 卒業証明書及び履修科目証明書により、事業所及び自治体が認知症 に係る科目を受講していることが確認できることを条件として対象外とする。なお、福祉 系高校の卒業者については、認知症に係る教育内容が必修となっているため、 卒業証明書

により単に卒業が証明できれば対象外として差し支えない。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.3)

- 問4 認知症介護実践者研修の修了者については、義務づけの対象外とすることが可能か。
- 答4 認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修等の認知症の介護等に係る研修を修了した者については、義務づけの対象外として差し支えない。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.3)

- 問5 認知症サポーター等養成講座の修了者については、義務づけの対象外とすることが可能か。
- 答5 認知症サポーター等養成講座は、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者を養成するものであるが、一方で、認知症介護基礎研修は認知症介護に携わる者が認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を実施する上での、基礎的な知識・技術及び理念を身につけるための研修であり、その目的・内容が異なるため、認知症サポーター等養成講座修了者は、義務付けの対象外とはならない。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.3)

- 問6 人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わる可能性がない者についても、義務付けの対象となるのか。
- 答6 人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わる可能性がない者については、義務付けの対象外である。一方で、義務付けの趣旨を踏まえ、認知症介護に携わる者が認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を実施するためには、人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わらない者であっても、当該研修を受講することを妨げるものではなく、各施設において積極的に判断いただきたい。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.3)

- 問7 外国人介護職員についても、受講が義務づけられるのか。
- 答7 <u>EPA介護福祉士、在留資格「介護」等の医療・福祉関係の有資格者を除き、従業員</u> の員数として算定される従業者であって直接介護に携わる可能性がある者については、 在留資格にかかわらず、義務づけの対象となる。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.3)

- 問10 <u>外国人介護職員が研修内容を理解して受講できるように、多言語化された研修教材</u> は提供されるのか。
- 答10 <u>令和3年度中に、日本語能力試験のN4レベルを基準としたeラーニング教材の作成を行うとともに、介護分野の在留資格「特定技能」に係る試験を実施している言語</u>(フィリピン、インドネシア、モンゴル、ネパール、カンボジア、ベトナム、中国、タ

イ、ミャンマーの言語)を基本として外国人介護職員向けの e ラーニング補助教材を作成することを予定している。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.3)

○ ハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

居宅基準第101条第4項<★R3年度新設>

指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動(セクシャルハラスメント)又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されること (パワーハラスメント)を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

* 中小企業(医療・介を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が 5000万円以下又は常時使用する従業者の数が100人以下の企業)は、令和4年4月1 日より義務化。

○ ハラスメント対策

イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容

事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。

- ① 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない 旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。
- ② 相談(苦情を含む。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口 をあらかじめ定め、労働者に周知すること。
- ロ 事業主が講じることが望ましい取組について

パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)及び③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められたことから、イ(事業主が講ずべき措置の具体的内容)の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にされたい。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)

基準解釈通知

- 非常災害対策を立てておかなければならない **居宅基準第103条<★R3年度一部改正>**
 - 非常災害に関する具体的計画を立てておかねばならない。
 - * 消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む)
 - * 風水害、地震等の災害に対処するための計画 関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に従業者に周知しておかなければならない。
 - * 地域の消防機関への通報体制
 - * 消防団や地域住民との連携 定期的に避難・救助等の訓練を行わなければならない。

<u>上記の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなけれ</u>ばならない。

○ 感染症が発生し、又はまん延しないように措置を講じなければならない **居宅基準第104条** <★R3 年度一部改正>

具体的には、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 1 指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する 委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月 に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図るこ と。
- 2 指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 3 指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

○ 地域との連携等 居宅基準第104条の2<★R3年度新設>

- 1 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。
- 2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する 利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者 に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

○ 事故発生時の対応 居宅基準第104条の3

- 1 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した 場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡 を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定通所介護以外のサービス (宿泊サービス) の提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

居宅基準第 104 条の 3 は、利用者が安心して指定通所介護の提供を受けられるよう、 事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定通所介護事業者は、利用者に対 する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当 該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべき こととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなけ ればならないこととしたものである。

また、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

居宅基準第 104 条の 4 第 2 項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置 についての記録は、2 年間保存しなければならない。このほか、以下の点に留意するものとする。

- ① 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定通所介護事業者が定めておくことが望ましいこと。
- ② 指定通所介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。
- ③ 指定通所介護事業者は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

なお、<u>夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービス</u>の提供により事故が発生した場合は、以上を踏まえた同様の対応を行うこととする。

基準解釈通知

※ 和歌山県においては、条例により、サービスを提供した日から5年間保存しなければならないと定めています。

○ 記録を整備しなければならない 居宅基準第104条の4

事業者は、以下の記録を整備しておかなければならない。

- ① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録
- ② 利用者に対する通所介護の提供に関する記録
 - (1) 通所介護計画
 - (2) 具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 利用者に関する市町村への通知に関する記録
 - (4) 利用者からの苦情の内容等の記録
 - (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - *和歌山県指定の事業所については、条例により、上記の記録は、サービス提供の日から5年間保存しなければならない。

○ 会計の区分 居宅基準第105条

指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

※複数のサービスを提供している場合や有料老人ホームに併設している場合もそれぞれ 会計を分ける必要がある。

介護報酬算定に関する基準について

(1) 基本単位について<★令和3年度一部改正>

○ 短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型 居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着 型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は算定でき ない。

令和3年4月1日~(一部抜粋)

事業所規模		通常規模型	大規模型			
前年度の 1月当たり平均		750 人以下	751 人以上	901 人以上(Ⅱ)		
利用延人員			900 人以下(I)			
介護報酬	要介護 1	666 単位	644 単位	620 単位		
〈8 時間以上	要介護 2	787 単位	761 単位	733 単位		
9 時間未満	要介護3	911 単位	881 単位	848 単位		
の場合〉	要介護 4	1,036 単位	1,002 単位	965 単位		
	要介護 5	1,162 単位	1,122 単位	1,081 単位		

○ 「令和3年9月30日までの基本報酬上乗せ分」について

① <u>今和3年4月1日から令和3年9月30日までは、基本報酬に「令和3年9月30日</u>までの上乗せ分」を加えた額が基本報酬となる。

具体的には、1月当たりの基本報酬に0.1%を乗じた額(四捨五入。ただし、1単位未満となる場合は切り上げ。)が「令和3年9月30日までの上乗せ分」の額となる。

ただし、基本報酬に加減算を乗じた額をサービスコードとしている場合には、当該サービスコードによる1月あたりの算定単位数に「令和3年9月30日までの上乗せ分」を乗じることとなる。

- ※ 詳細については、下記のWAMNETに掲載している「I 介護報酬改定関係資料 資料10「令和3年9月30日までの上乗せ分の算定対象となる報酬について(新規 資料)」」を参考とすること。
- ② 基本報酬に係るその他の加減算(共生型サービスにおける減算、特別地域加算、同一建物減算等)の計算対象に、「令和3年9月30日までの上乗せ分」を含める。
- ③ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算の計算対象に、「令和3年9月30日までの上乗せ分」を含める。

O WAMNET

https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail?gno=7820

(2) 事業所規模による区分の取扱いについて

- 通所介護費の算定の基礎となる「事業所規模」の区分は、前年度の 1 月当たりの平均利 用延人員数により決定される。
 - ※ 平均利用延人員数の算定にあたっては、3月分を除くことに注意!
- 正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施している事業所については、利用延人員数 に6/7を乗じて月当たりの平均利用者数を計算する。
- 上記にかかわらず、以下の場合は、利用定員に90%をかけた推計値により決定する。
 - ① 前年度の実績が6月に満たない事業者の場合(新規指定事業者を含む。)
 - ② 前年度から定員を概ね25%以上変更して事業を実施しようとする場合(ただし、4月1日付けの変更に限る。)
- 事業所規模の算定は、一体的に運営する第一号通所事業の利用人員も含む。また、1 つ の事業所が複数単位を実施する場合は、全ての単位を合算で行う。

(4) 事業所規模による区分の取扱い

- ① 事業所規模による区分については、施設基準第5号イ(1)に基づき、前年度の1月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所介護費を区分しているところであるが、当該平均利用延人員数の計算に当たっては、同号の規定により、当該指定通所介護事業所に係る指定通所介護事業者が第一号通所事業(指定居宅サービス等基準第93条第1項第3号に規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。)の指定を受け一体的に事業を実施している場合は、当該第一号通所事業における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含むこととされているところである。したがって、仮に指定通所介護事業者が第一号通所事業の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、当該平均利用延人員数には当該第一号通所事業の平均利用延人員数は含めない取扱いとする。
- ② 平均利用延人員数の計算に当たっては、3 時間以上 4 時間未満、4 時間以上 5 時間未満の報酬を算定している利用者(2 時間以上 3 時間未満の報酬を算定している利用者を含む。)については、利用者数に 2 分の 1 を乗じて得た数とし、5 時間以上 6 時間未満、6 時間以上 7 時間未満の報酬を算定している利用者については利用者数に 4 分の 3 を乗じて得た数とする。また、平均利用延人員数に含むこととされた第一号通所事業の利用者の計算に当たっては、第一号通所事業の利用時間が 5 時間未満の利用者については、利用者数に 2 分の 1 を乗じて得た数とし、利用時間が 5 時間以上 6 時間未満、6 時間以上 7 時間未満の利用者については、利用者に 4 分の 3 を乗じて得た数とする。ただし、第一号通所事業の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えない。

また、1 月間(歴月)、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施した月における 平均利用延人員数については、当該月の平均利用延人員数に7分の6を乗じた数による ものとする。

- ③ 前年度の実績が 6 月に満たない事業者(新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む。)又は前年度から定員を概ね 25%以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、都道府県知事に届け出た当該事業所の利用定員の 90%に予定される 1 月当たりの営業日数を乗じて得た数とする。
- ④ 毎年度 3 月 31 日時点において、事業を実施している事業者であって、4 月以降も引き続き事業を実施するものの当該年度の通所介護費の算定に当たっては、前年度の平均利用延人員数は、前年度において通所介護費を算定している月(3 月を除く。)の 1 月当たりの平均利用延人員数とする。
- ⑤ 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例については、令和3年3月16日付け老認発0316第4号他厚生労働省老健局関係課長通知「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(85ページ)を参照すること。
- 指定通所介護事業者は、毎年3月に事業所規模算定区分の確認を行う必要がある。
- 変更がある場合は、3 月 15 日までに「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」、「事業所規模チェック表」を作成し、所轄の振興局健康福祉部へ提出すること(変更がない場合は届出の必要なし。)。

(3) その他介護給付費算定に係る取扱いについての注意点

○ 災害時等の取扱いについて

- 1 災害その他のやむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月(災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。)の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにも関わらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。また、この場合にあっては、やむを得ない理由により受け入れた利用者については、その理由を明確に区分した上で、平均利用延人数に含まないこととする。
- 2 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の基本報酬への加算の内容については、令和3年3月16日付け老認発0316第4号他厚生労働省老健局関係課長通知「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(85ページ)を参照すること。

居宅算定基準留意事項

○ 所要時間による区分の取扱い

所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、通所介護計画に位置づけられた内容の通所介護を行うための標準的な時間によることとされたところであり、単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、通所介護のサービスが提供されているとは認められないものであること。したがって、この場合は当初計画に位置づけられた所要時間に応じた所定単位数が算定されるものであること(このような家族等の出迎え等までの間の「預かり」サービスについては、利用者から別途利用料を徴収して差し支えない。)。

これに対して、当日の利用者の心身の状況から、実際の通所介護の提供が通所介護計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には通所介護計画上の単位数を算定して差し支えない。なお、通所介護計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、通所介護計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定すること。

居宅算定基準留意事項

○ 2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合の取扱い <u>減算を行う必要がある</u>ため、34ページを参照。

○ 送迎時における居宅内介助の評価

通所介護を行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれないものであるが、<u>送</u>迎時に実施した居宅内での介助等(着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締まり等)に要する時間は、次のいずれの要件も満たす場合、1日30分以内を限度として、通所介護を行うのに要する時間に含めることができる。

- ① 居宅サービス計画及び通所介護計画に位置付けた上で実施する場合
- ② 送迎時に居宅内の介助等を行う者が、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、一級課程修了者、介護職員初任者研修修了者(二級課程修了者を含む。)、看護職員、機能訓練指導員又は当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員である場合

居宅算定基準留意事項

- 指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービス (以下「宿泊サービス」)を提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について
- ・宿泊サービスは介護保険制度外の自主事業であるが、利用者保護の観点から、利用者に 対するサービス提供に支障がないかを指定権者が適切に判断できるよう、宿泊サービス の実態を把握するための届出を導入するとともに、事故報告の仕組みを構築する。
- ・宿泊サービスの最低限の質を担保するという観点から、国において指針が定められた。

居宅基準第95条第4項(設備及び備品等)

前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及 び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービス の内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定通所介護事業者に係る指定を行った 都道府県知事(指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同 じ。)に届け出るものとする。

居宅基準第104条の3第4項(事故発生時の対応)

指定通所介護事業者は、第95条第4項の指定通所介護以外のサービスの提供により 事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置(市町村、家族、 居宅介護支援事業者等への連絡及び必要な措置、事故の状況及び採った処置についての 記録)を講じなければならない。

宿泊サービスを提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に当該指定通所介護事業者に係る指定を行った都道府県知事、指定都市又は中核市の市長(以下「指定権者」という。)に届け出る必要があり、当該サービスの届出内容については、所定の様式によるものとする。また、指定通所介護事業者は宿泊サービスの届出内容に係る介護サービス情報を都道府県に報告し、都道府県は情報公表制度を活用し宿泊サービスの内容を公表することとする。

指定通所介護事業者は届け出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は、変更の 事由が生じてから10日以内に指定権者に届け出るよう努めることとする。また、宿 泊サービスを休止又は廃止する場合は、その休止又は廃止の日の1月前までに指定 権者に届け出るよう努めることとする。

居宅基準解釈通知

※ 厚生労働省より「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定 通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について」(平成27年4月30日老振発第0430第1号、老老発第0430第1号、老推発第0430第1号)が発出されています。届出の方法等については、和歌山県ホームページ「きのくに介護 de ネット」をご確認ください。

各種加算等について

通所介護における感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の加算(以下「3%加算」という。) や事業所別の報酬区分の決定に係る特例による評価(以下「規模区分の特例」という。)

「3%加算」や「規模区分の特例」の対象となる感染症又は災害については、これが発生した場合、対象となる旨を厚生労働省から事務連絡により通知される。なお、今般の新型コロナウイルス感染症は、「3%加算」や「規模区分の特例」の対象となる。

1 3%加算 <★R3年度新設>

- 「3%加算」は、減少月の利用延人員数が、当該減少月の前年度の1月当たりの平均利用延人員数(以下「算定基礎」という。)から100分の5(以下「5%」と表記する。)以上減少している場合に、当該減少月の翌々月から3月以内に限り、基本報酬の100分の3(以下「3%」と表記する。)に相当する単位数を加算する。
- 令和3年2月又は3月に利用延人員数の減が生じた場合、前年度(令和元年度)の 1月当たりの平均利用延人員数又は前年同月(令和2年2月又は3月)の利用延人員 数のいずれか(以下「減少月が令和3年2月又は3月の場合の算定基礎」という。) と比較することにより、算定の判定を行うことができる。
- 利用延人員数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の 事情があると指定権者が認める場合には、当該加算の算定期間が終了した月の翌月から3月以内に限って延長が可能である。
- 3%加算の延長を申請する場合でも、加算適用の申請を行った際の算定基礎(減少 月が令和3年2月又は3月の場合の算定基礎を含む。以下同じ。)により判定を行う こととする。
- 加算算定の期間内又は加算延長の期間内に、月の利用延人員数が算定基礎から 5% 以上減少していなかった場合は、当該月の翌月をもって算定終了とする。
- <u>3%加算及び規模区分の特例の適用要件のいずれにも該当する事業所においては、</u> 規模区分の特例を適用することとする。
- 問5 3%加算については、加算算定終了の前月においてもなお、利用延人員数が5%以上減少している場合は、加算算定の延長を希望する理由を添えて、加算算定延長の届出を行うこととなっているが、どのような理由があげられている場合に加算算定延長を認めることとすればよいのか。都道府県・市町村において、届出を行った通所介護事業所等の運営状況等を鑑み、判断することとして差し支えないのか。
- 答 5 通所介護事業所等から、利用延人員数の減少に対応するための 経営改善に時間を 要すること等の理由が提示された場合においては、加算算定の延長を認めることとし て差し支えない。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.1)

問21 新型コロナウイルス感染症の影響により利用延人員数が減少した場合、3%加算 算定の届出は年度内に1度しか行うことができないのか。例えば、令和3年4月に 利用延人員数が減少し、令和3年5月に3%加算算 定の届出を行い、令和3年6 月から3%加算を算定した場合において、令和3年6月に利用延人員数が回復し、 令和3年7月をもって3%加算の算定を終了した事業所があったとすると、当該事業所は令和3年度中に再び利用延人員数が減少した場合でも、再度3%加算を算定することはできないのか。

答21 感染症や災害(3%加算の対象となる旨を厚生労働省から事務連絡によりお知らせしたものに限る。)によって利用延人員数の減少が生じた場合にあっては、基本的に一度3%加算を算定した際とは別の感染症や災害を事由とする場合にのみ、再度3%加算を算定することが可能である。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.3)

2 | 規模区分の特例 <★R3 年度新設>

○ 大規模型事業所における令和3年2月又は3月の利用延人員数の減少に係る取扱い

令和3年2月又は3月は、当該月の利用延人員数が、減少月が令和3年2月又は3月の場合の算定基礎から5%以上減少しているかのみを判定する。なお、令和3年2月又は3月の利用延人員数の減少に基づき、令和3年4月1日又は4月15日までに3%加算算定の届出を行い、令和3年4月又は5月より加算の算定を開始した場合、加算算定期間中の利用延人員数がより小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数と同等となった場合は、加算算定期間中でも規模区分の特例適用の届出を行うことができる。

「規模区分の特例」は、減少月の利用延人員数がより小さい事業所規模別の報酬区分の 利用延人員数と同等となった場合には、当該減少月の翌々月から当該より小さい事業所 規模別の報酬区分を適用する。

- 具体的には、大規模型IIについては、減少月の利用延人員数が 750 人超 900 人以下となった場合は大規模型Iを、750 人以下となった場合は通常規模型を算定することとする。また、大規模型Iについては、減少月の利用延人員数が 750 人以下となった場合は、通常規模型を算定することとする。
- 当該特例の適用期間内に、月の利用延人員数が、当該より小さい事業所規模別の報酬 区分の利用延人員数を超え、かつ、当該特例適用前の事業所規模別の報酬区分の利用延 人員数まで戻った場合は、当該月の翌月をもって当該特例の適用は終了とする。
- 当該特例の適用は、早くても令和3年6月算定分からとなる。
- 問2 新型コロナウイルス感染症については、基本報酬への3%加算(以下「3%加算」という。)や事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例(以下「規模区分の特例」という。)の対象となっているが、現に感染症の影響と想定される利用延人員数の減少が一定以上生じている場合にあっては、減少の具体的な理由(例えば、当該事業所の所在する地域に緊急事態宣言が発令されているか、当該事業所が都道府県、保健所を設置する市又は特別区からの休業の要請を受けているか、当該事業所において感染者が発生したか否か等)は問わないのか。
- 答2 対象となる旨を厚生労働省から事務連絡によりお知らせした感染症又は災害については、利用延人員数の減少が生じた具体的な理由は問わず、当該感染症又は災害の影響と想定される利用延人員数の減少が一定以上生じている場合にあっては、3%加算や規模区分の特例を適用することとして差し支えない。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.1)

- 問7 規模区分の特例適用の届出は年度内に1度しか行うことができないのか。例えば、令和3年4月に利用延人員数が減少し、令和3年5月に規模区分の特例適用の届出を行い、令和3年6月から規模区分の特例を適用した場合において、令和3年6月に利用延人員数が回復し、令和3年7月をもって規模区分の特例の適用を終了した事業所があったとすると、当該事業所は令和3年度中に再び利用延人員数が減少した場合でも、再度特例の適用の届出を行うことはできないのか。
- 答7 通所介護(大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱ)、通所リハビリテーション事業所 (大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱ)については、利用延人員数の減少が生じた場合においては、感染症又は災害(規模区分の特例の対象となる旨を厚生労働省から事務連絡によりお知らせしたものに限る。)が別事由であるか否かに関わらず、年度内に何度でも規模区分の特例適用の届出及びその適用を行うことが可能である。また、同一のサービス提供月において、3%加算の算定と規模区分の特例の適用の両方を行うことはできないが、同一年度内に3%加算の算定と規模区分の特例の適用の両方を行うことは可能であり、例えば、以下も可能である。(なお、同時に3%加算の算定要件と規模区分の特例の適用要件のいずれにも該当する場合は、規模区分の特例を適用することとなっていることに留意すること。)
 - 年度当初に3%加算算定を行った事業所について、3%加算算定終了後に規模区分 の特例適用の届出及びその適用を行うこと。(一度3%加算を算定したため、年度内 は3%加算の申請しか行うことができないということはない。)
 - 年度当初に規模区分の特例適用を行った事業所について、規模区分の特例適用終了 後に3%加算算定の届出及びその算定を行うこと。(一度規模区分の特例を適用した ため、年度内は規模区分の特例の適用しか行うことができないということはない。)

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.1)

- 問13 3% 加算や規模区分の特例を適用するにあたり、通所介護事業所等において利用者 又はその家族への説明や同意の取得を行う必要はあるか。また、利用者又はその家族 への説明や同意の取得が必要な場合、利用者又はその家族への説明を行ったことや、 利用者又はその家族から同意を受けたことを記録する必要はあるか。
- 答13 3%加算や規模区分の特例を適用するにあたっては、通所介護事業所等が利用者又 はその家族への説明や同意の取得を行う必要はない。なお、介護支援専門員が居宅サ ービス計画の原案の内容(サービス内容、サービス単位/金額等)を利用者又はその 家族に説明し同意を得ることは必要である。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol. 1)

- 問14 <u>3%加算や規模区分の特例を適用する場合は、通所介護事業所等を利用する全ての</u>利用者に対し適用する必要があるのか。
- 答14 3%加算や規模区分の特例は、感染症や災害の発生を理由として利用延人員数が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から設けられたものであり、この趣旨を鑑みれば、当該通所介護事業所等を利用する全ての利用者に対し適用することが適当である。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol. 1)

問22 3%加算や規模区分の特例の対象となる感染症又は災害については、これが発生した場合、対象となる旨が厚生労働省より事務連絡で示されることとなっているが、対象となった後、同感染症又は災害による3%加算や規模区分の特例が終了する場合も事務連絡により示されるのか。

答22

- ・ 新型コロナウイルス感染症による3%加算や規模区分の特例にかかる取扱いは、今後 の感染状況等を踏まえ、厚生労働省にて終期を検討することとしており、追って事務連 絡によりお示しする。
- ・ なお、災害については、これによる影響が継続する期間等は地域によって異なることも想定されることから、特例の終期については、厚生労働省から考え方をお示しする、 又は基本的に都道府県・市町村にて判断する等、その在り方については引き続き検討を 行った上で、お示ししていくこととする。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.3)

3 2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合の減算

- 4時間以上5時間未満の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。
 - ・やむを得ない事情がある場合に限った例外的なサービスの提供である。
 - ・利用者の心身その他の状況からやむを得ない事情をアセスメントにより把握し、プラン に記載しておくこと。
 - (2) 2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合の取扱い

2時間以上3時間未満の通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者(利用者等告示第14号)であること。なお、2時間以上3時間未満の通所介護であっても、通所介護の本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではなく、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されるべきものであること。

居宅算定基準留意事項

4 延長加算

- 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の通所介護の前後に連続して日常生活上の世話を行う 場合に算定可能。
- 通所介護の所要時間と前後に行う日常生活上の世話の所要時間を通算した時間(「算 定対象時間」)が、

9 時間以上 10 時間未満の場合 +50 単位

10 時間以上 11 時間未満の場合 +100 単位

11 時間以上 12 時間未満の場合 +150 単位

12 時間以上 13 時間未満の場合 +200 単位

13 時間以上 14 時間未満の場合 +250 単位

- 延長サービスに係る利用料(介護給付費対象外サービス)
 - ・ 運営規程及び重要事項説明書に記載されていること。
 - ・ 利用者またはその家族に対し、事前に文書で説明をした上で同意を得ること。
 - 延長加算との二重計上は不可。
- 問27 所要時間が8時間未満の場合でも、延長加算を算定することはできるか。
- 答27 延長加算は、所要時間8時間以上9時間未満の指定通所介護等を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合等に算定するものであることから、算定できない。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.3)

- 問28 <u>サービス提供時間の終了後から延長加算に係るサービスが始まるまでの間はどのよ</u> うな人員配置が必要となるのか。
- 答28 延長加算は、所要時間8時間以上9時間未満の指定通所介護等を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合等に算定するものであることから、例えば通所介護等のサービス提供時間を8時間30分とした場合、延長加算は8時間以上9時間未満に引き続き、9時間以上から算定可能である。サービス提供時間終了後に日常生活上の世話をする時間帯(9時間に到達するまでの30分及び9時間以降)については、サービス提供時間ではないことから、事業所の実情に応じて適当数の人員を配置していれば差し支えないが、安全体制の確保に留意すること。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.3)

- 問29 延長サービスに係る利用料はどのような場合に徴収できるのか。
- 答29 通常要する時間を超えた場合の延長サービスに係る利用料については、サービス提供時間が9時間未満である場合において行われる延長サービスやサービス提供時間が14時間以上において行われる延長サービスについて徴収できるものである。また、サービス提供時間が14時間未満である場合において行われる延長サービスについて、延長加算にかえて徴収することができる。(同一時間帯について延長加算に加えて利用料を上乗せして徴収することはできない。)なお、当該延長加算を算定しない場合においては、延長サービスに係る届出を行う必要はない。

(参考) 延長加算及び延長サービスに係る利用料徴収の例

- ① サービス提供時間が8時間であって、6時間延長サービスを実施する場合
 - → 8時間までの間のサービス提供に係る費用は、所要時間区分が8時間以上9時間未 満の場合として算定し、9時間以降 14 時間までの間のサービス提供に係る費用は、 延長加算を算定する。
- ② サービス提供時間が8時間であって、7時間延長サービスを実施する場合
 - → 8時間までの間のサービス提供に係る費用は、所要時間区分が8時間以上9時間未満の場合として算定し、9時間以降 14 時間までの間のサービス提供に係る費用は、延長加算を算定し、14 時間以降 15 時間までの間のサービス提供 に係る費用は、延長サービスに係る利用料として徴収する。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.3)

- 5 中山間地域等に居住する者にサービスを提供する場合の加算
- 各事業所が、運営規程に定めている通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供する場合に、1日につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- ※「通常の事業の実施地域」とは、事業所の運営規程に定める「通常の事業の実施地域」。 この加算を算定する場合、通常の事業の実施地域を越えた場合の交通費は徴収不可。

中山間地域等とは

- ① 離島振興対策実施地域(離島振興法)
- ② 奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法)
- ③ 豪雪地带(豪雪地带对策特別措置法)
- ④ 辺地(辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律)
- ⑤ 振興山村(山村振興法)
- ⑥ 小笠原諸島(小笠原諸島振興開発特別措置法)
- ⑦ 半島地域(半島振興法)
- ⑧ 特定農山村地域(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に 関する法律)
- ⑨ 過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法)
- ⑩ 離島(沖縄振興特別措置法)

- 6 入浴介助加算 <★R3 年度一部改正>
 - 加算(I)…40 単位/日、加算(II)…55 単位/日
 - ※実際に入浴サービスを行った場合のみ算定可(シャワー浴:可、清拭:不可)
- 厚生労働大臣が定める基準(平成 27 年厚生労働省告示第 95 号)
 - 14 の 3 通所介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費及び介護予防 認知症対応型通所介護費における入浴介助加算の基準
 - <u>イ</u> 入浴介助加算(I) 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して 行われる入浴介助であること。
 - ロ 入浴介助加算(Ⅱ) 次のいずれにも適合すること。
 - (1) イに掲げる基準に適合すること。
 - (2) 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員その他の職種の者(以下この号において「医師等」という。)が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。当該訪問において、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又はその家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にあると認められる場合は、訪問した医師等が、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第二条に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。)の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所(指定居宅サービス等基準第百九十四条第一項に規定する指定福祉用具貸与事業所をいう。)若しくは指定特定福祉用具販売事業所(指定居宅サービス等基準第二百八条第一項に規定する指定特定福祉用具販売事業所をいう。)の福祉用具専門相談員(介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。
 - (3) 当該指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定認知症対応型通所介護事業所又は指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第十三条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「機能訓練指導員等」という。)が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等との連携の下で、当該利用者の身体の状況、訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成すること。
 - (4) (3)の入浴計画に基づき、個浴(個別の入浴をいう。以下同じ。)その他の利用者の居宅の状況に近い環境で、入浴介助を行うこと。
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅 療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額 の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
 - (8) 入浴介助加算について
 - ア 入浴介助加算(I)について
 - ① 入浴介助加算 (I) は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について 算定されるものである (大臣基準告示第14号の3) が、この場合の「観察」と

- は、自立生活支援のための見守り的援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となるものであること。なお、この場合の入浴には、利用者の自立生活を支援する上で最適と考えられる入浴手法が、部分浴(シャワー浴含む)等である場合は、これを含むものとする。
- ② 通所介護計画上、入浴の提供が位置付けられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できない。

イ 入浴介助加算(Ⅱ)について

- ① T①及び②を準用する。この場合において、T①の「入浴介助加算(I)」は、「入浴介助加算(I)」に読み替えるものとする。
- ② 入浴介助加算(II)は、利用者が居宅において、自身で又は家族若しくは居宅で入浴介助を行うことが想定される訪問介護員等(以下(8)において「家族・訪問介護員等」という。)の介助によって入浴ができるようになることを目的とし、以下 a ~ c を実施することを評価するものである。なお、入浴介助加算(II)の算定に関係する者は、利用者の状態に応じ、自身で又は家族・訪問介護員等の介助により尊厳を保持しつつ入浴ができるようになるためには、どのような介護技術を用いて行うことが適切であるかを念頭に置いた上で、 a ~ c を実施する。
 - a 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等(利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員を含む。)が利用者の居宅を訪問(個別機能訓練加算を取得するにあたっての訪問等を含む。)し、利用者の状態をふまえ、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価する。その際、当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが可能であると判断した場合、指定通所介護事業所に対しその旨情報共有する。また、当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、指定通所介護事業所の従業者以外の者である場合は、書面等を活用し、十分な情報共有を行うよう留意すること。
 - (※) 当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが難しいと判断した場合は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、利用者及び当該利用者を担当する介護支援専門員等に対し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行う。
 - b 指定通所介護事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問し評価した者との連携の下で、当該利用者の身体の状況や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。なお、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができるものとする。
 - c bの入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、 入浴介助を行う。なお、この場合の「個浴その他の利用者の居宅の状況に近い 環境」とは、手すりなど入浴に要する福祉用具等を活用し利用者の居宅の浴室 の環境を個別に模したものとして差し支えない。また、入浴介助を行う際は、 関係計画等の達成状況や利用者の状態をふまえて、自身で又は家族・訪問介護 員等の介助によって入浴することができるようになるよう、必要な介護技術の 習得に努め、これを用いて行われるものであること。なお、必要な介護技術の 習得にあたっては、既存の研修等を参考にすること。

○ 入浴介助加算(Ⅱ)

問1 入浴介助加算(Ⅱ)は、利用者が居宅において利用者自身で又は家族等の介助により 入浴を行うことができるようになることを目的とするものであるが、この場合の「居 宅」とはどのような場所が想定されるのか。

答1

- ・ 利用者の自宅(高齢者住宅(居室内の浴室を使用する場合のほか、共同の浴室を使用する場合も含む。)を含む。)のほか、利用者の親族の自宅が想定される。なお、自宅に浴室がない等、具体的な入浴場面を想定していない利用者や、本人が希望する場所で入浴するには心身機能の大幅な改善が必要となる利用者にあっては、以下①~⑤をすべて満たすことにより、当面の目標として通所介護等での入浴の自立を図ることを目的として、同加算を算定することとしても差し支えない。
 - ① 通所介護等事業所の浴室において、医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等(利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員を含む。)が利用者の動作を評価する。
 - ② 通所介護等事業所において、自立して入浴することができるよう必要な設備(入浴に関する福祉用具等)を備える。
 - ③ 通所介護等事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の動作を評価した者等との連携の下で、当該利用者の身体の状況や通所介護等事業所の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。なお、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができるものとする。
 - ④ 個別の入浴計画に基づき、通所介護等事業所において、入浴介助を行う。
 - ⑤ 入浴設備の導入や心身機能の回復等により、通所介護等以外の場面での入浴が想定できるようになっているかどうか、個別の利用者の状況に照らし確認する。
- なお、通所リハビリテーションについても同様に取り扱う。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.8)

問2 入浴介助加算(Ⅱ)について、医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等(利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員を含む。)が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価することとなっているが、この他に評価を行うことができる者としてどのような者が想定されるか。

答 2

- ・ 地域包括支援センターの担当職員、福祉・住環境コーディネーター2級以上の者等が想定される。
- なお、通所リハビリテーションについても同様に取扱う。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.8)

- 問3 入浴介助加算(Ⅱ)については、算定にあたって利用者の居宅を訪問し、浴室における 当該利用者の動作及び浴室の環境を評価することとなっているが、この評価は算定開始 後も定期的に行う必要があるのか。
- 答3 当該利用者の身体状況や居宅の浴室の環境に変化が認められた場合に再評価や個別の入浴計画の見直しを行うこととする。

- 問4 入浴介助加算(Ⅱ)では、個別の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行うこととなっているが、この場合の入浴介助とは具体的にどのような介助を想定しているのか。
- 答4 利用者の入浴に係る自立を図る観点から、入浴に係る一連の動作のうち、利用者が自身の身体機能のみを活用し行うことができる動作については、引き続き実施できるよう見守り的援助を、介助を行う必要がある動作については、利用者の状態に応じた身体介助を行う。なお、入浴介助加算(Ⅱ)の算定にあたっての関係者は、利用者の尊厳の保持に配慮し、その状態に応じ、利用者自身で又は家族等の介助により入浴ができるようになるよう、常日頃から必要な介護技術の習得に努めるものとする。

<参考:利用者の状態に応じた身体介助の例>

- ※ 以下はあくまでも一例であり、同加算算定に当たって必ず実施しなければならない ものではない。
- 座位保持ができるかつ浴槽をまたぐ動作が難しい利用者が浴槽に出入りする場合

シャワーチェア (座面の高さが浴槽の高さと同等のもの)、浴槽用手すり、浴槽内いすを準備する。 シャワーチェアに座る。 シャワーチェアから腰を浮かせ、浴槽の縁に腰掛ける。 分助者は、利用者の足や手の動作の声かけをする。必要に応じて、利用者の上半身や下肢を支える。 足を浴槽に入れる。 介助者は利用者の体を支え、足を片方ずつ浴槽に入れる動作の声かけをする。必要に応じて、利用者の上半身を支えたり、浴槽に足をいれるための持ち上げ動作を支える。 ゆっくり腰を落とし、浴槽内いすに腰掛けて、湯船につかる。 声かけをし、必要に応じて、利用者の上半身を支え 浴槽用手すりにつかまって立つ。 必要に応じて、利用者の上半身を支え
内いすを準備する。 シャワーチェアに座る。 シャワーチェアから腰を浮かせ、浴槽の 分助者は、利用者の足や手の動作の声かけをする。必要に応じて、利用者の上半身や下肢を支える。 「分助者は利用者の体を支え、足を片方ずつ浴槽に入れる動作の声かけをする。必要に応じて、利用者の上半身を支えたり、浴槽に足をいれるための持ち上げ動作を支える。 ゆっくり腰を落とし、浴槽内いすに腰掛けて、湯船につかる。 声かけをし、必要に応じて、利用者の上半身を支える。
シャワーチェアから腰を浮かせ、浴槽の 縁に腰掛ける。 介助者は、利用者の足や手の動作の声かけをする。必要に応じて、利用者の上半身や下肢を支える。 足を浴槽に入れる。 介助者は利用者の体を支え、足を片方ずつ浴槽に入れる動作の声かけをする。必要に応じて、利用者の上半身を支えたり、浴槽に足をいれるための持ち上げ動作を支える。 ゆっくり腰を落とし、浴槽内いすに腰掛けて、湯船につかる。 声かけをし、必要に応じて、利用者の上半身を支える。
シャワーチェアから腰を浮かせ、浴槽の 縁に腰掛ける。介助者は、利用者の足や手の動作の声かけをする。必要に応じて、利用者の上半身や下肢を支える。足を浴槽に入れる。介助者は利用者の体を支え、足を片方ずつ浴槽に入れる動作の声かけをする。必要に応じて、利用者の上半身を支えたり、浴槽に足をいれるための持ち上げ動作を支える。ゆっくり腰を落とし、浴槽内いすに腰掛けて、湯船につかる。声かけをし、必要に応じて、利用者の上半身を支える。
縁に腰掛ける。けをする。必要に応じて、利用者の上半身や下肢を支える。足を浴槽に入れる。介助者は利用者の体を支え、足を片方ずつ浴槽に入れる動作の声かけをする。必要に応じて、利用者の上半身を支えたり、浴槽に足をいれるための持ち上げ動作を支える。ゆっくり腰を落とし、浴槽内いすに腰掛けて、湯船につかる。声かけをし、必要に応じて、利用者の上半身を支える。
身や下肢を支える。 足を浴槽に入れる。
足を浴槽に入れる。 介助者は利用者の体を支え、足を片方ずつ浴槽に入れる動作の声かけをする。必要に応じて、利用者の上半身を支えたり、浴槽に足をいれるための持ち上げ動作を支える。 ゆっくり腰を落とし、浴槽内いすに腰掛けて、湯船につかる。 声かけをし、必要に応じて、利用者の上半身を支える。
つ浴槽に入れる動作の声かけをする。必要に応じて、利用者の上半身を支えたり、浴槽に足をいれるための持ち上げ動作を支える。 ゆっくり腰を落とし、浴槽内いすに腰掛けて、湯船につかる。 声かけをし、必要に応じて、利用者の上半身を支える。
要に応じて、利用者の上半身を支えたり、浴槽に足をいれるための持ち上げ動作を支える。 ゆっくり腰を落とし、浴槽内いすに腰掛けて、湯船につかる。 夢に応じて、利用者の上半身を支えたり、浴槽に足をいれるための持ち上げ動作を支える。 声かけをし、必要に応じて、利用者の上半身を支える。
り、浴槽に足をいれるための持ち上げ動作を支える。 ゆっくり腰を落とし、浴槽内いすに腰掛けて、湯船につかる。 声かけをし、必要に応じて、利用者の上半身を支える。
使を支える。 ゆっくり腰を落とし、浴槽内いすに腰掛けて、湯船につかる。 声かけをし、必要に応じて、利用者の上半身を支える。
ゆっくり腰を落とし、浴槽内いすに腰掛 声かけをし、必要に応じて、利用者の上 けて、湯船につかる。 半身を支える。
けて、湯船につかる。 半身を支える。
浴槽用手すりにつかまって立つ。 必要に応じて、利用者の上半身を支え
<u>5</u>
浴槽の縁に腰掛け、浴槽用手すりをつか 必要に応じて、浴槽台を利用し、 利用者
<u>み、足を浴槽から出す。</u> <u>の上半身を支えたり、浴槽に足を入れる</u>
ための持ち上げ動作を支える。
浴槽の縁から腰を浮かせ、シャワーチェ 必要に応じて、利用者の上半身や下肢を
アに腰掛ける。 支える。
シャワーチェアから立ち上がる。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.8)

- 問5 入浴介助加算(Ⅱ)については、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境(手すりなど入浴に要する福祉用具等を活用し利用者の居宅の浴室の環境を個別に模したもの)にて、入浴介助を行うこととなっているが、例えばいわゆる大浴槽に福祉用具等を設置すること等により利用者の居宅の浴室の状況に近い環境を再現することとしても差し支えないのか。
- 答5 例えば、利用者の居宅の浴室の手すりの位置や浴槽の深さ・高さ等にあわせて、可動式手すり、浴槽内台、すのこ等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況に近い環境が再現されていれば、差し支えない。

○ 入浴介助加算(I)及び(II)

- 問6 同一事業所において、入浴介助加算(I)を算定する者と入浴介助加算(II)を算定する者が混在しても差し支えないか。また、混在しても差し支えない場合、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」(平成12年3月8日老企第41号)に定める「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)」等はどのように記載させればよいか。
- 答6 前段については、差し支えない。後段については、「加算II」と記載させることとする。(「加算II」と記載した場合であっても、入浴介助加算(I)を算定することは可能である。)

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.8)

7 中重度ケア体制加算 45 単位/日

- 指定基準に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員 を常勤換算方法で2以上確保していること。
- 前年度(3月を除く。)又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、 要介護3以上の利用者の占める割合が100分の30以上であること。
- 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護 職員を1以上確保していること。
- 中重度者ケア体制加算を算定している事業所にあっては、中重度の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成すること。(居宅算定基準留意事項)
- 共生型通所介護を行った場合の介護報酬を算定している場合は、当該加算は算定 しない。(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年 厚生省告示第19号)6 通所介護注9)

- 8 生活機能向上連携加算 <★R3 年度一部改正>
 - 加算 (Ⅰ) …100 単位/3 月に1回、加算 (Ⅱ) …200 単位/月
 - ※ 個別機能訓練加算を算定している場合は、加算 (I) は算定せず、加算 (II) は 100 単位/月を算定すること。
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成 12 年厚生省告示第 19 号)
 - 6 通所介護
 - 注 10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性憎悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注11(個別機能訓練加算)を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。
 - (1) 生活機能向上連携加算(I) 100 単位
 - (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位
- 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)
 - 15 の 2 通所介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費及び通所型サービス費における生活機能向上連携加算の基準
 - イ 生活機能向上連携加算(I) 次のいずれにも適合すること。
 - (1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービス等基準第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の二第二項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が二百床未満のもの又は当該病院を中心とした半径四キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下この号において「理学療法士等」という。)の助言に基づき、当該指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は通所型サービス事業所(通所型サービス(法第百十五条の四十五第一項第一号の口に規定する第一号通所事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)第五条の規定による改正前の法第八条第七項に規定する介護予防通所介護に相当するサービスをいう。)の事業を行う事業所をいう。以下同じ。)の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。
 - (2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供指していること。

- (3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。
- ロ 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 次のいずれにも適合すること。
 - (1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は通所型サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。
 - (2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
 - (3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅 療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額 の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
 - (10) 生活機能向上連携加算について
 - ① 生活機能向上連携加算(I)
 - イ 生活機能向上連携加算(I)は、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数が200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下この(10)において同じ。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下この(10)において「理学療法士等」という。)の助言に基づき、当該通所介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「機能訓練指導員等」という。)が共同してアセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。

この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。

四個別機能訓練計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業 所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のADL(寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等)及びIADL(調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等)に関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は、指定通所介護事業所の機能訓 練指導員等と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該指定通所介護事業所の機能訓練指導員等に助言を行うこと。なお、ICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と機能訓練指導員等で事前に方法等を調整するものとする。

- 個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければならない。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。なお、個別機能訓練計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとすること。
- 三 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的と する機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応 じて計画的に機能訓練を適切に提供していること。
- ホ 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について
 - ・機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、 利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の 上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。
 - ・理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、3月ごとに1回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族(以下このホにおいて「利用者等」という。)に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明していること。

また、利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとすること。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないこと。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

- △ 機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者ごとに 保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるように すること。
- ト 生活機能向上連携加算(I)は個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算定されるものである。なお、イの助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合には、本加算を再度算定することは可能であるが、利用者の急性増悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月の翌月及び翌々月は本加算を算定しない。
- ② 生活機能向上連携加算(Ⅱ)
 - <u>イ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)は、</u>指定訪問リハビリテーション事業所、指定通

所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同して、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。

この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。

- ロ 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について
 - ・機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、 利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必 要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の 上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓 練内容の変更など適切な対応を行うこと。
 - ・理学療法士等は、3月ごとに1回以上指定通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行うこと。
- <u>①ハ、二及びへによること。なお、</u>個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はないこと。
- 問35 指定通所介護事業所は、生活機能向上連携加算に係る業務について指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設と委託契約を締結し、業務に必要な費用を指定訪問リハビリテーション事業所等に支払うことになると考えてよいか。
- 答35 貴見のとおりである。なお、委託料についてはそれぞれの合議により適切に設定する必要がある。

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.1)

- 問36 生活機能向上連携加算は、同一法人の指定訪問リハビリテーション事業所若しくは指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設 (原則として許可病床数200床未満のものに限る。)と連携する場合も算定できるものと考えてよいか。
- 問36 貴見のとおりである。

なお、連携先について、地域包括ケアシステムの推進に向けた在宅医療の主たる担い手として想定されている200床未満の医療提供施設に原則として限っている趣旨や、リハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)の有効活用、地域との連携の促進の観点から、別法人からの連携の求めがあった場合には、積極的に応じるべきである。

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol. 1)

- 9 個別機能訓練加算 <★R3 年度一部改正>
 - 加算 (I) イ…56 単位/日、加算 (I) ロ…85 単位/日

加算 (Ⅱ) …20 単位/月

- 厚生労働大臣が定める基準 (平成 27 年厚生労働省告示第 95 号)
 - 16 通所介護費における個別機能訓練加算の基準
 - イ 個別機能訓練加算(I)イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で六月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。) (以下この号において「理学療法士等」という。)を一名以上配置していること。
 - (2) 機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、理学療法士等が計画的に機能訓練を行っていること。
 - (3) 個別機能訓練計画の作成及び実施においては、利用者の身体機能及び生活機能 の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当 たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の選択に 基づき、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。
 - (4) 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成すること。また、その後三月ごとに一回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅における生活状況をその都度確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行っていること。
 - (5) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通 所介護費等の算定方法(平成十二年厚生省告示第二十七号。以下「通所介護費等 算定方法」という。)第一号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。
 - ロ 個別機能訓練加算 (I) ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (1) <u>イ(1)の規定により配置された理学療法士等に加えて、</u>専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を<u>指定通所介護を行う時間帯を通じて</u>一名以上配置していること。
 - (2) イ(2)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - ハ 個別機能訓練加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (1) イ(1)から(5)まで又は口(1)及び(2)に掲げる基準に適合すること。
 - (2) 利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅 療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額 の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
 - (11) 個別機能訓練加算について

個別機能訓練加算は、専ら機能訓練を実施する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下7において「理学療法士等」という。)を配置し、機能訓練指導員等が共同して、利用者

ごとに心身の状態や居宅の環境をふまえた個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき計画的に機能訓練を行うことで、利用者の生活機能(身体機能を含む。以下(11)において同じ。)の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目指すため設けられたものである。

<u>本加算の算定にあたっては、加算設置の趣旨をふまえた個別機能訓練計画の作成</u>及び個別機能訓練が実施されなければならない。

- ① 個別機能訓練加算(I)イ、個別機能訓練加算(I)ロ
 - イ 個別機能訓練加算(I)イを算定する際の人員配置

専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置すること。この場合において、例えば1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。

ただし、この場合、当該加算を算定できる人員体制を確保している曜日があらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。

なお、指定通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る理学療法士等の職務 に従事する場合には、当該職務の時間は、指定通所介護事業所における看護職員 としての人員基準の算定に含めない。

ロ 個別機能訓練加算(I)ロを算定する際の人員配置

専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を指定通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置すること。この場合において、例えば1週間のうち特定の曜日だけ、専ら機能訓練を実施する理学療法士等を1名以上及び専ら機能訓練を実施する理学療法士等を指定通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。

ただし、この場合、当該加算を算定できる人員体制を確保している曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。

なお、指定通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、指定通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。

ハ 個別機能訓練目標の設定・個別機能訓練計画の作成

個別機能訓練加算(I)イ及び個別機能訓練加算(I)ロに係る個別機能訓練を行うにあたっては、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとにその目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等を内容とする個別機能訓練計画を作成すること。

個別機能訓練目標の設定にあたっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認し、その結果や利用者又は家族の意向及び介護支援専門員等の意見も踏まえつつ行うこと。その際、当該利用者の意欲の向上につながるよう長期目標・短期目標のように段階的な目標とするなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。また、単に身体機能の向上を目指すことのみを目標とするのではなく、日常生活における生活機能の維持・向上を目指すことを含めた目標とすること。

個別機能訓練項目の設定にあたっては、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲の向上に繋がるよう利用者を援助すること。

なお、個別機能訓練計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとする。

ニ 個別機能訓練の実施体制・実施回数

個別機能訓練加算(I)イ及び個別機能訓練加算(I)ロに係る個別機能訓練は、 類似の目標を持ち、同様の訓練項目を選択した5人程度以下の小集団(個別対応 含む)に対して機能訓練指導員が直接行うこととし、必要に応じて事業所内外の 設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練とすること。

訓練時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練項目の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定すること。

また、本加算に係る個別機能訓練は、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的とし、生活機能の維持・向上を図るため、計画的・継続的に個別機能訓練を実施する必要があり、概ね週1回以上実施することを目安とする。

ホ 個別機能訓練実施後の対応

個別機能訓練加算(I)イ及び個別機能訓練加算(I)口に係る個別機能訓練を開始した後は、個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の効果(例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況)等についての評価を行うほか、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)の確認を行い、利用者又はその家族(以下このホにおいて「利用者等」という。)に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明し、記録する。

また、概ね3月ごとに1回以上、個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について、当該利用者を担当する介護支援専門員等にも適宜報告・相談し、利用者等の意向を確認の上、当該利用者に対する個別機能訓練の効果(例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況)等をふまえた個別機能訓練の目標の見直しや訓練項目の変更など、適切な対応を行うこと。

また、利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとすること。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないこと。なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

へその他

- ・ 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並び に通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号)第1号に規定する 基準のいずれかに該当する場合は、個別機能訓練加算(I)イ及び個別機能訓練 加算(I)ロを算定することはできない。
- ・ 個別機能訓練加算(I) イを算定している場合は個別機能訓練加算(I) 口を算定することはできない。また個別機能訓練加算(I) 口を算定している場合は、個別機能訓練加算(I) イを算定することはできない。
- ・ 個別機能訓練計画に基づく個別機能訓練の実施が予定されていた場合でも、 利用者の都合等により実際に個別機能訓練が実施されなかった場合は、個別機 能訓練加算(I)イ及び個別機能訓練加算(I)ロを算定することはできない。
- ・ 個別機能訓練加算(I)イ及び個別機能訓練加算(I)ロの目標設定・個別機能 訓練計画の作成方法の詳細を含む事務処理手順例等については、別に定める通 知において示すこととする。(別添3参照)
- ・ 個別機能訓練に関する記録(個別機能訓練の目標、目標をふまえた訓練項 目、訓練実施時間、個別機能訓練実施者等)は、利用者ごとに保管され、常に 当該事業所の個別機能訓練従事者により閲覧が可能であるようにすること。

② 個別機能訓練加算(Ⅱ)について

厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LI FEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIF E) 関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。

サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成(Plan)、当該計画に基づく個別機能訓練の実施(Do)、当該実施内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行うこと。

提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向 上に資するため、適宜活用されるものである。

○ 個別機能訓練加算(I)イの人員配置要件

- 問48 個別機能訓練加算(I) イにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事 する理学療法士等を1名以上配置することとなっているが、具体的な配置時 間の定めはあるのか。
- 答48 個別機能訓練加算(I)イに係る機能訓練指導員については、具体的な配置時間の定めはないが、当該機能訓練指導員は個別機能訓練計画の策定に主体的に関与するとともに、利用者に対し個別機能訓練を直接実施したり、実施後の効果等を評価したりする必要があることから、計画策定に要する時間、訓練時間、効果を評価する時間等を踏まえて配置すること。なお、当該機能訓練指導員は専従で配置することが必要であるが、常勤・非常勤の別は問わない。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol. 3)

○ 個別機能訓練加算 (I) ロの人員配置要件

- 問49 個別機能訓練加算(I)ロにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事 する理学療法士等を1名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の 職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置す ることとなっているため、合計で2名以上の理学療法士等を配置する必要が あるということか。
- 答49 貴見のとおり。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol. 3)

○ 個別機能訓練加算(I) イ及びロの人員配置要件

- 問50 個別機能訓練加算(I) ロにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事 する理学療法士等を1名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の 職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置す ることとなっているが、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等 を1名しか確保できない日がある場合、当該日は個別機能訓練加算(I) ロ に代えて個別機能訓練加算(I) イを算定してもよいか。
- 答 5 0 差し支えない。ただし、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士 等を1名以上配置しているのみの場合と、これに加えて専ら機能訓練指導員

の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置 している場合では、個別機能訓練の実施体制に差が生じるものであることか ら、営業日ごとの理学療法士等の配置体制について、利用者にあらかじめ説 明しておく必要がある。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.3)

○ 個別機能訓練加算(I)イ及びロの人員配置要件

問51 個別機能訓練加算(I)イ及び口においては、個別機能訓練計画を作成するにあたり、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況の確認等を行うこととなっているが、利用者の居宅を訪問している時間については、人員配置基準上、確保すべき勤務延時間数に含めることとしてもよいか。

答51

- ・ 機能訓練指導員については、個別機能訓練加算 (I) ロの場合のみ、サービス 提供時間帯を通じて専従での配置を求めているが、利用者の居宅を訪問している 時間については、個別機能訓練の実施に支障がない範囲においては、配置されて いるものとみなして差し支えない。(なお、個別機能訓練加算(I) イについて は、配置時間の定めはない。)
- ・ 生活相談員については、個別機能訓練加算にかかるものか否かを問わず、「利用者宅を訪問し、在宅での生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」は確保すべき勤務延時間数に含めることができることとなっている。
- ・ なお、介護職員については、利用者の居宅を訪問している時間については、確保すべき勤務延時間数に含めることができず、看護職員については、利用者の居宅を訪問する看護職員とは別に看護職員が確保されていない場合においては、利用者の居宅を訪問する看護職員は、利用者の居宅を訪問している時間帯を通じて同加算を算定する事業所と密接かつ適切な連携を図る必要がある。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.3)

○ 個別機能訓練加算 (I) イ及びロの人員配置要件

- 問52 個別機能訓練加算(I)イにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することとなっている。また個別機能訓練加算(I)ロにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置することとなっているが、これらの理学療法士等は病院、診療所、訪問看護ステーション等との連携により確保することとしてもよいか。
- 答52 個別機能訓練加算(I) イ及び口については、いずれの場合も、当該加算 を算定する事業所に理学療法士等を配置する必要があることから、事業所以 外の機関との連携により確保することは認められない。

- 個別機能訓練加算 (I) ロの人員配置要件
 - 問53 個別機能訓練加算(I) ロにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置することとなっているが、個別機能訓練加算(I) ロは、この要件に基づき、合計で2名以上の理学療法士等を配置している時間帯において個別機能訓練を実施した利用者に対してのみ算定することができるのか。
 - 答53 <u>貴見のとおり。例えばサービス提供時間が9時から17時である通所介護</u> 等事業所において、
 - 9時から 12時: 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を 1名配置
 - 9時から 17 時: 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を 1名配置

した場合、 9 時から 12 時までに当該理学療法士等から個別機能訓練を受けた利用者に対してのみ、個別機能訓練加算(I)口を算定することができる。(12 時以降 17 時までに当該理学療法士等から個別機能訓練を受けた利用者については、個別機能訓練加算(I)イを算定することができる。)

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol. 3)

- 機能訓練指導員が専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼務した場合の 個別機能訓練加算(I)イ又はロの算定
 - 問55 個別機能訓練加算 イ又は口においては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置する必要があるが、通所介護事業所(地域密着型通所介護事業所)において配置が義務づけられている機能訓練指導員に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置する必要があるのか。

答55

- ・ 機能訓練指導員の配置基準は、指定通所介護事業所(指定地域密着型通所介護 事業所)ごとに1以上とされている。この基準により配置された機能訓練指導員 が「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」である場合は、個別機 能訓練加算(I)イの算定要件や個別機能訓練加算(I)ロの算定要件の一つで ある「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置」を満 たすものとして差し支えない。
- ・ また、この基準により配置された機能訓練指導員が「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」であって「サービス提供時間帯を通じて」配置されている場合にあっては個別機能訓練加算(I)ロの算定要件である「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯通じて1名以上配置」を満たすものとして差し支えない。
- このため、具体的には以下①②のとおりとなる。
- ① 機能訓練指導員の配置基準により配置された機能訓練指導員が、「専ら機能

訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」である場合

- 一 個別機能訓練加算 (I) イを取得する場合は、機能訓練指導員の配置基準により配置された機能訓練指導員が「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」であることから、これに加えて「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」を配置することなく、同加算の人員配置に係る要件を満たすことが可能である。
- 一 個別機能訓練加算 (I) ロを取得する場合は、機能訓練指導員の配置基準により配置された機能訓練指導員が「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」であることから、これに加えて「サービス提供時間帯を通じて専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」を配置すれば、同加算の人員配置に係る要件を満たすことが可能である。
- ② 機能訓練指導員の配置基準により配置された機能訓練指導員が、「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」であって、サービス提供時間帯を通じて配置される場合
 - 一 個別機能訓練加算 (I) イを取得する場合は、機能訓練指導員の配置基準により配置された機能訓練指導員が「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」であることから、これに加えて「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」を配置することなく、同加算の人員配置に係る要件を満たすことが可能である。
 - 一 個別機能訓練加算 (I) ロを取得する場合は、機能訓練指導員の配置基準により配置された機能訓練指導員が、「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」であって、サービス提供時間帯を通じて配置されていることから、これに加えて「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」を配置すれば、同加算の人員配置に係る要件を満たすことが可能である。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol. 3)

- 看護職員が専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼務した場合の個別機 能訓練加算(I)イ又はロの算定(一部抜粋)
 - 問56 個別機能訓練加算(I)イ又は口においては、専ら機能訓練指導員の職務 に従事する理学療法士等を配置する必要があるが、通所介護(地域密着型通 所介護)事業所に配置が義務づけられている看護職員がこれを兼ねることは 可能か。

答 5 6

① 指定通所介護事業所及び指定地域密着型通所介護事業所(定員が 11 名以上である事業所に限る)における取扱い

この場合、看護職員の配置基準は、指定通所介護(指定地域密着型通所介護)の単位ごとに、専ら当該指定通所介護(地域密着型通所介護)の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数を置くべきと定められており、配置時間に関する規定はないことから、看護職員としての業務に従事していない時間帯において、個別機能訓練加算(I)イの算定要件や個別機能訓練加算(I)ロの算定要件の一つである「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務することは差し支えない。

- 看護職員かつ機能訓練指導員である者が、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療 法士等を兼務した場合の個別機能訓練加算(I)イ又はロの算定(一部抜粋)
 - 問57 個別機能訓練加算(I)イ又は口においては、専ら機能訓練指導員の職務 に従事する理学療法士等を配置する必要があるが、通所介護(地域密着型通 所介護)事業所に配置が義務づけられている看護職員かつ機能訓練指導員が これを兼ねることは可能か。

答 5 7

- 問 45 (看護職員と機能訓練指導員の兼務:6ページ)、問 55 (機能訓練指導員が専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼務した場合の個別機能訓練加算(I)イ又はロの算定:51ページ)、問 56 (看護職員が専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼務した場合の個別機能訓練加算(I)イ又はロの算定:52ページ)によれば、以下のとおりの解釈となる。
- ① 指定通所介護事業所及び指定地域密着型通所介護事業所(定員が 11 名以上である事業所に限る)における取扱い

看護職員としての業務に従事していない時間帯において、配置が義務づけられている機能訓練指導員かつ個別機能訓練加算(I)イの算定要件や個別機能訓練加算(I)ロの算定要件の一つである「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務することは差し支えない。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.3)

- 管理者が専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼務した場合の個別機能 訓練加算(I)イ又はロの算定
 - 問58 個別機能訓練加算(I)イ又は口においては、専ら機能訓練指導員の職務 に従事する理学療法士等を配置する必要があるが、指定通所介護(指定地域 密着型通所介護)事業所に配置が義務づけられている管理者がこれを兼ねる ことは可能か。

答58

- ・ 管理者の配置基準は、指定通所介護等事業所ごとに専らその職務に従事する 常勤の管理者を置くこと(ただし、指定通所介護等事業所の管理上支障がない 場合は、当該指定通所介護等事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にあ る他の事業所、施設等の職務に従事することができる。)とされている。
- ・ 一方で、個別機能訓練加算 (I) イ又は口における人員配置基準は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置することを求めるものであることから、指定通所介護等事業所に配置が義務づけられている管理者が、管理者としての職務に加えて、機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼ねることにより、同基準を満たすことはできないものである。

- 個別機能訓練加算 (I) イ又はロと中重度者ケア体制加算を併算定する場合の取扱い
- 問59 個別機能訓練加算 イ又は口においては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置する必要があるが、中重度者ケア体制加算を算定する場合に配置が必要となる看護職員がこれを兼ねることは可能か。
- 答59 中重度者ケア体制加算を算定するにあたっての人員配置に係る要件は、
 - a 通所介護等事業所に配置が必要とされる看護職員又は看護職員の数に加 え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。
 - b 指定通所介護等を行う時間帯を通じて、専ら当該通所介護等の提供に当 たる看護職員を1名以上配置していること。

としており、これに照らせば、aにより配置された看護職員にあっては、中重度者ケア体制加算の算定に係る看護職員としての業務に従事していない時間帯において、個別機能訓練加算(I)イの算定要件や個別機能訓練加算ロの算定要件の一つである「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務することは差し支えない。bにより配置された看護職員は、「指定通所介護等を行う時間帯を通じて、専ら通所介護等の提供に当たる看護職員」である必要があることから、同一営業日において「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務することはできない。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.3)

- 個別機能訓練加算(I)イ又は口を算定するにあたっての個別機能訓練計画の作成
 - 問62 <u>令和3年3月サービス提供分までの個別機能訓練加算(I)や個別機能訓練加算(I)を算定している利用者についても、個別機能訓練加算(I)イ</u>又は口を算定するにあたり、再度、利用者の居宅での生活状況の確認等を行い、多職種協働で個別機能訓練計画を作成する必要があるのか。
 - 答62 令和3年3月サービス提供分までの個別機能訓練加算(I)や個別機能訓練加算(II)と個別機能訓練加算(I)イ又は口では、加算創設の目的が異なることから、令和3年3月サービス提供分までの個別機能訓練加算(I)や個別機能訓練加算(I)を算定していた利用者については、個別機能訓練加算(I)イ又は口が目的とする「生活機能の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けること」を達成するため、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老認発0316第3号・老老発0316第2号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長連名通知)を参照し、個別機能訓練計画の見直しを行う必要がある。なお、見直しにあたっては、令和3年3月サービス提供分までの個別機能訓練加算(I)や個別機能訓練加算(II)算定時のモニタリング等により、直近の利用者の居宅での生活状況が把握できている場合は、必ずしも利用者の居宅を訪問する必要はない。

- 個別機能訓練加算 (I) イ及びロの訓練項目①
 - 問63 個別機能訓練加算(I) イ及び口においては、個別機能訓練の実施にあたり、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の訓練項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助することとなっているが、どのくらいの種類の訓練項目を準備しておくことが必要なのか。
 - 答63 複数の種類の訓練項目を設けることの目的は、機能訓練指導員その他の職員から助言等を受けながら、利用者が主体的に訓練項目を選択することによって、生活意欲が増進され、機能訓練の効果が増大することである。よって、仮に訓練項目の種類が少なくても、目的に沿った効果が期待できるときは、同加算の算定要件を満たすものである。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.3)

- 個別機能訓練加算 (I) イ及びロの訓練項目②
 - 問64 個別機能訓練加算 イ及び口においては、個別機能訓練の実施にあたり、 利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の訓練項目を準備し、その 項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助 することとなっているが、類似する訓練項目を準備した場合でも、複数の種 類の訓練項目と認められるのか。
 - 答 6 4 類似する訓練項目であっても、利用者によって、当該訓練項目を実施することで達成すべき目標が異なる場合もあることから、利用者が主体的に訓練項目を選択することによって、生活意欲が増進され、機能訓練の効果が増大することが見込まれる限り、準備された訓練項目が類似していることをもって、同加算の算定要件を満たさないものとはならない。こうした場合、当該事業所の機能訓練に対する取組み及びサービス提供の実態等を総合的に勘案して判断されるものである。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.3)

- 個別機能訓練加算(I)イ及びロの訓練時間
 - 問 6 5 個別機能訓練加算 (I) イ及び口に係る個別機能訓練時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練項目の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定することとなっているが、具体的な目安はあるのか。
 - 答65 1回あたりの訓練時間は、利用者のニーズや心身の状態等を踏まえて設定された個別機能訓練計画の目標等を勘案し、必要な時間数を確保するものである。例えば「自宅でご飯を食べたい」という目標を設定した場合の訓練内容は、配膳等の準備、箸(スプーン、フォーク)使い、下膳等の後始末等の食事に関する一連の行為の全部又は一部を実践的かつ反復的に行う訓練が想定される。これらの訓練内容を踏まえて利用日当日の訓練時間を適正に設定するものであり、訓練の目的・趣旨を損なうような著しく短時間の訓練は好ましくない。なお、訓練時間については、利用者の状態の変化や目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて適宜見直し・変更されるべきものである。

- 10 ADL維持等加算 <★R3年度一部改正>
 - ADL維持等加算 (I) …30 単位/月ADL維持等加算 (II) …60 単位/月ADL維持等加算 (III) …3 単位/月 (5 8 ページの②を参照)
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成 **12** 年厚生省告示第 **19** 号)

6 通所介護

- 注 12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、利用者に対して指定通所介護を行った場合は、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間をいう。)の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - イ ADL維持等加算(I) 30単位
 - 口 ADL維持等加算(Ⅱ) 60 単位
- 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)
 - 16 の 2 通所介護費、特定施設入居者生活介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型 通所介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所 者生活介護費及び介護福祉施設サービスにおけるADL維持等加算の基準
 - イ ADL維持等加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること
 - (1) 評価対象者(当該事業所又は当該施設の利用期間((2)において「評価対象利用期間」という。)が六月を超える者をいう。以下この号において同じ。)の総数が十人以上であること。
 - (2) 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月(以下「評価対象利用開始月」という。)と、当該月の翌月から起算して六月目(六月目にサービスの利用がない場合については当該サービスの利用があった最終の月)においてADLを評価し、その評価に基づく値(以下「ADL値」という。)を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。
 - (3) 評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して六月目の月に測定したAD L値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の 基準に基づき算出した値(以下「ADL利得」という。)の平均値が一以上である こと。
 - ロ ADL維持等加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (1) イ(1)及び(2)の基準に適合するものであること。
 - (2) 評価対象者のADL利得の平均値が二以上であること。
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
 - (12) ADL維持等加算について
 - ① ADL維持等加算(I)及び(II)について
 - <u>ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index を用いて行うものとする。</u>
 - $\underline{\textbf{L}}$ 大臣基準告示第 16 号の 2 イ (2) における厚生労働省への A D L 値の提出は、 L I F E を用いて行うこととする。
 - ハ 大臣基準告示第 16 号の 2 イ(3) 及びロ(2) における A D L 利得は、評価対象利用

開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から、評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値に、次の表の左欄に掲げる者に係る同表の中欄の評価対象利用開始月に測定したADL値に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる値を加えた値を平均して得た値とする。

1 2以外の者	ADL値が0以上25 以下	_1_
	ADL値が30以上50以下	_1_
	ADL値が 55 以上 75 以下	2
	ADL値が80 以上100 以下	3.
2 評価対象利用開始月	ADL値が0以上25 以下	<u>O</u>
において、初回の要介	ADL値が30以上50以下	<u>O</u>
護認定(法第 27 条第	ADL値が 55 以上 75 以下	1
1項に規定する要介護	ADL値が80 以上100 以下	2
認定をいう。)があっ		
た月から起算して 12		
月以内である者		

- 三 ハにおいてADL利得の平均を計算するに当たって対象とする者は、ADL利得の多い順に、上位 100 分の 10 に相当する利用者 (その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)及び下位 100分の 10 に相当する利用者 (その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を除く利用者 (以下「評価対象利用者」という。)とする。
- 本 他の施設や事業所が提供するリハビリテーションを併用している利用者 については、リハビリテーションを提供している当該他の施設や事業所と 連携してサービスを実施している場合に限り、ADL利得の評価対象利用 者に含めるものとする。
- へ 令和3年度については、評価対象期間において次のaからcまでの要件を満たしている場合に、評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月(令和3年4月1日までに指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注12に掲げる基準(以下この①において「基準」という。)に適合しているものとして都道府県知事に届出を行う場合にあっては、令和3年度内)に限り、ADL維持等加算(I)又は(Ⅱ)を算定できることとする。
 - a 大臣基準告示第 16 号の 2 イ (1)、(2) 及び (3) 並びに口(2) の基準 (イ (2) については、厚生労働省への提出を除く。) を満たすことを示す書類 を保存していること。
 - b 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。(別添②参照)

サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成(Plan)、当該計画に基づく個別機能訓練の実施(Do)、当該実施内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの

質の管理を行うこと。

提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。

- c ADL維持等加算(I)又は(II)の算定を開始しようとする月の末日までに、LIFEを用いてADL利得に係る基準を満たすことを確認すること。
- ト 令和3年度の評価対象期間は、加算の算定を開始する月の前年の同月から12月後までの1年間とする。ただし、令和3年4月1日までに算定基準に適合しているものとして都道府県知事に届出を行う場合については、次のいずれかの期間を評価対象期間とすることができる。
 - a 令和2年4月から令和3年3月までの期間
 - b 令和2年1月から令和2年12月までの期間
- チ 令和4年度以降に加算を算定する場合であって、加算を取得する月の前年の同月に、基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出ている場合には、届出の日から12月後までの期間を評価対象期間とする。
- ② ADL維持等加算(Ⅲ)について
 - イ 令和3年3月31日において現に、令和3年度介護報酬改定による改正前のADL維持等加算に係る届け出を行っている事業所であって、(12)①に係る届け出を行っていないものは、令和5年3月31日までの間はADL維持等加算(Ⅲ)を算定することができる。この場合の算定要件等は、令和3年度介護報酬改定による改正前のADL維持等加算(Ⅰ)の要件によるものとする。
 - □ ADL維持等加算(Ⅲ)の算定に係る事務処理手続等の詳細については、 この通知に定めるもののほか、「ADL維持等加算に関する事務処理手順 及び様式例について(平成 30 年 4 月 6 日老振発第 0406 第 1 号、老老発第 0406 第 3 号)におけるADL維持等加算(I)の事務処理手順等を参考に すること。(別添①参照)

- ADL維持等加算(I)及び(II)
- 問34 LIFEを用いた Barthel Index の提出は、合計値でよいのか。
- 答34 今和3年度にADL維持等加算を算定する場合に、LIFEを用いて提出する Barthel Index は合計値でよいが、今和4年度以降にADL維持等加算を算定することを目的として、 Barthel Index を提出する場合は、項目ごとの値を提出する必要がある。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.3)

- 問35 <u>事業所又は施設において、評価対象利用期間が6月を超えるとは、どのような意味か。</u>
- 答35 サービスの利用に当たり、6月以上のサービス提供に係る計画を策定し、支援を行っていた場合において、計画期間の途中で当該サービスを利用していない月があったとしても、当該月を除いて6月以上利用していれば評価対象者に含まれる。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol. 3)

問36 これまでADL維持等加算を算定していなかった事業所又は施設が、令和3 年度又は令和4年度に新たに算定をしようとする場合の届出は、どのように行 うのか。

答36

- ・ 令和3年度に加算の算定を開始しようとする場合は、算定を開始しようとする月の前月までに、介護 給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算[申出]の有無」について、「2 あり」と届出を行う必要がある。加えて、加算の算定を開始しようとする月の末日までに、LIFE上でADL利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。
- ・ 令和4年度以降に加算の算定を開始しようとする場合は、算定を開始しようとする月の前年同月に、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算 [申出]の有無」について、「2 あり」と届出を行う必要がある。加えて、加算の 算定を開始しようとする月の末日までに 、LIFE上でADL利得に係る基準を満 たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。
- ・ なお、「ADL維持等加算[申出]の有無」について、「2 あり」と届け出たが、LIFEでの確認の結果、ADL利得に係る基準を満たさなかった場合に、今後、ADL維持等加算を算定する意思がなければ、「ADL維持等加算[申出]の有無」について、届出を「1 なし」に変更すること。

- 問37 <u>これまでは、初めてADL維持等加算を算定しようとする事業所は、前年度に「ADL維持等加算[申出]の有無」の届出を指定権者に届け出る必要があったが、これに変更はあるのか。</u>
- 答37 令和3年度については、算定を開始しようとする月の前月までに申出を行う こと。令和4年度以降に算定を開始しようとする場合は、当該算定を開始しよ うとする月の前年同月に届出を行うこと。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol. 3)

- 問38 <u>これまでADL維持等加算の算定事業所は、国保連合会からの審査結果を踏まえて決定されていたが、このフローはどうなるのか。</u>
- 答38 各事業者がLIFEを用いてADL利得が基準を満たすかどうかを確認する ため、従来のような国保連合会からの審査結果は送付されない。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol. 3)

- 問39 <u>これまでは評価対象 利用開始月と、当該月から起算して6月目の値で評価していたが、今回の改正で評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目となったのは、後の月が1月ずれたということか。</u>
- 答39 貴見のとおり。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol. 3)

- 問40 令和2年度のADL値を遡って入力する際に、過去分のADL値については 評価者がリハビリ担当者や介護職であり、一定の研修を受けていないが問題な いか。
- 答40 <u>令和2年度分のADL値については、適切に評価されていると事業所又は施設が考える値であれば問題ない。令和3年度以降のADL値は、一定の研修を</u>受けた者が測定するものとする。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.3)

- 問41 同一施設内で予防サービスも行っている。要支援から要介護になった方の評 価期間はどうなるのか。
- 答 4 1 要支援から要介護になった方については、要介護になった初月が評価対象利 用開始月となる。

問 5 ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、 Barthel Index (以下「B I」という。)を用いて行うとあるが、「一定の研修」とはなにか。

答 5

- 一定の研修とは、様々な主体によって実施されるBIの測定方法に係る研修を 受講することや、厚生労働省において作成予定のBIに関するマニュアル (https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html)及びBIの 測定についての動画等を用いて、BIの測定方法を学習すること などが考えられる。。
- ・ また、事業所は、BIによる評価を行う職員を、外部・内部の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士から指導を受ける研修に定期的に参加させ、その参加履歴を管理することなどによりBIの測定について、適切な質の管理を図る必要がある。加えて、これまでBIによる評価を実施したことがない職員が、はじめて評価を行う場合には、理学療法士等の同席の下で実施する等の対応を行わねばならない。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.5)

- 1 1 認知症加算 <★令和3年度一部改正> 60 単位/日 ※認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者に対して算定可
 - 指定基準に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。
 - 前年度(3月を除く。)又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が100分の20以 上であること。
 - 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修、認知症看護に係る適切な研修を修了した者を1名以上確保していること。
 - 共生型通所介護を行った場合の介護報酬を算定している場合は、当該加算は算定 しない。
- 問 29 認知症専門ケア加算の算定要件について、「認知症介護に係る専門的な研修」 や「認知症介護の指導に係る専門的な研修」のうち、認知症看護に係る適切な 研修とは、どのようなものがあるか。

答 29

- ・現時点では、以下のいずれかの研修である。
 - ① 日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修
 - ② 日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」 の専門看護師教育課程
 - ③ 日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」
- ・ただし、③については認定証が発行されている者に限る。

12 若年性認知症利用者受入加算 60 単位/日

- 若年性認知症患者(介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者になった者をいう。)に対して指定通所介護を行った場合に、当該加算として1日につき60単位を所定単位数に加算する。
- 認知症加算を算定している場合は、算定しない。

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。

居宅算定基準留意事項

13 栄養アセスメント加算 <★R3 年度新設> 50 単位/月

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成 12 年厚生省告示第 19 号)

6 通所介護

- 注15 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。
 - (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
 - (2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(注16(64ページ)において「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
 - (3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
 - (4) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定通所介護事業所であること。
- 厚生労働大臣が定める基準(平成 27 年厚生労働省告示第 95 号)
 - 18 の 2 通所介護費、通所リハビリテーション費、地域密着型通所介護費、認知症対応型 通所介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、介護予防通所リハビリテーション費及び 介護予防認知症対応型通所介護費における栄養アセスメント加算の基準 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
 - (15) 栄養アセスメント加算について
 - ① 栄養アセスメント加算の算定に係る栄養アセスメントは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。
 - ② 当該事業所の職員として、又は外部(他の介護事業所(栄養アセスメント加算の対象事業所に限る。)、医療機関、介護保険施設(栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。)又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」)との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行うものであること。
 - ③ 栄養アセスメントについては、3月に1回以上、イから二までに掲げる手順により行うこと。あわせて、利用者の体重については、1月毎に測定すること。
 - イ 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。
 - 口 管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同 して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、解決すべ き栄養管理上の課題の把握を行うこと。
 - ハ イ及びロの結果を当該利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じ 解決すべき栄養管理上の課題に応じた栄養食事相談、情報提供等を行うこ と。
 - 二 低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者については、介護 支援専門員と情報共有を行い、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提 供を検討するように依頼すること。
 - ④ 原則として、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養アセスメント加算の算定月でも栄養改善加算を算定できること。
 - ⑤ 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。(別添②参照)

サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた栄養管理の内容の決定(Plan)、当該決定に基づく支援の提供(Do)、当該支援内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた栄養管理の内容の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行うこと。

提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。

- |栄養改善加算 <★R3 年度一部改正>| 200 単位/回(月 2 回を限度) 1 4

 - 低栄養状態にある者又はそのおそれのある利用者に対し、利用者の低栄養状態の改善 を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心 身の状態の維持又は向上に資すると認められるものについて算定する。
 - 1月2回を限度とし、3月以内の期間に限る(ただし、3月ごとの評価の結果継続の 必要性が認められる場合には引き続き算定可)。
 - 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生省告示 第 19 号)

6 通所介護

- 注 16 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出 て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者 の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養 管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの (以下「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、栄養改善加算として、 3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき200単位を所定単位数 に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態 の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが 必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。
 - イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名 以上配置していること。
 - ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、 利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形熊にも配慮した栄養ケア計画を作 成していること。
 - ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を 訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用 者の栄養状態を定期的に記録していること。
 - ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
 - ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定通所介護事業所であるこ と。
- 厚生労働大臣が定める基準(平成 27 年厚生労働省告示第 95 号)
 - 19 通所介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、看護小規模多機能 型居宅介護費、介護予防通所リハビリテーション費及び介護予防認知症対応型通所介 護費における栄養改善加算の基準

定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅 療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額 の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
 - (16) 栄養改善加算について
 - ① 栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスの提供は、利用者ごとに行われる ケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。

- ② 当該事業所の職員として、又は外部(他の介護事業所(栄養改善加算の対象事業所に限る。)、医療機関、介護保険施設(栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。)又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」)との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行うものであること。
- ③ 栄養改善加算を算定できる利用者は、次のイからホのいずれかに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者とすること。
 - イ BMI が 18.5 未満である者
 - ロ 1~6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)に規定する基本チェックリスト(別添⑤参照。以下同じ。)のNo.(11)の項目が「1」に該当する者
 - ハ 血清アルブミン値が 3.5g/dl 以下である者
 - ニ 食事摂取量が不良(75%以下)である者
 - ホ その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者 なお、次のような問題を有する者については、上記イからホのいずれかの項目 に該当するかどうか、適宜確認すること。
 - ロ腔及び摂食・嚥下機能の問題(基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。)
 - ・ 生活機能の低下の問題
 - ・ 褥瘡に関する問題
 - ・ 食欲の低下の問題
 - ・ 閉じこもりの問題 (基本チェックリストに関連する(16)、(17)のいずれか の項目において「1」に該当する者などを含む。)
 - ・ 認知症の問題(基本チェックリストの認知症に関連する(18)、(19)、(20) のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。)
 - ・ うつの問題 (基本チェックリストのうつに関連する(21)から(25)の項目に おいて、2項目以上「1」に該当する者などを含む。)
- ④ 栄養改善サービスの提供は、以下のイからへまでに掲げる手順を経てなされる。 イ 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。
 - ロ 利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び 食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する解決すべき課題の把握(以下「栄養ア セスメント」という。)を行い、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員 その他の職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項(食事に関する内容の 説明等)、解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項等を記載した 栄養ケア計画を作成すること。作成した栄養ケア計画については、栄養改善サー ビスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、通 所介護においては、栄養ケア計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する 場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする こと。
 - ハ 栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供

- すること。その際、栄養ケア計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修 正すること。
- 三 栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の状況を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供すること。
- ホ 利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行い、その結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師に対して情報提供すること。
- へ 指定居宅サービス基準第 105 条において準用する第 19 条に規定するサービスの 提供の記録において利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士が利用者の栄養 状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養改善加算の算定のために 利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はないものとすること。
- ⑤ おおむね3月ごとの評価の結果、 ③のイからホまでのいずれかに該当する者であって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できると認められるものについては 継続的に栄養改善サービスを提供する。
- 問34 通所サービスにおいて栄養改善加算を算定している者に対して管理栄養士による居宅療養管理指導を行うことは可能か。
- 答34 管理栄養士による居宅療養管理指導は通院又は通所が困難な者が対象となるため、栄養 改善加算の算定者等、通所サービス利用者に対して当該指導を行うことは想定されない。

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.1)

- 問33 それぞれ別の通所介護・通所リハビリテーション事業所にしている場合、それぞれの事業所で同時に栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定することはできるのか。
- 答33 御指摘の件については、ケアマネジメントの過程で適切に判断されるものと認識しているが、①算定要件として、それぞれの加算に係る実施内容等を勘案の上、1 事業所における請求回数に限度を設けていること、②2事業所において算定した場合の利用者負担等も勘案すべきことから、それぞれの事業所で栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定することは基本的には想定されない。

15 口腔・栄養スクリーニング加算 <★R3 年度一部改正>

加算 (I) ···20 単位/回 加算 (II) ···5 単位/回

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成 12 年厚生省告示第 19 号)

6 通所介護

- 注 17 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。
 - イ 口腔・栄養スクリーニング加算(I) 20単位
 - ロ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5 単位
- 厚生労働大臣が定める基準(平成 27 年厚生労働省告示第 95 号)
 - 19 の 2 通所介護費、通所リハビリテーション費、認知症対応型通所介護費、看護小規模多機能型居宅介護費及び介護予防認知症対応型通所介護費における口腔・栄養スクリーニング加算の基準
 - イ 口腔・栄養スクリーニング加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (1) 利用開始時及び利用中六月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。
 - (2) 利用開始時及び利用中六月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。
 - (3) 通所介護費等算定方法第一号、第二号、第六号、第十一号及び第二十号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。
 - (4) 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。
 - (一) 栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定 に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービ スが終了した日の属する月であること。
 - (二) 当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けて いる間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月である こと。
 - □ □腔・栄養スクリーニング加算(II) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - (1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (一) イ(1)及び(3)に掲げる基準に適合すること。
 - (二) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者 が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しく は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。
 - (三) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能 向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の 属する月ではないこと。
 - (2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (一) イ(2)及び(3)に掲げる基準に適合すること。
 - (二) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該

- 利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。
- (三) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能 向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の 属する月であること。
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
 - (17) 口腔・栄養スクリーニング加算について
 - ① 口腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング (以下「口腔スクリーニング」という。)及び栄養状態のスクリーニング (以下 「栄養スクリーニング」という。)は、利用者ごとに行われるケアマネジメント の一環として行われることに留意すること。
 - ② 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングは、利用者に対して、原則として 一体的に実施すべきものであること。ただし、大臣基準第 19 号の 2 口に規定する 場合にあっては、口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの一方のみを行 い、口腔・栄養スクリーニング加算(II)を算定することができる。
 - ③ <u>口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行う</u>に当たっては、利用者について、<u>それぞれ</u>次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、 提供すること。
 - イ 口腔スクリーニング
 - a 硬いものを避け、柔らかいものばかりを中心に食べる者
 - b 入れ歯を使っている者
 - c むせやすい者
 - ロ 栄養スクリーニング
 - a BMIが18.5 未満である者
 - b 1~6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の 実施 について」(平成18年6月9日老発第0609001 号厚生労働省老健局 長通知)に規定する基本チェックリスト(別添⑤参照)のNo.11 の項目が 「1」に該当する者
 - c 血清アルブミン値が 3.5g/dl 以下である者
 - d 食事摂取量が不良(75%以下)である者
 - ① <u>口腔・栄養スクリーニング加算</u>の算定を行う事業所については、サービス担当 者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく<u>口腔ス</u> クリーニング又は栄養スクリーニングを継続的に実施すること。
 - ⑤ 口腔・栄養スクリーニング加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービス又は口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供が必要だと判断された場合は、口腔・栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定できること。
- 問20 <u>令和2年10月以降に栄養スクリーニング加算を算定した事業所において、令和3</u> 年4月に口腔・栄養スクリーニング加算を算定できるか。
- 答20 算定できる。

16 口腔機能向上加算 <★R3 年度一部改正>

加算 Ⅰ …150 単位/回、加算 Ⅱ …160 単位/回(それぞれ月 2 回を限度)

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 19 号)

6 通所介護

- 注18 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注において「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。
 - イ 口腔機能向上加算(I) 150 単位
 - 口 口腔機能向上加算(Ⅱ) 160 単位
- 厚生労働大臣が定める基準(平成 27 年厚生労働省告示第 95 号)
 - 20 通所介護費における口腔機能向上加算の基準
 - イ 口腔機能向上加算 (I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を一名以上配置していること。
 - (2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。
 - (3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービス(指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注 18 に規定する口腔機能向上サービスをいう。以下同じ。)を行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
 - (4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。
 - (5) 通所介護費等算定方法第一号に規定する基準(定員超過利用・人員基準欠如) のいずれにも該当しないこと。
 - ロ 口腔機能向上加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (1) イ(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (2) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出 し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の 適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(18) 口腔機能向上加算について

- ① 口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供には、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。
- ② 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置して行うものであること。
- ③ 口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次のイからハまでのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者とすること。
 - イ 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目 において「1」以外に該当する者
 - ロ 基本チェックリスト (別添⑤参照) の口腔機能に関連する(13)、(14)、 (15)の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当する者
 - ハ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者
- ④ 利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じることとする。なお、歯科医療を受診している場合であって、次のイ又は口のいずれかに該当する場合にあっては、加算は算定できない。
 - イ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定している場合
 - ロ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定していない場合であって、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合。
- ⑤ 口腔機能向上サービスの提供は、以下のイからホまでに掲げる手順を経て なされる。
 - イ 利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握すること。
 - ロ 利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、 利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を 行い、言語聴覚士、歯科衛生士、 看護職員、介護職員、生活相談員その他 の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指 導計画を作成すること。作成した口腔機能改善管理指導計画については、 口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同 意を得ること。なお、通所介護においては、口腔機能改善管理指導計画に 相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって口 腔機能改善管理指導計画の作成に代えることができるものとすること。
 - ハ 口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供すること。その際、口腔機能改善管理指導計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。

- 二 利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を 検討し、概ね3月ごとに口腔機能の状態の評価を行い、その結果について、 当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対し て情報提供すること。
- ホ 指定居宅サービス基準第 105 条において準用する第 19 条に規定するサービスの提供の記録において利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が利用者の口腔機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に口腔機能向上加算の算定のために利用者の口腔機能を定期的に記録する必要はないものとすること。
- ⑥ おおむね3月ごとの評価の結果、次のイ又はロのいずれかに該当する者であって、継続的に言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上又は維持の効果が期待できると認められるものについては、継続的に口腔機能向上サービスを提供する。
 - イ ロ腔清潔・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事摂取等の口腔機能の低下が認め られる状態の者
 - ロ 当該サービスを継続しないことにより、口腔機能が低下するおそれのある者
- ① 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム (LIFE) 関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。(別添②参照)

サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた口腔機能改善管理指導計画の作成(Plan)、当該計画に基づく支援の提供(Do)、当該支援内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行うこと。

提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の 維持向上に資するため、適宜活用されるものである。

- 問33 それぞれ別の通所介護・通所リハビリテーション事業所にしている場合、それぞれの事業所で同時に栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定することはできるのか。
- 答33 御指摘の件については、ケアマネジメントの過程で適切に判断されるものと認識しているが、①算定要件として、それぞれの加算に係る実施内容等を勘案の上、1 事業所における請求回数に限度を設けていること、②2事業所において算定した場合の利用者負担等も勘案すべきことから、それぞれの事業所で栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定することは基本的には想定されない。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol. 3)

17 科学的介護推進体制加算 <★R3年度新設> 40単位/月

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 **12** 年厚生省告示第 **19** 号)

6 通所介護

- 注 19 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通 所介護事業所が、利用者に対し指定通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加 算として、1月につき 40 単位を所定単位数に加算する。
 - イ 利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値をいう。)、栄養状態、 口腔機能、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)の状況その他の 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
 - ロ 必要に応じて通所介護計画を見直すなど、指定通所介護の提供に当たって、イに規 定する情報その他指定通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用し ていること。
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管 理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関 する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
 - (19) 科学的介護推進体制加算について
 - ① 科学的介護推進体制加算は、原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに注 19 に掲げる要件を満たした場合に、当該事業所の利用者全員に対して算定できるものであること。
 - ② 情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出 情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算 に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照さ れたい。(別添②参照)
 - ③ 事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) のサイクル (PDCA サイクル) により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その 更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められる。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはならない。
 - イ 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する(Plan)。
 - ロ サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援 や重度化防止に資する介護を実施する(Do)。
 - ハ LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う(Check)。
 - 二 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める(Action)。
 - ④ 提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持 向上に資するため、適宜活用されるものである。

科学的介護推進体制加算

問16 <u>要件として定められた情報を「やむを得ない場合を除き、すべて提出すること」とされていれるが、「やむを得ない場合」とはどのような場合か。</u>

答16

- ・ やむを得ない場合とは、例えば、通所サービスの利用者について、情報を提出すべき月において、当該月の中旬に評価を行う予定であったが、緊急で月初に入院することとなり、当該利用者について情報の提出ができなかった場合や、データを入力したにも関わらず、システムトラブル等により提出ができなかった場合等、利用者単位で情報の提出ができなかった場合がある。
- ・ また、提出する情報についても、例えば、全身状態が急速に悪化した入所者について、 必須項目である体重等が測定できず、一部の情報しか提出できなかった場合等であって も、事業所・施設の利用者又は入所者全員に当該加算を算定することは可能である。
- ・ ただし、情報の提出が困難であった理由について、介護記録等に明記しておく必要がある。...

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.3)

- 問17 <u>LIFEに提出する情報に、利用者の氏名や介護保険被保険者番号等の個人情報が含まれるが、情報の提出に当たって、利用者の同意は必要か。</u>
- 答17 LIFEの利用者登録の際に、氏名や介護保険被保険者番号等の個人情報を入力いた だくが、LIFEのシステムにはその一部を匿名化した情報が送られるため、個人情報 を収集するものではない。そのため、加算の算定に係る同意は必要ではあるものの、情 報の提出自体については、利用者の同意は必要ない。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.3)

- 問18 加算を算定しようと考えているが、例えば入所者のうち1人だけでも加算の算定に係る同意が取れない場合には算定できないのか。
- 答18 加算の算定に係る同意が得られない利用者又は入所者がいる場合であっても、当該者 を含む原則全ての利用者又は入所者に係る情報を提出すれば、加算の算定に係る同意が 得られた利用者又は入所者について算定が可能である。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.3)

○ Barthel Index の読み替えについて

- 問19 科学的介護推進体制加算、ADL維持等加算(I)若しくは(Ⅱ)、自立支援促進加算、個別機能訓練加算(Ⅱ)、リハビリテーションマネジメント加算(A) 口若しくは(B)口、リハビリテーションマネジメント計画書情報加算又は理学療法若しくは作業療法及び言語聴覚療法に係る加算において、Barthel Index(BI)のデータ提出に際して、老人保健健康増進等事業において一定の読み替え精度について検証されているICFステージングから読み替えたものを提出してもよいか。
- 答19 <u>BIの提出については、通常、BIを評価する場合に相当する読み替え精度が内容の</u> 妥当性を含め客観的に検証された指標について、測定者が、
 - BI に係る研修を受け、
 - BI への読み替え規則を理解し、
 - 読み替え精度等を踏まえ、必要に応じて、読み替えの際に、正確な BI を別途評価する

等の対応を行い、提出することが必要である。

令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.3)

18 事業所と同一建物に居住する利用者等に対する減算 ▲94単位/日

- 指定通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定通所介護事業所と同一建物から 当該指定通所介護事業所に通う者に対し、指定通所介護を行った場合
- ※ 傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、減算しない。 (下記②を参照)

事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に通所介護を行う場合 について

① 同一建物の定義

「同一建物」とは、当該指定通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に指定通所介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。

また、ここでいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定通所介護事業所の指定通所介護事業者と異なる場合であっても該当するものであること。

② なお、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合は、例外的に減算対象とならない。具体的には、傷病により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所が困難である者に対し、2人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と当該指定通所介護事業所の間の往復の移動を介助した場合に限られること。ただし、この場合、2人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について、介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果について通所介護計画に記載すること。また、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について、記録しなければならない。

居宅算定基準留意事項

19 送迎を行わない場合の減算 ▲47 単位/片道

利用者が自ら指定通所介護事業所に通う場合、利用者の家族等が指定通所介護事業所への送迎を行う場合など、当該指定通所介護事業所の従業者が利用者の居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となる。ただし、事業所と同一建物に居住する利用者等に対する減算の対象となっている場合には、当該減算の対象とはならない。

- 問 6 0 指定通所介護事業所等の設備を利用した宿泊サービスを利用する場合の送迎減算 の考え方如何。
- 答60 宿泊サービスの利用の有無にかかわらず、送迎をしていなければ減算となる。

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1)

- 問 6 1 送迎減算は、個別サービス計画上、送迎が往復か片道かを位置付けさせた上で行 うことになるため、利用者宅に迎えに行ったが、利用者や家族等の都合で結果的に 利用者の家族等が、事業所まで利用者を送った場合には、減算の対象とならないのか。
- 答 6 1 送迎減算の有無に関しては、個別サービス計画上、送迎が往復か片道かを位置付 けさせた上で、実際の送迎の有無を確認の上、送迎を行っていなければ減算となる。

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1)

- 問5 指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護等以外のサー ビス (宿泊サービス) を連続して利用する場合に、初日と最終日を除き、行き帰りの送迎を実施しないことになるが、送迎減算(47 単位×2)と同一建物減算(94 単位)のどちらが適用されるのか。
- 答5 同一建物減算(94 単位)については、事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から事業所に通う者について適用するものであるため、当該事案は送迎減算(47 単位×2)が適用される。

なお、初日と最終日についても片道の送迎を実施していないことから、送迎減算 (47 単位) が適用される。

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 2)

問30 <u>訪問介護員等による送迎で通所サービスを利用する場合、介護報酬はどのよう算定すれ</u> ばよいか。

答30

- ・ 送迎については、通所サービスの介護報酬において評価しており、 利用者の心身の状況により通所サービスの事業所の送迎車を利用することができないなど特別な事情のない限り、訪問 介護員等による送迎を別途訪問介護費として算定することはできない。
- ・ ただし、利用者が、居宅から病院等の目的地を経由して通所サービスの事業所へ行く場合 や、通所サービスの事業所から病院等の目的地を経由して居宅へ帰る場合等、一定の条件の下 に、令和3年度から訪問介護費を算定することができることとする。
- ・ なお、 訪問介護員等により送迎が行われる場合、当該利用者が利用している通所サービスの 事業所の従業者が当該利用者の居宅と事業所間の送迎を実施していないため、送迎減算が適用 されることに留意すること。

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3)

- 問31 <u>A事業所の利用者について、B事業所の従業者が当該利用者の居宅とA事業所との間の</u> 送迎を行った場合、送迎減算は適用されるのか。
- 答31 送迎減算は、送迎を行う利用者が利用している事業所の従業者(問中の事例であれば、 A事業所の従業者)が当該利用者の居宅と事業所間の送迎を実施していない場合に適用されるものであることから、適用される。ただし、B事業所の従業者がA事業所と雇用契約を締結している場合は、A事業所の従業者(かつB事業所の従業者)が送迎を実施しているものと解されるため、この限りではない。

令和3 年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3)

20 サービス提供体制強化加算 <★R3年度一部改正>

加算 I ···22 単位/回、加算 II ···18 単位/回、加算 III ···6 単位/回

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 19 号)
 - 6 通所介護
 - ニ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が利用者に対し指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算(I) 22単位
- (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位
- (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位
- 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)
 - 23 通所介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準
 - イ サービス提供体制強化加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (1) 次のいずれかに適合すること。
 - (一) 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の七十以上であること。
 - (二) 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、<u>勤続年数十年以上の介護福祉士</u> の占める割合が百分の二十五以上であること。
 - (2) 通所介護費等算定方法第一号に規定する基準(定員超過利用・人員基準欠如)のいずれにも該当しないこと。
 - ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (1) 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。
 - (2) イ(2)に該当するものであること。
 - ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (1) 次のいずれかに適合すること。
 - (一) 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分 の四十以上であること。
 - (二) 指定通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数七年以上の 者の占める割合が百分の三十以上であること。
 - (2) イ(2)に該当するものであること。
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理 指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基 準の制定に伴う実施上の留意事項について
 - (24) サービス提供体制強化加算について
 - ① 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前

3月前について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。

なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修過程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の過程を修了している者とすること。

- ② 前号ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出を提出しなければならない。
- ③ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。
- ④ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。
- ⑤ 同一の事業所において第一号通所介護を一体的に行っている場合においては、本加 算の計算も一体的に行うこととする。
- ⑥ 指定通所介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員 又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとする。

共生型通所介護サービスに関する基準等について

○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

六 通所介護

4 共生型通所介護に関する基準

共生型通所介護は、指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者、指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者、指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。)第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者又は指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者が、要介護者に対して提供する指定通所介護をいうものであり、共生型通所介護事業所が満たすべき基準は、次のとおりであること。

- (1) 従業者の員数及び管理者(居宅基準第105条の2第1号、居宅基準第105条の3)
- 従業者

指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所(以下この4において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、共生型通所介護を受ける利用者(要介護者)の数を含めて当該指定生活介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。この場合において、指定生活介護事業所の従業者については、前年度の利用者の平均障害支援区分に基づき、必要数を配置することになっているが、その算出に当たっては、共生型通所介護を受ける利用者(要介護者)は障害支援区分5とみなして計算すること。

② 管理者

指定通所介護の場合と同趣旨であるため、第3の六の1の(4)を参照されたい。なお、共生型 通所介護事業所の管理者と指定生活介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えない。

(2) 設備に関する基準

指定生活介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。ただし、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の場合は、必要な設備等について要介護者が使用するものに適したものとするよう配慮すること。なお、当該設備については、共生型サービスは要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、要介護者、障害者又は障害児がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。

- (3) 指定通所介護事業所その他の関係施設から、指定生活介護事業所等が要介護者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。(居宅基準第105条の2第2号)
- (4) 運営等に関する基準(居宅基準第105条の3)

居宅基準第105条の3の規定により、居宅基準第8条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条、第36条、第37条の2、第38条、第52条、第92条、第94条及び第95条第4項並びに第7章第4節(第105条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用されるものであるため、第3の一の3の(2)から(8)まで、(10)、(12)、(15)、(16)、(24)、(25)、(27)、(28)及び(32)、第3の二の3の(4)並びに第3の六の2の(5)及び3の(1)から(12)までを参照されたいこと。

この場合において、準用される居宅基準第100条第4号及び第102条の規定について、共生型通所介護の利用定員は、共生型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者数の上限をいうものであること。つまり、介護給付の対象となる利用者(要介護者)の数と障害給付の対象となる利用者(障害者及び障害児)の数との合計数により、利用定員を定めること。例えば、利用定員が20人という場合、要介護者と障害者及び障害児とを合わせて20人という意味であり、利用日によって、要介護者が10人、障害者及び障害児が10人であっても、要介護者が5人、障害者及び障害児が15人であっても、差し支えないこと。

(5) その他の共生型サービスについて

訪問介護と同様であるので、第3の一の4の(5)を参照されたいこと。 *※下記に記載*

(6) その他の留意事項

多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、多様な利用者が共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定している。

このため、同じ場所において、サービスを時間によって要介護者、障害者及び障害児に分けて 提供する場合 (例えば、午前中に要介護者に対して通所介護、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合) は、共生型サービスとしては認められないものである。

○ 第3の一の4の(5) その他の共生型サービスについて

高齢者と障害者・障害児に一体的にサービス提供するものであって、

- ・ デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、障害福祉制度と介護保険制度の両方の基準を満たして両方の指定を受けているもの
- ・ 法令上、共生型サービスの対象とされているデイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ以外のサービス(例えば、障害福祉制度の共同生活援助と介護保険制度の認知症対応型共同生活介護)について、障害福祉制度と介護保険制度の両方の指定を受けているもの
- ・ 障害福祉制度の基準を満たして指定を受け、かつ、介護保険制度の基準該当サービスを活用しているもの

についても「共生型サービス」であり、地域共生社会の実現に向け、これらの推進も図られることが望ましいこと。

なお、共生型サービスは、各事業所の選択肢の一つであり、地域の高齢者や、障害者・障害児のニーズを踏まえて、各事業所は指定を受けるかどうか判断することとなる。

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 19 号)
 - 6 通所介護
 - 注 5 共生型居宅サービスの事業を行う指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス等基準第 78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)が当該事業を行う事業所において 共生型通所介護(指定居宅サービス基準第105条の2に規定する共生型通所介護をいう。 以下この注において同じ。)を行った場合は、所定単位数の 100 分の 93 に相当する単位 数を算定し、共生型居宅サービスの事業を行う指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障 害福祉サービス等基準第 156 条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者を いう。) 又は指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第 166 条第 1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)が当該事業を行う事業所にお いて共生型通所介護を行った場合は、所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数を算定 し、共生型居宅サービスの事業を行う指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定 通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。 以下この注において「指定通所支援基準」という。)第5条第1項に規定する指定児童発 達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この注において同じ。)を通わせる 事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援 をいう。)を提供する事業者を除く。)が当該事業を行う事業所において共生型通所介護 を行った場合は、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定し、共生型居宅サー ビスの事業を行う指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に 規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事 業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課 後等デイサービスをいう。)を提供する事業者を除く)が当該事業を行う事業所において 共生型通所介護を行った場合は所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
 - 注 6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定 通所介護事業所において、注 5 を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1 日につき 13 単位を所定単位数に加算する。
- 厚生労働大臣が定める基準 (平成 27 年厚生労働省告示第 95 号) 14 の 2 通所介護費及び地域密着型通所介護費における生活相談員配置等加算の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - イ 生活相談員を一名以上配置していること。
 - ロ 地域に貢献する活動を行っていること。

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
 - (6) 生活相談員配置等加算について
 - ① 生活相談員(社会福祉士、精神保健福祉士等)は、共生型通所介護の提供日ごとに、当該共生型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要があるが、共生型通所介護の指定を受ける障害福祉制度における指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所(以下この(6)において「指定生活介護事業所等」という。)に配置している従業者の中に、既に生活相談員の要件を満たす者がいる場合には、新たに配置する必要はなく、兼務しても差し支えない。なお、例えば、1週間のうち特定の曜日だけ生活相談員を配置している場合は、その曜日のみ加算の算定対象となる。
 - ② 地域に貢献する活動は、「地域の交流の場(開放スペースや保育園等との交流会など)の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入や活動(保育所等における清掃活動等)の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参画」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。
 - ③ なお、当該加算は、共生型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等においてのみ算定することができるものであること。
- 問44 平成30年4月から、共生型サービス事業所の指定が可能となるが、指定の際は、現行の「訪問介護」、「通所介護」、「短期入所生活介護」として指定するのか。それとも、新しいサービス類型として、「共生型訪問介護」、「共生型通所介護」、「共生型短期入所生活介護」として指定が必要となるのか。それとも「みなし指定」されるのか。
- 答44 共生型サービスは、介護保険又は障害福祉のいずれかの居宅サービス(デイサービス、ホーム ヘルプサービス、ショートステイ)の指定を受けている事業所が、もう一方の制度における居宅 サービスの指定も受けやすくする、あくまでも「居宅サービスの指定の特例」を設けたものであるため、従前通り「訪問介護」、「通所介護」、「短期入所生活介護」として、事業所の指定申請に基づき自治体が指定する。

なお、当該指定の申請は、既に障害福祉サービスの指定を受けた事業所が行うこととなるが、 いずれの指定申請先も都道府県(*)であるため、指定手続について可能な限り簡素化を図る観 点から、障害福祉サービス事業所の指定申請の際に既に提出した事項については、申請書の記載 又は書類の提出を省略できることとしているので、別添⑥を参照されたい。

- (*) 定員18人以下の指定生活介護事業所等は、(共生型)地域密着型通所介護事業所として指定を受けることとなるが、当該指定申請先は市町村であるため、申請書又は書類の提出は、生活介護事業所等の指定申請の際に既に都道府県に提出した申請書又は書類の写しを提出することにより行わせることができることとしている。
- ※ 指定障害福祉サービス事業所が、(「共生型サービスの指定の特例」を受けることなく、通 常の)介護保険の居宅サービスの指定の申請を行う場合についても同様の取扱いとする。

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol. 1)

- 問45 改正後の介護保険法第72条の2第1項ただし書に規定されている共生型居宅サービス事業者の特例に係る「別段の申出」とは具体的にどのような場合に行われることを想定しているのか。
 - (1) 例えば、障害福祉制度の生活介護の指定を受けている事業者が、指定申請を行う場合、
 - ①「別段の申出」をしなければ、共生型の通所介護の基準に基づき指定を受けることができる
 - ②「別段の申出」をすれば、通常の通所介護の基準に基づき指定を受けることになるということか。
 - (2) 介護報酬については、
 - 上記①の場合、基本報酬は所定単位数に93/100を乗じた単位数
 - 上記②の場合、基本報酬は所定単位数(通常の通所介護と同じ)ということか。

答45【(1)について】

- ・貴見のとおりである。
- ・共生型サービスは、介護保険又は障害福祉のいずれかの居宅サービス(デイサービス、ホームへルプサービス、ショートステイ)の指定を受けている事業所が、もう一方の制度における居宅サービスの指定も受けやすくする、「(共生型)居宅サービスの指定の特例」を設けたもの。
- ・ (1) の場合、指定障害福祉事業所が介護保険サービスを行うことになるが、
 - ①指定障害福祉事業所が、介護保険サービスの基準を満たせない場合
 - ②指定障害福祉事業所が、(「(共生型)居宅サービスの指定の特例」を受けることなく)介護保険サービスの基準を満たす場合(※現在も事実上の共生型サービスとして運営可能)があるため、②の場合に「別段の申出」を必要としているもの。
- ・なお、「別段の申出」については、以下の事項を記載した申請書を、当該申出に係る事業所の所 在地の指定権者に対して行う。
 - ア 当該申出に係る事業所の名称及び所在地並びに申請者及び事業者の管理者の氏名及び住所
 - イ 当該申出に係る居宅サービスの種類
 - ウ 法第72条の2第1項等に規定する特例による指定を不要とする旨

【(2) について】

・貴見のとおりである。

≪参考≫ 介護保険法(平成9年法律第123号)

(共生型居宅サービス事業者の特例)

- 第72条の2 訪問介護、通所介護その他厚生労働省令で定める居宅サービスに係る事業所について、 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項の指定(当該事 業所により行われる居宅サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第六条 の二の二第一項に規定する障害児通所支援(以下「障害児通所支援」という。) に係るも のに限る。) 又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十 七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)第二十九条第一項の指定障 害福祉サービス事業者の指定(当該事業所により行われる居宅サービスの種類に応じて厚 生労働省令で定める種類の障害者総合支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス (以下「障害福祉サービス」という。) に係るものに限る。) を受けている者から当該事 業所に係る第七十条第一項(第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)の申請 があった場合において、次の各号のいずれにも該当するときにおける第七十条第二項(第 七十条の二第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適 用については、第七十条第二項第二号中「第七十四条第一項の」とあるのは「第七十二条 の二第一項第一号の指定居宅サービスに従事する従業者に係る」と、「同項」とあるのは 「同号」と、同項第三号中「第七十四条第二項」とあるのは「第七十二条の二第一項第二 号」とする。ただし、申請者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をした ときは、この限りでない。
 - 一 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、指定居宅サービスに 従事する従業者に係る都道府県の条例で定める基準及び都道府県の条例で定める員数 を満たしていること。
 - 二 申請者が、都道府県の条例で定める指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な居宅サービス事業の運営をすることができると認められること。

 $2 \sim 5$ (略)

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol. 1)

問46 共生型サービス事業所の指定を行う際、指定通知書等に明確に「共生型」と区分する必要があるのか。

答46 不要である。

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol. 1)

- 問47 通所介護(都道府県指定)の利用定員は19人以上、地域密着型通所介護(市町村指定)の利用 定員は18人以下とされているが、例えば、障害福祉制度の生活介護の指定を受けた事業所が介護 保険(共生型)の通所介護の指定を受ける場合、定員19人以上であれば都道府県に指定申請を、 定員18人以下であれば市町村に指定申請を行うことになるのか。
- 答47 共生型通所介護の定員については、共生型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等に おいて同時にサービス提供を受けることができる利用者数の上限であり、介護給付の対象となる 利用者(要介護者)と障害給付の対象となる利用者(障害者)との合算で、利用定員を定めるこ ととなるため、貴見のとおりである。

なお、障害福祉制度の指定を受けた事業所が介護保険(共生型)の訪問介護又は短期入所生活 介護の指定を受ける場合、これらのサービスには市町村指定の地域密着型サービスは存在しな いため、事業所規模に関わらず、都道府県に指定申請を行うことになる。

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol. 1)

- 問48 共生型通所介護(障害福祉制度の生活介護事業所等が、要介護者へ通所介護を行う場合)の場合、定員超過の減算はどちらを対象に、どのように見るべきか。
- 答48 共生型通所介護事業所の定員については、介護給付の対象となる利用者(要介護者)と障害給付の対象となる利用者(障害児者)との合算で、利用定員を定めることとしているため、合計が利用定員を超えた場合には、介護給付及び障害給付の両方が減算の対象となる。
 - ※ 共生型短期入所生活介護事業所についても同様の取扱いとする。

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.1)

- 問49 共生型通所介護事業所と共生型短期入所生活介護事業所(介護保険の基準を満たしていない障害福祉の事業所)の人員基準欠如減算は、障害福祉の事業所として人員基準上満たすべき員数を下回った場合には、介護給付と障害給付の両方が減算の対象となるものと考えてよいか。
- 答49 貴見のとおりである。

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.1)

○ 共生型サービス事業所の指定手続の省略・簡素化 <※別添⑥参照>

老認発 0316 第4号 老老発 0316 第3号 令和3年3月16日

各都道府県介護保険主管部(局)長 殿

厚点	主労	働省	1老	健局	認知	印症	施第	₹ • ;	地域	介語	隻推	進調	長
(2	公		印			省		略)
F	<i>H</i> -	冰水	舖	坐	→ ×	加事	局	→ ×	Į.	∤ 早	加事	∌田	Ħ
序	土	カ	割	1	乜	便	/□J	乜	人	木	便	环	X
(1	1		EΠ			绀		胶	ζ.)

通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が 一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び 様式例の提示について

通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護及び(介護予防)認知症対応型通所介護(以下「通所介護等」という。)については、「令和3年度介護報酬に関する審議報告」(令和2年12月23日社会保障審議会介護給付費分科会(※))を踏まえ、感染症や災害の発生を理由として利用者数が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、臨時的な利用者数の減少による利用者一人あたりの経費の増加に対応するための加算や、事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例を設けることによる評価を行うことにしました。

今般、当該加算や特例による評価の詳細について、別紙のとおりお示ししますので、管内市町村、サービス事業所等への周知をお願いします。また、今回の取扱いについて分かりやすくお伝えする観点や事務手続きの簡素化を図る観点から、参考資料(感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価)及び届出様式(例)を作成しましたので、あわせてご確認ください。

(※)参考:「令和3年度介護報酬に関する審議報告」

(令和2年12月23日社会保障審議会介護給付費分科会)(抄)

II 1 ④通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応 ※★:介護予防 【通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★】

通所介護等の報酬について、感染症や災害の影響により利用者が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、以下の見直しを行う。

- ア 事業所規模別の報酬区分の決定にあたって、より小さい規模区分がある大規模型について、前年度の平均延べ利用者数ではなく、感染症や災害の影響により延べ利用者数の減が生じた月の実績を基礎とすることができることとする。
- イ 通所介護等について、感染症や災害の影響により延べ利用者数の減が生じた月の実績が 前年度の平均延べ利用者数から一定割合以上減少している場合、一定期間、臨時的な利用者

の減少による利用者一人あたりの経費の増加に対応するための評価を行う。

現下の新型コロナウイルス感染症の影響による一定割合以上の利用者減に対する適用にあたっては、年度当初から即時的に対応を行う。

イの評価の部分については、区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。

通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上 生じている場合の加算や事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例による評価

I 適用できる加算や特例の概要

- 通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合における、提供するサービス別(通所介護・通所リハビリテーションの場合は、事業所規模別の報酬区分別)の評価方法は以下のとおりである。なお、以下(1)(2)における事業所規模別の報酬区分は、利用延人員数の減が生じた月(以下「減少月」という。)の区分によるものとする。
- 基本報酬への3%加算(以下「3%加算」という。)や事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例(以下「規模区分の特例」という。)の対象となる感染症又は災害については、これが発生した場合、対象となる旨を厚生労働省から事務連絡によりお知らせする。なお、今般の新型コロナウイルス感染症は、3%加算や規模区分の特例の対象となる。
- (1) 通所介護(通常規模型)、通所リハビリテーション(通常規模型)、地域密着型通所 介護(療養通所介護を除く。以下同じ。)、(介護予防)認知症対応型通所介護
 - 3%加算の算定を行う。
- (2) 通所介護(大規模型 I 、大規模型 II)、通所リハビリテーション(大規模型 I 、大 規模型 II)
 - 3%加算の算定又は規模区分の特例の適用いずれかを行う。
 - ・ 当該加算の算定要件及び当該特例の適用要件のいずれにも該当する事業所においては、規模区分の特例を適用することとする。

■ 3%加算の算定要件・規模区分の特例の適用要件及び当該加算・特例の詳細(1)3%加算

- ・ 減少月の利用延人員数が、当該減少月の前年度の1月当たりの平均利用延人員数 (以下「算定基礎」という。)から100分の5(以下「5%」と表記する。)以上減少 している場合に、当該減少月の翌々月から3月以内に限り、基本報酬(※)の100分 の3(以下「3%」と表記する。)に相当する単位数を加算する。
 - (※)「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 19 号)の別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の6のイ通常規模型通所介護費・ロ大規模型通所介護費(Ⅱ)、7のイ通常規模型リハビリテーション費・ロ大規模型通所リハビリテーション費(Ⅰ)・ハ大規模型通所リハビリテーション費(Ⅱ)、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 126 号)の別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の2の2のイ地域密着型通所介護費、3のイ認知症対応型通所介護費(Ⅰ)・ロ認知症対応型通所介護費(Ⅱ)、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 18 年 3 月 14 日

厚生労働省告示第 128 号)の別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の1のイ介護予防認知症対応型通所介護費(I)・ロ介護予防認知症対応型通所介護費(II)のいずれかによる単位数をいう。

ただし、利用者の数が利用定員を超える場合、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合、 2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合に該当する場合には、減算後の単位数をいう。

- ・ ただし、令和3年2月又は3月に利用延人員数の減が生じた場合、前年度(令和元年度)の1月当たりの平均利用延人員数又は前年同月(令和2年2月又は3月)の利用延人員数のいずれか(以下「減少月が令和3年2月又は3月の場合の算定基礎」という。)と比較することにより、算定の判定を行うことができる。
- ・ 利用延人員数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別 の事情があると都道府県又は市町村(以下、「都道府県等」という。)が認める場合に は、当該加算の算定期間が終了した月の翌月から3月以内に限って延長が可能であ る。
- ・ 3%加算の延長を申請する場合でも、加算適用の申請を行った際の算定基礎(減少月が令和3年2月又は3月の場合の算定基礎を含む。以下同じ。)により判定を行うこととする。
- ・ 加算算定の期間内又は加算延長の期間内に、月の利用延人員数が算定基礎から5% 以上減少していなかった場合は、当該月の翌月をもって算定終了とする。
- ・ なお、本加算は、区分支給限度基準額管理の対象外の算定項目である。

(2) 規模区分の特例

- ・ 減少月の利用延人員数がより小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数と同等となった場合には、当該減少月の翌々月から当該より小さい事業所規模別の報酬 区分を適用する。
- ・ 具体的には、通所介護(大規模型II)及び通所リハビリテーション(大規模型II)については、減少月の利用延人員数が 750 人超 900 人以下となった場合は、それぞれ通所介護(大規模型I)及び通所リハビリテーション(大規模型I)を、750 人以下となった場合はそれぞれ通所介護(通常規模型)及び通所リハビリテーション(通常規模型)を算定することとする。また、通所介護(大規模型I)及び通所リハビリテーション(大規模型I)については、減少月の利用延人員数が 750 人以下となった場合は、それぞれ通所介護(通常規模型)及び通所リハビリテーション(通常規模型)を算定することとする。
- ・ 当該特例の適用期間内に、月の利用延人員数が、当該より小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数を超え、かつ、当該特例適用前の事業所規模別の報酬区分の利用延人員数まで戻った場合は、当該月の翌月をもって当該特例の適用は終了とする。

(3) 各月の利用延人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延人員数の算定方法

・ 各月の利用延人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延人員数は、通所介護、地域密着型通所介護及び(介護予防)認知症対応型通所介護については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に

関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号)(以下「留意事項通知」という。)第2の7(4)及び(5)を、通所リハビリテーションについては留意事項通知第2の8(2)及び(8)を準用し算定する。なお、前年度の実績が6月に満たない事業者(新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む。)の取扱いも留意事項通知によるものとする。

(4) 3%加算を適用するにあたっての端数処理

- ・ 各月の利用延人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延人員数は、(3) に基づいて計算した値の小数第3位を四捨五入することとする。
- ・ 各月の利用延人員数が5%以上減少しているかを判定するにあたっての端数処理は、百分率で表した後に小数第3位を四捨五入することとする。
- ・ 3%加算の単位数算定にあたっての端数処理は、留意事項通知第2の1通則を準 用し、小数点以下四捨五入とする。

Ⅲ 加算の算定及び特例の適用にあたっての届出

(1) 3%加算

- ① 通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所及び地域密着型通所介護事業所、 (介護予防)認知症対応型通所介護事業所において、II (1)に基づき、月の利用延 人員数が減少しているか判定する。(なお、通所介護(大規模型I、大規模型II)、通 所リハビリテーション(大規模型I、大規模型II)について、II (1)及び(2)に 基づいて判定した結果、3%加算及び規模区分の特例のいずれにも該当する場合は、 I (2)に基づき、規模区分の特例の適用を申請する。)
- ② ①の結果、当該月の利用延人員数が5%以上減少している場合(通所介護(大規模型I、大規模型II)、通所リハビリテーション(大規模型II、大規模型II)の場合は、当該月の利用延人員数が5%以上減少している場合であって、規模区分の特例の適用要件に該当しない場合)は、当該減少月の翌月15日(※)までに、都道府県等に加算算定の届出を行い、届出の翌月(加算適用開始月)から3月間加算を算定することが可能である。(ただし③により、月の利用延人員数が算定基礎から5%以上減少していなかった場合は、当該月の翌月をもって算定終了とする。)
 - (※) 例外として、減少月が令和3年2月である場合には、同年4月1日までに届出 を行えば、同年4月サービス提供分より算定可能とする。
- ③ 当該加算算定の届出を行った事業所は、加算算定の届出を行った月から算定終了月まで、毎月利用延人員数を算出する。各月の利用延人員数を算定基礎と比較し、5%以上減少していなかった場合は、その旨を速やかに都道府県等に届け出ることとする。(届出を怠った場合は、当該加算に係る報酬について返還となる場合があり得るため、留意されたい。なお、5%以上減少していた場合は、届出を行う必要はないが、監査時等自治体からの求めに応じて提示できるよう、各月の利用延人員数を記録しておくこと。)
- ④ 加算算定終了の前月においてもなお、算定基礎と比較して月の利用延人員数が 5%以上減少している場合には、当該月の翌月15日までに、利用延人員数の減少に

対応するための経営改善に時間を要すること等の加算算定の延長を希望する理由を 添えて、都道府県等に加算算定の延長の届出を行い、当該延長の届出の翌月から3 月間加算算定の延長を行うことが可能である。(ただし⑤により、月の利用延人員数 が算定基礎から5%以上減少していなかった場合は、当該月の翌月をもって算定終 了とする。)

⑤ 加算算定の延長の届出を行った事業所は、加算算定延長の届出を行った月及びその翌月について、各月の利用延人員数を算出する。各月の利用延人員数を算定基礎と比較し、5%以上減少していなかった場合は、その旨を速やかに都道府県等に届け出ることとする。(届出を怠った場合は、加算延長に係る報酬について返還となる場合があり得るため、留意されたい。なお、5%以上減少していた場合は、届出を行う必要はないが、監査時等自治体からの求めに応じて提示できるよう、各月の利用延人員数を記録しておくこと。)

<u>(2) 規模区分の特例</u>

- ① 通所介護(大規模型 I、大規模型 I)、通所リハビリテーション(大規模型 I、大規模型 I)において、I(2)に基づき、月の利用延人員数が減少し、より小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数と同等となっているか判定する。
- ② より小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数と同等となっている場合は、 当該減少月の翌月15日までに、都道府県等に特例適用の届出を行い、届出の翌月(特 例適用開始月)から、当該より小さい事業所規模別の報酬区分で基本報酬を算定す ることが可能である。(③により、月の利用延人員数が、当該より小さい事業所規模 別の報酬区分の利用延人員数を超えた場合は、その翌月をもって適用終了とする。)
- ③ 特例適用の届出を行った事業所は、特例適用の届出を行った月から適用終了月まで、毎月利用延人員数を算出する。各月の利用延人員数が当該より小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数を超えた場合は、その旨を速やかに都道府県等に届け出ることとする。(届出を怠った場合は、当該特例に係る報酬について返還となる場合があり得るため、留意されたい。なお、当該より小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数を超えない場合は、届出を行う必要はないが、監査時等自治体からの求めに応じて提示できるよう、各月の利用延人員数を記録しておくこと。)

Ⅳ 大規模型事業所における令和3年2月又は3月の利用延人員数の減少に係る取扱い

- 現下の新型コロナウイルス感染症の影響への即時的な対応として、令和3年2月又は3月の利用延人員数の減少については、3%加算の算定のみを行うものとする。(通所介護及び通所リハビリテーションについて、令和3年4月からの事業所規模による区分については、留意事項通知により決定され、規模区分の特例の適用は行わない。)
- 従って、通所介護(大規模型 I、大規模型 II)、通所リハビリテーション(大規模型 I、大規模型 II)については、令和3年2月又は3月は、当該月の利用延人員数が、減少月が令和3年2月又は3月の場合の算定基礎から5%以上減少しているかのみを判定する。なお、令和3年2月又は3月の利用延人員数の減少に基づき、令和3年4月1日又は4月15日までに3%加算算定の届出を行い、令和3年4月又は5月より加算

の算定を開始した場合、加算算定期間中の利用延人員数がより小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数と同等となった場合は、加算算定期間中でも規模区分の特例 適用の届出を行うことができる。

(例)令和3年2月の利用延人員数の減少に基づき、同年4月1日までに3%加算算定の届出を行い、令和3年4月より3%加算の算定を開始し、同月の利用延人員数がより小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数と同等となった場合、令和3年5月に規模区分の特例適用の届出を行えば、令和3年5月をもって加算算定を終了し、令和3年6月からより小さい事業所規模別の報酬区分で基本報酬を算定することが可能となる。(特例適用の届出を行った月から適用終了月まで、毎月利用延人員数を算出し、各月の利用延人員数がより小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数を超えた場合は、その翌月をもって適用終了とする。)

○ なお、上記に係る加算の算定要件・規模区分の特例の適用要件及び加算や特例の詳細はII、加算の算定及び特例の適用にあたっての届出の詳細はIIIによるものとする。

(参考)

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(抄)

(平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

7 通所介護費

(4) 事業所規模による区分の取扱い

- ① 事業所規模による区分については、施設基準第5号イ(1)に基づき、前年度の1月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所介護費を区分しているところであるが、当該平均利用延人員数の計算に当たっては、同号の規定により、当該指定通所介護事業所に係る指定通所介護事業者が第1号通所事業(指定居宅サービス等基準第93条第1項第3号に規定する第1号通所事業をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け一体的に事業を実施している場合は、当該第1号通所事業における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含むこととされているところである。したがって、仮に指定通所介護事業者が第1号通所事業の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、当該平均利用延人員数には当該第1号通所事業の平均利用延人員数は含めない取扱いとする。
- ② 平均利用延人員数の計算に当たっては、3時間以上4時間未満、4時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者(2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者を含む。)については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、5時間以上6時間未満、6時間以上7時間未満の報酬を算定している利用者については利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。また、平均利用延人員数に含むこととされた第1号通所事業の利用者の計算に当たっては、第1号通所事業の利用時間が5時間未満の利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、利用時間が5時間以上6時間未満、6時間以上7時間未満の利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。ただし、第1号通所事業の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えない。

また、1月間(暦月)、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施した月における平均利 用延人員数については、当該月の平均利用延人員数に7分の6を乗じた数によるものとする。

- ③ 前年度の実績が6月に満たない事業者(新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む。)又は前年度から定員を概ね25%以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、都道府県知事に届け出た当該事業所の利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数とする。
- ④ 毎年度3月31日時点において、事業を実施している事業者であって、4月以降も引き続き 事業を実施するものの当該年度の通所介護費の算定に当たっては、前年度の平均利用延人員数 は、前年度において通所介護費を算定している月(3月を除く。)の1月当たりの平均利用延 人員数とする。

(8) 災害時等の取扱い

災害その他のやむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月(災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。)の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。また、この場合にあっては、やむを得ない理由により受け入れた利用者については、その利用者を明確に区分した上で、平均利用延人員数に含まないこととする。

8 通所リハビリテーション費

(2) 災害時等の取扱い

通所介護と同様であるので、7(5)を参照されたい。

(8) 平均利用延人員数の取扱い

- ① 事業所規模による区分については、施設基準第6号イ(1)に基づき、前年度の1月当たりの 平均利用延人員数により算定すべき通所リハビリテーション費を区分しているところである が、当該平均利用延人員数の計算に当たっては、同号の規定により、当該指定通所リハビリテーション事業所に係る指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含むこととされているところである。したがって、仮に指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、当該平均利用延人員数には当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の平均利用延人員数は含めない取扱いとする。
- ② 平均利用延人員数の計算に当たっては、1時間以上2時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の1を乗じて得た数とし、2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、4時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者及び5時間以上6時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。また、平均利用延人員数に含むこととされた介護予防通所リハビリテーション事業所の利用者の計算に当たっては、介護予防通所リハビリテーションの利用時間が2時間未満の利用者については、利用者数に4分の1を乗じて得た数とし、2時間以上4時間未満の利用者については、利用者数に4分の1を乗じて得た数とし、2時間以上6時間未満の利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とし、利用時間が4時間以上6時間未満の利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。ただし、介護予防通所リハビリテーション事業所の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えない。

また、1月間(暦月)、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施した月における平均利 用延人員数については、当該月の平均利用延人員数に7分の6を乗じた数によるものとする。

③ 前年度の実績が6月に満たない事業者(新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む。)又は前年度から定員をおおむね25%以上変更して事業を実施しようとする事業者におい

ては、当該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、都道府県知事に届け出た当該事業所の利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数とする。

④ 毎年度3月31日時点において、事業を実施している事業者であって、4月以降も引き続き 事業を実施するものの当該年度の通所リハビリテーション費の算定に当たっては、前年度の平 均利用延人員数は、前年度において通所リハビリテーション費を算定している月(3月を除 く。)の1月当たりの平均利用延人員数とする。

1

参考資料

○ 通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護については、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、感染症や災害の影響により利用延人員数が減少した場合に、基本報酬への3%加算(以下「3%加算」という。)又は事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例(以下「規模区分の特例」という。)による評価を行う。

サービス・事業所規模別の報酬区分別 適用できる加算・特例

サービス・事業所規模別の報酬区分	適用できる加算・特例		
・通所介護(通常規模型) ・通所リハビリテーション(通常規模型)	·地域密着型通所介護 ·(介護予防)認知症対応型通所介護	① 3 %加算	
・通所介護(大規模型 I 、大規模型 Ⅱ)	・通所リハビリテーション(大規模型 I 、大規模型 II)	① 3 %加算 Rut ②規模区分の特例	

加算・特例の発動要件

① 3%加算	② 規模区分の特例
○ 利用延人員数の減が生じた月の利用延人員数が <u>前年度の1月</u> 当たりの平均利用延人員数から5%以上減少している場合に算定	○ 利用延人員数の減が生じた月の利用延人員数が、より小さい事業 所規模別の報酬区分の利用延人員数と同等となった場合に適用
例)前年度の1月当たりの平均利用延人員数が700人の場合 利用延人員数が665人以下となった場合、加算算定の申請が可能	例)前年度の1月当たりの平均利用延人員数が950人(大規模型II)の場合利用延人員数が900人以下となった場合は大規模型I、利用延人員数が750人以下となった場合は通常規模型での報酬請求の申請が可能
通所介護(通常規模型)/要介護 2 / 7 時間以上 8 時間未満の場合 基本報酬: 773単位 3%加算: 773×0.03 = 23単位 合計: 796単位(+23単位)	通所介護(大規模型Ⅱ)/要介護 2 / 7 時間以上 8 時間未満の場合 基本報酬(大規模型Ⅱ) : 713単位 →基本報酬(大規模型Ⅰ): 740単位(+27単位) →基本報酬(通常規模型): 773単位(+60単位)



ア 通所介護、通所リハビリテーションの事業所規模別の報酬区分判定・併給調整方法

- 通所介護、通所リハビリテーションの事業所規模別の報酬区分は、加算算定・延長、特例適用の届出を行う月の前月の区分によるものとする。
- 通所介護(大規模型 I 、大規模型 II)、通所リハビリテーション(大規模型 I 、大規模型 II)について、① 3 %加算と②規模区分の特例のいずれにも適合する場合は、②規模区分の特例の適用を申請すること。

イ 前年度の1月当たりの平均利用延人員数・月ごとの利用延人員数の算定方法

○ 通所介護・地域密着型通所介護・(介護予防)認知症対応型通所介護については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号)第2の7(4)及び(5)を、通所リハビリテーションについては同通知第2の8(2)及び(8)を準用し算定すること。なお、前年度の実績が6月に満たない事業者(新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む。)の取扱いも上記通知によるものとする。

ウ ①3%加算を算定するにあたり、利用延人員数が減少しているかを判定する際の算定基礎

- ①3%加算の算定可否を判定するにあたっての基礎は、「前年度の1月当たりの平均利用延人員数」とする。ただし、令和3年2月又は3月減少分(令和3年3月又は4月届出分)においては、前年度(令和元年度)の1月当たりの平均利用延人員数又は前年同月(令和2年2月又は3月)の利用延人員数のいずれかを基礎として、算定の判定を行うこととして差し支えない。
- 3%加算の延長を申請する場合でも、算定基礎は加算算定の申請を行った際と同一のものとする。
- 例)令和3年3月の利用延人員数が令和2年3月の利用延人員数と比較して5%以上減少しており、令和3年3月の減少分(4月届出)を受けて、令和3年5月から7月まで適用されている場合、加算算定の延長を申請する場合は、令和3年6月の利用延人員数と令和2年3月の利用延人員数を比較し、7月に届け出て、8月から延長となる。(加算算定の延長を申請するにあたり、令和3年6月の利用延人員数と、令和元年度の平均利用延人員数や令和2年度の平均利用延人員数を比較することはできない。)

エ ①3%加算を算定するにあたっての端数処理

- 前年度の1月当たりの平均利用延人員数及び各月の利用延人員数は、イに基づいて計算した値の小数第3位を四捨五入することとする
- 各月の利用延人員数が5%以上減少しているかを判定するにあたっての端数処理は、百分率で表した後に小数第3位を四捨五入することとする。例)令和2年度の1月当たりの平均利用延人員数が1,001人、令和3年4月の利用延人員数が951人の場合、(1,001-951)/1,001=0.04995⇒4.995%⇒5.00%となり、適用可。
- ①3%加算の単位数算定にあたっての端数処理は、イに示す通知第2の1通則を準用し、小数点以下四捨五入とする。
- 例)通所介護(通常規模型)/要介護2/7時間以上8時間未満の場合、3%加算は765単位×0.03=22.95≒23単位となる。

オ ②規模区分の特例を適用するにあたっての基礎

○ ②規模区分の特例を適用するにあたっての基礎は、「より小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数」としているが、具体的には、通常規模型: 750人以下、大規模型Ⅰ:750人超900人以下とする。

3%加算の算定にあたっては、利用延人員数の減が生じた月の翌月に届出を行い、届出の翌月から最大3か月間 算定することが可能である。また、加算算定後も特別な事情があり、なお利用延人員数の減が生じている場合は、 再度届出を行い、さらに最大3か月間加算を算定することが可能である。(ただし、加算算定・延長の届出後利用 延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月をもって算定終了。)

加算算定にあたってのスケジュール(例)①

令和3年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
	7	算定届提出	算定開始	\rightarrow				
加算算定	利用 延人員数減	※ 利用延人員	に利用延人員数 数が回復した場合は、區 、、届出を行った月をもっ	回復した月の翌月	算定終了			
				, j	延長届提出	延長開始		
延長				なお利用延人員 数が減少している 場合		近人員数確認 た場合は、回復した月の翌月 たりまるて算定終了		延長終了

【加算算定/加算延長にあたっての届出方法】

※「届出様式(例)(感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式)」(以下、届出様式という。)を使用した場合の届出 方法について記載している。なお、届出様式は、加算算定の届出/加算算定後の各月の利用延人員数の確認/加算算定の延長の届出共通の様式である。必要事 項を追記していくことにより全ての届出において使用することができる。

ア 加算算定 の届出	・届出様式の(1)事業所基本情報、(2)加算算定・特例適用の届出に必要事項を記入。 ・記入した結果、(2)の「加算算定の可否」欄に「可」が表示された場合、算定届提出月の15日までに都道府県等に届出様式を提出。
イ 加算算定後 の各月の利用延 人員数の確認	・届出様式を提出した月から、加算算定終了月(加算算定延長の場合は加算算定延長開始月)まで、毎月(3)加算算定後の各月の利用延人員数の確認に必要事項を記入。 ・記入した結果、(3)の「加算算定の可否」欄に「否」が表示された場合は、速やかに都道府県等に届出様式を提出。(提出を怠った場合は、当該加算に係る報酬について返還となる場合があり得るため、留意されたい。なお、「可」が表示された場合は届出の必要はない。)
ウ 加算算定 の延長の届出	・加算算定の延長対象となる場合であって、加算算定の延長を求める場合は、(4)加算算定の延長の届出にその理由を記入し、延長届提出月 の15日までに都道府県等に届出様式を提出。

4

加算算定にあたってのスケジュール(例)②:令和3年2月の利用延人員数に基づき届出を行う場合

○ 令和3年2月の利用延人員数に基づき届出を行う場合は、令和元年度の1月当たりの平均利用延人員数又は令和 2年2月の利用延人員数のいずれかと比較し、3%加算算定の判定を行う。また3%加算算定の届出は令和3年4 月1日までに行うものとする。

令和3年	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	利用	算定届提出 (4月1日まで)	算定開始		算定終了			
加算算定	延人員数減 令和元年度の1月	※ 利用延人員	月ごとに利用延人員数確認 ※ 利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月 に届出を行い、届出を行った月をもって算定終了					
	当たりの平均利用 延人員数又は令和	•			延長届提出	延長開始		
延長	2年2月の利用延 人員数のいずれかと 比較			なお利用延人員 数が減少している 場合	※ 利用延人員数が回復し	近人員数確認 た場合は、回復した月の翌月 テった月をもって算定終了		延長終了

加算算定にあたってのスケジュール(例)③:加算の算定が途中で終了する場合

○ 3%加算算定中(延長の場合を含む。)に利用延人員数が回復した場合は、その翌月をもって算定終了とする。 (例)令和3年4月の利用延人員数が5%以上減少している場合、5月に3%加算算定の届出を行い、6月から算定 開始となるが、6月になり利用延人員数が回復した場合は、その翌月(7月)をもって3%加算算定終了とする。

令和3年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
		算定届提出	算定開始	算定終了届 提出				
加算算定	利用 延人員数減	利用延人員数はなお減少	利用延人員 数が回復	算編終了	りない			

加算算定にあたってのスケジュール (例) ④:算定期間中に、年度の切り替えが生じる場合

○ 3%加算算定期間中に年度が切り替わった場合でも、引き続き3%加算の算定を行うことが可能。

令和4年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
		算定届提出	算定開始					
加算算定	利用 延人員数減	※ 利用延人員	に利用延人員数 数が回復した場合は、區 、届出を行った月をもっ	回復した月の翌月	算定終了			
					延長届提出	延長開始		
延長			なお利用延人員 数が減少している 場合		※ 利用延人員数が回復し	近人員数確認 近場合は、回復した月の翌月 行った月をもって算定終了		延長終了

○ なお、年度の切り替えにより、新たに事業所規模区分が大規模型 I ・大規模型 II となった通所介護事業所・通所リハビリテーション事業所については、4月以降の利用延人員数がより小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数と同等である場合、規模区分の特例適用の届出を行い、規模区分の特例を適用することとする。

令和4年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
		算定届提出	算定開始	\longrightarrow				
加算算定	利用 延人員数減	※ 利用延人員	に利用延人員数 数が回復した場合は、區 、、届出を行った月をもっ	回復した月の翌月	算定終了			
				(FN/N+V) = #FE	適用届提出	適用開始		
特例適用	適用 規模区分の利用 延人員数は同等である場合					月ごとに利用延が回復した場合は、回復した月の登	上 上人員数確認 翌月に届出を行い、届出を行った月	をもって適用終了 !

6

○ **規模区分の特例の適用**にあたっては、利用延人員数の減が生じた月の翌月に届出を行い、届出の翌月(規模区分の特例の適用が開始された月)から、より小さい事業所規模別の報酬区分で基本報酬を算定することが可能である。(ただし、特例適用の届出後利用延人員数が回復した場合は、回復した月の翌月をもって算定終了。)

特例適用にあたってのスケジュール(例)①

令和3年~4年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	// TUENZE 4 E	適用届提出	適用開始									
特例適用	利用延人員 数減	1	※ 利用延人[員数が回復した			人員数確 月に届出を行		った月をもってぇ	適用終了 		

【特例適用にあたっての届出方法】

※ 届出様式を使用した場合の届出方法について記載している。なお、届出様式は、特例適用の届出/特例適用後の各月の利用延人員数の確認共通の様式である。 必要事項を追記等していくことにより全ての届出において使用することができる。

ア 特例適用 の届出

- ・届出様式の(1)事業所基本情報、(2)加算・特例適用の届出に必要事項を記入。
- ・記入した結果、(2)の「特例適用の可否」欄に「可」が表示された場合、適用届提出月の15日までに都道府県等に届出様式を提出。

イ 特例適用後の 各月の利用延人 員数の確認

- ・届出様式を提出した月から、加算適用(延長含む)終了月まで、毎月(5)特例適用後の各月の利用延人員数の確認に必要事項を記入。 ・記入した結果、(5)の「特例適用の可否」欄に「否」が表示された場合は、速やかに都道府県等に届出様式を提出。(提出を怠った場
- ・記入した結果、(5)の「特例適用の可否」欄に「否」が表示された場合は、速やかに都道府県等に届出様式を提出。(提出を怠った場合は、当該特例に係る報酬について返還となる場合があり得るため、留意されたい。なお、「可」が表示された場合は、届出の必要はない。)

(注) 大規模事業所における令和3年2月又は3月の利用延人員数の減少に係る取扱い

・現下の新型コロナウイルス感染症の影響への即時的な対応として、令和3年2月又は3月の利用延人員数の減少については、3%加算のみによる評価を行うものとし、規模区分の特例による評価は行わない。従って、通所介護(大規模型 I、大規模型 II)、通所リハビリテーション(大規模型 I、大規模型 II)については、令和3年2月又は3月は、当該月の利用延人員数が、減少月が令和3年2月又は3月の場合の算定基礎から5%以上減少しているかのみを判定する。

7

特例適用にあたってのスケジュール(例)②:令和2年度末~令和3年度当初の取扱い

○ 通所介護(大規模型 I、大規模型 II)、通所リハビリテーション(大規模型 I、大規模型 II)について、令和3年2月に利用延人員数が減少している場合は、令和3年4月1日までに3%加算の届出を行い、令和3年4月より3%加算の算定を開始する。その後例えば同月の利用延人員数がより小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数と同等となった場合は、令和3年5月に規模区分の特例適用の届出を行えば、令和3年5月をもって加算算定を終了し、令和3年6月からより小さい事業所規模別の報酬区分で基本報酬を算定することが可能となる。

令和3年	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	利用	算定届提出 (4月1日まで)	算定開始					
加算算定	延人員数減	月ごとに利用及 別用延人員数が回復し に届出を行い、届出を行	た場合は、回復した月の翌月	算定終了				
			より小さい事業所	適用届提出	適用開始			
特例適用			規模区分の利用 延人員数と同等で ある場合	※ 利用延人員数		に利用延人員数 復した月の翌月に届出		をもって適用終了

特例適用にあたってのスケジュール(例)③:特例の適用が途中で終了する場合

○ 規模区分の特例適用期間中に利用延人員数が回復した場合は、その翌月をもって算定終了とする。(例)令和3年4月の利用延人員数がより小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数と同等となった場合、5月に規模区分の特例適用の届出を行い、6月から適用開始となるが、8月になり利用延人員数が回復した場合は、その翌月(9月)をもって規模区分の特例適用終了とする。

令和3年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
		適用届提出	適用開始			適用終了届提出		
特例適用	利用 延人員数減	│	こ利用延人員数 対が回復した場合は、回 、届出を行った月をもっ	1復した月が独月	 利用延人員 数が回復	道 開終了 (りません	

特例適用にあたってのスケジュール(例)④:適用期間中に、年度の切り替えが生じる場合

○ 規模区分の特例適用期間中に年度が切り替わった場合でも、引き続き規模区分の特例を適用することが可能。

令和4年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
		適用届提出	適用開始					
特例適用	利用 延人員数減		※ 利用延人員数	· —	こ利用延人員数 復した月の翌月に届出	L 女確認 を行い、届出を行った月	をもって適用終了	

○ なお、年度の切り替えにより、事業所規模区分が大規模型 | 又は大規模型 | から通常規模型となった通所介護事業所・通所リハビリテーション事業所については、3月をもって規模区分の特例の適用を終了し、4月以降の利用延入員数が5%以上減少している場合は、3%加算算定の届出を行い、3%加算を算定することとする。

令和4年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	特例適用		適用終了			J ₁			
特例適用	※ 利用延人員	 -利用延人員数 強数が回復した場合は い、届出を行った月を	、回復した月の		t加算・特例の ・・適用されない -	•			
				利用延人員数	算定届提出	適用開始			
加算算定				が5%以上減少している場合	※ 利用延人員数	こ利用延人員 数が回復した場合は、回 、届出を行った月をもつ	復した月の翌月に	算定終了	
								延長届提出	延長開始
延長				10) 2		なお利用延人 ,」 員数が減少して; いる場合 ;	月ごとに利用延 ※ 利用延人員数が回復した に届出を行い、届出を行	場合は、回復した月の翌月

- 本様式は、感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価を届け出る際に使用するものです。
- 記入にあたっては、「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(老認発●●第●号・老老発●●第●号 令和3年●月●日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長連名通知)のほか、各項目の注を参照の上、行ってください。

(1) 事業所基本情報

事業所番号	事業所名				
担当者氏名	電話番号		>	メールアト゛レス	
サービス種別		規模区分	}		

- ※ 青色セルは直接入力、緑色セルはプルダウン入力してください(以下同じ)。
- ※ サービス種別が通所介護及び通所リハビリテーションの場合には、規模区分欄も記載してください。

(2) 加算算定・特例適用の届出

利用延人員数の減少	が生じた月	令和		年		月		
利用延人員数の減少	が生じた月の利用	用延人員	数			人		
利用延人員数の減少	が生じた月の前々	年度の1	月当たり)の 耳	均利用	延丿	人員数	人
加算算定の可否								-
特例適用の可否								

- ※ 黄色セルは自動計算されますので、入力しないでください(以下同じ)。
- ※「利用延人員数の減少が生じた月の利用延人員数」「利用延人員数の減少が生じた月の前年度の1月当たりの利用延人員数」については、 以下を準用し算定してください(以下、利用延人員数の計算にあたっては、すべてこれによることとします。)
- ・通所介護、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号)第2の7(4)及び(5)
- ・通所リハビリテーションについては、同通知第2の8(2)及び(8)
- ※「加算算定の可否」「特例適用の可否」欄のいずれかに「可」が表示された場合は、利用延人員数の減少が生じた月の翌月15日までに都道府県・市町村に本様式を提出することで、加算算定・特例適用の届出を行うことができます。(両欄とも「否」が表示された場合は、提出不要です。)

加算算定事業所のみ

※ 加算算定開始後に記入してください。(加算を算定しない事業所は記入及び届出の必要はありません。)

(3) 加算算定後の各月の利用延人員数の確認

	年月	各月の 利用延人員数	減少割合		加算 算定の可否
利用延人員数の減少が生じた月				\ \	
加算算定届提出月					
加算算定開始月					
加算延長判断月				7	
加算終了/延長届提出月				7 4 41.0	
延長適用開始月				減少の 2か月後	
				に算定 開始	
延長適用終了月				מאנויו	

- ※ 加算算定の届出を行った場合は、利用延人員数の減少が生じた月から適用(延長含む)終了月まで、各月の利用延人員数を入力してください。
- ※「加算算定の可否」欄に「否」が表示された場合は、速やかに都道府県・市町村に本様式を提出してください。(提出を怠った場合は、加算に係る報酬について返還となる場合があり得るため、ご留意ください。なお、「可」が表示された場合は、本様式を提出する必要はありません。)

加算算定事業所であって、(3)オレンジセルに「可」が表示された事業所のみ

※ 加算算定開始後に記入してください。

(4) 加算算定の延長の届出

加算算定の延長を求める理由

(例)利用延人員数の減少に対応するための経営改善に時間を要するため

※ 加算算定の延長を求める場合は、その理由を入力し、延長届提出月の15日までに都道府県・市町村に本様式を提出することにより、加算算定の延長の届出をすることができます。 103

(5) 特例適用後の各月の利用延人員数の確認

ļ				
	年月	各月の 利用延人員数		特例 適用の可否
利用延人員数の減少が生じた月				
特例適用届提出月				
特例適用開始月				
			減少の	
			2か月後	
			に算定 開始	

[※] 特例適用の届出を行った場合は、特例適用届を提出した月から適用終了月まで、各月の利用延人員数を入力してください。

^{※「}特例適用の可否」欄に「否」が表示された場合は、速やかに都道府県・市町村に本様式を届け出てください。(届出を怠った場合は、特例に係る報酬について返還となる場合があり得るため、ご留意ください。なお、「可」が表示された場合は、本様式を提出する必要はありません。)

利用延人員数計算シート(通所介護・地域密着型通所介護・(介護予防)認知症対応型通所介護)

本シートは「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(老認発●●第●号・老老発●●第●号令和3年●月●日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長連名通知)に基づき、各月の利用延人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延人員数を算定するにあたり、補助的に活用いただくことを想定して作成したものです。

- ※ 各都道府県・市町村において、本シートとは別に、利用延人員数を計算するための様式等が準備されている場合は、そちらを使用してください。
- ※ 通所介護、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護は、以下まとめて「通所介護等」といいます。
- ※ 通所介護費、地域密着型通所介護費、(介護予防)認知症対応型通所介護費は、以下まとめて「通所介護費等」といいます。
- ※ 青色セルには数値を入力し、緑色セルにはプルダウンから選択して入力してください。入力された数値等に基づき、黄色セルに算定結果が表示されます。

○ 前年度の実績が6月以上の場合の前年度の1月当たりの平均利用延人員数・各月の利用延人員数

			率				令和		年					令和1年		4月~2月					
			+	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計					
	4時間以上5	時間未満及び 時間未満 3時間未満を含む)	1/2																		
通所介護等 ※1																					
	7時間以上8 8時間以上9	時間未満及び 時間未満	1																		
第一号通所		5時間未満	1/2																		
事業 ・ 介護予防認	1	5時間以上6時間未満及び 6時間以上7時間未満	3/4																		
知症対応型 通所介護		7時間以上8時間未満及び 8時間以上9時間未満	1																		
%2·3	2・3 同時にサービスの提供を受け た者の最大数を営業日ごとに 加えた数																				
	=	各月の利用延人員数																			
毎日	日事業を実施	にた月(〇印) ※4	6/7																		
		合計																			
※2 通所:	- の通所介記 介護又はは	護等を利用した人数を、算! 也域密着型通所介護と第一 を行ってください。						をけ、通所介	護と一体的	に実施してい	いる場合は、		通所介護	費等を算定し (3月を除く)	ている月数						
・①に、 (緩和! ・②に、	、各月の第 した基準に 、同時にサ	一号通所事業を利用した よるサービス(通所型サー 一ビスの提供を受けた者	-ビスA)の₹ の最大数を	数を、利用時間ごとに記入。 スA)の利用者は、利用者数に含めません。) 最大数を営業日ごとに加えた数を記入。										数に含めません。)							
当i のi ※3 認知i 以下の ・①に、	该日の「同 是供を受け 定対応型道 い ずれか 、各月の介	について、9時〜12時に同時にサービスの提供を受けた者の最大数」が「6人」で を予けた者の最大数」が「6人」で を行ってください。 護予防認知症対応型通所でである。 でしている。	ナた者の最たであった場合 であった場合 対応型通所 所介護を利用	大数」は「6) 、、「同時にす 所介護の指導	人」となる。ま ナービスの提 定をあわせで · 、算定してい	た、1月間の 性を受けた で受け、認知 いる報酬時間	D営業日が2 者の最大数 症対応型通 間区分別に記	2日であり、 を営業日ご 所介護と一 !入。	すべての営動 とに加えた数 体的に実施	業日の「同時 なは「132人」。	にサービス となる。)		の減少が生 延人員数」 月の利用延 (c)の値のに 利用延人員	じた月の前年 に記入してくだ 人員数の減り まか、前年同	度の1月当たさい。(令和3 とに係る届出り けに係る届出り けでのか2年2 にともできま						

〇前年度の実績が6月に満たない場合(新たに事業を開始・再開した場合を含む)及び前年度から定員を概ね25%以上変更しようとする場合の前年度の1月当たりの平均利用延人員数

利用定員 ※6				1月当たりの営業日数 ※7		平均利用延人員数 ※8]
	×	90%	×		=		(d)

【留意事項】

- ※6 都道府県知事等に届け出た利用定員数を記入してください。
- ※7 予定される1月当たりの営業日数を記入してください。
- ※8 (d)の値を、申請様式の(2)の「利用延人員数の減少が生じた月の前年度の1月当たりの平均利用延人員数」に記入してください。 ただし、3%加算の算定を希望する場合は、(d)の値を小数第3位で四捨五入した値を、申請様式の(2)の「利用延人員数の減少が生じた月の前年度の1月当たりの平均利用延人員数」に記入してください。

利用延人員数計算シート(通所リハビリテーション)

本シートは、「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(老認発●●第● 号・老老発●●第●号令和3年●月●日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長連名通知)に基づき、各月の利用延人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延人員数を算定するにあたり、補助的に活用いただくことを想定して作成したものです。

- ※ 各都道府県・市町村において、本シートとは別に、利用延人員数を計算するための様式等が準備されている場合は、そちらを使用してください。
- ※ 青色セルには数値を入力し、緑色セルにはプルダウンから選択して入力してください。入力された数値等に基づき、黄色セルに算定結果が表示されます。

〇前年度の実績が6月以上の場合の前年度の1月当たりの平均利用延人員数・各月の利用延人員数

			率				令和		年					令和1年		4月~2月
	1		*	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計 ※6
	1時間以上2時	間未満	1/4													
所リハビリ ・一ション	2時間以上3時 3時間以上4時		1/2													
% 1	4時間以上5時 5時間以上6時		3/4													
	6時間以上7時 7時間以上8時		1													
		2時間未満	1/4													
護予防	(Ī)	2時間以上4時間未満	1/2													
所リハビリ 一ション	U	4時間以上6時間未満	3/4													
% 2		6時間以上	1													
	2	同時にサービスの提供を受けた 者の最大数を営業日ごとに加え た数	1													
	各	·月の利用延人員数														
毎日	日事業を実施し	た月(〇印) ※3	6/7													
		合計														
2 通所り	D通所リハt Jハビリテー	ごリテーションを利用したノ ションと介護予防通所リバ ・行ってください。						コンと一体的	こ実施してい	る場合は、				ハビリテーシ: 定している月 (3月を除く)		
・①に、 ・②に、	各月の介	受けっていた。 養予防通所リハビリテーシ −ビスの提供を受けた者 <i>0</i> こついて、9時~12時に同じ)最大数を営	営業日ごとに	加えた数を	記入。	時に同時にも	トービス提供	を受けた者が	が6人である	場合、			均利用延人員 (a÷b) ※		
の扱	是供を受け	特にサービスの提供を受け と者の最大数」が「6人」で ○月等の特別な期間を除し	あった場合	、「同時にサ	ービスの提	共を受けた者	の最大数を	営業日ごと	こ加えた数に	だ132人」と7			減少が生じた 人員数」に記	直を、申請様₃ と月の前年度∘ !入してくださし 数の減少に係	の1月当たり い。(令和3年	の平均利用 2月又は3月
													値のほか、前 人員数を記 ただし、39	前年同月(令和 入することもで 6加算の算定: で四捨五入し	02年2月又は きます。) を希望する場	t3月)の利用 合は、(c)の

〇前年度の実績が6月に満たない場合(新たに事業を開始・再開した場合を含む)及び前年度から定員を概ね25%以上変更しようとする場合の前年度の1月当たりの平均利用延人員数

利用定員 ※6				1月当たりの営業日数 ※7		平均利用延人員数 ※8
	×	90%	×		=	

【留意事項】

- ※6 都道府県知事等に届け出た利用定員数を記入してください。
- ※7 予定される1月当たりの営業日数を記入してください。
- ※8 (d)の値を、申請様式の(2)の「利用延人員数の減少が生じた月の前年度の1月当たりの平均利用延人員数」に記入してください。 ただし、3%加算の算定を希望する場合は、(d)の値を小数第3位で四捨五入した値を、申請様式の(2)の「利用延人員数の減少が生じた月の前年度の1月当たりの平均利用延人員数」に記入してください。

★通所系サービス事業所の皆様へ★

新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が減少した場合 加算や特例による介護報酬上の評価を行います

通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護及び(介護予防)認知症対応型通所介護については、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、臨時的な利用者数の減少による利用者一人あたりの経費の増加に対応するための基本報酬への3%の加算や、事業所規模区分の特例を設けることによる評価を行うことにしました。

新型コロナウイルス感染症による利用者減への対応

※①は令和3年4月サービス提供分から ②は令和3年6月サービス提供分から

サービス・事業所規模区分別の報酬区分に応じ、以下のいずれかにより評価を行います。

① 3%加算

② 規模区分の特例

令和3年4月サービス提供分から加算を算定するためには、届出が必要です

- 事業所規模区分を問わず、令和3年2月の利用延人員数をもとに、以下のいずれかに該当する場合は、4月1日までに指定権者に①3%加算の算定の届出を行い、4月サービス提供分から算定が可能です。
 - ・ 令和元年度の1月あたりの平均利用延人員数と比較して、5%以上減少
 - ・ 令和2年2月の平均利用延人員数と比較して、5%以上減少
- 加算算定要件・算定可能期間・届出方法の詳細は、以下の通知をご覧ください。
 「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(老認発●●第●号・老老発●●第●号令和3年●月●日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長連名通知)
- 令和3年3月以降に利用延人員数が減少した場合も、その翌月15日までに届出を 行い、翌々月のサービス提供分から算定することが可能です。
- 基本的に3か月間算定可能です(1回に限り延長あり)。また、要件に該当しなくなった場合は、その旨の届出が必要です。

大規模型事業所は、令和3年6月サービス提供分から特例の適用も可能です

- 通所介護、通所リハビリテーションの大規模型 I、大規模型 IIの事業所は、令和3年4月の利用延人員数をもとに、以下に該当する場合は、5月15日までに 2報酬区分の特例の届出を行い、6月サービス提供分から適用も可能です。
 - 大規模型Iの場合:利用延人員数が750人以下
 - ・ 大規模型 Ⅱ の場合:利用延人員数が900人以下又は750人以下
- (※) 令和3年4月・5月に①3%加算を算定している場合でも、同月の利用延人員数に応じ、加算から特例への切り替えを行うことも可能です。
- 特例適用要件・適用可能期間・届出方法の詳細は、上記通知をご覧ください。
- 令和3年5月以降に利用延人員数が減少した場合も、その翌月15日までに届出を 行い、翌々月のサービス提供分から適用することが可能です。
- 要件に該当しなくなった場合は、その旨の届出が必要です。

老老発 0316 第 4 号 令和 3 年 3 月 16 日

各都道府県介護保険主管部(局)長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長 (公印省略)

科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに 事務処理手順及び様式例の提示について

科学的介護情報システムに関連する各加算の算定については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号。以下「訪問通所サービス通知」という。)、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月8日老企第40号)、

「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月17日老計発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号)、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号)及び「特別診療費の算定に関する留意事項について」(平成30年4月25日老老発0425第2号)において示しているところであるが、今般、基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例を下記のとおりお示しするので、御了知の上、各都道府県におかれては、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきよう期されたい。

記

第1 基本的考え方

1 科学的介護情報システム(LIFE)について

厚生労働省では、平成28年度から通所・訪問リハビリテーションデータ収集システム(以下「VISIT」という。)を運用し、リハビリテーションマネジメントで活用されるリハビリテーション計画書等の情報を収集するとともに、令和2年5月から高齢者の状態やケアの内容等データ収集システム(以下「CHASE」という。)を運用し、利用者又は入所者(以下「利用者等」という。)の心身の状況や提供されるサービス等に関する情報を収集してきた。

令和3年4月1日より、VISIT及びCHASEの一体的な運用を開始するとともに、科学的介護の理解と浸透を図る観点から、名称を「科学的介護情報システム(Long-term care Information system For Evidence)」(以下「LIFE」という。)とすることとした。なお、LIFEの利用申請手続等については、「「科学的介護情報システム(LIFE)」の活用等について」(令和3年2月19日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)を参照されたい。

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html

2 LIFEを用いたPDCAサイクルの推進及びサービスの質の向上について

令和3年度介護報酬改定において、科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供の推進を目的とし、LIFEを用いたPDCAサイクルの推進及びサービスの質の向上を図る取組を推進することとされた。

PDCAサイクルとは、利用者等の状態に応じたケア計画等の作成 (Plan)、当該計画等に基づくサービスの提供 (Do)、当該提供内容の評価 (Check)、その評価結果を踏まえた当該計画等の見直し・改善 (Action) の一連のサイクルのことであり、PDCAサイクルの構築を通じて、継続的にサービスの質の管理を行うことにより、サービスの質の向上につなげることを目指すものである。

PDCAサイクルに沿った取組を進める中で作成された、ケア計画等の情報をLIFEに提出することで、利用者等単位又は事業所・施設単位で解析された結果のフィードバックを受けることができる。このフィードバック情報を活用することで、利用者等の状態やケアの実績の変化等を踏まえたケア計画等の見直し・改善を行うことが可能となり、サービスの質の一層の向上につなげることが可能となる。

以上の観点から、第2に規定する各加算については、LIFEへの情報提

出及びフィードバック情報を活用したPDCAサイクルの推進及びサービスの質の向上を求めることとしている。

第2 LIFEに関連する加算

- 1 科学的介護推進体制加算
 - (1) 通所サービス、居住サービス及び多機能サービスにおける科学的介護 推進体制加算
 - ア LIFEへの情報提出頻度について

利用者ごとに、(ア)から(エ)までに定める月の翌月10日までに提出すること。なお、情報を提出すべき月について情報の提出を行えない事実が生じた場合、直ちに訪問通所サービス通知第1の5の届出を提出しなければならず、事実が生じた月のサービス提供分から情報の提出が行われた月の前月までの間について、利用者全員について本加算を算定できないこと(例えば、4月の情報を5月10日までに提出を行えない場合は、直ちに届出の提出が必要であり、4月サービス提供分から算定ができないこととなる。)。

- (ア) 本加算の算定を開始しようとする月においてサービスを利用 している利用者(以下「既利用者」という。)については、当該 算定を開始しようとする月
- (イ) 本加算の算定を開始しようとする月の翌月以降にサービスの利用を開始した利用者(以下「新規利用者」という。)については、当該サービスの利用を開始した日の属する月
- (ウ) (ア) 又は(イ)の月のほか、少なくとも6月ごと
- (エ) サービスの利用を終了する日の属する月
- イ LIFEへの提出情報について

事業所の全ての利用者について、別紙様式1(科学的介護推進に関する評価(通所・居住サービス))にある「評価日」、「前回評価日」、「障害高齢者の日常生活自立度及び認知症高齢者の日常生活自立度」、「総論(ADL及び在宅復帰の有無等に限る。)」、「口腔・栄養」及び「認知症(必須項目に限る。)」の各項目に係る情報を、やむを得ない場合を除き、すべて提出すること。また、「総論(既往歴、服薬情報及び同居家族等に限る。)」及び「認知症(任意項目に限る。)」の各項目に係る情報についても、必要に応じて提出することが望ましいこと。なお、フィードバックについては必須情報以外も含め提出された情報に基づき実施されるものであること。

また、提出情報は、利用者ごとに、以下の時点における情報とするこ

と。

- ・ ア (ア) に係る提出情報は、当該算定開始時における情報
- ・ ア(イ)に係る提出情報は、当該サービスの利用開始時における情報
- ア(ウ)に係る提出情報は、前回提出時以降の情報
- ・ ア(エ)に係る提出情報は、当該サービスの利用終了時における情報
- (2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護老人福祉施設に おける科学的介護推進体制加算(I)及び(II)
 - ア LIFEへの情報提出頻度について

通所サービス、居住サービス及び多機能サービスにおける科学的介 護推進体制加算と同様であるため、(1)アを参照されたい。

イ LIFEへの提出情報について

科学的介護推進体制加算(I)については、施設における入所者全員について、別紙様式2(科学的介護推進に関する評価(施設サービス))にある「評価日」、「前回評価日」、「障害高齢者の日常生活自立度又は認知症高齢者の日常生活自立度」、「総論(ADL及び在宅復帰の有無等に限る。)」、「口腔・栄養」及び「認知症(必須項目に限る。)」の各項目に係る情報を、やむを得ない場合を除き、すべて提出すること。また、「総論(既往歴、服薬情報及び同居家族等に限る)」及び「認知症(任意項目に限る。)」に係る情報についても、必要に応じて提出することが望ましいこと。

科学的介護推進体制加算(Ⅱ)については、施設における入所者全員 について、科学的介護推進体制加算(Ⅰ)で必須とされる情報に加え、

「総論(既往歴及び同居家族等に限る。)」に係る情報を、やむを得ない場合を除き、すべて提出すること。また、「総論(服薬情報に限る。)」及び「認知症(任意項目に限る。)」に係る情報についても、必要に応じて提出することが望ましいこと。

なお、フィードバックについては必須情報以外も含め提出された情報に基づき実施されるものであること。

また、提出情報の時点は、通所サービス、居住サービス及び多機能サービスにおける科学的介護推進体制加算と同様であるため、(1)イ後段を参照されたい。

(3) 介護老人保健施設及び介護医療院における科学的介護推進体制加算 (I)及び(II)

ア LIFEへの情報提出頻度について

通所サービス、居住サービス及び多機能サービスにおける科学的介 護推進体制加算と同様であるため、(1)アを参照されたい。

イ LIFEへの提出情報について

科学的介護推進体制加算(I)については、施設における入所者全員について、別紙様式2(科学的介護推進に関する評価(施設サービス))にある「評価日」、「前回評価日」、「障害高齢者の日常生活自立度又は認知症高齢者の日常生活自立度」、「総論(ADL及び在宅復帰の有無等に限る。)」、「口腔・栄養」及び「認知症(必須項目に限る。)」の各項目に係る情報を、やむを得ない場合を除き、すべて提出すること。また、「総論(既往歴、服薬情報及び同居家族等に限る。)」及び「認知症(任意項目に限る。)」に係る情報についても、必要に応じて提出することが望ましいこと。

科学的介護推進体制加算(II)については、施設における入所者全員について、科学的介護推進体制加算(I)で必須とされる情報に加え、「総論(既往歴、服薬情報及び同居家族等に限る。)」に係る情報を、やむを得ない場合を除き、すべて提出すること。また、「認知症(任意項目に限る。)」に係る情報についても、必要に応じて提出することが望ましいこと。

なお、提出情報の時点は、通所サービス、居住サービス及び多機能サービスにおける科学的介護推進体制加算と同様であるため、(1)イ後段を参照されたい。

(4) 猶予期間の設定について

令和3年度においては、LIFEに対応した介護記録システム等を導入するために時間を要する等の事情のある事業所・施設については、(1)ア、(2)ア及び(3)アの規定にかかわらず、一定の経過措置を設けることとする。 具体的には、

- ・ 令和3年4月から同年9月末日までに本加算の算定を開始する場合 は、算定を開始しようとする月の5月後の月 又は、
- ・ 令和3年10月から令和4年2月末日までの間に本加算の算定を開始 する場合は、令和4年3月

の翌月10日までに提出することを可能とする猶予期間を設けることとし、 当該猶予の適用を必要とする理由及び提出予定時期等を盛り込んだ計画 を策定することで、猶予措置の適用を受け本加算の算定をできるものと する(本計画については、指定権者への届出までを求めるものではないが、 求められた場合には速やかに提出すること)。なお、猶予期間終了後、情 報提出を行うに当たっては、(1)ア、(2)ア及び(3)アに規定する時点における情報の提出が必要であること。また、猶予期間の終了時期を待たず、可能な限り早期に(1)ア、(2)ア及び(3)アの規定に従い提出することが望ましいこと。

なお、提出すべき情報を猶予期間終了日までに提出していない場合は、 算定した当該加算については、遡り過誤請求を行うこと。

2 個別機能訓練加算(Ⅱ)

(1) LIFEへの情報提出頻度について

利用者ごとに、アからウまでに定める月の翌月10日までに提出すること。

- ア 新規に個別機能訓練計画の作成を行った日の属する月
- イ 個別機能訓練計画の変更を行った日の属する月
- ウ ア又はイのほか、少なくとも3月に1回
- (2) LIFEへの提出情報について
 - ア 「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老振発0316第3号、老老発0316第2号)別紙様式3-3(個別機能訓練計画書)にある「評価日」、「職種」、「ADL」、「IADL」及び「起居動作」並びに別紙様式3にある「作成日」、「前回作成日」、「初回作成日」、「障害高齢者の日常生活自立度又は認知症高齢者の日常生活自立度」、「健康状態・経過(病名及び合併疾患・コントロール状態に限る。)」、「個別機能訓練の目標」及び「個別機能訓練項目(プログラム内容、留意点、頻度及び時間に限る。)」の各項目に係る情報をすべて提出すること。
 - イ 提出情報は、以下の時点における情報とすること。
 - ・ (1)ア及びイに係る提出情報は、当該情報の作成又は変更時における 情報
 - ・ (1)ウに係る提出情報は、前回提出時以降の情報

3 ADL維持等加算

(1) LIFEへの情報提出頻度について

利用者等ごとに、評価対象利用開始月及び評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月の翌月10日までに提出すること。

なお、情報を提出すべき月においての情報の提出を行っていない事実 が生じた場合は、直ちに訪問通所サービス通知第1の5の届出を提出し なければならないこと。

(2) L I F E への提出情報について

事業所・施設における利用者等全員について、利用者等のADL値(厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)第16号の2イ(2)のADL値をいう。)を、やむを得ない場合を除き、提出すること。

ただし、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目にサービスの利用がない場合については、当該サービスの利用があった最終の月の情報を提出すること。

- 4 リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ及び(B)ロ
 - (1) LIFEへの情報提出頻度について個別機能訓練加算(Ⅱ)と同様であるため、2(1)を参照されたい。
 - (2) LIFEへの提出情報について
 - ア 「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」別紙様式2-2-1及び2-2-2(リハビリテーション計画書)にある「計画作成日」、「担当職種」、「健康状態、経過(原因疾病及び合併疾患・コントロール状態に限る。)」、「日常生活自立度又は認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」、「心身機能・構造」、「活動(基本動作、活動範囲など)」、「活動(ADL)」、「リハビリテーションの短期目標(今後3ヶ月)」、「リハビリテーションの長期目標」、「リハビリテーションの終了目安」、「社会参加の状況」、「活動(IADL)」及び「リハビリテーションサービス(目標、担当職種、具体的支援内容、頻度及び時間に限る。)」の各項目に係る情報をすべて提出すること。
 - イ 提出情報の時点は、個別機能訓練加算(Ⅱ)と同様であるため、2(2)イ を参照されたい。
- 5 リハビリテーションマネジメント計画書情報加算並びに理学療法、作業 療法及び言語聴覚療法に係る加算
 - (1) LIFEへの情報提出頻度について個別機能訓練加算(Ⅱ)と同様であるため、2(1)を参照されたい。
 - (2) LIFEへの提出情報について
 - ア 「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施 に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示につい て」別紙様式2-2-1及び2-2-2(リハビリテーション計画書) にある「計画作成日」、「担当職種」、「健康状態、経過(原因疾病及び合

併疾患・コントロール状態に限る。)」、「日常生活自立度又は認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」、「心身機能・構造」、「活動(基本動作、活動範囲など)」、「活動(ADL)」、「リハビリテーションの短期目標(今後3ヶ月)」、「リハビリテーションの長期目標」、「リハビリテーションの終了目安」、「社会参加の状況」、及び「リハビリテーションサービス(目標、担当職種、具体的支援内容、頻度及び時間に限る。)」の各項目に係る情報をすべて提出すること。

イ 提出情報の時点は、個別機能訓練加算(Ⅱ)と同様であるため、2(2)イ を参照されたい。

6 褥瘡マネジメント加算

(1) LIFEへの情報提出頻度について

利用者等ごとに、アからウまでに定める月の翌月10日までに提出すること。なお、情報を提出すべき月について情報の提出を行えない事実が生じた場合、直ちに訪問通所サービス通知第1の5の届出を提出しなければならず、事実が生じた月のサービス提供分から情報の提出が行われた月の前月までの間について、利用者全員について本加算を算定できないこと(例えば、4月の情報を5月10日までに提出を行えない場合は、直ちに届出の提出が必要であり、4月サービス提供分から算定ができないこととなる。)。

- ア 本加算の算定を開始しようとする月においてサービス利用している 利用者等(以下「既利用者等」という。)については、当該算定を開始 しようとする月
- イ 本加算の算定を開始しようとする月の翌月以降にサービスの利用を 開始した利用者等(以下「新規利用者等」という。)については、当該 サービスの利用を開始した日の属する月
- ウ 褥瘡の発生と関係のあるリスクに係る評価を行った日の属する月 (評価は少なくとも3月に1回行うものとする。)
- (2) L I F E への提出情報について
 - ア 事業所・施設における利用者等全員について、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式5又は「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式5(褥

瘡対策に関するスクリーニング・ケア計画書)にある「評価日」、「計画作成日」、「褥瘡の有無」及び「危険因子の評価」の各項目に係る情報を、 やむを得ない場合を除き、すべて提出すること。

- イ 褥瘡がある利用者等については、同様式にある「褥瘡の状態の評価」 に係る情報も提出すること。
- ウ 提出情報は、利用者等ごとに、以下の時点における情報とすること。
 - ・ (1)アに係る提出情報は、介護記録等に基づき、既利用者等ごとの利用開始時又は施設入所時における評価の情報及び当該算定開始時における情報
 - ・ (1)イに係る提出情報は、当該サービスの利用開始時における情報
 - ・ (1)ウに係る提出情報は、当該評価時における情報
- (3) 猶予期間の設定について

令和3年度においては、LIFEに対応した介護記録システム等を導入するために時間を要する等の事情のある事業所・施設については、(1)の規定にかかわらず、一定の経過措置期間を設けることとする。具体的には、令和4年4月10日までに提出することを可能とする猶予期間を設けることとし、当該猶予期間の適用を必要とする理由及び提出予定時期等を盛り込んだ計画を策定することで、猶予措置の適用を受け、本加算を算定できるものとする。なお、猶予期間終了後、情報提出を行うに当たっては、(1)に規定する時点における情報の提出が必要であること。また、猶予期間の終了時期を待たず、可能な限り早期に(1)の規定に従い提出することが望ましいこと。

なお、提出すべき情報を猶予期間終了日までに提出していない場合は、 算定した当該加算については、遡り過誤請求を行うこと。

7 褥瘡対策指導管理(Ⅱ)

(1) L I F E へ の 情報 提出 頻度 に つ い て

褥瘡対策指導管理(I)を算定する入所者ごとに、アからウまでに定める月の翌月10日までに提出すること。

- ア 本加算の算定を開始しようとする月においてサービス利用している 入所者(以下「既入所者」という。)については、当該算定を開始しよ うとする月
- イ 本加算の算定を開始しようとする月の翌月以降にサービスの利用を 開始した入所者(以下「新規入所者」という。)については、当該サー ビスの利用を開始した日の属する月
- ウ 褥瘡の発生と関係のあるリスクに係る評価を行った日の属する月

(評価は少なくとも3月に1回行うものとする。)

- (2) LIFEへの提出情報について
 - ア 「特別診療費の算定に関する留意事項について」別添様式3(褥瘡対策に関する診療計画書)にある「評価日」、「計画作成日」、「褥瘡の有無」及び「危険因子の評価」の各項目に係る情報を、やむを得ない場合を除き、すべて提出すること。
 - イ また、褥瘡がある入所者については、同様式にある「褥瘡の状態の評価」に係る情報も提出すること。
 - ウ 提出情報の時点は、褥瘡マネジメント加算と同様であるので、6(2)ウ を参照されたい。

8 排せつ支援加算

- (1) LIFEへの情報提出頻度について 褥瘡マネジメント加算と同様であるので、6(1)を参照されたい。
- (2) L I F E への提出情報について
 - ア 事業所・施設における利用者等全員について、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式6又は「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式6(排せつの状態に関するスクリーニング・支援計画書)にある「評価日」、「計画作成日」、「排せつの状態及び今後の見込み」、「排せつの状態に関する支援の必要性」の各項目に係る情報を、やむを得ない場合を除き、すべて提出すること。
 - イ 提出情報の時点は、褥瘡マネジメント加算と同様であるので、6(2)ウ を参照されたい。
- (3) 令和3年度における取扱いは褥瘡マネジメント加算と同様であるので、 6(3)を参照されたい。

9 自立支援促進加算

- (1) LIFEへの情報提出頻度について 褥瘡マネジメント加算と同様であるので、6(1)を参照されたい。
- (2) LIFEへの提出情報について ア 施設における入所者全員について、「指定居宅サービスに要する費用

の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式7又は「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式7(自立支援促進に関する評価・支援計画書)にある「評価日」、「計画作成日」、「現状の評価と支援計画実施による改善の可能性」及び「支援実績」の各項目に係る情報を、やむを得ない場合を除き、すべて提出すること。

イ 提出情報の時点は、褥瘡マネジメント加算と同様であるので、6(2)ウ を参照されたい。

10 かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)

- (1) LIFEへの情報提出頻度について 入所者ごとに、アからエまでに定める月の翌月10日までに提出すること。
 - ア 施設に入所した日の属する月
 - イ 処方内容に変更が生じた日の属する月
 - ウ ア又はイの月のほか、少なくとも3月に1回
 - エ 施設を退所する日の属する月
- (2) L I F E への提出情報について

入所期間が3月以上であると見込まれる入所者について、(1)ア、ウ及び エの月においては「傷病名」及び「処方薬剤名」の情報をいずれも、(1)イ の月においてはこれらの情報に加え、「指定居宅サービスに要する費用の 額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護 に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する 基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式9(薬剤変更等に 係る情報提供書)にある「変更・減薬・減量の別」及び「変更・減薬・減 量理由」の各項目に係る情報をすべて提出すること。

提出情報は、以下の時点における情報とすること。

- ・ (1)アに係る提出情報は、当該入所時における情報
- ・ (1)イに係る提出情報は、当該変更時における情報
- ・ (1)ウに係る提出情報は、前回提出時以降における情報
- ・ (1)エに係る提出情報は、当該退所時における情報
- (3) 令和3年3月31日以前に入所した者については、当該者に係る施設入 所時の「傷病名」及び「処方薬剤名」の情報及び施設入所日以降令和3年

3月31日までの間に処方内容の変更があった場合は「傷病名」及び「処方薬剤名」並びに「変更・減薬・減量の別」及び「変更・減薬・減量理由」の情報を、令和3年5月10日までに提出すること。

11 薬剤管理指導の注2の加算

- (1) LIFEへの情報提出頻度について 入所者ごとに、アからエまでに定める月の翌月10日までに提出すること。
 - ア 本加算の算定を開始しようとする月において施設に入所している入 所者については、当該算定を開始しようとする月
 - イ 本加算の算定を開始しようとする月の翌月以降に施設に入所した入 所者については、当該施設に入所した日の属する月
 - ウ 処方内容に変更が生じた日の属する月
 - エ ア、イ又はウの月のほか、少なくとも3月に1回
- (2) L I F E へ の 提出情報 に つ い て
 - (1)ア、イ及び工の月においては「傷病名」及び「処方薬剤名」の情報をいずれも、(1)ウの月においてはこれらの情報に加え、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式9(薬剤変更等に係る情報提供書)にある「変更・減薬・減量の別」及び「変更・減薬・減量理由」の各項目に係る情報をすべて提出すること。提出情報は、以下の時点における情報とすること。
 - ・ (1)アに係る提出情報は、当該算定を開始しようとする月時点における 情報及び当該者の施設入所時における情報
 - ・ (1)イに係る提出情報は、当該入所時における情報
 - ・ (1)ウに係る提出情報は、当該変更時における情報
 - ・ (1)エに係る提出情報は、前回提出時以降における情報

12 栄養マネジメント強化加算

(1) L I F E へ の 情報 提出 頻度 に つ い て

個別機能訓練加算(Ⅱ)と同様であるため、2(1)を参照されたい。なお、情報を提出すべき月について情報の提出を行えない事実が生じた場合、直ちに訪問通所サービス通知第1の5の届出を提出しなければならず、事実が生じた月のサービス提供分から情報の提出が行われた月の前月までの間について、利用者全員について本加算を算定できないこと(例えば、

4月の情報を5月10日までに提出を行えない場合は、直ちに届出の提出 が必要であり、4月サービス提供分から算定ができないこととなる。)。

- (2) LIFEへの提出情報について
 - ア 施設における入所者全員について、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」別紙様式4-1 (栄養・摂食嚥下スクリーニング・アセスメント・モニタリング (施設) (様式例)) にある「実施日」、「低栄養状態のリスクレベル」、「低栄養状態のリスク (状況)」、「食生活状況等」、「多職種による栄養ケアの課題 (低栄養関連問題)」、「総合評価」及び「計画変更」の各項目に係る情報を、やむを得ない場合を除き、すべて提出すること。
 - イ 経口維持加算(I)又は(II)を算定している入所者については、アの情報に加え、同様式にある「摂食・嚥下の課題」、「食事の観察」及び「多職種会議」の各項目に係る情報も提出すること。
 - ウ 提出情報の時点は、個別機能訓練加算(Ⅱ)と同様であるため、2(2)イ を参照されたい。
- (3) 令和3年度における取扱いは褥瘡マネジメント加算と同様であるので、6(3)を参照されたい。

13 栄養アセスメント加算

(1) L I F E への情報提出頻度について

入所者ごとに、ア及びイに定める月の翌月 10 日までに提出すること。 ア 栄養アセスメントを行った日の属する月

イ アの月のほか、少なくとも3月に1回

なお、情報を提出すべき月について情報の提出を行えない事実が生じた場合、直ちに訪問通所サービス通知第1の5の届出を提出しなければならず、事実が生じた月のサービス提供分から情報の提出が行われた月の前月までの間について、利用者全員について本加算を算定できないこと(例えば、4月の情報を5月10日までに提出を行えない場合は、直ちに届出の提出が必要であり、4月サービス提供分から算定ができないこととなる。)。

(2) LIFEへの提出情報について

利用者全員について、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理 及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様 式例の提示について」別紙様式5-1(栄養スクリーニング・アセスメント・モニタリング(通所・居宅)(様式例))にある「実施日」「低栄養状 態のリスクレベル」「低栄養状態のリスク(状況)」「食生活状況等」「多職種による栄養ケアの課題(低栄養関連問題)」及び「総合評価」の各項目に係る情報を、やむを得ない場合を除き、すべて提出すること。ただし、食事の提供を行っていない場合など、「食生活の状況等」及び「多職種による栄養ケアの課題(低栄養関連問題)」の各項目に係る情報のうち、事業所で把握できないものまで提出を求めるものではないこと。

提出情報は、利用者ごとに、以下の時点における情報とすること。

- ・ (1)アに係る提出情報は、当該アセスメントの実施時点における情報
- ・ (1)イにおける提出情報は、前回提出時以降における情報

14 口腔衛生管理加算(Ⅱ)

- (1) LIFEへの情報提出頻度について個別機能訓練加算(Ⅱ)と同様であるため、2(1)を参照されたい。
- (2) LIFEへの提出情報について

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式3又は「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式1(口腔衛生管理加算様式(実施計画))にある「要介護度・病名等」、「かかりつけ歯科医」、「入れ歯の使用」、「食形態」、「誤嚥性肺炎の発症・罹患」、「口腔に関する問題点(スクリーニング)」、「口腔衛生の管理内容(アセスメント)(実施目標、実施内容及び実施頻度に限る。)」及び「歯科衛生士が実施した口腔衛生等の管理及び介護職員への技術的助言等の内容」の各項目に係る情報をすべて提出すること。

提出情報の時点は、個別機能訓練加算(II)と同様であるため、2(2)イを参照されたい。

15 口腔機能向上加算(Ⅱ)

- (1) LIFEへの情報提出頻度について個別機能訓練加算(Ⅱ)と同様であるため、2(1)を参照されたい。
- (2) LIFEへの提出情報について

「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」別紙様式8(口腔機能向上サービスに関する計画書(様式例))にある「か

かりつけ歯科医」、「入れ歯の使用」、「食形態等」、「誤嚥性肺炎の発症・罹患」、「スクリーニング、アセスメント、モニタリング」、「口腔機能改善管理計画」及び「実施記録」の各項目に係る情報をすべて提出すること。

提出情報の時点は、個別機能訓練加算 (II) と同様であるため、2(2) イを参照されたい。

別紙様式1

科学的介護推進に関する評価 (通所・居住サービス)

 評価日
 令和
 年
 月
 日

 前回評価日
 令和
 年
 月
 日

 記入者名

氏名

配

障害高齢者の日常生活自立度:自立、J1、J2、A1、A2、B1、B2、C1、C2 認知症高齢者の日常生活自立度:自立、Ⅰ、Ⅱa、Ⅱb、Ⅲa、Ⅲb、Ⅳ、M

基	保険者番号	生年月日	明・大・昭・平	年	月	E	
基本情	被保険者番号	工十月日	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	+-	力 	Н	
報	事業所番号	性別	□男 □女				
	既往歴〔前回の評価時より変化のあった場合は記載〕〔任意功	頁目〕					
	服薬情報〔任意項目〕						
	1. 薬剤名(, ,		日~	年 月	目)	
	2. 薬剤名() (/ E	1) (処方期	間 年 月	日~	年 月	目)	
	•						
	•						
	· (In the Three)						
	〔任意項目〕	(16)(()37 (=)					
	同居家族等 □なし □あり(□配偶者 □子 □その他)						
	家族等が介護できる時間 □ほとんど終日 □半日程度 □			手をかすれ	星度 口その	の他	
		部介助	全介助				
	·食事 □10	□ 5	_ O				
総論	・椅子とベッド間の移乗 □15	□10←(監視					
前冊	(座れるが移れない) →						
	·整容 □ 5						
	・トイレ動作 □10	□ 5					
	· 入浴 □ 5		_ O				
	・平地歩行 □15 (車椅子操作が可能) →	□10←(歩行					
	・階段昇降 □10	⊔ 5 ∏ 5	□ 0 □ 0				
	・ 階段升降 ・ 更衣 □10	⊔ 5 □ 5	□ 0 □ 0				
	・	⊔ 5 □ 5	□ 0 □ 0				
	・排尿コントロール □10 □10	□ 5 □ 5	$\Box 0$				
	在宅復帰の有無等〔任意項目〕						
	□入所/サービス継続中						
	□中止(中止日:						
	□居宅(※) □介護老人福祉施設入所 □介護老人保健	施設入所 □/	介護医療院入所 「	□介護療養	型医療施設	大院	
	□医療機関入院□死亡□その他				工区/////////	. > < > L	
	※居宅サービスを利用する場合(介	護サービスを活	利用しなくなった場	易合は、そ	の他にチェ	ック)	
	7. C 17/10 / G / W I O/	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1 1/11 0 0 (0 - / 2)	<i>ж</i> ц 131 (С		/ /	
	身長 (cm) 体重 (kg)	褥瘡の有無	〔任意項目〕 口な	こし 口あ	ŋ		
П	口腔の健康状態		2.7				
腔	・硬いものを避け柔らかいものばかり食べる □は	い 口いいえ					
77.Y.		い 口いいえ					
栄養	・むせやすい	い 口いいえ					
民	誤嚥性肺炎の発症・既往(※) □なし □あり(発症日:	年	月 日)(発症日	:	F 月	日)	
	※初回の入力時には誤嚥性肺炎の既往、二回目以降					. ,	

	認知症の診断					-	
	□なし □あり(診断日 年 月	日:□アルツハイマー	-病 □血管性認知	印症 □レビー小体タ	靑 □その他())	
	DBD13 (認知症の診断または疑いのある場合に記載)						
		まったくない	ほとんどない	ときどきある	よくある	常にある	
	・日常的な物事に関心を示さない						
	・特別な事情がないのに夜中起き出す						
	特別な根拠もないのに人に言いがか	りをつける					
	・やたらに歩きまわる						
	・同じ動作をいつまでも繰り返す						
	(以子 (女孫月)						
	[以下、任意項目]						
	・同じ事を何度も何度も聞く ・よく物をなくしたり、置き場所を間	□ □					
	・よく物をなくしたり、直き場所を向	遅んたり、 隠しん □	_ リッる 				
⇒ π	 ・昼間、寝てばかりいる						
認知	・口汚くののしる						
症	・場違いあるいは季節に合わない不適	切か服装をする					
	WEY WOVE TO PRICE TO SET THE		П	П			
	世話をされるのを拒否する						
	・物を貯め込む						
	・引き出しや箪笥の中身をみんな出し	てしまう					
	Vitality Index						
	・意思疎通 □自分から挨拶する	、話し掛ける [□挨拶、呼びかけ	に対して返答や笑	顔が見られる []反応がない	
	〔以下、任意項目〕						
	・起床 □いつも定時に起床				□自分から起床で	Fることはない	
	・食事 □自分から進んで食			ようとする			
	□食事に関心がない			ULGACE D	叶 、 日本/	· /- > -/	
	・排せつ □いつも自ら便意尿		いは目分で排尿	、排便を行う 凵	時々、尿恵使恵る	に伝える	
	□排せつに全く関心		トフ 口仰もたっ	占なる 口柱 を	在111月日 と		
	・リハビリ・活動□自らリハビリに向	かり、店期を求め	りる 口促されて	円かり 口担否、	悪 関 心		

(注) 任意項目との記載のない項目は必須項目とする

科学的介護推進に関する評価 (施設サービス)

評価日 前回評価日 記入者名	令和 令和	年 年	月 月	日日
山八石石				

氏名

・むせやすい

誤嚥性肺炎の発症・既往(※) □なし □あり(発症日:

殿

障害高齢者の日常生活自立度:自立、J1、J2、A1、A2、B1、B2、C1、C2 認知症高齢者の日常生活自立度:自立、Ⅰ、Ⅱa、Ⅱb、Ⅲa、Ⅲb、Ⅳ、M

	保険者番号	
基本情報		生年月日 明・大・昭・平 年 月 日
	被保険者番号	
羊区	事業所番号	性別 □男 □女
	町分展(光戸の辺伊はより赤りのと、と用人は割井)(科学は	4人=######### (I) ~\. / / / / / / / / / / / / / / / / / / /
総論	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	田) (処方期間 年 月 日~ 年 月 日) 田) (処方期間 年 月 日~ 年 月 日) 田) (処方期間 年 月 日~ 年 月 日) (複数選択可) 2~3時間程度 □必要な時に手をかす程度 □その他 部介助 全介助 □5 □0 □10←(監視下) □5 □0 □0 □0 □5 □0 □0 □0 □10←(歩行器等)
口腔・栄養		 低栄養状態のリスクレベル □低 □中 □高 □2-2 □2-1 □1j □0t □0j) 副食 (%) 提供栄養量 エネルギー (kcal) たんぱく質 (g) 褥瘡の有無 [任意項目] □なし □あり い □いいえい □いいえ い □いいえ

※初回の入力時には誤嚥性肺炎の既往、二回目以降の入力時は前回の評価後の誤嚥性肺炎の発症について記載

年

月

日)(発症日:

□はい □いいえ

	認知症の診断					
	□なし □あり(診断日 年 月		病 □血管性認知	印症 □レビー小体症	与 □その他())
	DBD13(認知症の診断または疑いのある					
		まったくない	ほとんどない	ときどきある	よくある	常にある
	・日常的な物事に関心を示さない					
	・特別な事情がないのに夜中起き出す					
	・特別な根拠もないのに人に言いがか	りをつける	_	_	_	_
	A 3 5 5 46 3 3 3 4					
	・やたらに歩きまわる					
	・同じ動作をいつまでも繰り返す		Ш		Ш	
	「NT					
	〔以下、任意項目〕 ・同じ事を何度も何度も聞く			П		
	・同じ事を何度も何度も聞く ・よく物をなくしたり、置き場所を間:	□ カラたり 「腎)だ	- n -	Ш	Ш	Ш
	「よく物でなくしたり、直で物別を向か	垂んたり、 応 した □	_			
認	 ・昼間、寝てばかりいる	Ä		П		
知	・口汚くののしる	ī				
症	・場違いあるいは季節に合わない不適	切な服装をする	_	_		
	・世話をされるのを拒否する					
	・物を貯め込む					
	・引き出しや箪笥の中身をみんな出し	てしまう				
	Vitality Index					
	・意思疎通 □自分から挨拶する。	、話し掛ける □	□挨拶、呼びかけ	に対して返答や笑	額が見られる [□反応がない
	〔以下、任意項目〕		- (- 2-) . 1 +7 -+)	2 1 28.6 -		1 1 .1 2
	・起床 □いつも定時に起床				」目分から起床~	することはない
	・食事 □自分から進んで食。			よりとする		
	□食事に関心がない。 ・排せつ □いつも自ら便意尿			#価な行る □	内 日 子 伊 辛 ·	た たさて
	・ 排せ う		リハコロガで排水	、15年度を117 口	付べ、 水思 医思?	とはんる
	・リハビリ・活動□自らリハビリに向:		うろ 口促されて	向から 口指丕 4	無関心	
		グラ、旧野で小の	JU LIKEALLI		灬肉化	

(注) 任意項目との記載のない項目は必須項目とする

老認発 0316 第 3 号 老老発 0316 第 2 号 令和 3 年 3 月 16 日

各都道府県介護保険主管部(局)長 殿

厚生労働省老健局認知症施策·地域介護推進課長 (公 印 省 略)

厚生労働省老健局老人保健課長 (公 印 省 略)

リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する 基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について

リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施について は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービ ス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分) 及び指定居宅介護支援に要 する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平 成12年3月1日老企第36号。以下「訪問通所サービス通知」という。)、「指定 居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特 定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額 の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成 12 年 3 月 8日老企第40号)、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基 準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号、老振発第 0317001 号、老老発第 0317001 号) 及び「指定地域密着型 サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サ ービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項に ついて」(平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老 発第 0331018 号) において示しているところであるが、今般、基本的な考え方並 びに事務処理手順及び様式例を下記のとおりお示しするので、御了知の上、各都 道府県におかれては、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図る とともに、その取扱いに当たっては遺漏なきよう期されたい。

なお、本通知は、令和3年4月1日から適用するが、「リハビリテーションマ

ネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示」(平成18年3月27日老老発第0327001号)、「栄養マネジメント加算及び経口移行加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」(平成17年9月7日老老発第0907002号)、「口腔機能向上加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」(平成18年3月31日老老発第0331008号)、「居宅サービスにおける栄養ケア・マネジメント等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」(平成18年3月31日老老発第0331009号)、「通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」(平成27年3月27日老振発0327第2号)及び「リハビリテーションマネジメント加算等に関する基本的な考え方並びにリハビリテーション計画書等の事務処理手順及び様式例の提示について」(平成30年3月22日老老発0322第2号)については、本通知を新たに発出することから廃止することにご留意されたい。

記

<目次>

- 第1 リハビリテーション・機能訓練、栄養管理及び口腔管理の一体的な実施に 関する基本的な考え方及び様式例の提示について
- 第2 リハビリテーションマネジメント加算等の基本的考え方並びに事務処理 手順例及び様式例の提示について
- 第3 通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務 処理手順例及び様式例の提示について
- 第4 施設サービスにおける栄養ケア・マネジメント及び経口移行加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について
- 第5 居宅サービスにおける栄養ケア・マネジメント等に関する事務処理手順 例及び様式例の提示について
- 第6 口腔・栄養スクリーニング加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について
- 第7 口腔衛生の管理体制に関する基本的考え方並びに事務処理手順例及び様 式例の提示について
- 第8 口腔機能向上加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について
- 第1 リハビリテーション・機能訓練、栄養管理及び口腔管理の一体的な実施に 関する基本的な考え方及び様式例の提示について
 - 1 リハビリテーション・機能訓練、栄養管理及び口腔管理の一体的な実施

の基本的な考え方

リハビリテーション・機能訓練と栄養管理の連携においては、筋力・持 久力の向上、活動量に応じた適切な栄養摂取量の調整、低栄養の予防・改 善、食欲の増進等が期待される。栄養管理と口腔管理の連携においては、 適切な食事形態・摂取方法の提供、食事摂取量の維持・改善、経口摂取の維 持等が期待される。口腔管理とリハビリテーション・機能訓練の連携にお いては、摂食・嚥下機能の維持・改善、口腔衛生や全身管理による誤嚥性肺 炎の予防等が期待される。

このように、リハビリテーション・機能訓練、栄養管理及び口腔管理の 取組は一体的に運用されることで、例えば、

- リハビリテーション・機能訓練の負荷又は活動量に応じて、必要なエ ネルギー量や栄養素を調整することによる筋力・持久力の向上及びAD Lの維持・改善
- ・ 医師、歯科医師等の多職種の連携による摂食・嚥下機能の評価により、 食事形態・摂取方法の適切な管理、経口摂取の維持等が可能となること による誤嚥性肺炎の予防及び摂食・嚥下障害の改善

など、効果的な自立支援・重度化予防につながることが期待される。

このため自立支援・重度化防止のための効果的なケアを提供する観点か ら、医師、歯科医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、 歯科衛生士等の多職種による総合的なリハビリテーション・機能訓練、栄 養管理及び口腔管理が実施されることが望ましい。

2 リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の一体的な実 施に関する様式例について

令和3年度介護報酬改定において、リハビリテーション・機能訓練、栄養 管理及び口腔管理の取組を一体的に運用し、自立支援・重度化防止を効果的 に進めるため、リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理 に関する各種計画書(リハビリテーション計画書、個別機能訓練計画書、栄 養ケア計画書及び口腔機能向上サービスの管理指導計画・実施記録) につい て、重複する記載項目を整理するとともに、それぞれの実施計画を一体的に 記入できる様式を設けることとした。

下表中右欄に定める様式を用いて計画書を作成した場合、リハビリテー ション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の各関係加算等の算定に際し 必要とされる左欄の様式の作成に代えることができる。

2 (リハビリテーション計画書) ン・個別機能訓練、栄養管理、口腔

別紙様式2-2-1及び2-2-|別紙様式1-2(リハビリテーショ

	管理に係る実施計画書(通所系))及
	び別紙様式1-3(リハビリテーシ
	ョンアセスメントシート)
別紙様式2-9(リハビリテーショ	別紙様式1-1(リハビリテーショ
ン実施計画書)	ン・個別機能訓練、栄養管理、口腔
	管理に係る実施計画書(施設系))及
	び別紙様式1-3(リハビリテーシ
	ョンアセスメントシート)
別紙様式3-3(個別機能訓練計画	別紙様式1-1(リハビリテーショ
書)	 ン・個別機能訓練、栄養管理、口腔
	 管理に係る実施計画書(施設系))又
	 は別紙様式1−2(リハビリテーシ
	ョン・個別機能訓練、栄養管理、口
	 腔管理に係る実施計画書 (通所系))
	及び別紙様式1-4(個別機能訓練
	アセスメントシート)
別紙様式4-2(栄養ケア・経口移	別紙様式1-1(リハビリテーショ
行・経口維持計画書(施設)(様式	ン・個別機能訓練、栄養管理、口腔
例))	管理に係る実施計画書 (施設系))
別紙様式5-2 (栄養ケア計画書	別紙様式1-2(リハビリテーショ
(通所・居宅) (様式例))	ン・個別機能訓練、栄養管理、口腔
	管理に係る実施計画書 (通所系))
別紙様式8(口腔機能向上サービス	別紙様式1-2(リハビリテーショ
に関する計画書 (様式例))	ン・個別機能訓練、栄養管理、口腔
	 管理に係る実施計画書(通所系))及
	 び別紙様式1-6(口腔機能向上加
	 算の実施記録)
「指定居宅サービスに要する費用	別紙様式1-1(リハビリテーショ
の額の算定に関する基準 (短期入所	ン・個別機能訓練、栄養管理、口腔
サービス及び特定施設入居者生活	 管理に係る実施計画書(施設系))及
介護に係る部分)及び指定施設サー	び別紙様式1-5(口腔衛生管理加
ビス等に要する費用の額の算定に	算の実施記録)
関する基準の制定に伴う実施上の	
留意事項について」別紙様式3及び	
「指定地域密着型サービスに要す	
る費用の額の算定に関する基準及	

び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式1(口腔衛生管理加算様式(実施計画))

- 第2 リハビリテーションマネジメント加算等の基本的考え方並びに事務処理 手順例及び様式例の提示について
 - I リハビリテーションマネジメントの基本的な考え方
 - 1 リハビリテーションマネジメントの基本的な考え方
 - (1) リハビリテーションの目的について

生活機能の低下した利用者に対するハビリテーションは、単に運動機能や認知機能といった心身機能の改善だけを目指すのではなく、利用者が有する能力を最大限に発揮できるよう、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけていくこと、また、これによって日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能とすることを目的とするものである。

(2) リハビリテーションマネジメントの運用に当たって

リハビリテーションマネジメントは、高齢者の尊厳ある自己実現を目指すという観点に立ち、利用者の生活機能の向上を実現するため、介護保険サービスを担う専門職やその家族等が協働して、継続的な「サービスの質の管理」を通じて、適切なリハビリテーションを提供し、もって利用者の要介護状態又は要支援状態の改善や悪化の防止に資するものである。

利用者に対して漫然とリハビリテーションの提供を行うことがないように、利用者毎に、解決すべき課題の把握(アセスメント)を適切に行い、改善に係る目標を設定し、計画を作成した上で、必要な時期に必要な期間を定めてリハビリテーションの提供を行うことが重要である。症状緩和のための取組(いわゆる理学療法として行うマッサージ)のみを漫然と行う場合はその必要性を見直すこと。また、リハビリテーションは、理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士だけが提供するものではなく、医師、歯科医師、看護職員、介護職員、管理栄養士、歯科衛生士、支援相談員等様々な専門職が協働し、また利用者の家族にも役割を担っていただいて提供されるべきものである。特に日常生活上の生活行為への働きかけである介護サービスは、リハビリテーションの視点から提供されるべきものであるとの認識が重要である。リハビリテーションを提供する際には、利用者のニーズを踏まえ、利用者本人による選択を基本とし、利用者やそ

の家族にサービス内容について文書を用いてわかりやすく説明し、その 同意を得なければならない。利用者やその家族の理解を深め、協働作業が 十分になされるために、リハビリテーション、生活不活発病(廃用症候群) や生活習慣病等についての啓発を行うことも重要である。

(3) 継続的なサービスの質の向上に向けて

施設サービスにおいて提供されるリハビリテーションは、施設退所後 の居宅における利用者の生活やその場において提供されるリハビリテー ションを考慮した上で、利用者の在宅復帰に資するものである必要があ り、施設入所中又はその退所後に居宅において利用者に提供されるリハ ビリテーションが一貫した考え方に基づき提供されるよう努めなければ ならない。そのためには施設入所中も、常に在宅復帰を想定してリハビリ テーションを提供していくことが基本である。また、居宅サービス(訪問・ 通所リハビリテーション)におけるリハビリテーションマネジメントに あっては、訪問介護員等他の居宅サービス事業所の担当者に対する情報 提供等を行うなど、利用者のよりよい在宅生活を支援するものとなるよ う配慮することも必要である。全体のケアマネジメントとリハビリテー ションマネジメントとの両者におけるアセスメントや計画書については、 基本的考え方、表現等が統一されていることが望まれる。さらに、利用者 の生活機能の改善状況は継続的に把握(モニタリング)し、常に適切なり ハビリテーションの提供を行わなければならない。リハビリテーション マネジメント体制については、生活機能の維持、改善の観点から評価し、 継続的なサービスの質の向上へと繋げることが必要である。

- Ⅱ (介護予防)訪問・通所リハビリテーションにおけるリハビリテーションマネジメントについて
- 1 リハビリテーションマネジメントの実務等について
 - (1) リハビリテーションマネジメントについて

リハビリテーションマネジメントは、調査(Survey)、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)(以下「SPDCA」という。)のサイクルの構築を通じて、心身機能、活動及び参加について、バランス良くアプローチするリハビリテーションが提供できているかを継続的に管理することによって、質の高いリハビリテーションの提供を目指すものである。

以下にリハビリテーションマネジメントにおけるSPDCAサイクルの具体的な取組内容を記載する。

① 調査 (Survey)

イ 事業所の医師の診療、運動機能検査、作業能力検査等により利用者 の心身機能や、利用者が個人として行う日常生活動作(以下「ADL」 という。)や手段的日常生活動作(以下「IADL」という。)といっ た活動、家庭内での役割、余暇活動、社会地域活動、リハビリテーション終了後に行いたい社会参加等の取組等といった参加についての 状況を把握すること。

別紙様式2-1「興味・関心チェックシート」を活用し、利用者の 興味や関心のある生活行為について把握すること。

ロ 介護支援専門員より居宅サービス計画の総合的援助の方針や解決 すべき具体的な課題及び目標について情報を入手すること。

また、事業所とは別に医療機関において計画的な医学的管理を行っている医師がいる場合にあっては、適宜、これまでの医療提供の状況についての情報を入手すること。

② 計画 (Plan)

イ リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握

事業所の医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、①調査により収集した情報を踏まえ、利用者の心身機能、活動及び参加の観点からアセスメントを行うこと。

ロ リハビリテーション計画の作成

事業所の医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は別紙様式2-2-1及び別紙様式2-2-2「リハビリテーション計画書」を活用し、また、アセスメントに基づき、目標、実施期間、リハビリテーションの具体的な内容、リハビリテーションの提供頻度、提供時間、リハビリテーション提供中の具体的な対応等について検討するとともに、必要に応じて歯科医師、歯科衛生士、管理栄養士等の助言を参考とし、リハビリテーション計画を作成すること。

リハビリテーション計画の内容については、利用者又はその家族に対して説明され、利用者の同意を得ること。

なお、居宅サービス計画の変更が生じる場合には、速やかに介護支援専門員に情報提供を行うこと。また、事業所とは別の医療機関において計画的な医学的管理を行っている医師やその他の居宅サービス事業者等に対しても適宜、情報提供すること。

ハ リハビリテーション計画書の保存 作成したリハビリテーション計画書は2年間保存すること。

③ 実行 (Do)

イ リハビリテーションの実施

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、事業所の医師の指示及 びリハビリテーション計画に基づき、リハビリテーションを提供す ること。

ロ 医師の詳細な指示

事業所の医師は、リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対して、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行うこと。

指示の内容については、利用者の状態の変化に応じ、適宜変更すること。

- ハ 指示を行った医師又は指示を受けた理学療法士、作業療法士又は 言語聴覚士は当該指示の日時、内容等を記録に留めること。
- ニ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第83条又は第119条において準用する第19条に規定するサービスの提供の記録において、利用者ごとのリハビリテーション計画に従い、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者の状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別にリハビリテーションマネジメント加算の算定のために利用者の状態を定期的に記録する必要はないものであること。
- ホ 介護支援専門員を通じたリハビリテーションの観点からの助言等 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、介護支援専門員を通じ て、指定訪問介護その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る 従事者に対し以下の情報を伝達する等、連携を図ること。
 - 利用者及びその家族の活動や参加に向けた希望
 - ・ 利用者の日常生活能力を維持又は向上させる介護の方法及びそ の留意点
 - ・ その他、リハビリテーションの観点から情報共有をすることが必要な内容
- ④ 評価 (Check)、改善 (Action)
 - イ リハビリテーション計画の見直し

初回はサービス提供開始からおおむね2週間以内、その後はおおむね3月ごとにアセスメントとそれに基づくリハビリテーション計画の見直しを行うこと。

a 退院(所)後間もない場合、利用者及びその家族が在宅生活に不

安がある場合又は利用者の状態が変化する等の理由でリハビリテーション計画の見直しが必要になった場合は、適宜当該計画の見直しを行うこと。

- b 目標の達成状況やADL及びIADLの改善状況等を評価した 上で、再度アセスメントを行い、サービスの質の改善に関する事項 も含め、リハビリテーション計画の変更の必要性を判断すること。
- c リハビリテーション計画の進捗状況について評価し、見直された計画は、3月ごとに担当の介護支援専門員等に情報を提供するとともに、必要に応じて居宅サービス計画の変更を依頼すること。
- d リハビリテーション計画の変更が生じた場合は、利用者又はその家族に説明し、同意を得ること。
- ロ サービスの利用終了時の説明等
 - a サービスの利用が終了する1月前以内に、事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士によるリハビリテーション会議を行うことが望ましい。その際、介護支援専門員や終了後に利用予定の他の居宅サービス事業所のサービス担当者、介護予防・日常生活支援総合事業を利用する際はその担当者等の参加を求めるものであること。
 - b 利用終了時に、担当の介護支援専門員や計画的な医学的管理を 行っている医師に対し、リハビリテーションの観点から必要な情 報提供を行うこと。
- 2 リハビリテーションマネジメント加算について
 - (1) リハビリテーションマネジメント加算の算定上の留意事項
 - ① リハビリテーションマネジメントは、利用者ごとにケアマネジメントの一環として行われること。
 - ② 各施設・事業所における管理者は、リハビリテーションマネジメント に関する手順をあらかじめ定めること。
 - ③ リハビリテーションマネジメントは、SPDCAサイクルの構築を 通じて、リハビリテーションの質の管理を行うものであること。各事業 所における多職種協働の体制等が異なることを鑑み、リハビリテーションマネジメントの加算の種類を選択すること。
 - ④ 指定通所リハビリテーションにおけるリハビリテーションマネジメント加算の算定において、当該計画に係る利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月間を超えた場合であって、指定通所リハビリテーションのサービスを終了後に、病院等への入院又は他の居宅サー

ビス等の利用を経て、同一の指定通所リハビリテーション事業所を再度利用した場合は、リハビリテーションマネジメント加算 (A) $\Lambda(1)$ 又は口(1)若しくは(B) $\Lambda(1)$ 又は口(1) を再算定することはできず、リハビリテーションマネジメント加算 (A) $\Lambda(2)$ 又は口(2) 若しくは(B) $\Lambda(2)$ 又は口(2) を算定すること。

ただし、疾病が再発するなどにより入院が必要になった状態又は医師が集中的な医学的管理を含めた支援が必要と判断した等の状態の変化に伴う、やむを得ない理由がある場合であって、利用者又は家族が合意した場合には、この限りでない。

(2) リハビリテーションマネジメント加算(A)イの算定に関して

リハビリテーション会議の開催を通じた多職種の協働による継続的な リハビリテーションの質の管理に加え、退院(所)後間もない者や新たに 要介護認定等を受けた者の生活の不安に対して、健康状態、生活の見通し 及びリハビリテーション計画の内容等を当該計画の作成に関与した理学 療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者又は家族に説明することを 評価したものである。

リハビリテーションマネジメント加算(A)イの算定に当たっては、以下の点に留意すること。

① リハビリテーション会議の開催

イ リハビリテーション会議の構成員

利用者及びその家族を基本とし、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者であること。リハビリテーション会議には必要に応じて歯科医師、歯科衛生士、管理栄養士等が参加することが望ましい。

ロ リハビリテーション会議の構成員の参加

リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。)を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この口において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等に対応していること。

ハ リハビリテーション会議での協議内容

リハビリテーション会議では、アセスメント結果などの情報の共有、

多職種協働に向けた支援方針、リハビリテーションの内容、構成員間 の連携等について協議するよう努めること。

利用者の必要に応じて、短期集中個別リハビリテーション、認知症 短期集中リハビリテーション、生活行為向上リハビリテーションを 実施することについても検討すること。

ニ リハビリテーション会議の記録

リハビリテーション会議で検討した内容については、別紙様式2-3「リハビリテーション会議録」を活用し記録に残すこと。

作成した会議録は介護支援専門員をはじめ、居宅サービス計画に位置付けられた居宅サービスの担当者と共有を図ること。

当該記録は利用者毎に2年間保存するものであること。

ホ その他

リハビリテーション会議に、家庭内暴力等により利用者やその家族の参加が望ましくない場合又は家族が遠方に住んでいる等によりやむを得ず参加ができない場合は、その理由を会議録に記載すること。 また、リハビリテーション会議の開催の日程調整を行ったが、構成員の事由等により、構成員が参加できなかった場合にはその理由を会議録に記録するとともに、欠席者にはリハビリテーション計画書及び会議録の写しを提供する等、情報の共有を図ること。

- ② リハビリテーション計画の利用者又はその家族への説明
 - イ 計画作成に関与した医師の指示の下、計画作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーション計画について、リハビリテーション会議等で利用者又はその家族に説明し、同意を得ること。

具体的には、アセスメントに基づいた利用者の状態、解決すべき課題とその要因、リハビリテーションの目標、実施期間、リハビリテーションの具体的な内容、リハビリテーションの提供頻度、提供時間、リハビリテーション提供中の具体的な対応等を説明すること。

- ロ 利用者又はその家族の同意が得られたことを記録すること。
- ハ 説明した内容や説明時に生じた疑義等について、説明した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は速やかに事業所の医師へ報告し、 必要に応じて適切に対応すること。
- ③ リハビリテーション会議の開催頻度

リハビリテーション計画は、指定訪問リハビリテーションにおいてはおおむね3月に1回、指定通所リハビリテーションにおいては、利用者の同意を得てから6月以内はおおむね1月に1回、6月超後はおお

むね3月に1回、リハビリテーション会議の開催を通して、進捗状況を確認し、見直しを行うこと。

ただし、指定通所リハビリテーションを実施する指定通所リハビリテーション事業所若しくは指定介護予防通所リハビリテーションを実施する指定介護予防通所リハビリテーション事業所並びに当該事業所の指定を受けている保険医療機関において、算定開始の月の前月から起算して前24月以内に介護保険または医療保険のリハビリテーションに係る報酬の請求が併せて6月以上ある利用者については、算定当初から3月に1回の頻度でよいこととする。

- ④ 介護支援専門員に対するリハビリテーションの観点からの情報提供 リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行う場合には、1(1)③ホの内容に加え、以下の内容を盛り込むことが望ましい。
 - ・ 利用者や家族の活動や参加に関する希望及び将来利用を希望する 社会参加に資する取組
 - ・ 利用者の基本的動作能力、応用的動作能力及び社会適応能力等の日 常生活能力並びにその能力の改善の可能性
 - ・ 利用者の日常生活能力を維持又は向上させる介護の方法及び留意 点
 - 家屋等の環境調整の可能性及び家具や調理器具等の生活用具の工夫
 - ・ その他リハビリテーションの観点から情報共有をすることが必要 な内容
- ⑤ 指定訪問介護等の居宅サービスの従事者又は家族に対する助言 事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーション会議により協議した内容等を考慮し、助言する対象者を適切に判 断し、助言すること。
 - イ 指定訪問介護等の居宅サービスの従事者助言

居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護等の居宅サービスの従事者と利用者の居宅を訪問し、当該従事者に対し、利用者の基本的動作能力、応用的動作能力及び社会適応能力、それらの能力の改善の可能性、生活環境に応じた日常生活上の留意点並びに介護の工夫等の情報について助言指導を行うこと。

ロ 家族への助言

利用者の居宅を訪問し、その家族に対して、利用者の基本的動作能

力、応用的動作能力及び社会適応能力、その能力の改善の可能性、生活環境に応じた日常生活上の留意点並びに介護の工夫等の情報について助言指導を行うこと。

- ⑥ リハビリテーションマネジメントにおけるプロセス管理 リハビリテーションマネジメントの徹底を図るため、別紙様式2-4「リハビリテーションマネジメントにおけるプロセス管理票」を活用 して、SPDCAサイクルの工程管理を行うこと。
- ⑦ その他

指定通所リハビリテーションにおけるリハビリテーションマネジメント加算(A)イにおいては、利用者の状態の悪化等の理由から指定通所リハビリテーションのサービスの利用がない月においても、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者の居宅を訪問し、利用者やその家族、介護支援専門員にリハビリテーション及び廃用症候群を予防する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点等について助言を行った場合は算定できるものであること。その場合、助言を行った内容の要点を診療記録に記載すること。

(3) リハビリテーションマネジメント加算(B)イの算定に関して リハビリテーションマネジメント加算(B)イにおけるリハビリテーションは、リハビリテーション会議の開催を通じて、多職種の協働による継続的なリハビリテーションの質の管理に加え、退院(所)後間もない者や新たに要介護認定等を受けた者の生活の不安に対して、健康状態、生活の見通し及びリハビリテーション計画の内容等を事業所の医師が、利用者又は家族に説明することを評価したものである。

リハビリテーションマネジメント加算(B)イの算定に当たっては、以下の点に留意すること。

- ① リハビリテーション会議の開催 リハビリテーションマネジメント加算(A)イと同様であるため、 (2)①を参照されたい。
- ② リハビリテーション計画の利用者又はその家族への説明 リハビリテーション計画の作成に関与した医師が、利用者又はその 家族に対して、リハビリテーション計画の内容について、リハビリテー ション会議等で説明し、同意を得ること。

なお、医師がやむを得ない理由等によりリハビリテーション会議を 欠席した場合は、リハビリテーション会議以外の機会を通して、利用者 又はその家族に対して、当該計画を説明し、同意を得ること。

③ リハビリテーション会議の開催頻度

リハビリテーションマネジメント加算(A)イと同様であるため、(2)③を参照されたい。

- ④ 介護支援専門員に対するリハビリテーションの観点からの情報提供 リハビリテーションマネジメント加算(A)イと同様であるため、 (2)④を参照されたい。
- ⑤ 指定訪問介護等の居宅サービスの従事者又は家族に対する助言 リハビリテーションマネジメント加算(A)イと同様であるため、 (2)⑤を参照されたい。
- ⑥ リハビリテーションマネジメントにおけるプロセス管理 リハビリテーションマネジメント加算(A)イと同様であるため、 (2)⑥を参照されたい。
- ⑦ その他 リハビリテーションマネジメント加算(A)イと同様であるため、 (2)⑦を参照されたい。なお、リハビリテーションマネジメント加算(A) イはリハビリテーションマネジメント加算(B)イと読み替えられたい。
- (4) リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ又は(B)ロの算定に関して

リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ又は(B)ロは、リハビリテーションマネジメント加算(A)イ又は(B)イの要件に加え、「科学的介護情報システム(Long-term care Information system For Evidence)」(以下「LIFE」という。)を用いて厚生労働省に情報を提出し、提出情報及びフィードバック情報を活用し、SPDCAサイクルにより、ケアの質の向上を図ることを評価したものである。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老老発0316第4号)を参照されたい。

2 別紙様式の記載要領

こと。

(1) 別紙様式 2-1 (興味・関心チェックシート) 利用者が日常生活上実際にしていること、実際にしてはいないがして みたいと思っていること、してみたいまでは思わないものの興味がある と思っていることに関して、利用者の記入又は聞き取りにより作成する

- (2) 別紙様式2-2-1、別紙様式2-2-2(リハビリテーション計画書)
 - ① 本人の希望及び家族の希望 本人の希望に関しては、別紙様式2-1で把握した、利用者がしてみ

たい又は興味があると答えた内容を考慮して、利用者に確認の上、したい又はできるようになりたい生活の希望等を該当欄に記載すること。

家族の希望に関しては、利用者の家族が利用者に関して特に自立してほしいと思っている生活内容又は今後の生活で送ってほしいと希望する内容に該当する項目を具体的に確認した上で、該当箇所に記載すること。

② 健康状態、経過

原因疾病、当該疾患の発症日・受傷日、直近の入院日、直近の退院日、 手術がある場合は手術日と術式等の治療経過、合併疾患の有無とその コントロールの状況等、これまでのリハビリテーションの実施状況(プログラムの実施内容、頻度、量等)を該当箇所に記載すること。

③ 心身機能・構造

心身機能の障害(筋力低下、麻痺、感覚機能障害、関節可動域制限、 摂食嚥下障害、失語症・構音障害、見当識障害、記憶障害、その他の高 次脳機能障害、栄養障害、褥瘡、疼痛、精神行動障害(BPSD))の 有無について、現在の状況の欄に記載すること。

心身機能の障害があった場合には、現在の状況と活動への支障の有無について該当箇所にチェックすること。なお、該当項目に無い項目に関して障害を認める場合は、特記事項に記載すること。

移動能力については、6分間歩行試験又は Timed up & Go Test (TUG)を選択し、客観的測定値を記入するとともに、将来の見込みについて該当箇所にチェックすること。

認知機能については、MMSE(Mini Mental State Examination) 又はHDS-R(改定長谷川式簡易知能評価スケール)を選択し、その 得点を記入するとともに、将来の見込みについて該当箇所にチェック すること。

服薬管理の状況については、現在の状況及び将来の見込みを該当箇 所にチェックすること。

コミュニケーションの状況については、現在の状況を記載するとと もに、将来の見込みを該当箇所にチェックすること。

④ 活動の状況

現在の状況については「している」状況を該当箇所にチェックすること。また、評点については、リハビリテーション計画の見直しごとに、 以下の通り、各活動の状況の評価を行い記入すること。

イ 基本動作

居宅を想定しつつ、基本動作(寝返り、起き上がり、座位保持、立

ち上がり、立位保持)の状況を評価し、該当箇所にリハビリテーション開始時点及び現在の状況について記載すること。

ロ 活動 (ADL) (Barthel Index を活用)

下記を参考に現在「している」状況について評価を行い、リハビリテーション開始時点及び現在の状況について該当箇所に記載すること。

	動作	選択肢
1	食事	10 自立 5 一部介助 0 全介助
2	イスとベッド間の	15 自立 10 監視下 5 一部介助 0 全介
	移乗	助
3	整容	5自立 0一部介助又は全介助
4	トイレ動作	10 自立 5 一部介助 0 全介助
5	入浴	5 自立 0 一部介助又は全介助
6	平地歩行	15 自立 10 歩行器等 5 車椅子操作が可
		能のその他
7	階段昇降	10 自立 5 一部介助 0 全介助
8	更衣	10 自立 5 一部介助 0 全介助
9	排便コントロール	10 自立 5 一部介助 0 全介助
10	排尿コントロール	10 自立 5 一部介助 0 全介助

⑤ リハビリテーションの目標、方針、本人・家族への生活指導の内容、 実施上の留意点、リハビリテーションの見通し・継続理由、終了の目安 と時期

目標は長期目標と短期目標(今後3か月間)を、方針については今後3か月間として、該当箇所に記載すること。本人・家族への生活指導の内容を、自主トレーニングの内容と併せて記載すること。

リハビリテーション実施上の留意点について、リハビリテーション 開始前・訓練中の留意事項、運動負荷の強度と量等を該当箇所に記載す ること。終了の目安・時期について、おおよその時期を記載すること。

また、事業所の医師が利用者に対して3月以上のリハビリテーションの継続利用が必要と判断する場合には、リハビリテーションの継続利用が必要な理由、その他介護サービスの併用と移行の見通しをリハビリテーションの見通し・継続理由に記載すること。

⑥ 特記事項

①から⑤の項目以外に記入すべき事項があった場合は、特記事項に 記載すること。

⑦ 環境因子

家族、福祉用具等、住環境、自宅周辺の環境、利用者が利用できる交通機関の有無、その他のサービスの利用について、課題があった場合に該当箇所にチェックする。あわせて、福祉用具と住環境については調整の状況及び調整状況についても該当箇所にチェックする。なお、具体的に記載すべき課題がある場合は備考に記入すること。

⑧ 社会参加の状況

過去と現在の参加の状況 (家庭内での役割や余暇活動、社会活動及び 地域活動への参加等) を聞き取り、また当該取組みを今後継続する意向 があるかどうか確認すること。さらに、サービス利用終了後の生活に関 して、利用者及びその家族と共有するために、指定通所リハビリテーション利用終了後に利用を希望する社会参加等の取組に関して聞き取る こと。

⑨ 活動(IADL)(Frenchay Activity Index を活用) 下記を参考に現在「している」状況について評価を行い、リハビリテーション開始時点及び現在の状況を該当箇所にその得点を記載する。

百日			
項目		選択肢	
1	食事の用意(買い物	0	していない 1 まれにしてい
	は含まれない)	る	
		2	時々(週に1~2回)
		3	週に3回以上している
2	食事の片づけ	0	していない 1 まれにしてい
		る	
		2	時々(週に1~2回)
		3	週に3回以上している
3	洗濯	0	していない 1 まれにしてい
		る	
		2	時々している(週に1回未満)
		3	週に1回以上している
4	掃除や整頓(箒や掃	0	していない 1 まれにしてい
	除機を使った清掃や	る	
	身の回りの整理整頓	2	時々している (週に1回未満)
	など)	3	週に1回以上している
5	力仕事(布団の上げ	0	していない 1 まれにしてい
	下げ、雑巾で床を拭	る	
	く、家具の移動や荷	2	時々している (週に1回未満)
	物の運搬など)	3	週に1回以上している

	mid (d. b. s. s. s. s.		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
6	買物(自分で運んだ	0	していない 1 まれにしてい
	り、購入すること)	る	
		2	時々している (週に1回未満)
		3	週に1回以上している
7	外出(映画、観劇、	0	していない 1 まれにしてい
	食事、酒飲み、会合	る	
	などに出かけるこ	2	時々している(週に1回未満)
	と)	3	週に1回以上している
8	屋外歩行(散歩、買	0	していない 1 まれにしてい
	物、外出等のために	る	
	少なくとも 15 分以	2	時々している (週に1回未満)
	上歩くこと)	3	週に1回以上している
9	趣味(テレビは含め	0	していない 1 まれにしてい
	ない)	る	
		2	時々している(週に1回未満)
		3	週に1回以上している
10	交通手段の利用(タ	0	していない 1 まれにしてい
	クシー含む)	る	
		2	時々している(週に1回未満)
		3	週に1回以上している
11	旅行	0	していない 1 まれにしてい
		る	
		2	時々している(週に1回未満)
		3	週に1回以上している
12	庭仕事(草曳き、水	0	していない 1 時々している
	撒き、庭掃除)	2	定期的にしている
	※ベランダ等の作業	3	定期的にしている。必要があれ
	も含む	ば	
			掘り起し、植え替え等の作業も
		L	
			ている
13	家や車の手入れ	0	していない
		1	電球の取替・ねじ止めなど
		2	ペンキ塗り・模様替え・洗車
		3	2の他、家の修理や車の整備
			1-1 10 10 11 11 11

14	読書(新聞・週刊	0 読んでいない 1 まれに
	誌・パンフレット類	2 月に1回程度
	は含めない)	3 月に2回以上
15	仕事(収入のあるも	0 していない 1 週に1~9時
	の、ボランティアは	間
	含まない)	2 週に 10~29 時間
		3 週に30時間以上

⑩ 「活動」と「参加」に影響を及ぼす課題の要因分析

能力及び生活機能の障害と、それらの予後予測を踏まえて、本人が希望する活動と参加において重要性の高い課題、活動と参加に影響を及ぼす機能障害の課題と機能障害以外の要因を分析し、簡潔にまとめた上で記載すること。

① リハビリテーションサービス

リハビリテーションの提供計画については、⑩で分析した課題について優先順位をつけ、その順位に沿って、目標(解決すべき課題)、目標達成までの期間、担当職種、具体的支援内容、サービス提供の予定頻度、及び時間について記載すること。

具体的支援内容については、リハビリテーション会議を通して検討し、利用者又はその家族が合意した提供内容について記載すること。また、利用者の家族や居宅サービス計画に位置付けられている他の居宅サービスの担当者と、利用者の居宅に訪問する場合、その助言内容についても、あらかじめ分かる範囲で記載すること。さらに、居宅や通所施設以外でリハビリテーションを実施する場合には、あらかじめその目的、内容、場所についても記載すること。

迎 情報提供先

リハビリテーション計画書は、介護支援専門員や計画的な医学的管理を行っている医師、居宅サービス計画に位置付けられている居宅サービスの担当者と、その写しを共有すること。また、当該計画に関する事項について情報提供をした場合は、該当の情報提供先にチェックをすること。

- (3) 別紙様式2-3 (リハビリテーション会議録)
 - ① リハビリテーション会議の開催日、開催場所、開催時間、開催回数を 明確に記載すること。
 - ② 会議出席者の所属(職種)や氏名を記載すること。
 - ③ リハビリテーションの支援方針(サービス提供終了後の生活に関する事項を含む。)、リハビリテーションの内容、各サービス間の協働の内

容について検討した結果を記載すること。

- ③ 構成員が不参加の場合には、不参加の理由を記載すること。
- (4) 別紙様式2-4 (リハビリテーションマネジメントにおけるプロセス 管理票)
 - ① サービス開始時における情報収集

事業者は、介護支援専門員より居宅サービス計画の総合的援助の方 針や解決すべき具体的な課題及び目標について情報を入手すること。

また、事業所とは別の医療機関において計画的な医学的管理を行っている医師がいる場合であっては、適宜、これまでの医療提供の状況についての情報を入手すること。

入手した場合は該当箇所にチェックすること。

② リハビリテーション会議の開催によるリハビリテーション計画書の 作成

リハビリテーション会議を開催した場合は、参加者に○をつけると ともに、開催日付を記載すること。

- ③ リハビリテーション計画の利用者・家族への説明
 - リハビリテーション計画の説明を実施し、利用者から同意が得られた場合、該当箇所にチェックをする。なお、説明後に利用者又はその家族からリハビリテーション計画の変更又は当該計画に関しての意見があった場合は、その旨を記載し、必要に応じて当該計画を見直すこと。
 - イ リハビリテーションマネジメント加算(A)イ又は口を算定している場合にあっては、計画作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によるリハビリテーション計画の利用者・家族への説明の欄に記載すること。
 - ロ リハビリテーションマネジメント加算(B)イ又は口を算定している場合にあっては、医師によるリハビリテーション計画の利用者・家族への説明の欄に記載すること。
- ④ リハビリテーション計画書に基づくリハビリテーションの提供 リハビリテーションプログラムの内容について検討し、実施した内 容について、該当箇所にチェックをすること。
- ⑤ リハビリテーション会議の実施と計画の見直し リハビリテーション会議を開催し、計画の見直しを行った場合、その 実施日を記入すること。
- ⑥ 訪問介護の事業その他の居宅サービス事業に係る従業者に対する日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報伝達

指定訪問介護又はその他の居宅サービスの担当者に対し、リハビリ

テーションの観点から、日常生活上の留意点及び介護の工夫等の助言 を行った場合、その実施日を記入すること。

- ⑦ 居宅を訪問して行う介護の工夫に関する指導・助言等の実施 利用者の居宅を訪問し、介護の工夫に関する指導・助言等を実施した 場合、その実施日を記入すること。
- ⑧ サービスを終了する1月前以内のリハビリテーション会議の開催 サービス終了する1月前以内にリハビリテーション会議を実施した 場合は、該当箇所にチェックを行い、参加者に○をつけること。
- ⑨ 終了時の情報提供 終了時、リハビリテーションの情報を提供した場合は、その提供者の 該当箇所にチェックをすること。
- ⑩ プロセス管理表の保管 プロセス管理表は、利用者ごとにリハビリテーション計画書と一緒 に保管すること。
- 3 リハビリテーションマネジメントに関連する主な加算

けた。

- (1) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算について 心身機能、活動及び参加の維持又は回復を図るに当たって、認知症高齢 者の状態によりきめ細かく配慮し、より効果的なリハビリテーションの 提供を促進するため、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を設
 - ① 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)の算定に関して 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)の算定に関しては、 留意事項通知で示している内容を踏まえ、適切に行うこと。
 - ② 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(II)の算定に関して イ 包括報酬である認知症短期集中リハビリテーション加算(II)を算
 - 定する場合は、利用者の認知症の状態に対し、支援内容や利用回数が 妥当かどうかを確認し、適切に提供することが必要であることから 1月に1回はモニタリングを行い、通所リハビリテーション計画を 見直し、医師から利用者又はその家族に対する説明し、同意を得ることが望ましい。
 - ロ 別紙様式2-1を活用し、利用者がしている、してみたい、興味がある生活行為を把握し、見当識や記憶などの認知機能や実際の生活環境を評価し、アセスメント後に、当該生活行為で確実に自立できる行為を目標とする。
 - ハ 目標を達成するために何を目的に、どんな実施内容をどのように

するのか(たとえば、個別で又は集団で)をできる限り分かりやすく 記載する。

- 二 通所での訓練内容について、その実施内容において望ましい提供 頻度、時間を記載する。通所の頻度については、月4回以上実施する こととしているが、利用者の見当識を考慮し、月8回以上の通所リハ ビリテーションの提供が望ましいものであり、その提供内容を記載 すること。
- ホ 目標の内容によっては、訓練した内容が実際の生活場面でできるようになったかどうかを評価、確認するために、当該利用者の居宅において応用的動作能力や社会適応能力について評価を行い、その結果を当該利用者とその家族に伝達すること。その際にはその実施時期、及び何をするのかをリハビリテーション計画書に記載する。家族に指導する際に特に留意することがあった場合、記載すること。
- へ 居宅で評価する際には、利用者が実際に生活する場面で、失敗をしないで取り組めるよう、実施方法や環境にあらかじめ配慮し、実施すること。
- ト リハビリテーションの内容を選定する際には、役割の創出や達成 体験、利用者が得意とすることをプログラムとして提供するなど自 己効力感を高める働きかけに留意すること。
- ③ 認知症短期集中リハビリテーション(Ⅱ)の提供後 引き続きリハビリテーションの提供を継続することができる。なお、 この場合でも参加に向けた取組を促すこと。
- (2) 生活行為向上リハビリテーション実施加算について

活動の観点から、生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めた上で、加齢等により低下した利用者の活動の向上を図るためのリハビリテーションの提供を評価するため、生活行為向上リハビリテーション実施加算を設けた。

なお、活動と参加の観点からは、居宅からの一連のサービス行為として、 買い物やバス等の公共交通機関への乗降などの行為に関する指定訪問リ ハビリテーションを提供することも重要である。

① 生活行為向上リハビリテーション実施加算の考え方

生活行為とは、個人の活動として行う排泄、入浴、調理、買物、趣味活動等の行為をいう。生活行為向上リハビリテーションは、加齢や廃用症候群等により生活機能の一つである活動するための機能が低下した 高齢者や急性増悪により生活機能が低下し、医師がリハビリテーショ ンの提供が必要であると判断した者に対し、起居や歩行、排泄、入浴などのADL、調理、買い物、趣味活動などのIADLなどの生活行為の内容の充実を図るため、その能力の向上について別紙様式2-5を作成し、その介入方法及び介入頻度、時間等生活行為の能力の向上に資するプログラムを作成、計画的に実施するものである。

- ② 生活行為向上リハビリテーションを実施する上での留意事項
 - イ 目標達成後に自宅での自主的な取組や介護予防・日常生活支援総合事業における第一号通所事業や一般介護予防事業、地域のカルチャー教室や通いの場、通所介護などに移行することを目指し、6月間を利用限度に集中的に行うこと。
 - ロ 個人の活動として行う排泄するための行為、入浴するための行為、調理するための行為、買い物をするための行為、趣味活動など具体的な生活行為の自立を目標に、心身機能、活動、参加に対し段階的に実施する6月間のリハビリテーション内容を別紙様式2-5にあらかじめ定めた上で、実施すること。
 - ハ (介護予防)通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が当該利用者の居宅を訪問し生活行為に関する評価をおおむね1月に1回以上実施すること。
 - ニ 生活行為向上リハビリテーション実施計画は、専門的な知識や経験のある作業療法士又は生活行為向上リハビリテーションに関する研修を受けた理学療法士、言語聴覚士が立案、作成すること。
 - 本 事業所の医師が、おおむね月ごとに開催されるリハビリテーション会議で、生活行為向上リハビリテーション実施計画の進捗状況について報告することが望ましく、評価に基づく利用者の能力の回復状況、適宜適切に達成の水準やプログラムの内容について見直しを行い、目標が効果的に達成されるよう、利用者又はその家族、構成員に説明すること。

また、生活行為向上リハビリテーションを提供する場合は、目標が達成する期限に向けて、計画の進捗の評価や利用者又はその家族に生活行為を行う能力の回復程度など状況の説明が重要であることから1月に1回はモニタリングを行い、別紙様式2-5を見直し、医師から利用者又はその家族に対する説明し、同意を得ることが望ましい。

へ 当該リハビリテーションは、利用者と家族のプログラムへの積極 的な参加が重要であることから、生活行為向上リハビリテーション 実施計画の立案に当たっては、利用者及びその家族に生活行為がうまくできない要因、課題を解決するために必要なプログラム、家での自主訓練を含め分かりやすく説明を行い、利用者及びその家族にプログラムの選択を促すよう配慮し進め、生活行為向上リハビリテーションについて主体的に取り組む意欲を引き出すこと。

- ト 目標の達成期限の前1月以内には、リハビリテーション会議を開催し、生活行為向上リハビリテーション実施計画及びそれに基づき 提供したリハビリテーションの成果、他のサービスへの移行に向けた支援計画を、利用者又はその家族、構成員に説明すること。
- ③ 生活行為向上リハビリテーション実施加算の算定に関して
 - イ 生活行為のニーズの把握

別紙様式2-1を活用し、利用者がどのような生活行為をしてみたい、興味があると思っているのかを把握する。把握に当たっては、利用者の生活の意欲を高めるためにも、こういうことをしてみたいという生活行為の目標を認識できるよう働きかけることも重要である。

- ロ 生活行為に関する課題分析
 - a 利用者がしてみたいと思う生活行為で、一連の行為のどの部分が支障となってうまくできていないのかという要因をまず分析すること。例えば、トイレ行為であれば、畳に座っている姿勢、立ち上がり、トイレに行く、トイレの戸の開閉、下着の脱衣、便座に座る動作、排泄、後始末、下着の着衣、元の場所に戻る、畳に座る等の一連の行為を分析し、そのどこがうまくできていないのかを確認すること。
 - b うまくできていない行為の要因ごとに、利用者の基本的動作能力(心身機能)、応用的動作能力(活動)、社会適応能力(参加)の どの能力を高めることで生活行為の自立が図られるのかを検討す ること。

基本的動作能力については、起居や歩行などの基本的動作を直接的に通所にて訓練を行い、併せて居宅での環境の中で1人でも安全に実行できるかを評価すること。

応用的動作能力については、生活行為そのものの技能を向上させる反復練習、新たな生活行為の技能の習得練習などを通して、通所で直接的に能力を高める他、住環境や生活で用いる調理器具などの生活道具、家具など生活環境について工夫すること等についても検討すること。通所で獲得した生活行為が居宅でも実行でき

るよう訪問し、具体的な実践を通して評価を行い、実際の生活の場面でできるようになるよう、支援すること。また、利用者が家庭での役割を獲得できるよう、家族とよく相談し、調整すること。

社会適応能力については、通所の場面だけではなく、居宅に訪問し家庭環境(家の中での環境)への適応状況の評価、利用者が利用する店での買い物や銀行、公共交通機関の利用などの生活環境への適応練習、地域の行事や趣味の教室などへの参加をするための練習をするなど、利用者が1人で実施できるようになることを念頭に指導すること。

- c 利用者の能力だけではなく、利用者を取り巻く家族や地域の 人々、サービス提供者に対しても、利用者の生活行為の能力につい て説明を行い、理解を得て、適切な支援が得られるよう配慮するこ と。
- ハ 別紙様式2-5(生活行為向上リハビリテーション実施計画)の記載
 - a 利用者が、してみたいと思う生活行為に関して、最も効果的なリハビリテーションの内容(以下「プログラム」という。)を選択し、おおむね6月間で実施する内容を心身機能、活動、参加のアプローチの段階ごとに記載すること。
 - b プログラムについては、専門職が支援することの他、本人が取り 組む自主訓練の内容についても併せて記載すること。また、プログ ラムごとに、おおむねの実施時間、実施者及び実施場所について、 記載すること。
 - c 支援の頻度は、リハビリテーションを開始してから3月間までの通所を主体とする通所訓練期はおおむね週2回以上、その後目標を達成する6月間の期限まで、終了後の生活を視野に入れ、訪問等組み合わせて訓練をする社会適応期はおおむね週1回以上訓練を行うこと。
 - d プログラムの実施に当たっては、訪問で把握した生活行為や動作上の問題を事業所内外の設備を利用し練習する場合には、あらかじめ計画上に書き込むこと。
 - e 通所で獲得した生活行為については、いつ頃を目安に、利用者の 居宅を訪問し、当該利用者の実際の生活の場面で評価を行うのか もあらかじめ記載すること。
 - f 終了後の利用者の生活をイメージし、引き続き生活機能が維持 できるよう地域の通いの場などの社会資源の利用する練習などに

ついてもあらかじめプログラムに組み込むこと。

ニ 生活行為向上リハビリテーションの実施結果報告

計画実施期間の達成1ヵ月前には、リハビリテーション会議を開催し、別紙様式2-5に支援の結果を記入し、本人及び家族、構成員に支援の経過及び結果を報告すること。

また、リハビリテーション会議にサービスの提供終了後に利用するサービス等の担当者にも参加を依頼し、サービスの提供終了後も継続して実施するとよい事柄について申し送ることが望ましい。

ホ その他

生活行為向上リハビリテーションを行うために必要な家事用設備、 各種日常生活活動訓練用具などが備えられていることが望ましい。

へ 要介護認定等の更新又は区分の変更に伴う算定月数の取扱い 要介護認定等の更新又は区分の変更により、要介護状態区分から 要支援状態区分又は要支援状態区分から要介護状態区分となった利 用者に対して、生活行為向上リハビリテーションの提供を継続する 場合には、算定月数を通算するものとする。

なお、作成した生活行為向上リハビリテーション実施計画を活用することは差し支えないが、利用者の心身の状況等を鑑み、適時適切に計画は見直すこと。

(3) 移行支援加算について

利用者に対する適時・適切なリハビリテーションの提供を評価するため、移行支援加算を設けた。

- ① 移行支援加算の考え方
 - イ 移行支援加算は、指定通所介護事業所等へのスムーズな移行ができるよう、リハビリテーション計画を基に、リハビリテーションを提供し、その結果、利用者のADLとIADLが向上し、指定通所介護等の他のサービス等に移行できるなど、質の高いリハビリテーションを提供しているリハビリテーションを提供する事業所の体制を評価するものである。
 - ロ 指定通所介護等への移行とは、指定通所リハビリテーション、指定 介護予防通所リハビリテーション(指定通所リハビリテーションの 場合にあっては、指定通所リハビリテーション間及び指定介護予防 通所リハビリテーション間の移行は除く。)や指定通所介護、指定地 域密着型通所介護、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型 居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護、指定介護予防認知症対 応型通所介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防・日

常生活支援総合事業における通所事業や一般介護予防事業、居宅に おける家庭での役割を担うこと、就労であること。

- ハ 入院、介護保険施設への入所、指定認知症対応型共同生活介護、指 定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定地域密着型介護老人福 祉施設、指定訪問リハビリテーションは移行としては想定していな いこと。
- ② 移行支援加算の算定に関して

移行支援加算は、指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所について、効果的なサービスの提供を評価する観点から、評価対象期間(各年1月1日から12月31日までの期間をいう。)において、利用者の指定通所介護事業所等への移行割合が一定以上となった場合等に、当該評価対象期間の翌年度における指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの提供につき加算を行うものである。

イ 算定方法

以下の両方の条件を満たしていること。

a 指定通所介護事業所等への移行状況

指定通所介護事業所等への移行を実施した者 評価対象期間中にサービス提供を終了した者

(指定通所リハビリテーション事業所の場合3%)

b リハビリテーションの利用状況

(指定通所リハビリテーション事業所の場合 27%)

※ 平均利用延月数の考え方

評価対象期間の利用者延月数

評価対象期間の (新規利用者数+新規終了者数) ÷ 2

ロ 移行後の継続の有無の評価

評価対象期間中にリハビリテーションの提供を終了した日から起算して 14 日以降 44 日以内に、指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所の従業者が、リハビリテーションの提供を終了した者の状況を電話等により、リハビリテーションの提供を終了した時と比較して、ADLとIADLが維持又は改善していることを確認し、記録すること。

ハ 移行先の事業所へのリハビリテーション計画書の提供

「当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提

供」については、利用者の円滑な移行を推進するため、指定訪問リハ ビリテーション終了者が指定通所介護、指定通所リハビリテーショ ン、指定地域密着型通所介護、指定認知症対応型通所介護、指定小規 模多機能型通所介護、指定看護小規模多機能型居宅介護、指定介護予 防通所リハビリテーション、指定介護予防認知症対応型通所介護又 は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所へ移行する際に、別 紙様式2-2-1及び2-2-2のリハビリテーション計画書等の 情報を、利用者の同意の上で指定通所介護、指定通所リハビリテーシ ョン、指定地域密着型通所介護、指定認知症対応型通所介護、指定小 規模多機能型通所介護、指定看護小規模多機能型居宅介護、指定介護 予防通所リハビリテーション、指定介護予防認知症対応型通所介護 又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所へ提供すること。 なお、移行先の事業所への情報提供に際しては、リハビリテーション 計画書の全ての情報ではなく、別紙様式2-2-1及び2-2-2 の本人の希望、家族の希望、健康状態・経過、リハビリテーションの 目標、リハビリテーションサービス等を抜粋したものを提供するこ とで情報提供としてよい。

- Ⅲ 介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービス におけるリハビリテーションマネジメントの実務等について
- 1 リハビリテーションマネジメントの実務等について
 - (1) リハビリテーションマネジメントの体制
 - ① リハビリテーションマネジメントは医師、歯科医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、看護職員、介護職員、管理栄養士、歯科衛生士、介護支援専門員、支援相談員その他の職種(以下「関連スタッフ」という。)が協働して行うものである。
 - ② 各施設等の管理者は、リハビリテーションマネジメントに関する手順(情報収集、アセスメント・評価、カンファレンスの支援、計画の作成、説明・同意、サービス終了前のカンファレンスの実施、サービス終了時の情報提供等)をあらかじめ定める。
 - (2) リハビリテーションマネジメントの実務
 - ① サービス開始時における情報収集について

関連スタッフは、サービス開始時までに適切なリハビリテーションを実施するための情報を収集するものとする。情報の収集に当たっては主治の医師から診療情報の提供、担当介護支援専門員等からケアマネジメントに関わる情報の提供を文書で受け取ることが望ましい。な

お、これらの文書は別紙様式 2-6、2-7の様式例を参照の上、作成する。

② サービス開始時におけるアセスメント・評価、計画、説明・同意について

関連スタッフ毎にアセスメントとそれに基づく評価を行い、多職種協働でサービス開始時カンファレンスを開催し、速やかにリハビリテーション実施計画原案を作成する。リハビリテーション実施計画原案については、利用者又はその家族へ説明し同意を得る。

また、リハビリテーション実施計画原案に関しては、ウ③に掲げるリハビリテーション実施計画書の様式又はこれを簡略化した様式を用いるものとする。なお、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第14条若しくは第50条において準用する第14条、健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)第15条若しくは第50条において準用する第15条、又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生省令第5号)第17条若しくは第54条において準用する第17条において作成することとされている各計画の中に、リハビリテーション実施計画原案に相当する内容をそれぞれ記載する場合は、その記載をもってリハビリテーション実施計画原案の作成に代えることができるものとする。

③ サービス開始後2週間以内のアセスメント・評価、計画、説明・同意 について

リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションや ケアを実施しながら、サービス開始から概ね2週間以内に以下のイか らへまでの項目を実施する。

イ アセスメント・評価の実施

関連スタッフ毎に別紙様式2-8を参照としたアセスメントを実施し、それに基づく評価を行う。

ロ リハビリテーションカンファレンスの実施

関連スタッフによってリハビリテーションカンファレンスを開催 し、目標、到達時期、具体的アプローチ、プログラム等を含む実施計 画について検討する。リハビリテーションカンファレンスには、状況 に応じて利用者やその家族の参加を求めることが望ましい。

目標の設定に関しては利用者の希望や心身の状況等に基づき、当

該利用者が自立した尊厳ある日常生活を送る上で特に重要であると考えられるものとし、その目標を利用者、家族及び関連スタッフが共有することとする。目標、プログラム等の設定に当たっては施設及び居宅サービス計画(以下「ケアプラン」という。)と協調し、両者間で整合性が保たれることが重要である。

ハ リハビリテーション実施計画書の作成

リハビリテーションカンファレンスを経て、リハビリテーション 実施計画書を作成する。リハビリテーション実施計画書の作成に当 たっては、別紙様式2-9の様式を用いて作成する。なお、リハビリ テーション実施計画原案を作成した場合はリハビリテーション実施 計画書を新たに作成する必要はなく、リハビリテーション実施計画 原案の変更等をもってリハビリテーション実施計画書の作成に代え ることができるものとし、変更等がない場合にあっても、リハビリテーション実施計画原案をリハビリテーション実施計画書に代えるこ とができるものとする。なお、別紙様式2-2-1及び2-2-2を 用いてリハビリテーション実施計画書を作成することも差し支えな いものとする。

リハビリテーション実施計画は、ケアプランと協調し、両者間で整合性が保たれることが重要である。施設サービスにおいてはリハビリテーション実施計画を作成していれば、ケアプランのうちリハビリテーションに関し重複する部分については省略しても差し支えない。

ニ 利用者又は家族への説明と同意

リハビリテーション実施計画の内容については利用者又はその家族に分かりやすく説明を行い、同意を得る。その際、リハビリテーション実施計画書の写しを交付することとする。

ホ 指示と実施

関連スタッフは、医師の指示に基づきリハビリテーション実施計画書に沿ったリハビリテーションの提供を行う。リハビリテーションをより有効なものとする観点からは、専門職種によるリハビリテーションの提供のみならず、リハビリテーションに関する情報伝達(日常生活上の留意点、介護の工夫等)や連携を図り、家族、看護職員、介護職員等による日常生活の生活行為への働きかけを行う。

介護老人保健施設サービス費(I)の介護老人保健施設サービス費(i)又は(ii)を算定すべき介護老人保健施設の医師は、リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は

言語聴覚士に対して、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行うこと。指示の内容については、利用者の状態の変化に応じ、適宜変更すること。

へ イからホまでの過程は概ね3か月毎に繰り返し、内容に関して見 直すこととする。また、利用者の心身の状態変化等により、必要と認 められる場合は速やかに見直すこととする。

管理者及び関連スタッフは、これらのプロセスを繰り返し行うことによる継続的なサービスの質の向上に努める。

- ④ サービス終了時の情報提供について
 - イ サービス終了前に、関連スタッフによるリハビリテーションカンファレンスを行う。その際、担当の介護支援専門員や居宅サービス事業所のサービス担当者等の参加を求め、必要な情報を提供する。
 - ロ サービス終了時には居宅介護支援事業所の介護支援専門員や主治の医師に対してリハビリテーションに必要な情報提供を行う。その際、主治の医師に対しては、診療情報の提供、担当介護支援専門員等に対してはケアマネジメントに関わる情報の提供を文書で行う。なお、これらの文書は別紙様式2-6の様式例を参照の上、作成する(ただし、これらの文書は、リハビリテーション実施計画書、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第9条若しくは第50条において準用する第9条、健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第10条若しくは第50条において準用する第10条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生省令第5号)第13条若しくは第54条において準用する第13条に規定するそれぞれのサービスの提供の記録の写しでも差し支えない。)。
- 第3 通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務 処理手順例及び様式例の提示について

通所介護及び地域密着型通所介護(以下「通所介護等」という。)における個別機能訓練加算を算定する利用者については、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的とし、生活機能の維

持・向上を図るために、個別機能訓練を実施することが求められる。

本加算の算定要件については、令和3年度介護報酬改定において、より利用者の自立支援等に資する個別機能訓練の提供を促進する観点から、これまでの個別機能訓練加算の取得状況や加算を取得した事業所の個別機能訓練の実施状況等をふまえ、個別機能訓練の実施目的や実施体制、加算取得にあたっての人員配置について見直しを行ったところであり、今般、短期入所生活介護(介護予防含む)における個別機能訓練加算と併せて、改めて個別機能訓練加算の目的、趣旨の徹底を図るとともに、加算の実行性を担保するため、個別機能訓練加算の事務処理手順例及び様式例を示すこととする。

I 通所介護等における取扱い

1 通所介護等における個別機能訓練加算の目的

通所介護等留意事項通知において示しているように、個別機能訓練加算は、専ら機能訓練を実施する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下「理学療法士等」という。)を配置し、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「機能訓練指導員等」という。)が共同して、利用者ごとに心身の状態や居宅の環境をふまえた個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき計画的に個別機能訓練を行うことで、利用者の生活機能の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目指すため設けられたものである。

本加算の算定にあたっては、加算設置の趣旨をふまえた個別機能訓練計画作成及び個別機能訓練が実施されなければならない。

2 個別機能訓練の実務等

個別機能訓練加算の算定にあたっては、以下の(1)~(3)の実施が必要となる。通所介護事業所及び地域密着型通所介護事業所の管理者は、これを参照し、各事業所における個別機能訓練実施に関する一連の手順をあらかじめ定める必要がある。

(1) 加算算定にあたっての目標設定・個別機能訓練計画の作成 ア 利用者の社会参加状況やニーズ・日常生活や社会生活等における役 割の把握、心身の状態の確認 機能訓練指導員等は、個別機能訓練の目標を設定するにあたり、以下の①~④により、利用者のニーズ・日常生活や社会生活等における役割の把握及び心身の状態の確認を行う。

- ① 利用者の日常生活や社会生活等について、現在行っていることや 今後行いたいこと(ニーズ・日常生活や社会生活等における役割)を 把握する。これらを把握するにあたっては、別紙様式3-1の興味・ 関心チェックシートを活用すること。またあわせて、利用者のニー ズ・日常生活や社会生活等における役割に対する家族の希望を把握 する。
- ② 利用者の居宅での生活状況 (ADL、IADL等) を居宅訪問の上で確認する。具体的には、別紙様式3-2の生活機能チェックシートを活用し以下を実施する。
 - i 利用者の居宅の環境(居宅での生活において使用している福祉 用具・補助具等を含む)を確認する。
 - ii ADL、IADL項目について、居宅の環境下での自立レベル や実施するにあたっての課題を把握する。
- ③ 必要に応じて医師又は歯科医師から、これまでの利用者に対する 病名、治療経過、合併疾患、個別機能訓練実施上の留意事項について の情報を得る。直接医師又は歯科医師から情報が得られない場合は、 介護支援専門員を通じて情報収集を図ること。
- ④ 介護支援専門員から、居宅サービス計画に記載された利用者本人 や家族の意向、総合的な支援方針、解決すべき課題、長期目標、短期 目標、サービス内容などについて情報を得ること。
- イ 多職種協働での個別機能訓練計画の作成

アで把握した利用者のニーズ・日常生活や社会生活等における役割 及び心身の状態に応じ、機能訓練指導員等が多職種協働で個別機能訓練計画を作成する。その際、必要に応じ各事業所に配置する機能訓練指導員等以外の職種(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、管理栄養士等)からも助言を受けることが望ましい。

- ① 個別機能訓練計画書の作成(総論)
 - ・ 個別機能訓練計画は別紙様式3-3を参考に作成すること。なお、 個別機能訓練計画に相当する内容を通所介護計画又は地域密着型 通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能 訓練計画の作成に代えることができる。
 - ・ また、個別機能訓練計画の作成にあたっては、居宅サービス計画、 通所介護計画又は地域密着型通所介護計画と連動し、これらの計

画と整合性が保たれるように行うことが重要である。なお、通所介護計画書及び地域密着型通所介護計画書は別紙様式3-4を参考に作成すること。

- ② 個別機能訓練目標・個別機能訓練項目の設定
 - i 個別機能訓練目標の設定
 - ・ アで把握した利用者のニーズ・日常生活や社会生活等における 役割及び心身の状態に応じ、機能訓練指導員等が協働し、利用者 又は家族の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も 踏まえつつ、個別機能訓練目標を設定する。なお、目標設定にあ たっては、当該利用者の意欲の向上に繋がるよう、長期目標・短 期目標のように段階的な目標設定をするなど、可能な限り具体 的かつ分かりやすい目標とすること。

<長期目標の設定>

長期目標は生活機能の構成要素である以下 a ~ c をバランスよく含めて設定することが求められる。

- a 体の働きや精神の働きである「心身機能」
- b ADL・家事・職業能力や屋外歩行といった生活行為全般である「活動」
- c 家庭や社会で役割を果たすことである「参加」
- ・ 具体的には、利用者が住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることができるよう、単に座る・立つ・歩くといった身体機能の向上を目指すことのみを目標とするのではなく、居宅における生活行為(トイレに行く、自宅の風呂に一人で入る、料理を作る、掃除・洗濯をする等)や地域における社会的関係の維持に関する行為(商店街に買い物に行く、囲碁教室に行く、孫とメールの交換をする、インターネットで手続きをする等)等、具体的な生活上の行為の達成を含めた目標とすること。<短期目標の設定>

長期目標を設定した後は、目標を達成するために必要な行為 ごとに細分化し、短期目標として整理する。

- (例) 長期目標が「スーパーマーケットに食材を買いに行く」の 場合必要な行為
 - ・買いたい物を書き記したリストを作る
 - ・買い物量を想定し、マイバッグを用意する
 - スーパーマーケットまでの道順を確認する
 - スーパーマーケットまで歩いて行く

- ・スーパーマーケットの入り口で買い物かごを持つ
- スーパーマーケットの中でリストにある食材を見つける
- ・食材を買い物かごに入れる
- レジで支払いをする
- ・買った品物を袋に入れる
- ・買った品物を入れた袋を持って、自宅まで歩いて帰る

ii 個別機能訓練項目の設定

- ・ 短期目標を達成するために必要な行為のうち、利用者の現状の 心身機能等に照らし可能であること、困難であることを整理す る。
- 利用者の現状の心身機能等に照らし困難であることについて、 どのような訓練を行えば可能となるのか検討する。
- (例) 上記の事例において、歩行機能が低下していることから、「スーパーマーケットまで歩いて行く」「スーパーマーケットの中でリストにある食材を見つける」「買った品物を入れた袋を持って、自宅まで歩いて帰る」ことが困難である場合、自宅からスーパーマーケットまでの距離等を勘案した上で、
 - ・歩行機能を向上させる訓練(筋力向上訓練、耐久性訓練、屋内外歩行訓練等)
 - ・歩行を助ける福祉用具(つえ等)を使用する訓練
 - ・歩行機能の向上が難しい場合、代替的な移動手段となりうる 福祉用具(電動車いす等)を使用する訓練 を行うことが想定される。
- ・ 目標を達成するために必要な行為を遂行できるように、生活機能を向上させるための訓練項目を決定する。なお、訓練項目の決定にあたっては、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の訓練項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲の向上に繋がるよう利用者を援助すること。
- ・ 生活機能の向上のためには、通所介護等提供中に機能訓練を行 うのみでなく、利用者が日々の生活においてもできる限り自主 訓練を行うことが重要であることから、利用者が自身で又は家 族等の援助を受けて、利用者の居宅等においても実施できるよ うな訓練項目をあわせて検討し、提示することが望ましい。

ウ 利用者又はその家族への説明と同意

利用者又はその家族に対し、機能訓練指導員等が個別機能訓練の内容について分かりやすく説明を行い、同意を得ること。またその際、個

別機能訓練計画を交付(電磁的記録の提供を含む)すること。

エ 介護支援専門員への報告

介護支援専門員に対し、個別機能訓練計画を交付(電磁的記録の提供を含む)の上、利用者又はその家族への説明を行い、内容に同意を得た 旨報告すること。

(2) 個別機能訓練の実施

ア 個別機能訓練の実施体制

- ・ 個別機能訓練加算に係る個別機能訓練は、類似の目標を持ち、同様 の訓練項目を選択した5人程度以下の小集団(個別対応含む)に対し て機能訓練指導員が直接行うこととする。なお、機能訓練指導員が直 接個別機能訓練を行っていれば、その補助者として看護職員、介護職 員、生活相談員その他の職種の者が個別機能訓練に関与することは 差し支えない。
- ・ 個別機能訓練の目標を具体的な生活上の行為の達成としている場合、実際の生活上の様々な行為を構成する実際的な行動やそれを模した行動を反復して行うことにより、段階的に目標の行動ができるようになることを目指すことから、事業所内であれば実践的訓練に必要な浴室設備、調理設備・備品等を備えること、事業所外であれば、利用者の居宅や近隣の施設等に赴くこと等により、事業所内外の実地的な環境下で訓練を行うことが望ましい。

イ 訓練時間

個別機能訓練計画に定めた訓練項目の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定すること。

ウ 訓練実施回数

個別機能訓練の目的を達成するためには、生活機能の維持・向上を図る観点から、計画的・継続的に個別機能訓練を実施する必要があり、概ね週1回以上実施することを目安とする。

(3) 個別機能訓練実施後の対応

個別機能訓練加算に係る個別機能訓練を開始した後は、

- ・ 個別機能訓練の目的に照らし、個別機能訓練項目や訓練実施時間が適切であったか、個別機能訓練の効果(例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況)が現れているか等について、評価を行う。
- ・ 3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活 状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認する。また、利用 者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効 果等について説明し、記録する。なお、個別機能訓練の実施状況や個別

機能訓練の効果等についての説明・記録は、利用者の居宅を訪問する日とは別の日にICT等を活用し行っても差し支えない。

・ 概ね3月ごとに1回以上、個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の 効果等について、当該利用者を担当する介護支援専門員等にも適宜報 告・相談し、利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者に対す る個別機能訓練の効果等をふまえた個別機能訓練の目標の見直しや訓 練項目の変更を行う。

等、適切な対応を行うこととする。

3 個別機能訓練加算(Ⅱ)について

個別機能訓練加算(II)は、個別機能訓練加算(I)イ又は個別機能訓練加算(I)ロの算定要件を満たした上で、個別機能訓練計画書の内容等の情報を科学的介護推進システム(以下、「LIFE」という。)に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していることを評価したものである。

LIFEへのデータ提出の方法及び当該情報の活用方法の詳細については別に示す通知を参照すること。

Ⅱ 短期入所生活介護(介護予防含む)における取扱い

短期入所生活介護(介護予防含む)における個別機能訓練加算と、通所介護等における個別機能訓練加算(I)イ・個別機能訓練加算(I)ロとは、加算算定の目的、人員配置要件等が異なっているが、加算算定にあたっての目標設定方法、個別機能訓練計画の作成、個別機能訓練の実施、個別機能訓練実施後の対応については一致する点も多いため、適宜参照されたい。

- 第4 施設サービスにおける栄養ケア・マネジメント及び経口移行加算等に関する基本的な考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について
 - 1 栄養ケア・マネジメントの基本的な考え方

高齢者の低栄養状態等の予防・改善のために、個別の高齢者の栄養健康状態に着目した栄養ケア・マネジメントの実施を、介護報酬上、栄養マネジメント加算として評価してきたところであるが、令和3年度介護報酬改定において、介護保険施設における栄養ケア・マネジメントの取組を一層強化する観点から、栄養マネジメント加算を廃止し、栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うこととした。さらに、入所者全員への丁寧な栄養ケアの実施や体制の充実を評価する栄養マネジメント強化加算を新設した。栄養ケア・マネジメントは、低栄養状態のリスクにかかわらず、入所者全員に

対し、各入所者の状態に応じ実施することで、低栄養状態等の予防・改善を 図り、自立支援・重度化防止を推進するものである。

- 2 栄養ケア・マネジメントの実務等について
 - (1) 栄養ケア・マネジメントの体制
 - ア 栄養ケア・マネジメントは、ケアマネジメントの一環として、個々人 に最適な栄養ケアを行い、その実務遂行上の機能や方法手順を効率的 に行うための体制をいう。
 - イ 施設長は、管理栄養士と医師、歯科医師、看護師及び介護支援専門員 その他の職種(以下第4において「関連職種」という。)が共同して栄 養ケア・マネジメントを行う体制を整備すること。
 - ウ 施設長は、各施設における栄養ケア・マネジメントに関する手順(栄養スクリーニング、栄養アセスメント、栄養ケア計画、モニタリング、評価等)をあらかじめ定める。
 - エ 管理栄養士は、入所者又は入院患者(以下「入所(院)者」という。) に適切な栄養ケアを効率的に提供できるよう関連職種との連絡調整を 行う。
 - オ 施設長は、栄養ケア・マネジメント体制に関する成果を含めて評価し、 改善すべき課題を設定し、継続的な品質改善に努める。
 - (2) 栄養ケア・マネジメントの実務
 - ア 入所(院)時における栄養スクリーニング

介護支援専門員は、管理栄養士と連携して、入所(院)者の入所(院)後遅くとも1週間以内に、関連職種と共同して低栄養状態のリスクを把握する(以下「栄養スクリーニング」という。)。なお、栄養スクリーニングは、別紙様式4-1の様式例を参照すること。

イ 栄養アセスメントの実施

管理栄養士は、栄養スクリーニングを踏まえ、入所(院)者毎に解決すべき課題を把握する(以下「栄養アセスメント」という。)。栄養アセスメントの実施にあたっては、別紙様式4-1の様式例を参照すること。

- ウ 栄養ケア計画の作成
 - ① 管理栄養士は、前記の栄養アセスメントに基づいて、入所(院)者のi)栄養補給(補給方法、エネルギー・たんぱく質・水分の補給量、療養食の適用、食事の形態等食事の提供に関する事項等)、ii)栄養食事相談、iii)課題解決のための関連職種の分担等について、関連職種と共同して、別紙様式4-2の様式例を参照の上、栄養ケア計画を

作成する。その際、必要に応じ、理学療法士、作業療法士、言語聴覚 士、歯科衛生士の助言を参考とすること。なお、指定介護老人福祉施 設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 39 号) 第12条若しくは第49条において準用する第12条、介護老人保健施 設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第 14 条若しくは第 50条において準用する第14条、健康保険法等の一部を改正する法律 附則第 130 条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものと された指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 第15条若しくは第50条において準用する第15条、指定地域密着型 サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生 労働省令第34号)第138条若しくは第169条において準用する第 138条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 第17条若しくは第54条において準用する第17条において作成する こととされている各計画の中に、栄養ケア計画に相当する内容をそ れぞれ記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代 えることができるものとする。

- ② 管理栄養士は、サービス担当者会議(入所(院)者に対する施設サービスの提供に当たる担当者の会議)に出席し、栄養ケア計画原案を報告し、関連職種との話し合いのもと、栄養ケア計画を完成させる。 栄養ケア計画の内容を、施設サービス計画にも適切に反映させる。
- ③ 医師は、栄養ケア計画の実施に当たり、その同意等を確認する。
- エ 入所(院)者及び家族への説明

介護支援専門員等は、サービスの提供に際して、施設サービス計画に 併せて栄養ケア計画を入所(院)者又は家族に分かりやすく説明し、同 意を得る。

オ 栄養ケアの実施

- ① サービスを担当する関連職種は、医師の指導等に基づき栄養ケア 計画に基づいたサービスの提供を行う。
- ② 管理栄養士は、食事の提供に当たっては、給食業務の実際の責任者としての役割を担う者(管理栄養士、栄養士、調理師等)に対して、栄養ケア計画に基づいて個別対応した食事の提供ができるように説明及び指導する。なお、給食業務を委託している場合においては、委託業者の管理栄養士等との連携を図る。
- ③ 管理栄養士は、栄養ケア計画に基づいて、栄養食事相談を実施する。
- ④ 管理栄養士は、関連職種と共同して食事摂取状況や食事に関する インシデント・アクシデント事例等の把握を行う。

⑤ 管理栄養士は、栄養ケア提供の主な経過を記録する。記録の内容は、 栄養補給(食事の摂取量等)の状況や内容の変更、栄養食事相談の実 施内容、課題解決に向けた関連職種のケアの状況等について記録す る。なお、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 第8条若しくは第49条において準用する第8条、介護老人保健施設 の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第9条若しくは第50 条において準用する第9条又は健康保険法等の一部を改正する法律 附則第 130 条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものと された指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 第10条若しくは第50条において準用する第10条、指定地域密着型 サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 135 条若しく は第 169 条において準用する第 135 条又は介護医療院の人員、施設 及び設備並びに運営に関する基準第 13 条若しくは第 54 条において 準用する第13条に規定するそれぞれのサービスの提供の記録におい て管理栄養士が栄養ケア提供の経過を記録する場合にあっては、当 該記録とは別に栄養ケア提供の経過を記録する必要はないものとす る。

カ 実施上の問題点の把握

管理栄養士又は関連職種は、栄養ケア計画の変更が必要となる状況 を適宜把握する。栄養ケア計画の変更が必要になる状況が確認された 場合には、対応する関連の職種へ報告するとともに計画の変更を行う。 キ モニタリングの実施

- ① 管理栄養士又は関連職種は、入所(院)者ごとの栄養状態に応じて、定期的に、入所者の生活機能の状況を検討し、栄養状態のモニタリングを行うこと。その際、栄養スクリーニング時に把握した入所(院)者ごとの低栄養状態のリスクのレベルに応じ、それぞれのモニタリング間隔を設定し、入所者ごとの栄養ケア計画に記載すること。その際、低栄養状態の低リスク者はおおむね3か月毎、低栄養状態の高リスク者及び栄養補給法の移行(経管栄養法から経口栄養法への変更等)の必要性がある者の場合には、おおむね2週間毎等適宜行う。ただし、低栄養状態の低リスク者も含め、体重は1か月毎に測定する。
- ② 管理栄養士又は関連職種は、長期目標の達成度、体重等の栄養状態の改善状況、栄養補給量等をモニタリングし、総合的な評価判定を行うとともに、サービスの質の改善事項を含めた、栄養ケア計画の変更の必要性を判断する。モニタリングの記録は、別紙様式4-1の様式例を参照の上、作成する。

ク 再栄養スクリーニングの実施

介護支援専門員は、管理栄養士と連携して、低栄養状態のリスクにかかわらず、栄養スクリーニングを三か月毎に実施する。

ケ 栄養ケア計画の変更及び退所(院)時の説明等

栄養ケア計画の変更が必要な場合には、管理栄養士は、介護支援専門員に、栄養ケア計画の変更を提案し、サービス担当者会議等において計画の変更を行う。

また、入所(院)者の退所(院)時には、総合的な評価を行い、その結果を入所(院)者又は家族に分かりやすく説明するとともに、必要に応じて居宅介護支援専門員や関係機関との連携を図る。

コ 帳票の整理

栄養ケア・マネジメントを実施している場合には、個別の高齢者の栄養状態に着目した栄養管理が行われるため、検食簿、喫食調査結果、入所(院)者の入退所簿及び食料品消費日計等の食事関係書類(食事箋及び献立表を除く。)、入所(院)者年齢構成表及び給与栄養目標量に関する帳票は、作成する必要がないこととする。

3 栄養マネジメント強化加算について

栄養マネジメント強化加算は、栄養ケアに係る体制の充実を図るとともに、 上記「2 栄養ケア・マネジメントの実務等について」で示した栄養ケア・ マネジメントを実施した上で、更に入所(院)者全員への丁寧な栄養ケアを 実施している場合に、算定できるものである。丁寧な栄養ケアの実施に当た っては、以下を参考とすること。

(1) 食事の観察について

ア 低栄養状態のリスクが高リスク及び中リスクに該当する者

低栄養状態のリスクが高リスクに該当する者は、別紙様式4-1の様式例に示す食事摂取量、食欲・食事の満足度、食事に対する意識、多職種による栄養ケアの課題(低栄養関連問題)のうち口腔関係の項目、栄養ケア計画に記載した食事の観察の際に特に確認すべき点等を総合的に観察する。低栄養状態のリスクが中リスクに該当する者は、栄養ケア計画に記載した食事の観察の際に特に確認すべき視点を中心に観察する。

ただし、1回の食事の観察で全てを確認する必要はなく、週3回以上 (異なる日に実施)の食事の観察を行う中で確認できれば差し支えない。適宜、食事の調整や食事環境の整備等を実施するとともに、問題点が見られた場合は、速やかに関連する職種と情報共有を行い、栄養ケア 計画の変更の必要性を判断すること。また、食事の観察を行った日付と食事の調整や食事環境の整備等を実施した場合の対応を記録すること。

イ 低栄養状態のリスクが低リスクに該当する者

アの者に対する食事の観察の際に、あわせて食事の状況を適宜把握すること。問題点がみられた場合は、速やかに関連する職種と情報共有し、栄養ケア計画の変更の必要性を判断すること。

(2) 退所(院)時の対応

低栄養状態のリスクが高リスク及び中リスクに該当する者が退所し、 居宅での生活に移行する場合は、入所(院)者又はその家族に対し、管理 栄養士が退所後の食事に関する相談支援を行うこと。また、他の介護保険 施設や医療機関に入所(院)する場合は、入所(院)中の栄養管理に関す る情報(必要栄養量、食事摂取量、嚥下調整食の必要性(嚥下食コード)、 食事上の留意事項等)を入所(院)先に提供すること。

4 経口移行加算等について

経口移行加算に係る経口移行計画及び経口維持加算に係る経口維持計画については、別紙様式4-2の様式例を参照の上、栄養ケア計画と一体的に作成する。なお、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第12条若しくは第49条において準用する第12条、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第14条若しくは第50条において準用する第14条又は健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第15条若しくは第50条において準用する第15条において作成することとされている各計画の中に、経口移行計画又は経口維持計画に相当する内容をそれぞれ記載する場合は、その記載をもって経口移行計画又は経口維持計画の作成に代えることができるものとする。

- 第5 居宅サービスにおける栄養ケア・マネジメント等に関する事務処理手順 例及び様式例の提示について
 - 1 通所サービスにおける栄養ケア・マネジメントの実務等について
 - (1) 通所サービスにおける栄養ケア・マネジメントの提供体制 ア 栄養ケア・マネジメントは、ケアマネジメントの一環として、個々人 に最適な栄養ケアを行い、その実務遂行上の機能や方法手順を効率的 に行うための体制をいう。
 - イ 事業所は、管理栄養士(他の介護事業所(栄養改善加算の対象事業所

に限る。)、医療機関、介護保険施設(栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。)又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」との連携を含む。以下この項において同じ。)と主治の医師、歯科医師、看護師及び居宅介護支援専門員その他の職種(以下「関連職種」という。)が行う体制を整備すること。

- ウ 事業所における栄養ケア・マネジメントに関する手順(栄養スクリーニング、栄養アセスメント、栄養ケア計画、モニタリング、評価等)をあらかじめ定める。
- エ 管理栄養士は、利用者に適切な栄養ケアを効率的に提供できるよう 関連職種との連絡調整を行う。
- オ 事業所は、栄養ケア・マネジメント体制に関する成果を含めて評価し、 改善すべき課題を設定し、継続的な品質改善に努める。
- (2) 栄養ケア・マネジメントの実務
 - ア 利用開始時における栄養スクリーニング

管理栄養士は、利用者の利用開始時に、関連職種と共同して、低栄養 状態のリスクを把握する(以下「栄養スクリーニング」という。)。なお、 栄養スクリーニングの結果は、別紙様式5-1の様式例を参照の上、記 録する。

イ 栄養アセスメントの実施

管理栄養士は、栄養スクリーニングを踏まえ、利用者毎に解決すべき課題を把握する(以下「栄養アセスメント」という。)。栄養アセスメントの実施にあたっては、別紙様式5-1の様式例を参照の上、作成する。栄養アセスメント加算を算定する場合は、栄養アセスメントの結果(低栄養状態のリスク、解決すべき栄養管理上の課題の有無等)を当該利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じ解決すべき栄養管理上の課題に応じた栄養食事相談、情報提供等を行うこと。利用者の解決すべき栄養管理上の課題を的確に把握し、適切な栄養改善サービスにつなげることを目的としているため、利用者全員に継続的に実施することが望ましい。利用者又はその家族への説明に当たっては、LIFEにおける利用者フィードバック票を活用すること。

ウ 栄養ケア計画の作成

① 管理栄養士は、前記の栄養アセスメントに基づいて、利用者の i) 栄養補給(補給方法、エネルギー・たんぱく質・水分の補給量、慢性 的な疾患に対する対応、食事の形態等食事の提供に関する事項等)、

- ii)栄養食事相談、iii)課題解決のための関連職種の分担等について、 関連職種と共同して、別紙様式5-2の様式例を参照の上栄養ケア 計画を作成する。その際、必要に応じ、理学療法士、作業療法士、言 語聴覚士、歯科衛生士の助言を参考とすること。なお、指定居宅サー ビス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省 令第 37 号) 第 99 条若しくは第 115 条、指定地域密着型サービスの 事業の人員、設備及び運営に関する基準第27条、第52条若しくは 第 179 条、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並び に指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第125条又は 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的 な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)第42 条において作成することとされている各計画の中に、栄養ケア計画 に相当する内容をそれぞれ記載する場合は、その記載をもって栄養 ケア計画の作成に代えることができるものとする。
- ② 管理栄養士は、作成した栄養ケア計画原案については、関連職種と調整を図り、サービス担当者会議に事業所を通じて報告し、栄養ケア計画原案を報告し、関連職種との話し合いのもと、栄養ケア計画を完成させる。栄養ケア計画の内容を、居宅サービス計画に適切に反映させる。
- ③ 管理栄養士は、利用者の主治の医師の指示・指導が必要な場合には、 利用者の主治の医師の指示・指導を受けなければならない。

エ 利用者及び家族への説明

管理栄養士は、サービスの提供に際して、栄養ケア計画を利用者又は 家族に説明し、サービス提供に関する同意を得る。

オ 栄養ケアの実施

- ① 管理栄養士と関連職種は、主治の医師の指示・指導が必要な場合には、その指導等に基づき栄養ケア計画に基づいたサービスの提供を行う。
- ② 管理栄養士は、通所サービスでの食事の提供に当たっては、給食業務の実際の責任者としての役割を担う者(管理栄養士、栄養士、調理師等)に対して、栄養ケア計画に基づいて個別対応した食事の提供ができるように説明及び指導する。なお、給食業務を委託している場合においては、委託業者の管理栄養士等との連携を図る。
- ③ 管理栄養士は、栄養ケア計画に基づいて、栄養食事相談を実施する。

居宅における食事の状況を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供すること。

- ④ 管理栄養士は、関連職種に対して、栄養ケア計画に基づいて説明、 指導及び助言を行う。
- ⑤ 管理栄養士は、関連職種と共同して食事摂取状況や食事に関する インシデント・アクシデントの事例等の把握を行う。
- ⑥ 管理栄養士は、栄養ケア提供の主な経過を記録する。記録内容、栄 養補給(食事等)の状況や内容の変更、栄養食事相談の実施内容、課 題解決に向けた関連職種のケアの状況等について記録する。なお、指 定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第105条 若しくは第119条において準用する第19条、指定地域密着型サービ スの事業の人員、設備及び運営に関する基準第37条、第61条若し くは第182条において準用する第3条の18、指定介護予防サービス 等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係 る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第 123 条にお いて準用する第49条の13、若しくは第237条又は指定地域密着型介 護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型 介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関 する基準第21条に規定するサービスの提供の記録において管理栄養 士が栄養ケア提供の経過を記録する場合にあっては、当該記録とは 別に栄養改善加算の算定のために栄養ケア提供の経過を記録する必 要はないものとする。

カ 実施上の問題点の把握

管理栄養士又は関連職種は、栄養ケア計画の変更が必要となる状況を適宜把握する。栄養ケア計画の変更が必要になる状況が確認された場合には、管理栄養士は対応する関連の職種へ報告するとともに計画の変更を行う。

キ モニタリングの実施

- ① モニタリングは、栄養ケア計画に基づいて、低栄養状態の低リスク者は三か月毎、低栄養状態の高リスク者及び栄養補給法の移行の必要性がある者の場合には、2週間毎等適宜行う。ただし、低栄養状態の低リスク者も含め、体重は1か月毎に測定する。
- ② 管理栄養士又は関連職種は、長期目標の達成度、体重等の栄養状態

の改善状況、栄養補給量等をモニタリングし、総合的な評価判定を行うとともに、サービスの質の改善事項を含めた、栄養ケア計画の変更の必要性を判断する。モニタリングの記録は、別紙様式5-1の様式例を参照の上、作成する。

③ 低栄養状態のリスクの把握やモニタリング結果は、3か月毎に事業所を通じて利用者を担当する介護支援専門員等へ情報を提供する。

ク 再栄養スクリーニングの実施

管理栄養士は関連職種と連携して、低栄養状態のおそれのある者の 把握を三か月毎に実施する。

ケ 栄養ケア計画の変更及び終了時の説明等

栄養ケア計画の変更が必要な場合には、管理栄養士は、居宅介護支援専門員に、栄養ケア計画の変更を提案し、サービス担当者会議等において計画の変更を行う。計画の変更については、利用者又は家族へ説明し同意を得る。

また、利用者の終了時には、総合的な評価を行い、その結果を利用者 又は家族に説明するとともに、必要に応じて居宅介護支援専門員や関 係機関との連携を図る。

2 管理栄養士の居宅療養管理指導の実務について

管理栄養士の居宅療養管理指導にかかる栄養スクリーニング、栄養アセスメント、栄養ケア計画、モニタリング、評価等については、別紙様式5-1、5-2の様式例を準用する。ただし、当該指導に必要とされる事項が記載できるものであれば、別の様式を利用して差し支えない。

- 第6 口腔・栄養スクリーニング加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について
 - 1 口腔・栄養スクリーニングの基本的考え方

平成30年度介護報酬改定において、通所系サービスにおける栄養状態のスクリーニングを行う栄養スクリーニング加算が新設された。令和3年度介護報酬改定において、口腔の健康状態のスクリーニングを併せて実施する口腔・栄養スクリーニング加算として評価する見直しを行った。

口腔・栄養スクリーニングは、事業所において、口腔の健康状態及び栄養 状態についての簡易な評価を継続的に実施することにより、利用者の状態 に応じて必要な医療や口腔機能向上サービス、栄養改善サービス等の提供 に繋げるとともに、当該事業所の従業者の口腔・栄養に関する意識の向上を 図ることを目的とするものである。 例えば、噛む力が弱まると食事量が減ることで、必要なエネルギーやたんぱく質等の栄養素が不足し、低栄養のリスクが高まるなど、口腔の健康状態と栄養状態は密接に関わっていることから、口腔の健康状態のスクリーニングと栄養状態のスクリーニングは一体的に実施すべきものである。

- 2 口腔・栄養スクリーニングの実務等について
 - (1) 口腔・栄養スクリーニングの実施体制
 - ア ロ腔・栄養スクリーニングは、ケアマネジメントの一環として、介護 職員等が、利用者全員の口腔の健康状態及び栄養状態を継続的に把握 することが望ましい。
 - イ 事業所における口腔・栄養スクリーニングに関する手順をあらかじめ定めること。また、効率的・効果的にスクリーニングを実施するため、口腔の健康状態のスクリーニングと栄養状態のスクリーニングは一体的に実施することが望ましい。
 - ウ 事業所は、口腔・栄養スクリーニングの実施体制を評価し、効率的・ 効果的に実施できるよう改善すべき課題を整理・分析し、継続的な見直 しに努めること。
 - エ 利用者が複数の通所事業所等を利用している場合は、口腔・栄養スクリーニングを行う事業所を、利用者又は家族の希望も踏まえてサービス担当者会議等で検討した上で、介護支援専門員が決定することとし、原則として、当該事業所が継続的にスクリーニングを実施すること。
 - (2) 口腔・栄養スクリーニングの実務
 - ① スクリーニングの実施

介護職員等は、利用者のサービス利用開始時又は事業所における口腔・栄養スクリーニング加算の算定開始時に、別紙様式6を用いてスクリーニングを行うこと。

② スクリーニング結果の情報提供等

介護職員等は、各利用者のスクリーニング結果を、当該利用者を担当する介護支援専門員に別紙様式6を参考に文書等で情報提供すること。

また、口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合又は低栄養状態の利用者については、かかりつけ医又はかかりつけ歯科医への受診状況を利用者又はその家族等に確認し、必要に応じて受診を促すとともに、当該利用者を担当する介護支援専門員に対して、口腔機能向上サービス又は栄養改善サービスの提供を検討するように依頼すること。

③ 再スクリーニングの実施

介護職員等は、再スクリーニングを6か月毎に実施するとともに、前回実施した際の結果と併せて②に従い介護支援専門員に情報提供等を行うこと。これらを継続的に実施することにより、利用者の口腔の健康状態及び栄養状態の維持・向上に努めること。

- 第7 口腔衛生の管理体制に関する基本的考え方並びに事務処理手順例及び様 式例の提示について
 - 1 口腔衛生の管理体制の基本的な考え方

口腔衛生の管理体制は、ケアマネジメントの一環として、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士(以下「歯科医師等」という。)及び関連職種の共同により、口腔衛生に係る課題把握・改善を行い、入所者に適した口腔清掃等を継続的に行うための体制をいう。

歯・口腔の健康の保持・増進を図ることは、自立した質の高い生活を営む上で重要であり、介護保険施設における口腔衛生等の管理は、利用者の口腔の健康状態に応じた効率的・効果的な口腔清掃等が行われるだけでなく、摂食・嚥下機能の維持・向上、栄養状態の改善等にもつながるものである。

口腔衛生の管理については、平成 21 年に口腔機能維持管理加算が新設、 平成 27 年に口腔衛生管理体制加算に名称変更され、介護保険施設の入所者 に対して計画的な口腔ケア・マネジメントを行うことができるよう、歯科医 師等が日常的な口腔清掃等のケアに係る技術的指導・助言を行う場合の評 価を行ってきた。

令和3年度介護報酬改定において、全ての施設系サービスにおいて口腔衛生の管理体制を整備し、入所者の状態に応じた丁寧な口腔衛生の管理を更に充実させる観点から、施設系サービスにおける口腔衛生管理体制加算を廃止し、基本サービスとして行うこととした。歯科医師等に技術的指導・助言を受ける体制を整備していない介護保険施設においては、郡市区歯科医師会等と連携を図りながら、施設における口腔衛生の管理体制の整備を進められたい。

- 2 口腔衛生の管理体制の整備にかかる実務について
 - (1) 口腔衛生管理体制計画の立案

歯科医師等は、介護保険施設における口腔清掃等の実態の把握、介護職員からの相談等を踏まえ、当該施設の実情に応じ、口腔衛生の管理に係る技術的助言・指導を行うこと。

介護職員は、当該技術的助言・指導に基づき、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式3及び「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式1を参考に、以下の事項を記載した口腔衛生管理体制計画を作成すること。

- ア 助言を行った歯科医師等
- イ 歯科医師からの助言の要点
- ウ 当該施設における実施目標
- 工 具体的方策
- 才 留意事項 · 特記事項
- (2) 入所者の口腔の状況の確認

口腔衛生管理体制計画に基づき、介護職員が口腔の健康状態のスクリーニングを行い、入所者の口腔清掃の自立度、口腔の健康状態等について把握すること。スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行うこと。

【スクリーニング例】

- 歯や入れ歯が汚れている
- 歯が少ないのに入れ歯を使っていない
- ・むせやすい

歯・口腔の疾患が疑われる場合や介護職員による口腔清掃等が困難な場合等は、歯科医師による訪問診療等の際、各利用者の口腔の健康状態に応じた口腔健康管理が行われるよう、当該歯科医師に相談することが望ましい。

(3) 口腔清掃の用具の整備

口腔清掃には、歯の清掃に用いる歯ブラシ、ワンタフトブラシ、舌に用いる舌ブラシ、口腔粘膜に用いるスポンジブラシ、義歯に用いる義歯ブラシ等の清掃用具が用いられる。利用者の口腔の健康状態や自立度等を踏まえ、歯科医師等の技術的助言・指導に基づき、口腔清掃の用具を選択すること。

(4) 口腔清掃の実施

口腔清掃の実施担当者及び実施時刻等を、口腔清掃の実施回数・方法・ 内容等を踏まえて検討し、施設におけるサービス提供に係るタイムスケ ジュールに組み込むこと。 (5) 介護職員の口腔清掃に対する知識・技術の習得、安全確保

口腔清掃は、正しい知識をもって行わない場合、歯や粘膜を傷つけるだけでなく、食物残渣や唾液等の誤嚥による肺炎を引き起こすおそれもあるため、歯科医師等から口腔清掃の用具の使用方法の指導を受けることは重要である。

また、口腔清掃に携わらない職員についても、口腔衛生、口腔機能の維持・向上、誤嚥性肺炎等について理解を深めることは重要である。

なお、歯科医師等が単独で介護職員への研修会等を開催することが困難な場合は、都道府県や都道府県歯科医師会等で実施されている介護職員向けの研修を紹介することでも差し支えない。

- (6) 食事環境をはじめとした日常生活における環境整備 介護職員は、歯科医師等に入所者の口腔機能等に応じた食事の提供、食 形態等について必要に応じて相談し、食事環境等の整備に努めること。
- (7) 歯科医師等からの技術的助言・指導と計画の見直し 介護職員は、口腔清掃等を含めた施設における課題や疑問等を、適宜、 歯科医師等に相談する。

歯科医師等は、概ね6か月毎に、施設における口腔清掃の実態、介護職員からの相談等を踏まえ、当該施設の実情に応じた口腔衛生管理体制計画に係る技術的助言・指導を行うこと。

介護職員は、当該技術的助言・指導を踏まえ、口腔衛生管理体制計画の 見直しを行い、口腔衛生の管理体制の充実を図ること。

- 第8 口腔機能向上加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について
 - 1 口腔機能向上サービスの実務等について
 - (1) 通所サービスにおける口腔機能向上サービスの提供体制
 - ア ロ腔機能向上サービスの提供体制は、ケアマネジメントの一環として、個々人に最適な実地指導を行い、その実務遂行上の機能や方法手順を効率的に行うための体制をいう。
 - イ 事業所は、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員(以下「サービス担当者」という。)と介護職員、生活相談員その他の職種の者等(以下「関連職種」という。)が共同した口腔機能向上サービスを行う体制を整備する。
 - ウ 事業所は、サービス担当者と関連職種が共同して口腔機能向上サービスに関する手順(スクリーニング・アセスメント、口腔機能改善管理 指導計画、サービス実施、モニタリング等)をあらかじめ定める。
 - エ サービス担当者は、利用者に適切な実地指導を効率的に提供できる

よう関連職種との連絡調整を行う。

- オ 事業所は、サービス担当者と関連職種が共同して口腔機能向上サービス体制に関する成果を含めて評価し、改善すべき課題を設定し、継続的なサービス提供内容の改善に努める。
- (2) 口腔機能向上サービスの実務
 - ア スクリーニング・アセスメントの実施

サービス担当者は、利用開始時においては、利用者毎に口腔衛生、摂 食・嚥下機能等に関する解決すべき課題の確認・把握を行う。解決すべ き課題の確認・把握の実施にあたっては、別紙様式8の様式例を参照の 上、作成する。

様式例における解決すべき課題の確認・把握に係る項目については、 事業所の実状にあわせて項目を追加することについては差し支えない。ただし、項目の追加に当たっては、利用者等の過剰な負担とならぬよう十分配慮しなければならない。

イ 口腔機能改善管理指導計画の作成

- ① サービス担当者は、スクリーニング・アセスメントに対しサービス 担当者と関連職種が共同して取り組むべき事項等について記載した 口腔機能改善管理指導計画を作成する。なお、この作成には、別紙様 式8の様式例を参照の上、作成することとし、必要に応じて理学療法 士、作業療法士、管理栄養士等の助言を参考にする。ただし、指定居 宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第99条、第 115条若しくは第184条、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備 及び運営に関する基準第27条、第40条の9、第52条、第77条、第98条、 第119条若しくは第179条、指定介護予防サービス等の事業の人員、設 備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための 効果的な支援の方法に関する基準第125条若しくは第247条又は指定 地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指 定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支 援の方法に関する基準第42条、第66条若しくは第87条において作成 することとされている各計画の中に、口腔機能改善管理指導計画に 相当する内容をそれぞれ記載する場合は、その記載をもって口腔機 能改善管理指導計画の作成に代えることができるものとすること。
- ② サービス担当者は、作成した口腔機能改善管理指導計画について、関連職種と調整を図り、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画にも適切に反映させる。
- ③ 介護予防通所介護又は通所介護において行われる口腔機能向上サ

ービスの場合、サービス担当者は、それぞれの職種が兼ね備えた専門知識、技術等を用いて実施する。しかし、利用者の心身の状況等に応じ、利用者の主治の医師又は主治の歯科医師の指示・指導が必要と判断される場合は、サービス担当者は、主治の医師又は主治の歯科医師の指示・指導を受けること。

- ④ 介護予防通所リハビリテーション又は通所リハビリテーションに おいて行われる口腔機能向上サービスの場合、サービス担当者は、医 師又は歯科医師の指示・指導が必要であり、利用者の主治の医師又は 主治の歯科医師等の指示・指導を受けなければならない。
- ウ 利用者又はその家族への説明

サービス担当者は、口腔機能向上サービスの提供に際して、口腔機能 改善管理指導計画を利用者又はその家族に説明し、口腔機能向上サー ビスの提供に関する同意を得る。医師又は歯科医師は、サービス担当者 への指示・指導が必要な場合、口腔機能改善管理指導計画の実施に当た り、その計画内容、利用者又はその家族の同意等を確認する。

エ 口腔機能向上サービスの実施

- ① サービス担当者と関連職種は、口腔機能改善管理指導計画に基づいた口腔機能向上サービスの提供を行う。
- ② サービス担当者は、口腔機能改善管理指導計画に基づいて、口腔衛生、摂食・嚥下機能等に関する実地指導を実施する。
- ③ サービス担当者は、口腔機能向上サービスの提供に当たっては、それぞれの職種が兼ね備えた専門知識、技術等を用いて実施する。しかし、利用者の心身の状況等に応じ、利用者の主治の医師又は主治の歯科医師等の指示・指導が必要と考えられる場合、サービス担当者は、主治の医師又は主治の歯科医師等の指示・指導を受けなければならない。また、関連職種に対して、口腔機能改善管理指導計画に基づいて個別又は集団に対応した口腔機能向上サービスの提供ができるように指導及び助言等を行う。
- ④ サービス担当者は、関連職種と共同して口腔機能向上サービスに 関するインシデント・アクシデント事例等の把握を行う。
- ⑤ サービス担当者は、口腔機能向上サービス提供の主な経過を記録する。記録の内容は、実施日、サービス提供者氏名及び職種、指導の内容(口腔清掃、口腔清掃に関する指導、摂食・嚥下等の口腔機能に関する指導、音声・言語機能に関する指導)について記録する。なお、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第105条若しくは第119条において準用する第19条若しくは第181条、指定

地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第37条、第40条の16、第61条、第88条若しくは第182条において準用する第3条の18、第95条若しくは第116条、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第123条において準用する第49条の13若しくは第237条又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第21条、第64条において準用する第21条若しくは第75条に規定するサービスの提供の記録においてサービス担当者が口腔機能向上サービス提供の経過を記録する場合は、当該記録とは別に歯科衛生士等の居宅療養管理指導費又は口腔機能向上加算の算定のために口腔機能向上サービスの提供の経過を記録する必要はないものとすること。

オ 実施上の問題点の把握

サービス担当者は、口腔機能改善管理指導計画に基づき、利用者の目標の達成状況、口腔衛生、口腔機能の改善状況等を適宜把握する。改善状況に係る記録は、別紙様式8の様式例を参照の上、作成する。口腔機能改善管理指導計画の変更が必要になる状況が疑われる場合には、口腔機能改善管理指導計画の変更を検討する。

カ モニタリングの実施

- ① サービス担当者は、目標の達成状況、口腔衛生、摂食・嚥下機能等の改善状況等を宜モニタリングし、評価を行うとともに、サービスの見直し事項を含めた、口腔機能改善管理指導計画の変更の必要性を判断する。モニタリングの記録は、別紙様式8の様式例を参照の上、作成する。
- ② モニタリングは、口腔機能改善管理指導計画に基づき、概ね1か月毎に適宜行う。

キ 再把握の実施

サービス担当者は、口腔衛生、摂食・嚥下機能等に関する解決すべき 課題の把握を3か月毎に実施し、事業所を通じて利用者を担当する介 護支援専門員又は介護予防支援事業者等へ情報を提供する。なお、この 把握には、別紙様式8の様式例を参照の上、作成する。

介護支援専門員又は介護予防支援事業者等は、情報提供を受け、サービス担当者と連携して、口腔衛生、摂食・嚥下機能等に関するリスクにかかわらず、把握を3か月毎に実施する。

ク 口腔機能向上サービスの継続及び終了時の説明等

サービス担当者は、総合的な評価を行い、口腔機能向上サービスの継続又は終了の場合には、その結果を利用者又はその家族に説明するとともに、利用者を担当する介護支援専門員又は介護予防支援事業者等に継続又は終了の情報を提供し、サービスを継続又は終了する。サービスの継続又は終了については、利用者又はその家族へ説明し同意を得る。

評価の結果、改善等により終了する場合は、関連職種や居宅サービス 事業所又は介護予防サービス事業所との連携を図る。また、評価におい て医療が必要であると考えられる場合は、主治の医師又は主治の歯科 医師、介護支援専門員若しくは介護予防支援事業者並びに関係機関(そ の他の居宅サービス事業所等)との連携を図る。

2 歯科衛生士等の居宅療養管理指導の実務等について

居宅療養管理指導にかかる口腔機能スクリーニング、口腔機能アセスメント、管理指導計画、モニタリング、評価等については、原則として、別紙様式8の様式例を参照の上、作成する。ただし、別紙様式8の様式例によらない場合であっても、個々の利用者の口腔衛生、摂食・嚥下機能等に着目した居宅療養管理指導が適切に行われており、当該指導に必要とされる事項が記載されている場合にあっては、別の様式を利用して差し支えない。

リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理、口腔管理に係る実施計画書(施設系)

氏名:				殿	入所(院)日: 初回作成日:	年 / 年 /	
作成者:	リハ	栄養	口腔		作成(変更)日:		
利用者及び	家族の意向	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	,			説明日 年 月 説明者	日
						#70 73 E	
	リハビリテ	ーション・個別機能訓練	一 栄養、経口移行 ^{* 1}	・維持 ^{* 2}	ı	 口腔	
解決すべき 課題 (ニーズ)			低栄養状態のリスク(□低		□ □ □ 腔機能の状態(□ 食 □ むせ、 □ むせ、 □ 歯の本数() 本 □ 歯の問題(□ j 蝕、□	□□臭) べこぼし、□舌の動: □痰がらみ、□□B □歯の破折、□修復:	きが悪い、 空乾燥) 物脱離、
長期目標・ 期間	(心身機能) (活動) (参加)				□ 歯科疾患(□ 予防、□ 口腔衛生(□ 自立、技術向上、□ 専門職の□ 摂食・嚥下機能(□	. □ 重症化予防) . □ 介護者の口腔 D定期的な口腔清持	
短期目標· 期間	(心身機能) (活動) (参加)				□ 投長・燃下機能(□維持、□改善)□ 食形態(□維持、□改善)□ 栄養状態(□維持、□改善)□ 誤嚥性肺炎の予防□ その他(
具体的な ケア内容		、期間: 、 、時間: 分/回	担当職種: 、期間: 、 、 、 、 、	頻度:週 回	□ 口腔の清掃 □ 口腔の清掃 □ 日記	歯の清掃に関する 空機能に関する指導 に関する指導)	指導
							_
算定加質等 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	里学療法 口作	/ョンマネジメント(介護老 =業療法 □言語聴覚療法	□理学療法、作業療法及び	び言語聴覚療		護医療院)	
		、ト強化加算 □経口移行加		2 (Ⅰ) □療養食加算	<u></u>	
	口腔衛生管理加	□算(Ⅰ) □□腔衛生管理	型加算(Ⅱ)				

リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理、口腔管理に係る実施計画書(通所系)

氏名:					殿	サービス開始日:	年	月	日
νа·					卅又	初回作成日:	年	月	日
作成者:	リハ	栄養		口腔		作成(変更)日:	年	月	日
利用者及び	家族の意向						説明日 年 月 説明 者	日	
	リハビリテ	ーション・個別機能訓練		栄養		ı	コ腔		
解決すべき 課題 (ニーズ)			低栄養状態の	Dリスク(□低	□中□高)	□ 口腔機能の状態(□ 食	汚れ、□舌苔)べこぼし,□舌の動□痰がらみ、□□等)、義歯(義歯7 瘍等)、義歯(義歯7 瘍等)の疾患の可能性)	口腔乾燥 下適合等 能性	喿)
長期目標・ 期間	(心身機能) (活動) (参加)					□ 口腔衛生(□ 維持、□ 摂食・嚥下機能(□ 食形態(□ 維持、□ 音声・言語機能(□ 誤嚥性肺炎の予防	〕維持、□ 改善 □ 改善 ()	())	
短期目標· 期間	(心身機能) (活動) (参加)					□ その他(【計画立案者】 □ 看護職員 □ 歯科/)	徳覚士	
具体的な ケア内容		、期間: 、 、時間: 分/回	担当職種:	、期間:	頻度:週 回	□ 摂食・嚥下等の口腔 □ 口腔清掃、口腔清掃 □ 音声・言語機能に関 □ その他(【サービス提供者】 □ 看護職員 □ 歯科衛生士	また関する指導 関する指導)	導	
算定加算 □ [ノハビリテーシ 固別機能訓練加 コ腔・栄養ス	/ョンマネジメント加算(A /ョンマネジメント加算(B □算(Ⅰ) □個別機能訓網 クリーニング加算 □栄 上加算(Ⅰ) □□腔	3) イ □リ/ 東加算 (Ⅱ) :養アセスメ	ヽビリテーシ ント加算	ノョンマネジメ	ント加算(B)ロ			

リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理、口腔管理に係る実施計画書(施設系) 記載例①

氏名:					殿	入所(院)日 :	X 年 4 月 1 日
				•		初回作成日:	X 年 4 月 7 日
作成者:	リハ 〇〇 (OO (PT)	栄養 〇〇 〇〇(RD)	口腔 〇〇 〇〇(D	H)	作成(変更)日:	年 月 日
		(ご本人)	形のあるものを食べた	たい。歩きたい。			説明日
利用者及び家族の意向		 (ご家族)一緒に外食ができると良い。				X 年 4 月 8 日	
		()) ()	, II. 71200 1 C G 1				説明者
							00 00

	リハビリテーション・個別機能訓練	栄養、経口移行 ^{*1} ・維持 ^{*2}	口腔
解決すべき 課題 (ニーズ)	・腰椎圧迫骨折とパーキンソン病に伴う四肢筋力低下と不随意運動に伴う基本動作と歩行能力低下 ・円背に伴う座位姿勢(ポジショニング)不良・嚥下障害と咳嗽力低下 ・食形態の改善	低栄養状態のリスク(□低 ■中 □高) ・食事に30分以上の時間がかかり疲労感あり ・摂食嚥下機能障害を有し、ペースト食(嚥下 調整食コード:2-2)を提供 ・食事摂取量が主食70%程度、主菜30%程度 (エネルギー、たんぱく質不足)	■ 口腔衛生状態 (■ 歯の汚れ、■ 義歯の汚れ、 ■ 舌苔、■ 口臭) ■ 口腔機能の状態 (■ 食べこぼし,■ 舌の動きが悪い, ■ むせ、■痰がらみ、■ 口腔乾燥) □ 歯の本数 (0) 本 □ 歯の問題 (□ う蝕、□ 歯の破折、□ 修復物脱離、□ その他 ()) ■ 義歯の問題 (■ 不適合、□ 破損、 □ その他 ())
長期目標・ 期間	(心身機能) ・筋力、バランス、耐久性、嚥下機能の改善 (活動) ・歩行器を用いて歩行が見守りで可能 ・食形態の改善(嚥下調整食コード:2-2→4) (参加) ・家族と近くのレストランで食事ができる	・自宅に戻ったときに、家族と食事を楽しむことができる ・必要栄養量(エネルギー 1400kcal/日、たんぱく質 60g/日)を確保し、体力が維持できる・ソフト食(嚥下調整食コード:4)を食べることができる	 歯科疾患(□予防、■重症化予防) □四腔衛生(□自立、■介護者の口腔清掃の技術向上,■専門職の定期的な口腔清掃等) ■摂食・嚥下機能(□維持、■改善) ・ 食形態(□維持、■改善)
短期目標· 期間	(心身機能) ・筋力、バランス、耐久性、嚥下機能の改善(活動) ・立ち上がりが修正自立で可能 ・介助下で平行棒内歩行が5往復可能 ・座位姿勢改善、3時間以上の座位保持可能 (参加) ・家族と短時間外出ができる	・姿勢を維持し、30分以内に食事を終えることができる ・食事摂取量を80%以上にする ・ムース食(嚥下調整食コード:3)を食べることができる	 単義状態(□維持、■改善) ■誤嚥性肺炎の予防 ■その他(短期的には訪問診療における義歯修理、歯科医師による口腔機能管理、訪問歯科衛生指導等と合わせて実施)
具体的な ケア内容	・筋力増強訓練(呼吸筋含む),バランス訓練・嚥下機能の評価・訓練、発声訓練,口腔体操・起き上がり、歩行訓練(負荷量は栄養摂取量に応じて調整)・車椅子と歩行補助具の選定と調整 担当職種:理学療法士、言語聴覚士 期間:X年4月〜 頻度:週3回、時間:40分/回	・嚥下機能訓練や義歯の調整状況等に合わせて、食形態を調整する ・ご本人様の嗜好に合わせて、昼食に温泉卵などたんぱく質を補う一品を提供する ・自力摂取が進むよう、座位の調整や声かけを 行う 担当職種: 管理栄養士 、介護職員等 期間: X年4月~ 、頻度:毎日	■ 口腔の清掃 ■ 口腔の清掃に関する指導 ■ 義歯の清掃 ■ 義歯の清掃に関する指導 ■ 損食・嚥下等の口腔機能に関する指導 ■ 誤嚥性肺炎の予防に関する指導 ■ その他(義歯修理、ミールラウンドへの参加) □月4回程度 ■月2回程度 □月1回程度 ■その他(訪問診療による義歯修理、訪問歯科衛生指導)

	■リハビリテーションマネジメント(介護老人保健施設) □個別機能訓練加算
算定加算等	■理学療法 □作業療法 □言語聴覚療法 □理学療法、作業療法及び言語聴覚療法に係る加算(介護医療院) ■栄養マネジメント強化加算 □経口移行加算 ^{*1} ■経口維持加算 ^{*2} (■ I ■ II) □療養食加算
异化加异寸	■栄養マネジメント強化加算 □経口移行加算 ^{*1} ■経口維持加算 ^{*2} (■Ⅰ ■Ⅱ) □療養食加算
	□□□腔衛生管理加算(Ⅰ) ■□腔衛生管理加算(Ⅱ)

リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理、口腔管理に係る実施計画書(施設系) 記載例②

氏名:					殿	入所(院)日 :	X 年 7 月 10 日
					<i>院</i> 又	初回作成日:	X 年 7 月 17 日
作成者:	リハ 〇〇 (OO (PT)	栄養 ○○ ○○(RD)	口腔 〇〇	○○(DH)	作成(変更)日:	年 月 日
			口から食べたい。 少しでいいから£		うになってほ	El.U.	説明日 X 年 7 月 18 日
作)而自及US	が決める同			χ j.//3)		説明者 ○○ ○○

	リハビリテーション・個別機能訓練	栄養、経口移行*1・維持*2	口腔
解決すべき 課題 (ニーズ)	・脳梗塞に伴う重度片麻痺、嚥下障害、認知機能低下 ・座位耐久性の低下 ・嚥下障害(胃瘻による経腸栄養) ・誤嚥性肺炎の既往 ・褥瘡あり(仙骨部発赤)	低栄養状態のリスク(□低 □中 ■高) ・BMI17.6で褥瘡(仙骨部発赤)もあり、低栄養状態 ・下痢あり ・経腸栄養(濃厚流動食 1日3回)で、半年以上の経口摂取なし	■ 口腔衛生状態 (■ 歯の汚れ、□ 義歯の汚れ、□ 舌苔、■ 口臭) ■ 口腔機能の状態 (□ 食べこぼし,■ 舌の動きが悪い,■ むせ、■ 痰がらみ、■ 口腔乾燥) ■ 歯の本数 (10) 本 ■ 歯の問題 (■ う蝕、□ 歯の破折、□ 修復物脱離、□ その他 ()) ■ 義歯の問題 (□ 不適合、□ 破損、■ その他 (不使用)) ■ 歯周病 □ 口腔粘膜疾患 (潰瘍等)
長期目標・ 期間	(心身機能) ・嚥下機能の改善、座位耐久性の向上 (活動) ・お楽しみ程度の経口摂取が可能 ・褥瘡の改善 (参加) ・好きなもの(プリン)を家族と食べることが 出来る	・褥瘡を改善し、低栄養状態の中リスク(経腸 栄養法のみ該当)を維持する ・週1回程度、ゼリーやプリン(嚥下調整食 コード:1j)を口から食べることができる 【6か月】	 歯科疾患(□予防、■重症化予防) □腔衛生(□自立、■介護者の口腔清掃の技術向上,■専門職の定期的な口腔清掃等) ■摂食・嚥下機能(□維持、■改善) 食形態(□維持、■改善)
短期目標· 期間	(心身機能) ・嚥下機能の改善、座位耐久性の向上 (活動) ・車椅子座位保持が1時間可能 ・発声能力の向上 (参加) ・家族と施設の屋外に車椅子で外出する	・下痢を改善し、体重を3kg増やす・ゼリー(嚥下訓練食品:0j)を口から食べることができる	 単養状態(□維持、■改善) ■誤嚥性肺炎の予防 □その他(短期的には訪問診療におけるう蝕・歯周病治療、訪問歯科衛生指導等とあわせて実施)
具体的な ケア内容	・筋力増強訓練(呼吸筋含む) ・基本動作(座位保持・移乗)訓練 ・車椅子のポジショニング ・発声・嚥下訓練 担当職種:理学療法士・言語聴覚士、 期間: X 年 7 月~ 頻度:週 3 回、時間: 40 分/回	・リハビリの量と質にあわせ、栄養量を段階的に見直す ・褥そうを改善できるよう創部にあわせた栄養量の調節を行う ・胃瘻栄養は、下痢等のトラブルがないよう、 滴下速度や栄養剤の選定に注意する 担当職種: 管理栄養士 期間: X年7月~ 、頻度:随時	 □ 口腔の清掃 □ 義歯の清掃 □ 義歯の清掃 □ 義歯の清掃に関する指導 ■ 摂食・嚥下等の口腔機能に関する指導 ■ 誤嚥性肺炎の予防に関する指導 ■ その他(経口移行計画にかかる会議等への参加) □ 月 4 回程度 ■ 月 2 回程度 □ 月1回程度 ■ その他(訪問診療によるう蝕・歯周病治療、訪問歯科衛生指導)

	□リハビリテーションマネジメント(介護老人保健施設) □個別機能訓練加算
質空加質笙	■理学療法 □作業療法 ■言語聴覚療法 ■理学療法、作業療法及び言語聴覚療法に係る加算(介護医療院) ■栄養マネジメント強化加算 ■経口移行加算*1 □経口維持加算*2 (□ □) □療養食加算
异华加异寸	■栄養マネジメント強化加算 ■経口移行加算 ^{*1} □経口維持加算 ^{*2} (□ I □ II) □療養食加算
	□□腔衛生管理加算(Ⅰ) ■□腔衛生管理加算(Ⅱ)

リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理、口腔管理に係る実施計画書 (通所系) 記載例

氏名:					殿	サービス開始日:	X年	7月	10日
		`	00 00		灰	初回作成日:	X年	7月	19日
作成者:	リハ 〇〇 (OO (PT)	栄養 ○○ ○○(RD)	口腔 〇〇 〇	○(DH)	作成 (変更) 日:	年	月	日
利用者及び家族の意向②			①落ちた筋力を取り戻したい。(ご本人) ②負担なく調理可能な栄養のあるメニューを教えてほしい。(ご家族)				明日 7月19		
				んをおいしく食べ			説 (明者 ()())

	リハビリテーション・個別機能訓練	栄養	口腔
解決すべき 課題 (ニーズ)	・フレイルに伴う下肢筋力低下 ・低栄養(体重減少) ・もともと俳句サークルに所属し再開を希望	低栄養状態のリスク(□低 □中 ■高) ・外出の機会が減り、半年で約6kg体重減少 (-10.6%/6か月) ・週3回の通所利用日以外は、生活が不規則で 欠食も多い ・家では、妻が食事の準備をしているが、夫は 偏食で、妻自身も体力が落ちてきているため、 毎日の調理が負担	■口腔衛生状態(□口臭、□歯の汚れ、 ■義歯の汚れ、□舌苔) ■口腔機能の状態(□食べこぼし、□舌の動きが悪い ■むせ、■痰がらみ、■口腔乾燥) ■歯(う蝕、修復物脱離等)、義歯(義歯不適合等)、 歯周病、口腔粘膜(潰瘍等)の疾患の可能性 □音声・言語機能に関する疾患の可能性 □その他(【記入者】 □看護職員 ■歯科衛生士 □言語聴覚士
長期目標・ 期間	(心身機能)・下肢筋力の向上(活動)・杖を用いて屋外歩行自立・活動量の保持(4000歩/日)(参加)・俳句サークルへ復帰する	・行きたい場所(俳句サークル)に外出できる 体力を取り戻す ・体重を6kg増やす 【6か月】	■口腔衛生(□維持、■改善(月2回、歯科衛生士による口腔清掃及び口腔清掃指導)) ■摂食・嚥下機能(□維持、■改善(口腔体操を実施,自宅で継続するよう指導)) ■食形態(■維持、□改善()) □音声・言語機能(□維持、□改善())
短期目標· 期間	(心身機能)・下肢筋力の向上(活動)・杖を用いて屋外歩行が見守りで可能・日中の活動量の向上、自主トレの定着 (参加)・介助者と外出が可能	・毎日3食おいしく食べて、日中は身体を動かし、規則正しい生活を送る ・妻の負担にも配慮し、簡単で嗜好に合ったバランスのよい食事をとり体重を3kg増やす	■その他(修復物脱離、進行したう蝕の疑い あり、受診勧奨) 【計画立案者】 □看護職員 ■歯科衛生士 □言語聴覚士
具体的な ケア内容	・スクワット等の筋力増強訓練(負荷量については栄養摂取量に応じて調整) ・屋内外の歩行訓練(歩行補助具の検討)、応用歩行訓練(階段・段差) ・自宅の環境調整 担当職種:理学療法士、 期間:X年7月~ 頻度:週3回、時間:40分/回		■摂食・嚥下等の口腔機能に関する指導 ■口腔清掃、口腔清掃に関する指導 □音声・言語機能に関する指導 □その他(【サービス提供者】 □看護職員 ■歯科衛生士 □言語聴覚士

	□リハビリテーションマネジメント加算(A)イ □リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ
	□リハビリテーションマネジメント加算 (A) イ □リハビリテーションマネジメント加算 (A) ロ □リハビリテーションマネジメント加算 (B) イ ■リハビリテーションマネジメント加算 (B) ロ
算定加算	□個別機能訓練加算(Ⅰ) □個別機能訓練加算(Ⅱ)
	□口腔・栄養スクリーニング加算 □栄養アセスメント加算 ■栄養改善加算
	□□腔機能向上加算(Ⅰ) ■□腔機能向上加算(Ⅱ)

□他事業所の担当者と共有すべき事項

下記の☑の職種や支援機関にこの計画書を共有し、チームで支援をしていきます。 【情報提供先】 □介護支援専門員 □医師 □(地域密着型)通所介護 □(

_	O	C

□その他、共有すべき事項(

)

□介護支援専門員と共有すべき事項

別紙様式1-4

【個別機能訓練アセスメントシート】

	作成日	: 令和	年	月	日	前回作品	戈日:令和	年	月	日	初回作成日	: 令和	年	月	日
ふりがた					性別	大正	Ξ /	昭和		要介護度	計画作成者	:			
氏名						年	月 日生	. (歳)			職種:				
	障害高齢	命者の日常	生活自立	Z度: 自3	」 1 J1 J2 A	.1 A2 B1 B2 C	1 C2	認知	症高齢	者の日常生活	舌自立度: 自立	I II a	IIb IIIa	III b IV	7 M
I	利用者の	基本情報	段												
		社会参加		Ī				利用者の	居宅	の環境(環	環因子)				
健康 病名	状態・縚	<u> </u>			*** -)ratebra		4 0 0	まどの温酔り	h-			
- - - - - - - - -				1	発症日・受付	易日: 午	月日 直	近の入院日	:	年 月 日	直近の退院日	: 年	月日	E	
治療総	圣過(手術	fがある場合	計手術目	日・術式等	<u> </u>										
A 136 s	产由 \	.1 .= .2	11.4k /-	- / - >	et et er er er										
合併想	天思・コン	ノトロール	/	请皿 庄、心	、疾患、呼吸	器疾患、糖尿病	丙等)								
機能調	訓練実施_	上の留意事	項(開始	台前・訓練	中の留意事	項、運動強度	負荷量等)								
利田本	4.1.安	₩: M: A: AL	びっ毛田田	吐服いね	に実施する	> 1.		化氢毒素							
利用名	平八・豕	疾寺がり一	ころ利用	时间以外	に夫肥りる	_ <		特記事項							
Щ_															
		訓練実施						Immediately 61-	36122		. → =m H=) → -				
個別	機能訓練	夏の実施に	こよる変	1化				個別機能	訓練	実施におけ	†る課題とその	安因			
※個別 訓練σ	機能訓練	の実施結果	等をふま	え、個別の情報が	機能訓練の	目標の見直しや	*訓練項目の変 初回作成®	変更等を行っ	った場ついて	合は、個別機 け記載不要で	後能訓練計画書の なる	再作成又は	は更新等	を行い、個	固別機能

口腔衛生管理加算の実施記録

氏名(ふりがな)	
性別	□男、□女
生年月日	□明□大□昭 年 月 日生まれ 歳
要介護度・病名等	
かかりつけ歯科医	□ あり □ なし
入れ歯の使用	□ あり □ なし
食形態等	□ 経口摂取(□ 常食、□ 嚥下調整食(□ 4、□ 3、□ 2-2、□ 2-1、□ 1 j、□ 0 t、
12/17/6/()	□ 0 j))、□ 経腸栄養、□ 静脈栄養
L 誤嚥性肺炎の発症・罹患	□ あり (発症日: 令和 年 月 日) □ なし
同一月内の訪問歯科衛生指導 (医療保険)の実施の有無(注)	□ あり () 回、□ なし
1 歯科衛生士が実施した口	腔衛生等の管理及び介護職員への技術的助言等の内容 実施日: 令和 年 月 日 (記入者:)
口腔衛生等の管理	□ 口腔の清掃□ 口腔の清掃に関する指導□ 義歯の清掃□ 義歯の清掃に関する指導□ 摂食・嚥下等の口腔機能に関する指導□ 誤嚥性肺炎の予防に関する指導□ その他 (
介護職員への技術的助言等 の内容	□ 入所者のリスクに応じた口腔清掃等の実施 □ 口腔清掃にかかる知識、技術の習得の必要性 □ 食事の状態、食形態等の確認 □ 現在の取組の継続 □ その他 ()
2 その他の事項	

口腔機能向上加算の実施記録

氏名(ふりがな)		
性別	□男□女	
生年月日	□明治 □大正 □昭和 年 月	日生まれ 歳
かかりつけ歯科医	□ あり □ なし	
入れ歯の使用	□ あり □ なし	
企 形能質	□ 経口摂取(□ 常食、□ 嚥下調整食(□ 4	、□ 3、□ 2-2、□ 2-1、□ 1 j 、□ 0 t 、
食形態等	□ 0j))、□ 経腸栄養、□ 静脈栄養	
誤嚥性肺炎の発症・罹患	□ あり (発症日:令和 年 月 日	l) 🗆 なし
※嚥下調整食の分類、誤嚥性肺炎の発症等につ	いて把握するよう努めるとともに、6月以内の状況について記	己載すること。
1 実施記録		
-	実施年月日	令和 年 月 日
++.	ービス提供者	
,	一し入徒供有	□ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士
口腔清掃、	口腔清掃に関する指導	□ 実施
摂食・嚥下等	の口腔機能に関する指導	□ 実施
音声・言	語機能に関する指導	□ 実施
その他()	□ 実施
2 その他特記事項		

別紙様式2-1

興味・関心チェックシート

生活行為	している	してみたい	興味がある	生活行為	している	してみたい	興味がある
自分でトイレへ行く				生涯学習・歴史			
一人でお風呂に入る				読書			
自分で服を着る				俳句			
自分で食べる				書道・習字			
歯磨きをする				絵を描く・絵手紙			
身だしなみを整える				パソコン・ワープロ			
好きなときに眠る				写真			
掃除・整理整頓				映画・観劇・演奏会			
料理を作る				お茶・お花			
買い物				歌を歌う・カラオケ			
家や庭の手入れ・世話				音楽を聴く・楽器演奏			
洗濯・洗濯物たたみ				将棋・囲碁・麻雀・ゲーム等			
自転車・車の運転				体操·運動			
電車・バスでの外出				散歩			
孫・子供の世話				ゴルフ・グラウンドゴルフ・ 水泳・テニスなどのスポーツ			
動物の世話				ダンス・踊り			
友達とおしゃべり・遊ぶ				野球・相撲等観戦			
家族・親戚との団らん				競馬・競輪・競艇・パチンコ			
デート・異性との交流				編み物			
居酒屋に行く				針仕事			
ボランティア				畑仕事			
地域活動 (町内会・老人クラブ)				賃金を伴う仕事			
お参り・宗教活動				旅行・温泉			
その他 ()				その他 ()			
その他 ()				その他 ()			

事業所番号		_ リハビリテーション 様	'計画書 」	□入院[□外来 / □訪問 □通	所 / □入所	計画作成日:	: 令和 年	月
氏名:		<u>様</u>	性別: 男・	女	生年月日: 年	月	日 (歳)	□要支援 □要	更介護
リハビリテーション	担当医	<u>#</u>	1当		(□PT □O	T □ST □看護	護職員 □その他	也従事者(
本人の希望(したい	又はできるよ	うになりたい生活の希望等)			 ■家族の希望(本人	にしてほしい生活	活内容、家族が	(支援できること等)	
健康状態、経過									
原因疾病:	10 4	発症日・受傷日:	年 月	日	直近の入院日:	年 月 日	ョ 直近の追	退院日: 年	月
治療経過(手術がある	場合は手術日	•術式等):							
^ <i>\text{\tint{\text{\te}\text{\te}\tint{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\te}\tint{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\te}\tint{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\te}\tint{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tex}\text{\text{\tex{\text{\texi}\tex{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tex}</i>	小光/さんに		-\						
合併疾患・コントロール	/状態(高皿圧、	心疾患、呼吸器疾患、糖尿病等):						
これまでのリハビリテー	ーションの実施	状況(プログラムの実施内容、頻 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	度、量等):						
目標設定等支援・管理シ			± 11 10 A1 A	0 D1 D0	01 00 *********************************	- 京松本の口帯上江	力士库拟力其准 。	<u></u>	W. W.
□候政定等文法・管理ン ■心身機能・構造	<u> г: ப</u>	<u> 日常生活自立度:自</u>	<u>V</u> , JI, J2, AI, A		<u>. C1、C2</u> <u>認知犯</u> ■活動(基本動作)	高町名のロネ生活	日立度刊定基年:	自立、Ⅰ、Ⅱa、Ⅱb、Ⅲa	а, шв, іу
<u>■心牙饭能"特坦</u> 項目	現在の状況	活動への支障 特記事項(改善(の見込み含む)		項目	リハビリ開始時点	現在の状況	特記事項(改善の見	見込み含む
筋力低下	あり	あり			寝返り	自立	自立		
麻痺	あり	あり			起き上がり	自立	自立		
感覚機能障害	あり	あり			座位保持	自立	自立		
関節可動域制限	あり	あり			立ち上がり 立位保持	自立	自立		
据食嚥下障害 失語症·構音障害	ありあり	ありあり		1 1.		自立 アハス 小学にした。	自立	Z)	
大	あり	あり			■活動(ADL)(※!し 項目	リハビリ開始時点		<i>る)</i> ┃特記事項(改善の見	11116
	あり	あり			食事	10(自立)	50 (自立)	付記事項(以書の)	北込の古
	859	859			イスとベッド間の移乗		15 (自立)		
高次脳機能障害	あり	あり			整容	5(自立)	5(自立)		
	あり	あり			全谷 トイレ動作	10 (自立)	10 (自立)	1	
	あり	あり			入浴	5(自立)	5(自立)		
	あり	あり			平地歩行	15 (自立)	15 (自立)		
精神行動障害(BPSD)	あり	あり			階段昇降	10 (自立)	10 (自立)		
□6分間歩行試験					更衣	10 (自立)	10 (自立)		
☐TUG Test					排便コントロール	10 (自立)	10 (自立)		
服薬管理	É	立			排尿コントロール	10 (自立)	10 (自立)		
□MMSE □HDS-R					合計点				
コミュニケーション		•						•	
の状況									
■リハビリテーションの	の短期目標(今後3ヶ月)			■リハビリテーションの	長期目標			
(心身機能)					(心身機能)				
(活動)					(活動)				
(参加)					(参加)				
┃リハビリテーション(の方針(今後:	3ヶ月間)			■ <u>本人・家族への生活</u>	指導の内容(自)	主トレ指導含む	·)	
■リハビリテーション	事体 しの図書	F-JE							
■リハロリカーションョ									
(MACH DE MANAGE OF THE ACTION	E 4 7 (Z 20) 2	Z ZNE T							
	· · · · ·	de sem _L				44			
■リハビリテーションの	の見通し・継続	元坦田			■リハビリテーションの		. 8.44 \		
					(終了の目安となる) 時期:	ヶ月後)		
					利用者・	ご家族への説明:	令和	年 月	1
					13/13/日		12.114	·	
特記事項:			· · ·						

191

■環境因子(※	課題	ありの場合図 寒	状と将来の見込みに	ついて	記載する)		■社会	参加の状況(過去)	実施して	いたものと現状につい	ヽて記載する)			
家族	課題			況)役割の内容						
			□杖 □装具 □歩行器			□調整済								
福祉用具等		□ その他(]手すり ロベッド ロポー	・タブルトイ	íレ)	口未調整	余暇活動	か(内容および頻度)						
			合住宅:居住階(階) □手すり(設置場所:	□階段「	□エレベータ)	□調整済								
住環境		食卓: □座卓 □	コテーブル・いす	/ 1	,	□改修中	11 0 11 14							
		F1D: 口洋式 L その他(口和式 ロポータブルトイ	ν <u></u>)	□未調整	社会地項	は活動(内容および頻原)	度)					
自宅周辺														
通機関の利用		□無 □有(-)	リハビリラ	テーション終了後に行	いたい社	会参加等の取組				
ナービスの利用														
その他		 												
活動(IADL) アセスメント項目	II.v.B	開始時 現状	特記事項		証 /本内	容の記載方法				ます課題の要因分析 重要性の高い課題				
食事の用意	77 19	19年1年 - 5年1人	付記事項		0:していない	1:まれにして		■冶勁と参加に	-のいて生	皇女任の同い 味恩				
食事の片付け 洗濯		+++++			2:週に1~2[回 3:週に3回	以上							
掃除や整頓 力仕事				=	i									
買物 外出				=		していない れにしている								
屋外歩行					2:退	週に1回未満 週に1回以上		■活動と参加に	影響を及	とぼす機能障害の課題				
趣味 透手段の利用						到に「四次工								
旅行				= = 1	0.1.71	かない 1:時々								
庭仕事					2 定期的にしてい	いる 3:植替等も								
家や車の						していない 取替、ねじ止めな	٤٤							
手入れ					2:ペンキ塗	り、模様替え、洗 修理、車の整備		■活動と参加に	影響を及	とぼす機能障害以外の)要因			
読書					0:読んでし	ハない、 1:まれ1								
仕事		- - 				程、 3:月2回科 ハ 1:週1~9時								
					2 週10~29時	間 3 週30時間	間以上							
合計点数														
		標(解決すべき課題)	[) 期間	<u></u> 担	当職種		具体的支援	爰内容 (何を目的	的に(~の	ために)~をする)		頻	IX.	時
			以 期間	世	- 当顺程		具体的支援	優内容 (何を目的	的に(~の	ために)~をする)		週		
			· 期间	世	当職俚		具体的支援	履内容 (何を目的	的に(~の	ために)~をする)				
			期间		当職悝		具体的支援	履内容 (何を目的	的に(~の	ために)~をする)				分/
			州间		当職悝		具体的支援	履内容 (何を目的	的に(〜の	ために)~をする)		週	0	分/
			州间		当 職 俚		具体的支援	履内容 (何を目的	的に(~の	ために)~をする)		週	0	分グ
			州间		当 職 俚		具体的支援	履内容 (何を目的	的に(~の	ために)~をする)		週	0	分/
			州间		当職悝		具体的支援	履内容 (何を目的	的に(~の	ために)~をする)		週	0	分/ 分/
			州间		当職性		具体的支援	履内容 (何を目的	的に(~の	ために)~をする)		週	0	分/ 分/
			州间		当職性		具体的支援	履内容 (何を目的	的に(~の	ために)~をする)		週	0	分/ 分/
			, All Miles		当職性		具体的支援	履内容 (何を目的	的に(~の	ために)~をする)		週週週		分/
							具体的支援	履内容 (何を目的				週週		分/ 分/
]他事業所の担	旦当 **	香と共有すべき事 項			□介護支援専門」		具体的支援	履内容 (何を目的		ために)~をする)	事項(週週週		分分分分分

別紙様式2-3

リハビリテーション会議録 (訪問・通所リハビリテーション)

利用者氏名	<u> </u>					<u>作成年</u>	月日	年	月	日
開催日	年	月	日	開催場所		開催時間	: ~	· :	開催回数	ζ
		所属(職種)		氏	名	所属(耶		E	氏 名	1
			\dashv							
ᇫᆍᇿᇁ	- -tz		_						·	
会議出席	i有		二							
			-							
リハビリテ- ンの支援7										
リハビリテ- ンの内?										
各サービス 提供に当た 共有すべき	って									
利用者又は 構成員 不参加理		□利用者□家游 □サービス担当 □サービス担当	者()()()
次回の開催 検討事項	予定と 頁									

リハビリテーションマネジメントにおけるプロセス管理票

利用者氏名	品	ルポケロロ	/		_
剂用有 瓦石	严又	作成年月日		月	

チェック	プロセス	参加者及び内容	備考
	サービス開始時における情報収集	□医師 □介護支援専門員	
	リハビリテーション会議の開催によるリハビリ テーション計画書の作成	□参加者(本人·家族·医師·理学療法士·作業療法士·言語聴覚士·看護職員·介護職員 介護支援専門員·訪問介護·訪問看護·訪問リハ·通所介護·その他()) □(日付: • •)	
	【リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)】 計画作成に関与した理学療法士、作業療法 士又は言語聴覚士によるリハビリテーション 計画の利用者・家族への説明	□同意 □変更·意見()	
	【リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)又は(Ⅳ)】 医師によるリハビリテーション計画の利用者・ 家族への説明	□同意 □変更・意見()	
	リハビリテーション計画書に基づくリハビリ テーションの提供	□リハビリテーションプログラムの内容 □短期集中(個別リハ) □生活行為向上リハ □認知症短期集中リハ II □理学療法 □作業療法 □言語聴覚療法 □その他()	
	リハビリテーション会議の実施と計画の見直し	□(日付: ・ ・)	
	訪問介護の事業その他の居宅サービス事業 に係る従業者に対する日常生活上の留意点、 介護の工夫等の情報伝達	□(日付: ・ ・)CM・CW・家族・その他() □ (日付: ・ ・)CM・CW □(日付: ・ ・)CM・CW	・家族・その他()・家族・その他()・家族・その他()・家族・その他()・家族・その他()・家族・その他()
	居宅を訪問して行う介護の工夫に関する指 導・助言の実施	□(日付: ・ ・) □(日付: ・ ・) □(日付: ・ ・) □(日付: ・ ・) □(日付: ・ ・) □(日付: ・ ・)	
	サービスを終了する1月前以内の リハビリテーション会議の開催	□参加者(本人·家族·医師·理学療法士·作業療法士·言語聴覚士·看護職員·介護職員 介護支援専門員·訪問介護·訪問看護·訪問リハ·通所介護·その他() □(日付: • •)	
	終了時の情報提供	□医師 □介護支援専門員 □その他()	

別紙様式2-5

生活行為向上リハビリテーション実施計画

利用者氏名 殿

1171	1 D 7/. U		
本。	人の生活行為 の目標		
ĒW	家族の目標		
;	実施期間	通所訓練期(・・ ~ ・・) 【通所頻度】 回/週	社会適応訓練期(・・ ~ ・・) 【通所頻度】 回/週
活動	プログラム		
	自己訓練		
心身	プログラム		
心身機能	自己訓練		
参加	プログラム		
加	自己訓練		
【支持	援内容の評価】		

		2 — 6 聚機関等名														
担	当医			科					殿				令和	年	F	1 В
召介	元医療		D所在地及 電話番号	び名称						[医師氏		₹ħ	#	Я	1 1
	 氏名															
	住所												LaL e	n., 189		,
													性	別 男	• 3	女
	番号月日	田・大・	昭•平 年	三月	日(歳)	職業	:								
			下の原因とな [,]			M347		紹介	日的							
页71 4	1 1 (±)	占成形の担	トの原因となっ	つた場内石	च∕			까다기	ניום							
无往	歴及び	が家族歴														
定状	経過、	検査結果	及び治療組	経過											-	
見在	の処プ	ל	0													
			要支援1日~年		2 経道	 過的要介	護 3	——— 要介語	隻1	要介	護2	要介護	3 要2	 介護4	要介	護5
章害	高齢者	・ 日常生	上活自立度	(寝たきり)度)	: 自立	J1	J	2	A1	A2	В1	B2	C1	C2	
忍知	症高的	命者の日常	常生活自立	度	:	自立	I	П	а	Πb	Ша	Шь	IV	М		
3常	生活流	s動(ADL		該当する:	ものに	O)										
	動	自立	見守り	一部分		全面介	助	食	事		自立	見守り	_	部介助	þ	全面介助
移																
	泄	自立	見守り	一部分		全面介	℩助	入	浴		自立	見守り	_	-部介助	b	全面介助

現状の問題点・課題(今後予想されるリスク)

備考

備考

1. 必要がある場合は続紙に記載して添付する。 2. 必要がある場合は画像診断のフィルム、核査の記録を添付すること。 3. 紹介先が保険医療機関以外である場合は、紹介先医療機関名等の欄に紹介先介護保険施設、保険薬局、市町村、保健所名等を記入すること。かつ、患者住所及び電話番号を必ず記入すること。

記入例:通所リハビリテーション→在宅

紹介先医療機関等: 〇〇〇〇

担当医 〇〇

科 00 00

殿

令和 〇 年 〇 月 〇 日

紹介元医療機関等の所在地及び名称 〇〇〇〇 電話番号 〇〇-〇〇〇-〇〇〇

医師氏名 〇〇 〇〇

通所リハビリテーション終了にあたってのご報告

患者氏名 〇〇 〇〇

患者住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

性別 男 (女)

電話番号 00-000-000

生年月日 明・大・昭・平 〇 年 〇 月 〇 日(75歳) 職業 急張(え専業主婦)

傷病名(生活機能の低下の原因となった傷病名等)

#1 变形性膝阕節症(右侧) 55歳~

#2 生活不活癸病(庚用症候群)

①膝痛のため (70歳~)

②感冒による臥床(平成18年2月) (今回のり

ハビリテーション実施の主な要因)

既往歴及び家族歴

平成18年2月、感冒による臥床のために生活不活発病が急激に増悪した。生活不活発病の改善を主目的として平成18年4月より週2回通所リハビリテーションを闲始した。

紹介目的

症状経過、検査結果及び治療経過

平成18年4月膝関節痛を生じにくい家事の方法を指導し、更に屋外歩行の範囲の拡大を図った。杖を使うことで外出が自立可能となり、平日の家事が自立したため、リハビリテーションを終了した。 今後、日常生活の中での活動性向上を指導すれば更なる改善が見込まれる。

現在の処方

00000

要介護状態等区分: 要支援1 要支援2 経過的要介護 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5 (有効期限:〇年〇月〇日~〇年〇月〇日)

障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度) : 自立 〔J1〕 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2

認知症高齢者の日常生活自立度 : 〔〔立〕 Ⅰ Ⅱa Ⅱb Ⅲa Ⅲb Ⅳ M

日常生活活動(ADL)の状況(該当するものに〇)

移動	自立見守り	一部介助	全面介助	食 事 自立 見守り 一部介助	全面介助
排泄	自立見守り	一部介助	全面介助	入 浴 自立 見守り 一部介助	全面介助
着 替	自立見守り	一部介助	全面介助	整 容 自立 見守り 一部介助	全面介助

本人及び家族の要望

本人: 元のように家事もして、外出もしたい。俳句の会にもまた通いたい。

家族;平日は家事ができるくらいに元気になって欲しい。(嫁が平日はパートに出るため)

現状の問題点・課題(今後予想されるリスク)

膝関節痛が増悪した時に再び活動性が低下すること。

備者

本人は当機関でリハビリテーションを同始するまでは杖に頼ってはいけないと思い込んでいた。(但し、本人 は杖を使用して外出する方が良いとは十分に納得されていない様子あり。)

備考 1. 必要がある場合は続紙に記載して添付すること。

- 2. 必要がある場合は画像診断のフィルム、検査の記録を添付すること。
- 3. 紹介先が保険医療機関以外である場合は、紹介先医療機関名等の欄に紹介先介護保険施設、保険薬局、市町村、保健所名等を記入すること。かつ、患者住所及び電話番号を必ず記入すること。

記入例:施設→在字

紹介先医療機関等: 〇〇〇〇

担当医

00

科 00 00 殿

令和 〇 年 〇 月 〇 日

紹介元医療機関等の所在地及び名称 〇〇〇〇 電話番号 00-000-000

医師氏名 〇〇 〇〇

患者氏名 〇〇 〇〇

患者住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

性別(男)・女

電話番号 00-000-000

生年月日 明·大·昭·平 〇 年 〇 月 〇 日(80 歳) 職業 煮職(え会社員)

傷病名(生活機能の低下の原因となった傷病名等)

1 脳出血(左被殼出血)(平成17年12月○日)

|退所にあたってのご報告及び继続活療のご依頼

2 右片麻痹

3 右顏面麻痺

既往歴及び家族歴

70歳ごろより近医にて高血圧症を指摘されるがその後通院せず校置していた。平成17年12月に脳出血を発症 し、右片麻痺を呈し、○○病院に入院、活療となった。その後、症状が安定したため、平成18年1月に急性期 のリハビリテーション目的で○○リハビリテーション病院に転院し、平成18年4月当施設に入析した。

紹介目的

既往歷:高血圧、他特記意し

家族歷:父 高血圧

症状経過、検査結果及び治療経過

入所時は、車椅子での移動であったが、居室棟での歩行訓練や介助歩行にまず重点をおき、四脚杖と短下肢 装具を用いることで1ヶ月で居室棟歩行は自立し、その後、自宅の近くの坂道を上れる程度となった。試行的 退所の際に、自宅内での身の回り行為(ADL)は自主を確認した。趣味の盆栽や囲碁も片手でできるようになっ た。

現在の処方

00000

要介護状態等区分: 要支援1 要支援2 経過的要介護 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5 (有効期限:〇年〇月〇日~〇年〇月〇日)

障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度): 自立

(A1. J1 J2 A2 B1 B2 C₁ C2

: 自立

認知症高齢者の日常生活自立度

|日常生活活動(ADL)の状況(該当するものに〇)

移動	自立見守り	一部介助	全面介助	食 事	自立 見守り	一部介助	全面介助
排 泄	自立見守り	一部介助	全面介助	入浴	自立(見守り)	一部介助	全面介助
着 替	自立し見守り	一部介助	全面介助	整容	自立 見守り	一部介助	全面介助

(I

Па

Πh

Шa

ШΡ

W

M

本人及び家族の要望

本人:今後も身の回りのことは一人でやっていたい。いつまでも家の中だけでなく町内会の人達と接していき たい。趣味の盆栽の手入れや囲碁も続けたい。

家族;日中は一人で生活できる事を続けて欲しい。

現状の問題点・課題(今後予想されるリスク)

まだ体力の回復が不十分であるため、退所すぐは長時间外出したり長い距離を歩くことを避けるようにお願 いしたい。

備考

備考 1. 必要がある場合は続紙に記載して添付する

- 1. 必要がある場合は続紙に記載して添付する。 2. 必要がある場合は画像診断のフィルム、検査の記録を添付すること。
- 3. 紹介先が保険医療機関以外である場合は、紹介先医療機関名等の欄に紹介先介護保険施設、保険薬局、市町村、保健所名等を 記入すること。かつ、患者住所及び電話番号を必ず記入すること。

ケアマネジメント連絡用紙

明·大·昭·平

該当機関名

(依頼元機関)

居宅介護支援事業所 訪問リハビリテーション事業所 通所リハビリテーション事業所 地域包括支援センター 老人保健施設 医療機関



年 月

日(

歳)

職業

(依頼先機関)

居宅介護支援事業所 訪問リハビリテーション事業所 通所リハビリテーション事業所 地域包括支援センター 老人保健施設 医療機関

依頼先機関等名

担当者

氏名

殿

生年月日

1生所			1	性別	男・	女	
電話番号	***************************************						
認定情報 要介護状態等区分:要支援(1 · 2)経過的要介證 (有効期間:年月日~年月日)	要介護	(1	• 2	• 3	• 4	4 •	5)
傷病名(生活機能の低下の原因となった傷病名等) 紹介目的	的	-					
目標とする生活(本人及び家族)							
生活情報(生活歴、家族状況、生活環境等において特記すべき事項)							
援助の経過(これまでの援助方針・援助の成果等)及び生活機能の変化							
現状の問題点・課題				-			
リハビリテーションの観点から今後のサービス提供に期待すること				0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-			
備考							
備考 1. 必要がある場合は続紙に記載して添付すること。 2. サービス計画書、週間サービス、担当者会議記録等を添付すること	0						
	依頼日	Τ.	令和	年	F	1	日

事業所 担当者 電話 FAX

記入例:通所リハビリテーション→在宅

ケアマネジメント連絡用紙

該当機関名

(依頼元機関)

居宅介護支援事業所 訪問リハビリテーション事業所 (通所リハビリテーション事業所) 地域包括支援センター 老人保健施設

医療機関

(依頼先機関)

訪問リハビリテーション事業所 居宅介護支援事業所 通所リハビリテーション事業所 地域包括支援センタラ 老人保健施設 医療機関

依頼先機関等名

00000

担当者 〇〇 〇〇

殿

氏名 00 00 生年月日 明・大・昭・平 ○ 年 ○ 月 ○ 日(7.5 歳) 職業(元専業主婦)

住所

000000000

男 • (女) 性別

雷話番号 ○○-○○○-○○○

認定情報

要介護状態等区分: 要支援((1 2) 経過的要介護 要介護 (1 ・2 ・3 ・4 (有効期間·〇年〇月〇日~〇年〇月〇日)

|傷病名(生活機能の低下の原因となった傷病名等)

変形性膝関節症(右膝で強い、20年前から)

+生活不活癸病

- ①膝痛のため5年位前から
- ②2ヶ月前の風邪による臥床(今回のリハビリテー ション実施の主な原因)

紹介目的

通所リハビリテーション終了にあたってのご報告**及** び継続支援のご依頼

日標とする生活(本人及び家族)

本人: 元のように家事もして、外出もしたい。俳句の会にもまた通いたい。

家族:できれば平日は家事ができるくらいに元気になって欲しい。

生活情報(生活歴、家族状況、生活環境等において特記すべき事項)

生来健康でしたが、65歳時から高血圧指摘され、68歳時降圧剤(○○○)を服用同始しています。

20年前から膝痛あり、膝痛のために歩行・家事などの活動制限を生じ、それによって生活が不活発となり、生活不活発 病が徐々に出現していました。

15年前から息子家族と同居していますが、日中の夫婦分の家事は本人が行なっていました。但し、風邪の穢からの家 事は嫁のみが行なっていて、役割が移っています。本人は家事を行うことが家の中での自分位置づけとして重視してい ます

俳句は10年前からはじめましたが、これによるお友達も多いことも含め生きがいになっています。

援助の経過(これまでの援助方針・援助の成果等)及び生活機能の変化

風邪による安静のために生活不活発病が急機に進行し、その改善を主目的としてそれに対し平成17年より週2回通所 リハビリテーションを同ぬしました。

生活の活発化のポイントとして、膝痛を起こしにくい家事のやり方の指導と屋外歩行の範囲の拡大などを図りまし た。杖を使うことで外出が自互し、平日の家事が自互したのでリハビリテーションは终了しました。

更に活動性は向上できると思われます。日常生活の中でできることを増やしていくように支援いただければ幸いで す

ただ、シルバーカーや杖を使うことをまだ納得していない様子もあります。

現状の問題点・課題

膝痛の悪化した時に再び活動性が低下すること。

リハビリテーションの観点から今後のサービス提供に期待すること

買い粉などの外出や友人との交流等の社会参加の機会を促進してください。今後更に生活範囲が拡大するように、地域 における様々な資源の紹介もよろしくお願いします。

日中の家事の主体が再び本人に戻るよう援助ください。

備考

備考

- 1. 必要がある場合は続紙に記載して添付すること。
- 2. サービス計画書、週間サービス、担当者会議記録等を添付すること。

200

年〇 依頼日 事業所 ОВ ◆和 O OOOO 担当者 00 00 電話 00-000-000 FAX 00-000-000

記入例:入所→在宅

ケアマネジメント連絡用紙

該当機関名

(依頼元機関)

居宅介護支援事業所 訪問リハビリテーション事業所 地域包括支援センター 老人保健施設

通所リハビリテーション事業所

医療機関

(依頼先機関)

居宅介護支援事業所 地域包括支援センター

訪問リハビリテーション事業所 通所リハビリテーション事業所 老人保健施設

医療機関

依頼先機関等名

00000

担当者 ○○ ○○

殿

氏名 00 00 牛年月日 明·大·昭·平 ○ 年 ○ 月 ○ 日(80 歳) 職業 念號(え会社員)

住所 000000000

里) • 女 性別

雷話番号 〇〇-〇〇〇-〇〇〇

. (2 |要介護状態等区分:要支援(1 ⋅ 2)経過的要介護 要介護 (1 ⋅ 1) 認定情報 (有効期間:〇年〇月〇日~〇年〇月〇日)

傷病名(生活機能の低下の原因となった傷病名等)

脑出血 右片麻痺、右颜面麻痺

紹介目的

退所にあたってのご報告及び継続支援のご依頼

目標とする生活(本人及び家族)

本人:今蔟も身の回りのことは一人でやっていたい。いつまでも家の中だけでなく町内会の人達と接してい きたい。趣味の含栽の手入れや囲基も続けたい。

家族;日中は一人で生活できる事を続けて欲しい。

生活情報(生活歴、家族状況、生活環境等において特記すべき事項)

※利用者基本情報(フェイスシート)を参照

援助の経過(これまでの援助方針・援助の成果等)及び生活機能の変化

入所時は、車椅子での移動であったが、居室棟での歩行訓錬や介助歩行にまず重点をおき、四脚杖を用いる ことで1ヶ月で居室棟歩行は自立しました。自宅の近くの坂道程度も自立しました。身の回り行為 (ADL)は 自宅内では自支していることを外泊時に確認しています。

趣味の盆栽や囲碁も片手でできるようになりました。(入所中の自由時间にも行っております。)

現状の問題点・課題

がんばりすぎる傾向があります。まだ疲労し易い様子もみられます。

リハビリテーションの観点から今後のサービス提供に期待すること

- ・倉裁や囲基を片手で行うことは今後も上手になっていきます。
- ・一度に長い時间歩いたりせずに、時々休みながら行うことをすすめてください。
- ・町内会参加や外出などで生き生きとした生活となるようすすめてください。
- ・積極的な方なので社交範囲が広がる新しい地域活動もあればご紹介ください

備考

1. 必要がある場合は続紙に記載して添付すること。 備考

2. サービス計画書、週間サービス、担当者会議記録等を添付すること。

依頼日 事業所 ◆和 O 年 〇 O 日 担当者 00 00 雷話 00-000-000 00-000-000 FAX

<リハビリテーションマネジメント> アセスメント上の留意点

<実施計画書1>

<実施	計画書1>						
分類	リハビリテーション実 施計画書項目	留意点					
	健康状態	特に生活機能低下の原因となった傷病を特定してください					
	(原因疾患、発症・	疾病管理の方針(投薬内容を含む)を把握してください					
	受傷日等)	症状のコントロール状態について把握してください					
		リスク管理上留意すべき合併疾患はありますか					
		生活機能に影響する合併疾患はありますか					
健康	合併疾患・ コントロール 状態	治療や使用薬剤が生活機能に及ぼす影響(副作用等)について 把握してください					
状態		低栄養あるいは肥満や栄養の偏りの有無について把握してください					
		合併疾患等についての本人・家族の理解を把握してください					
		生活不活発病の発生原因を特定してください					
		現在の生活の活発さの程度を把握してください					
	生活不活発病(廃 用症候群)	生活不活発病改善への方針を把握してください					
		生活不活発病及びその原因についての本人・家族の理解を把握してください					
	運動機能障害	麻痺(中枢性、末梢性)、筋力低下、不随意運動の有無について把握してください					
	感覚機能障害	聴覚機能、視覚機能等の障害の程度を把握してください					
		失行・失認、失語の有無を把握してください					
	高次脳機能障害	記憶と認知の障害の有無を把握してください					
		高次脳機能障害の日常生活・社会活動への影響を把握してください					
	拘縮	部位と運動制限の程度を把握してください					
心身	BR Art. re	部位と程度を把握してください					
機能	関節痛	痛みのコントロールの程度も把握してください					
	その他	情動症状、うつ状態、循環・呼吸・消化機能障害、音声・発話機能の障害、排尿機能の障害・性機能の障害、褥瘡の有無を確認してください					
		これらの障害が日常生活・社会活動制限の原因になっていないか確認してく ださい					
		中核症状の重症度を把握してください					
	認知症に関する評価	周辺症状の有無を把握してください					
		経過を必ず確認してください(診断時期,受けてきた治療を含む)					
	トイレへの移動	個室内の移動、ドアの開閉が可能かどうか確認してください					
	階段昇降	階段の傾斜や手すりの使用状況等にも注目してアセスメントしてください					

	屋内移動	自宅と自宅以外の屋内(通所施設内、病院内、等)の違いにも注目して移動 能力をアセスメントしてください
	屋外移動	場所や床面の状況による違いにも注目してアセスメントしてください
	食事	食品の形態によって食事動作に差が出るか、箸やフォークの使用状況、瓶や 缶あけが可能であるかについて把握してください
	排泄(昼)(夜)	トイレの様式による違いや立ち上がり動作や衣服の着脱についても注目して アセスメントしてください
日常 生活· 社会	整容	洗面、整髪、歯、ひげ、つめの手入れができるかどうかを把握してください。それらを行う姿勢が座位か、立位姿勢かについても留意してください
活動	更衣	衣服と履物の種類に着目して、着脱の実行状況を把握してください
	文1	適切な衣服の選択かについても把握してください
	入浴	浴室での移動、浴槽への出入りが可能かどうか、体を洗えるかどうかについて把握してください
	コミュニケーション	周囲の人と意思の疎通が可能であるかどうか. 困難である場合, とくに表出が困難か, 理解が困難かについて把握してください コミュニケーションの相手やその手段(手話、非手話)にも注目して把握してください
	家事	ゴミ捨て、植物の水やり等についても把握してください
	外出	公共交通機関の利用、自動車の運転、自転車の運転が可能であるかどうか、 把握してください
起居動作	寝返り 起き上り 座位 立ち上り 立位	それぞれの動作の実施環境による違いを把握してください
	摂食·嚥下	口腔機能の状態を把握し、口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する実地指導の必要性を判断してください

<実施計画書2>

リハビリテーション 実施計画書項目	留意点
ご本人 の希望	希望する背景や理由、その心理状況を把握してください 再アセスメントの際は前回との違いを明らかにしてください
ご家族の希望	利用者にどうなってほしいと家族が思っているのかを把握してください その希望の根拠や心理状況を把握してください 再アセスメントの際は前回との違いを明らかにしてください

別紙様式 2 - 9

	計画評価実施日	年 月	
--	---------	-----	--

利用者氏名:	性別: 男・女	生年月日	年 月	日(歳)要介護度:
健康状態(原因疾患, 発症・受傷日等)		・コントロ―ル状態 (表)、呼吸器疾患、糖尿病等	等)	心身機負□運動機能	
		発病(廃用症候群) が分かる場合はその内容	,	□感覚機能	诈障害 :
	<u> </u>		J	口高次脳板	後能障害 :
参加 主目標 (コロン(:)の後に具体的に	内容を記入。)				
入院・入所中の場合の退院先 口自宅 口	その他:	□退院未定		□ □拘縮(部	位):
家庭内役割(家事への参加、等):				□関節痛	部位):
社会活動:					
外出(内容•頻度等):				□その他:	
余暇活動(内容・頻度等):					
退院後利用資源:				認知症に	貫する評価
自立・介護 現在の評価	i及び目標		具体的	なアプロー	チ

\equiv	自立・介護 現在の評価及び目標										具体的なアプローチ						
	項目 状況	自立	見守り	部介	全	行わ	使用用具 杖・装具・歩 行器・車椅子 など		到達時期	重点項目	PT、OT、STが 実施する 内容・頻度等	看護・介護職等が 実施する 内容・頻度等	実施上の留意点				
	トイレへの 移動																
	階段昇降																
	屋内移動																
	屋外移動																
	食事								'								
日堂	排泄(昼)																
日常生活	排泄(夜)																
	整容																
社会活	更衣																
動	入浴																
	コミュニケー ション																
	家事																
	外出																

	自立·介護						の評価及び	が目標 しゅうしゅう	具体的なアプローチ					
	状況 項目	自立	見守り	***	全介助	ゎ	使用用具 杖・装具・歩 行器・車椅子 など	介護内容 つたい・もたれ等	到達時期	重点項目	PT、OT、STが 実施する 内容・頻度等	看護・介護職等が 実施する 内容・頻度等	実施上の留意点	
	寝返り													
	起きあがり													
起居	座位													
起居動作	立ち上がり							,						
	立位													
	摄食•嚥下													
	10 m all 1							204						

リハビリテーション実施計画書(2)

ご本	:人の希望	[(年	月	日)						
一方	族の希望	1 (在	月	日)						
二豕	. 陜の布主	Ε (+	7	ш/						
	その人ら	しく生え	舌するが	こめのフ	ドイント						
活											
生活目標											
		JIN 44E I	L 44 17 1	= # O.	b 羊 牛 七	Lin : 1 7 の	+ゼーウルブ	O Hallish 7.			
IJ	こ本人の	状態な	9生活:	東境の τ	汉善・生さ:	がい楽しみの	文接に向げて	の取り組み			
ハビ											
ビリテー											
ĺ											
E											
プ											
ログ											
ションプログラム											
ご本	人に行っ	てもら	うこと								
ご家	族にお願	いした	いこと								
病気	ことの関係	で気を	こつける	528							
前回	司計画書作	作成時	からの	改善・変	化等(月 日)					
備ネ											
$\overline{}$	担当日	Ę.									
担					`		`	(· ·	,)
担当チー	●PT·0),	(),			(
1 4	●看護・	介護:		(),_	(),	(),	()
	•),	(),	(),	() ()内は職種を記入
			神の田と			年 205 月	В				

家族 : 説明者 :注: 本計画書に記載されている情報は、適切な介護サービスを提供するためにのみ使用いたします。

リハビリテーション実施計画書(1)

記入例:通所リハビリテーション

計画評価実施日 令和 3 年 4 月 1 日

性別: 男(女) 利用者氏名: 〇〇 〇〇 様 生年月日 〇年 〇月 〇日(75歳)要介護度:要介護1 合併疾患・コントロール状態 健康状態(原因疾患, 発症・受傷日等) 心身機能 プタ 1950 H に □運動機能障害: 下肢をすべとしたあ力低下あり #1変形性膝関節症(右で強い、20年前か (高血圧, 心疾患, 呼吸器疾患, 糖尿病等) #2生活不活癸病 生活不活発病(廃用症候群) ①滕岡節痛のため (70歳~) 発生原因が分かる場合はその内容 □感覚機能障害 ②感冒による臥京 (平成18年2月~) 「1)膝痛のため家事制限や屋外歩行量低下 (70歳~) (平成18年2月~) し2) 感冒による臥床 □高次脳機能障害 参加 主目標 (コロン(:)の後に具体的内容を記入。) 入院・入所中の場合の退院先 口自宅 口その他: □退院未定 □拘縮(部位): 右膝风節:仲表-5° 家庭内役割(家事への参加、等): 家事 □関節痛(部位): 西様 社会活動: 老人クラブ(週1回)への参加 ||外出(内容・頻度等): 買い物(週2回)に行くこと、友人宅訪问 口その他 余暇活動(内容・頻度等): 俳句の会(月2回)への参か 退院後利用資源: 市の体操教室への参加

退院	後利用資源:		市	のね	木採	数值	皇への参加					認知症に関する評価	
	自立・介護 現在の評価及び目標 具体的なアプローチ 状況 自 見 一 全 行 使用用 単 重 コース・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー												
	状況 項目	自立	守	一部介助	介	わ		介護内容 つたい・もたれ等	到達時期	重点項目	PT、OT、STが 実施する 内容・頻度等	看護・介護職等が 実施する 内容・頻度等	実施上の留意点
	トイレへの 移動	А	B C					B:夜はつたい 歩き			PT<週2回個別訓練> ・屋外歩行能力の評価 ・屋内歩行訓練	も動く機会を増やす。	自宅周辺は城 道多い。様々 な屋外環境で
	階段昇降	А	С			В					(屋内・屋外での歩 行補助器具を選定す	・声かけ、励ましを 行う。	の実用的な歩 行訓練を行
	屋内移動	А	B C					B:時々つたい 歩き	5月上旬	0	る。) ・訓練室でのバラン スボードを用いた玄		う。 ・膝への負担 の少ない方法
	屋外移動	A	С	В			A、C: T字杖	B: 腕組み (2ヶ月前か ら)	5月上旬	0	佐バランス訓練 ・膝関節保護のため の膝装具の検討		をしている。 をもどででは がないかいかいかいかいかいかいかいかいかいかいかいかいかいかいかいかいかいかいか
日	食事	A B C											3.,)
日常生活	排泄(昼)	A B C											
社会活	排泄(夜)	A B C											
活動	整容	A B C					- ball same of different of and						
	更衣	A C		В				B:くつ下のみ					
	入浴	А	С	В				C: 伝い歩き 入浴用椅子使用		0	0T<週2回個別訓練> ·実際の入浴時に動 作訓練の実施 (徐々に介護職へ移行) 0T<週2回個別訓練> ·台所にて調理訓練	自立にむけた支援を	
	コミュニケー ション	A B C							AMAN MAN FOR STREET, S			行う。 (特に浴槽またぎ、 濡れたタイル上の歩	
	家事	A		С		В			5月中旬	0		行)	・自宅の台所、浴室等自
	外出	A		С		В		B:通所以外は 外出なし			(徐々に家事の内容 を増やしていく。)	・昼食やお茶時に家 事的な行為を実施し てもらい、それを支	宅周辺の写真 を参照して、 動作を丁寧に
		-										援する。	指導する。

		_			_	_			H				
	自立・介護	現在の評価及び目標						ゾ目標			具体的なプ	アプローチ	
	状況 項目	自立	守	一部介助	介	行わず	使用用具 杖・装具・歩 行器・車椅子 など	介護内容 つたい・もたれ等	到達時期	重点項目	PT、OT、STが 実施する 内容・頻度等	看護・介護職等が 実施する 内容・頻度等	実施上の留意点
	寝返り	A B C									特になし。	特になし。	特になし。
	起きあがり	A B C											
起居	座位	A B C											
動作	立ち上がり	A B C											
	立位	A B C											
								206					
	摂食・嚥下	ļ	ļ	-	-								

リハビリテーション実施計画書(2)

ハヒリナーション夫他計画者(2)
ご本人の希望 (○ 年 ○ 月 ○ 日)
ご家族の希望 (〇 年 〇 月 〇 日) 家事ができるくらいにえ気になって欲しい。
その人らしく生活するためのポイント ・日中の家事を行う(膝の痛みが少なくなる方法を工夫) ・友人宅坊问や俳句の会などの趣味を楽しみ、体操教室などで活動的な生活を送る。 目標標
で本人の状態や生活環境の改善・生きがい楽しみの支援に向けての取り組み 今回、歩くことや家事が疑しくなったのは、風邪で2週间ほとんど寝ていたためです。以前の状態に戻るため に、生活を活発にしていくことが重要です。膝に負担のかからないような家事などのやり方を工夫してお教えし ていきます。どのようなことをやりたいか希望をお伝えください。 ・自宅生活を退る上での膝に負担の少ない方法を理学療法士、作業療法士がお教えしますので、実際に自宅で 行ってください。 (特に家事は細かく説明していきます。) ・外出の範囲を拡げるために、当初は杖を使用した屋外移動、買い粉等の訓練を行います。 外出や、平日の家事が自分でできることを増やしていってください。 列達の目標としては、 ・5月上旬を目途に屋内、屋外の歩行が自立して行えることを目指します。 ・また、5月中旬を目途に家事もご自分でできることを目指します。
ご本人に行つてもらうこと 膝の痛みを生じないような動作のやり方を、ご自身でも工夫しながらいろいろなことをやってみてください。(エ 夫したことは担当者に赦えてください)
ご家族にお願いしたいこと
病気との関係で気をつけること どのような動作をすると痛みが強くなるか注意してください。痛みがある場合は担当者にお知らせください。痛 みを少なくしつっ、上手にできる方法を一绪に工夫します。 最初は一度に長い時间透埋して歩かないようにしてください。(時々休みながら行うようにしましょう。)
前回計画書作成時からの改善・変化等(月 日) これまでリハビリテーションは行なわれておらず、上手な動作方法の習得がなされていませんでした。そこで今回 のリハビリテーションで、痛みの少ない家事の方法や身の回りのことのやり方を習得することで、上手にできるよ うになっていくと思われます。

備考 これから生活の範囲が広くなっていくと、雑しいことがでてくるかもしれませんが、できないと思い込まずに相 該してください。できれば、その行為を行う場所の写真を持参してください。

	担当医:	<u>00 C</u>	0								
担当	●PT•OT•ST:	00	(理学療法士)	, () (建	学療法士)	. 00	(作業療法士)	. ()	
チー	●看護·介護:	00	(看護師)、	00	(介護聯	頁)、	() ,	()	
ム	•	(),	(),	(),	()		
										()内は職種を	記入

ご本人·ご家族への説明と同意: 〇 年 〇 **207** 〇 日

リハビリテーション実施計画書(1)

記入例:入所

計画評価実施日 令和 3年 4月 1日

利用者氏名: OO OO性別: 男·女 生年月日 O 年 O月 O日(80 歳) 要介護度:要介護3

健康状態(原因疾患, 発症・受傷日等) 合併疾患・コントロール状態 いたいいたコハルン・ブルニ・又 閉口 可/ #1 脳出血(左視床出血) (平成17年12 月○日) (高血圧, 心疾患, 呼吸器疾患, 糖尿病等) 高血圧(コントロール不良) #2 右片麻痺 #3 運動性失語 □感覚機能障害 足指源部感覚低下 生活不活発病(廃用症候群) 発生原因が分かる場合はその内容 □高次脳機能障害: 逐動性失為(軽症) 参加 主目標 (コロン(:)の後に具体的内容を記入。) 入院・入所中の場合の退院先 ☑自宅 □その他: □退院未定 家庭内役割(家事への参加、等 孫の相手 |社会活動: 町内会(元会長)への参加、同窓会への出席(年1回) 口関節痛(部位): 外出(内容•頻度等): 通院(隔週) 口その他: 余暇活動(内容・頻度等): 基会析への参か(自宅、近析の友人 週3-4回) 退院後利用資源: 市の集会所でのサークルへの参加 認知症に関する評価

~	医院後利用長線・ 単の条名別(のサーブル)の多数									お知症に関する計画						
	自立・介護				現	在(の評価及び	ブ目標 ニューニー			具体的	なアプローチ				
	状況 項目		見守り	一部介助	介	行わず	使用用具 杖・装具・歩 行器・車椅子 など	介護内容 つたい・もたれ等	到達時期	重点項目	PT、OT、STが 実施する 内容・頻度等	看護・介護職等が 実施する 内容・頻度等	実施上の留意点			
	トイレへの 移動	A B	ĺ	С			B: 幸いす A, C: 短下 肢装具、四脚 杖	(歩行は训練室の み)	4A F O	0	PT < 週3回個別訓練> ・訓練室での歩行訓練 ・訓練室での跨段昇降訓練 ・信蹇様での歩行訓練にも	行きは車いす、帰りは介助 歩行を行う。	(短下肢装具完成ま では病院備品貸与) ・疲労し易いので、 少量頻回に実施す			
	階段昇降	А		С		В	A、C: 短下		6月下旬		つなげる。また、介助歩行 が可能になるまでは十分に					
	屋内移動	A B		С			B:車いす A, C:短下 肢装具、四脚		4月下旬	0	行う。) 0T<週2回個別訓練> ・トイレ内での排泄動作訓 録(トイレまでは歩行を行					
	屋外移動	А		С		В	A、C:短下 股装具、四脚 杖		5月下旬	0	う。) PT<週1日> 中庭歩行から同始し、徐々 に屋外道路での歩行へ進め	最初は車いすを利用し中庭 まで行っていただき、歩行 介助を行う。				
	食事	A C	В					B: 左手 (署指導不 十分)		0	る。 OT<週2回昼食時> 署の指導対鉄(様々な食材をつまめるよう指導す	箸の使用機会を増やすよう 促す。	箸でっまめる食材を 増やしていく。			
日常生	排泄(昼)	A B		С			A、C:原一 立ち便器/ 便一洋式 B:車いす用	C:前方もたれ必要	4月下旬	0	3.)					
活社	排泄(夜)	A B		С			A、C:原一 立ち便器/ 使-洋式 B:しびん		5月下旬							
会活動	整容	A B		С			B:車いす C:短下肢装 具、四脚杖	A、C:主住 B:座住	4月下旬	0	01<週2回個別州妹> 支ほでの歯磨き・洗面訓妹 ((トイレまでは歩行を行 う。)	食事後の整容を主住保持で きるよう支援する。 (昼、 夕)	前屋時膝が折れ易い。洗面台前の最良の足位置に停止する。また、五位姿勢			
30	更衣	A B		С			C: 矮下肢装 具	A:五値 B:ベッド上座値 C:もたれ五値	6月上旬	0	OT<週2回個別訓練> 主任姿勢での訓練へ進め る。	装具装着最優先し、その後 更衣を行う。 (朝)	での動作指導受けて いないため不安慮が ある。			
	入浴	A		С	В			A:ったい歩き C:浴槽出入りのみ 介助	6月下旬	0	0TまたはPT<週1回入浴時 > 家庭浴槽での入浴動作の指 導	, PT、OTにより明らかに なったポイントに留意しな がら支援を行う。				
	コミュニケー ション	A C	В								ST < 週1回グループで> グループでの会話などで自 発性を促す。	積極的な会話を引き出すよ うにする。	家族向では意思疎通 に向題なし。			
	家事	V	/	V	V	V										
	外出	A		С		В										
	孫の相手	A C	В										孫との会話を通して 前向きになっていた だく。			

$\overline{}$	自立·介護	Г			現	在(の評価及び	ブ目標	具体的なアプローチ							
	状況 項目	自立	見守り	一部介助	全介	行わ	使用用具 杖・装具・歩 行器・車椅子 など	介護内容	到達時期	重点項目	PT、OT、STが 実施する 内容・頻度等	看護・介護職等が 実施する 内容・頻度等	実施上の留意点			
	寝返り	A B C										特になし。	京上動作は、基会所 や自宅内を想定して 行う。			
起	起きあがり	A B C														
居	座位	A B C														
動作	立ち上がり	А		B C				C: 床上からのみー 部介助(特子から自 五)	6月上旬		PT<週3日個別訓練> 訓練室の和室にて床上での 動作訓練					
	立位	A C		В												
	摂食・嚥下	A B C						208								

リハビリテーション実施計画書(2)

<u>ご本人 /: ОО ОО ご家族</u>

ごオ	K人の希望 (○ 年 ○ 月 ○ 日) また歩けるようになりたい。身の目りのことは一人でやりたい。 以前のように近所の友人宅や自宅で囲碁をうちたい。
ご家	家族の希望(〇 年 〇 月 〇 日) 日中は一人で自宅生活をして欲しい。(特に一人でトイレに行けるようになって欲しい。)
生活目標	その人らしく生活するためのポイント 基会所や集会所でのサークル活動や町内会活動等を中心として、外出も活発に行う。 友人宅にもお向したり、公共交通機関を利用して旅行を楽しむ。 身の回りのことはできるだけ自分で行う。
リハ	ご本人の状態や生活環境の改善・生きがい楽しみの支援に向けての取り組み ①祖書者が象談とともにす真や見取り固などで自宅の環境を確認し、自宅主法を想定した日常主法行為の対象を同始時から行います。 ③連所議議回に外出できるように、自宅周辺の屋外環境を想定して対象を行っていきます。 ③状行的運所の際に、建設のケアマネジャー等がご自宅を訪问し、在宅での介護サービスの利用について検討を行っていきます。
ハビリテーション	・書 半移動に関し、車いすでは今く多行で行ぐえるようにします。 一入所前までの「対縁室でだけ多行(T言軟身行)、実生活は車桁す」から、「実生活でも多行」を目指します。これまでのT言軟から四脚杖と短下肢装具を使うことで安定して少けることを目指します。現常原法士・作業原法士も、扁様でトイレや洗面所などでやり方、歩き方を一緒に練習しながら行います。さらに、看護・介護職員もともにそれらを生活の中で定着させます。 ・多行の自主した後は、ご自分でも心がけて歩いてください。これによって活動性の向上を囲ります。 一具体的にはまず、壁容の際に歩いていくことや、主って行うことが自主するようにし、その後トイレ多行、屋外多行へとすすめます。 ・自宅内で必要をこと、また外出光で必要を生活上の行名のやり方を丁寧に練習していきます。 ・扁院内と自宅や井出光で必要な生活上の行名のやり方が上手になることを重視して進めていきます。 到達の目標としては、
ンプログラム	・4月下旬を目途に、屋内の歩行や日中の排泄、整容が安定して行えることを目指します。 ・また、5月下旬を目途に、屋外での歩行や夜间の排泄もお一人で行えることを目指します。 ・さらに、6月下旬には、階級昇降や入浴もお一人で行えることを目指します。
ご本	・
	・歩く機会を増やすようにしてください。介助されながらであっても行きたいところに積極的に行くようにしましょう。 ・日中はデイルームで囲碁を左手でうったりすることをおすすめします。
	院にお願いしたいこと・入所直後から退所後の生活の事を考えていきましょう。・ 3人所直後から退所後の生活の事を考えていきましょう。・ 3人行的退所を活用して、入所中にもなるべく自宅に帰っていただくようにしますので、その際には、絶扱でできるようになったことが、自宅でもできるか確認し、難しいことなどがあれば担害者に赦えてください。3人の関係で気をつけること。
前回	司計画書作成時からの改善・変化等(月日)
備考	りハビリテーションは実際の生活で行う行為を上手にできるようにしていくものです。何をしたいかについて も希望を出してください。
担当チー	
7	● ○○(薬剤師)、 ○○(皮援相談員)、 ○○ (栄養士)、○○(介護支援専門員)
ご本	

: 00 00 説明者 : 00 00

興味・関心チェックシート

生活行為	している	してみたい	興味がある	生活行為	している	してみたい	興味がある
自分でトイレへ行く				生涯学習・歴史			
一人でお風呂に入る				読書			
自分で服を着る				俳句			
自分で食べる				書道・習字			
歯磨きをする				絵を描く・絵手紙			
身だしなみを整える				パソコン・ワープロ			
好きなときに眠る				写真			
掃除・整理整頓				映画・観劇・演奏会			
料理を作る				お茶・お花			
買い物				歌を歌う・カラオケ			
家や庭の手入れ・世話				音楽を聴く・楽器演奏			
洗濯・洗濯物たたみ				将棋・囲碁・麻雀・ゲーム等			
自転車・車の運転				体操·運動			
電車・バスでの外出				散歩			
孫・子供の世話				ゴルフ・グラウンドゴルフ・ 水泳・テニスなどのスポーツ			
動物の世話				ダンス・踊り			
友達とおしゃべり・遊ぶ				野球・相撲等観戦			
家族・親戚との団らん				競馬・競輪・競艇・パチンコ			
デート・異性との交流				編み物			
居酒屋に行く				針仕事			
ボランティア				畑仕事			
地域活動 (町内会・老人クラブ)				賃金を伴う仕事			
お参り・宗教活動				旅行・温泉			
その他 ()				その他 ()			
その他 ()				その他 ()			

生活機能チェックシート

利用者氏名					生生	年月日		年	月	日	男・女
評価日	令和	年	月	日()	:	\sim	:	要	介護度	
評価スタッフ					Ą						

	項目	レベル	課題	環境 (実施場所・補助具等)	状況·生活課題
	食事	・自立(10) ・一部介助(5) ・全介助(0)	有・無		
	椅子とベッド 間の移乗	・自立(15) ・監視下(10) ・座れるが移れない(5) ・全介助(5)	有・無		
	整容	・自立(5) ・一部介助(0) ・全介助(0)	有・無		
	トイレ動作	・自立(10) ・一部介助(5) ・全介助(0)	有・無		
ADL	入浴	・自立 (5) ・一部介助(0) ・全介助(0)	有・無		
ADL	平地歩行	・自立 (15) ・歩行器等 (10) ・車椅子操作が可能 (5) ・全介助(0)	有・無		
	階段昇降	・自立(10) ・一部介助(5) ・全介助(0)	有・無		
	更衣	・自立(10) ・一部介助(5) ・全介助(0)	有・無		
	排便 コントロール	・自立(10) ・一部介助(5) ・全介助(0)	有・無		
	排尿 コントロール	・自立(10) ・一部介助(5) ・全介助(0)	有・無		
	調理	・自立 ・見守り ・一部介助 ・全介助	有・無		
IADL	洗濯	・自立 ・見守り ・一部介助 ・全介助	有・無		
	掃除	・自立 ・見守り ・一部介助 ・全介助	有・無		
	項目	レベル	課題		生活課題
	寝返り	・自立 ・見守り ・一部介助 ・全介助	有・無		
	起き上がり	・自立・見守り・一部介助・全介助	有・無		
起居動作	座位	・自立 ・見守り ・一部介助 ・全介助	有・無		
	立ち上がり	・自立 ・見守り ・一部介助 ・全介助	有・無		
	立位	・自立 ・見守り ・一部介助 ・全介助	有・無		

【個別機能訓練計画書】

				K lie	17),1/7% 410	יין דין איטוייעד	4 🗎 🌡						
作成日:令和	年	月	日	前回作品	戈日:令和	年 年	月 日	初回作	F成日:	令和	年	月	日
ふりがな			性別	大]	E /	昭和	要介護	度計画	作成者	:			
氏名	レオムユ	~ с . ⊢.	± 11 10	年		生(歳		職種			TI TI	TITA	IV M
障害高齢者の日常生							高齢者の日常	生活日 立度	目业	I II а	шь ша	ШБ	IV M
I 利用者の基本情 利用者本人の希望	i報	※別約	氏様式3-	- 1 · 別紙령	(式3-2	を別途活用家族の希							
和初6日午 少 (小加里						3/2/0/							
利用者本人の社会参	加の状	†況				利用者の	居宅の環境	竟(環境因	子)				
健康状態・経過						1							
病名			発症日	• 受傷日:	年 月	日 直近の	入院日:	年 月 日	直近の	退院日	: 年	月	日
治療経過(手術がある場	場合は手	術日・術	式等)										
合併疾患・コントロー	・ル状態	(高血圧	、心疾患、	呼吸器疾患、	、糖尿病等)							
機能訓練実施上の留意	音項 ((盟始前・	訓練中の8	7音車項 海道		告皇(
7及化的10个人地工**/由尼	(1 . × (נים שאַנוען)	10/10/K V / H	1点子"天、庄)	9/12/X SA	同里寸/							
※①~⑤に加えて、介護	支援専門	月員から、	居宅サー	ごス計画上の	利用者本人	等の意向、終	総合的な支援力	が針等につい	て確認す	ること。			
Ⅱ 個別機能訓練の)目標(・個別機	能訓練工	質目の設定	•								
個別機能訓練の目標	į												
機能訓練の短期目標 (機能)	(今後3	ヶ月)	目標達成	度(達成・一	一部・未達)	機能訓練(機能)	の長期目標		E	目標達成	度(達成	· 一部	未達)
(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,						(13.11.2)							
(活動)						(活動)							
(参加)						(参加)							
(参/加)						(% /Jµ)							
※目標設定方法の詳細や生活機能 ※短期目標(長期目標を達成する									たい。				
個別機能訓練項目			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, , , , , , , , , , , , , , , ,		0				
プログラム	>内容(何を目的	に(~のた	めに)~する)			留意点		頻度		時間	主な	実施者
(I)								退	I In	1	\wedge		
(I)								Į.		1	分		
(2)								退		1	分		
3								退]	分		
4								退]	分		
									- 22 -	, 44	-tv.		
※短期目標で設定した目標を達成					体的に設定す			9	ログラ、	ム业条	有:		
利用者本人・家族等がサ	一ころ村	川川・时間じ	√クトに美施 [™]	りること		特記事項							
Ⅲ 個別機能訓練実													
個別機能訓練の実施	による	変化		_		個別機能	記訓練実施に	こおける課	題とそ	の要因		_	
※個別機能訓練の実施結												東新領	争を行
い、個別機能訓練の目標	 訓練項 	貝目等に係	くる最新の付	青報が把握で	きるように	すること。ネ	刃回作成時には	は∭について	は記載不	要である	5.		

説明者:

説明日: 令和 〇 年 〇 月 〇 日

(地域密着型) 通所介護 〇〇〇 事業所No.0000000000 住所〇〇〇 電話番号〇〇〇

(地域密着型) 通所介護 ○○○

事業所No. 000000000

【(地域密着型)通所介護計画書】

作成	∄:	年	月	日	前回作成日:		年	月	日	初回作成日	:	年	Ē	月	日
ふりぇ	がな			性別	大正	/	昭和		要介護度	計画作品	戊者:				
氏	名				年 月	日生	生 点	歳		職種:					
障急	唇高齢者の	日常生活自	立度: 自	立 J1 J2	A1 A2 B1 B2 C1	C2	認知症	高齢者	か日常生活	音自立度: 自	立 I II	a I Ib	Шa	∭b	IV I
	用者の基		~~! = ~ 4	• 177											
迪 所分	`護利用まて	ごの経緯(7	古動歴や病	i歴)											
到田才	が本人の希望	月				İs	家族の希	- 亡月							
ריות בי	イン・ハーコ	E					√ 11 / √√√11.	王							
印用老	「本人の社会	≧参加の状	· 沪												
1) II. E	17F7(V) ILL	Z 39-73H 4 2 4/V	.04												
利用者	その居宅の環	景境(利用	者の居宅での	の生活状況	をふまえ、特によく	使用す	る場所・	使用	したいと考え	・ている場所の	り環境を言	2入)★			
37.14		1132 (13)10		- 2314 7 772	2.5 0.72, 77.100.		33771	0.07.14		2 7 . 2	- >,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				
建康州	犬態(病名、台	·併症(小症	患 吸哭疾患	等) 服薬	狀況等)★)	ケアの	トでの	の医学的し	「スク(血圧、	転倒 嘘	下隋宴等)	· 密音	全事項	a ★
V=141<1	,,,,e,,(),,,,,,,,,,	77元(心次	心、汉伯尔	小可八川以米	NIVE T/ A		, , v /_	_	~ 12 12 11 1 1	· · / (IIII/II-)	古る下で、	1 HP (I 17)	出力	シャウ	` ^
П	 ナービス利	 J用目標・	サービス	 提供内线	 容の設定										
						利用	目標								
	設定日 達成予定日	年年	月月									目標 達成度	達成	ŧ · -	部・未
短期	設定日	年	月									目標			部・未
目標	達成予定日	年	月									達成度	. 上		η· . γ
					サービ	ス提供	内容((※)							
		目的とケ	アの提供力	5針・内容	3	実施	達成		評価 効果、満	足度など		迎え	(有	• 無)	
	月	日 ~	月	E		実施					プ	ログラム	٦ (1	日の	 流れ)
1						一部 未実施	一部 未実施				(子	定時間) (†	ナーヒ゛ス	内容)
	月	日 ~	月	E		実施									
2						一部未実施	一部 未実施								
	月	日 ~	月	E		実施	達成								
3						一部未実施	一部 未実施								
	月	日 ~	月	E		実施	達成								
4						一部未実施	一部								
\top	月	日 ~	月	E		実施	達成								
5						一部	一部 未実施					送り	(有	• 無)	
持記事	事項					小大师	※サー			定にあたって					
							ること。			に必要なプロ					
実施征	後の変化(約	総括) ‡	再評価 日	:	年 月	日			□算(Ⅱ)を 己入すること	算定する場合 。	゛は、★が	記載され	た欄	等にお	いて必
							利用者	首・3		る本計画の	の説明者		-		
									説明者			説明・			
							1					年	-	月	日

〒000-0000 住所:○○県○○市○○ 00-00 Tel.000-000-00**20/3** ax.000-000-0000 管理者:

【個別機能訓練計画書】 (記載例)

作成日:令和 〇 年 11 月 3 日	前回作成日:令和 〇 年 8 月 8 日	初回作成日:令和 ○ 年 8 月 8 日				
ふりがな こべつ たろう 性別	大正 / 昭和 要介護度	計画作成者: 〇〇 〇〇				
氏名 個別 太郎 男	△ 年 4 月 2 日生 (82歳) 要介護 1	職種:理学療法士(機能訓練指導員)				
障害高齢者の日常生活自立度: 自立 I1 I2(A1)A2 B1 B2 C1 C2 認知症高齢者の日常生活	舌自立度: 自立 Ⅰ (Πa)Πb Ⅲa Ⅲb Ⅳ M				

利用者の基本情報 ※別紙様式3-1・別紙様式3-2を別途活用すること

利用者本人の希望	家族の希望					
近所(スーパーマーケット)に買い物に行きたい。	以前のように元気に過ごしてほしい。家事などがまたできる					
	ようになるとよい。					
利用者本人の社会参加の状況	利用者の居宅の環境(環境因子)					
自宅で簡単な調理の手伝い。元々家事や買い物等を積極的に	娘夫婦との3人暮らし。自宅内では伝い歩き。入浴は介助を					
おこなっていた。	要すが、トイレは自立。屋外歩行は見守りが必要。					

健康状態 • 経過

アルツハイマー型認知症 発症日・受傷日:○年1月14日ごろ 直近の入院日: 年月日 直近の退院日: 月 日

治療経過 (手術がある場合は手術日・術式等)

昨年末から物忘れの症状が出現し、〇年1月にアルツハイマー型認知症と診断された。現在、内服加療中。 最近、外に出る機会が乏しく、家に閉じこもりがちになってきている。

合併疾患・コントロール状態(高血圧、心疾患、呼吸器疾患、糖尿病等) 高血圧症 (内服加療中)

機能訓練実施上の留意事項 (開始前・訓練中の留意事項、運動強度・負荷量等) 血圧上昇時には運動を控えること。

※①~⑤に加えて、介護支援専門員から、居宅サービス計画上の利用者本人等の意向、総合的な支援方針等について確認すること。

Ⅱ 個別機能訓練の目標・個別機能訓練項目の設定

個別機能訓練の目標

機能訓練の短期目標(今後3ヶ月) 目標達成度 (達成・一部・未達) 機能訓練の長期目標 目標達成度(達成・一部・未達) (機能) (機能) 下肢筋力・耐久性の向上 下肢筋力・耐久性の向上 認知機能低下に対する対応 (メモ等の代償的手段の活用など) 認知機能低下に対する対応(メモ等の代償的手段の活用など) (活動) (活動) 屋外歩行が見守りで20分程度実施できる 屋外歩行を見守りで1時間程度実施できる (参加) 家族と家の周りの散歩を楽しめる。 スーパーで買い物が出来る。自分で買った食材を使って料理が出来る。

※目標設定方法の詳細や生活機能の構成要素の考え方は、通知本体を参照のこと。 ※目標達成の目安となる期間についてもあわせて記載すること。 ※短期目標(長期目標を達成するために必要な行為)は、個別機能訓練計画書の訓練実施期間内に達成を目指す項目のみを記載することとして差し支えない。

個別機能訓練項目

	プログラム内容(何を目的に(~のために)~する)	留意点	頻度	時間	主な実施者
1	下肢と体幹の筋力増強訓練 (歩行能力向上のため)	高血圧に留意	週 2 回	10分	理学療法士 (機能訓練 指導員)
2	歩行訓練(屋内、屋外) (近所への買い物が出来るようになるため) (歩行補助具もあわせて選定)	高血圧と転倒に留意	週 2 回	10分	理学療法士 (機能訓練 指導員)
3	認知機能低下に対する対応訓練 (買い物や調理をメモを見ながら実施できるように) (買い物リストの作成も)	自尊心に配慮	週 2 回	10分	理学療法士 (機能訓練 指導員)
4	買い物訓練 (模擬的にあるいは実際にスーパーなどへ買い物に行 く)	高血圧と転倒に留意	週1回	20分	理学療法士 (機能訓練 指導員)
※短期	※短期目標で設定した目標を達成するために必要な行為に対応するよう、訓練項目を具体的に設定すること。			立案者:○○	

利用者本人・家族等がサービス利用時間以外に実施すること

特記事項

・ご家族に認知症の症状と対応方法を伝達するとともに共有(症状 や対応方法について)

・ご本人はもともと活発的な方

Ⅲ 個別機能訓練実施後の対応

個別機能訓練の実施による変化

前回(初回)計画作成時と比べ、屋外で10分程度見守りで 歩行できるようになってきています。メモも少し活用可能。

個別機能訓練実施における課題とその要因

長時間の歩行はまだ難しいです。メモの活用も少しずつ定 着してきているが継続が必要。

※個別機能訓練の実施結果等をふまえ、個別機能訓練の目標の見直しや訓練項目の変更等を行った場合は、個別機能訓練計画書の再作成又は更新等を行 い、個別機能訓練の目標・訓練項目等に係る最新の情報が把握できるようにすること。初回作成時にはⅢについては記載不要である。

(地域密着型) 通所介護 〇〇〇 事業所No. 000000000 説明日: 令和 ○ 年 11 月 5 日 住所〇〇〇 電話番号〇〇〇 説明者:

【(地域密着型)通所介護計画書】(記載例)

作成日:	令和 ○ 年 11 月 :	3 月	前回作成日: 令君	□ ○ 年 10 月	3 日	初回作成日: 令和 〇 年 8 月 8 日
ふりがな	こべつ たろう	性別	大正 /	昭和	要介護度	計画作成者:〇〇 〇〇
氏 名	個別 太郎		△年 4 月 2	日生 82 歳	要介護 1	職種:理学療法士(機能訓練指導員)
障害高齢者	皆の日常生活自立度: 自 s	立 J1 J2 (A1)A2 B1 B2 C1 C2	認知症高齢	者の日常生活	括自立度: 自立 I IIa IIb IIIa IIIb IV M

I 利用者の基本情報

通所介護利用までの経緯(活動歴や病歴)

昨年末から物忘れの症状が出現し、○年1月にアルツハイマー型認知症と診断された。最近、外に出る機会が乏しく、家に閉じこもりがちであり、家事 を行う回数も少なくなってきている。

利用者本人の希望

自宅での生活を続けたい。自宅のお風呂に入れるようになりたい。 デイサービスではお風呂に入る練習をしたり、他の利用者と話をしたい。 買い物が好きなので、近所に買い物に行けるようになりたい。

家族の希望

本人が希望する限りは、自宅で一緒に暮らし続けたい。 以前のように元気で過ごしてほしい。 ハリのある生活をするため、家事などがまたできるようになってほしい。

利用者本人の社会参加の状況

自宅では簡単な調理の手伝いをしている。(元々家事や買い物等を積極的に行っていた。手先が器用で工作や習字、絵を描くことが得意。) 社交的な性格で、顔なじみの近所の人と話をすることを楽しみにしている。

利用者の居宅の環境(利用者の居宅での生活状況をふまえ、特によく使用する場所・使用したいと考えている場所の環境を記入)★

- ・居宅は2階建ての一軒家。利用者の居室や浴室は1階にあり、2階にあがることはほとんどない。玄関、廊下、居室内には手すりがある。
- ・浴室環境は利用者の心身の状況からみて使用上の問題はなし。

(床は段差なし、滑り止め加工あり。浴槽の高さは50センチ。バスボードと入浴用椅子の配置あり。別添写真参照。)

健康状態(病名、合併症(心疾患、吸器疾患等)、服薬状況等)★

- ・アルツハイマー型認知症 (ドネペジル5mg/1X朝を内服中)
- ・高血圧症 (アムロジピン5mg/1X朝を内服中)

ケアの上での医学的リスク(血圧、転倒、嚥下障害等)・留意事項★ ・血圧上昇時には運動を控えること。

Ⅱ サービス利用目標・サービス提供内容の設定

<u>н</u>	2 C 21/49/	医五氏	,				
				利用目標			
	設定日	○年	8月	・自宅での生活を継続する。	目標	達成 ・一部・	未達
目標	達成予定日	△年	2月	・近所のスーパーで買い物ができるようになる。	達成度		
短期	設定日	○年	11月	・他の利用者とのコミュニケーションを図る。	目標	達成 ・ (一部)・	未達
目標	達成予定日	△年	2月	・スーパーで買い物ができるようになるために心身機能を回復する。	達成度	_{速成} 。	不进

	サービス提供内容(※)									
	目的とケアの提供方針・内容	実施	達成	評価 効果、満足度など	迎え (有) 無)					
1	11月 4日 ~ 月 日 入浴(自宅で入浴ができるよう、自宅の浴室環境 をふまえ、福祉用具を選定し入浴動作を練習する)	(実施) 一部	一部	脱衣・着衣、洗髪に問題はない が、浴槽をまたぐ動作に不安があ り、バスボードを用いて引き続き		(1日の流れ)				
	11月 4日 ~ 月 日	未実施		練習を行う。 自身で栄養バランスを考えてメニュー	(予定時間)	(サービス内容)				
2	昼食(自身でメニューを選び、配膳・下膳を 行う(食事介助なし))	一部	一部	を選ぶことや、食事の準備・片付けを することができている。食後声替け し、服薬もできている。	10時00分	サービス開始				
	11月 4日 ~ 月 日	大 美施	木美胞 達成	U. Michel C.	10時30分	入浴				
3	個別機能訓練(個別機能訓練計画書を参照)	一部	一部 未実施	_	12時00分	昼食				
	11月 4日 ~ 月 日	実施	(法武)	他の利用者と楽しく会話をするこ	13時30分	個別機能訓練				
4	レクリエーション(他の利用者との会話を楽し む。習字や合唱のプログラムに参加する)	一部未実施	一部	とができている。習字や合唱のプ	15時00分	レクリエーション				
	月 日~ 月 日	実施	達成		16時00分	サービス終了				
(5)		一部 未実施	一部 未実施		送り(有 無)				

特記事項

利用者はもともと活発な方であり、機能訓練やレクリエーションに積極的 に参加したいと考えている。

実施後の変化(総括) 再評価日: 令和○年 11月 3 日 デイサービスに通い始めてから3か月が経過し、デイサービスの環境にも慣れてきている様子。機能訓練やレクリエーションにも積極的に参加しており、効果も現れてきている。自宅で生活し続けられるよう、心身の状態を確認し、事業所内ではできる限り自身の残存能力を活かして行動するよう促すとともに、自身の力での対応が難しい場合は介助を行っていく。

※サービス提供内容の設定にあたっては、長期目標・短期目標として設定した目標を達成するために必要なプログラムとなるよう、具体的に設定すること

※入浴介助加算(Ⅱ)を算定する場合は、★が記載された欄等において必要な情報を記入すること。

利用者・家族に対する本計画の説明者及び同意日							
説明者	説明・同意日						
00 00	○年 11月 5日						

(地域密着型) 通所介護 ○○○ 事業所No. 000000000 〒000-0000 住所:〇〇県〇〇市〇〇 00-00 Tel.000-000-0000/Fax.000-000-0000 管理者:

栄養・摂食嚥下スクリーニング・アセスメント・モニタリング (施設) (様式例)

	木食 * 按良嘫	ヘスクリー-	_フン・ア	ヒスメント	・モニタリノク	(心でで)	(おまれ)	ענע			
フリガナ		性別	口男 口女	生年月日	年	月	日生まれ	年齡			歳
氏名		要介護度		病名• 特記事項等				記入者名			
八石		女川磯改		特記事項等				作成年月日	年	月	В
利用者									帯成と ーソン	本人 —	
家族の意向								(支持			

家放	矢の意	節向			(支	援者)		
_	7以	は、入所(入院)者個々の状態に応じて作成。)						
実施	拖日	(記入者名)	年 月 日()	年 月 日()	年月日()	年月日()		
プロ	ロセ	ス	★プルダウン¹	★プルダウン ¹	★プルダウン ¹	★ブルダウン ¹		
低	養栄	状態のリスクレベル	□低 □中 □高	□低 □中 □高	口低 口中 口高	口低 口中 口高		
	身	Ę	cm	cm	om	cm		
低	体	重 / BMI	kg / kg/ml	kg / kg/rl	kg / kg/ml	kg / kg/rd		
栄養	3%	6以上の体重減少率 kg/1ヶ月	□無 □有(kg/ ヶ月)	□無 □有(kg/ ヶ月)	□無 □有(kg/ ヶ月)	□無 □有(kg/ ヶ月)		
状態	3%	6以上の体重減少率 kg/3ヶ月	□無 □有(kg/ ヶ月)	□無 □有(kg/ ヶ月)	□無 □有(kg/ ヶ月)	□無 □有(kg/ ヶ月)		
の	3%	6以上の体重減少率 kg/6ヶ月	□無 □有(kg/ ヶ月)	□無 □有(kg/ ヶ月)	□無 □有(kg/ ヶ月)	□無 □有(kg/ ヶ月)		
リス	血	青アルブミン値	□無 □有(g/dl)	□無 □有(s/d)	□無 □有(g/dl)	□無 □有(_{g/dl})		
ク	褥疸		□無 □有	□無□有	□無 □有	□無 □有		
状	***		□経□のみ □一部経□	□経□のみ □一部経□	□経□のみ □一部経□	□経□のみ □一部経□		
況)	宋	護補給法	□経腸栄養法 □静脈栄養法	□経腸栄養法 □静脈栄養法	□経腸栄養法 □静脈栄養法	□経腸栄養法 □静脈栄養法		
	そ(の他						
	栄養	食事摂取量(割合)	%	%	%	%		
	補	主食の摂取量(割合)	主食 %	主食 %	主食 %	主食 %		
	給の	主菜、副菜の摂取量(割合)	主菜 % 副菜 %	主菜 % 副菜 %	主菜 % 副菜 %	主菜 % 副菜 %		
	状態	その他(補助食品など)						
	摂	取栄養量:エネルギー・たんぱく質(現体重当たり)	kcal (kcal/kg) g (g/kg)	kcal (kcal/kg) g (g/kg)	kcal (kcal/kg) g (g/kg)	kcal (kcal/kg) g (g/kg)		
	提信	共栄養量:エネルギー・たんぱく質(現体重当たり)	kcal (kcal/kg) g (g/kg)	koal (koal/kg) g (g/kg)	kcal (kcal/kg) g (g/kg)	kcal (kcal/kg) g (g/kg)		
英生	必	要栄養量:エネルギー・たんぱく質(現体重当たり)	kcal (kcal/kg) g (g/kg)	kcal (kcal/kg) g (g/kg)	kcal (kcal/kg) g (g/kg)	kcal (kcal/kg) g (g/kg)		
活状	嚥	下調整食の必要性	□無 □有	□無 □有	□無 □有	□無□有		
況	食	事の形態(コード)	(コード:★プルダウン ²)	(コード:★プルダウン ²)	(コード:★プルダウン ²)	(コード:★プルダウン ²)		
等	ع	ろみ	□薄い □中間 □濃い	□薄い □中間 □濃い	口薄い 口中間 口濃い	□薄い □中間 □濃い		
	食	事の留意事項の有無(療養食の指示、食事形態	□無 □有	□無□有	□無 □有	□無 □有		
	嗜好、 薬剤影響食品、アレルギーなど)		剤影響食品、アレルギーなど) ()		()	()		
	本	人の意欲	★プルダウン ³	★プルダウン ³	★プルダウン ³	★プルダウン ³		
	食	欲・食事の満足感	★プルダウン⁴	★プルダウン ⁴	★ プルダウン ⁴	★プルダウン ⁴		
	食	事に対する意識	★プルダウン⁴	★プルダウン ⁴	★ プルダウン ⁴	★プルダウン ⁴		
		□腔関係	□□腔衛生 □摂食・嚥下	□□腔衛生 □摂食・嚥下	□□腔衛生 □摂食・嚥下	□□腔衛生 □摂食・嚥下		
		安定した正しい姿勢が自分で取れない						
多職		食事に集中することができない						
種に		食事中に傾眠や意識混濁がある						
よる		歯(義歯)のない状態で食事をしている						
(栄養	腔関	食べ物を口腔内に溜め込む						
職種による栄養ケアの	係	固形の食べ物を咀しゃく中にむせる						
の舞		食後、頬の内側や口腔内に残渣がある						
課題	1	水分でむせる						
低当		食事中、食後に咳をすることがある						
木養田	L	その他・気が付いた点						
(低栄養関連問題)	その他	褥瘡。生活機能関係 消化器官関係 水分関係 代議関係 心理・精神・認知症関係 医薬品	□構備 (再掲) □生活機能低下 □嘔気・嘔吐 □下病 □便秘 □浮腫 □脱水 □感染 □発熱 □閉じこもの □うつ □認知症 □薬の影響	□梅億(再掲)□生活機能低下 □曜気・嘔吐 □下痢 □便秘 □浮雄 □脱水 □感染 □発熱 □閉じこもの □うつ □認知症 □棄の影響	□褥艦(再掲)□生活機能低下 □噻気・嘔吐 □下痢 □便秘 □浮罐 □脱水 □感染 □発熱 □閉じこもり □うつ □認知症 □棄の影響	□褥艦(再掲)□生活機能低下 □嘔気・嘔吐・□下痢 □便秘 □浮腫 □脱水 □感染 □発熱 □閉じこもり □うつ □認知症 □楽の影響		
		特記事項						
		総合評価	□改善 □改善傾向 □維持	□改善 □改善傾向 □維持	□改善 □改善傾向 □維持	□改善 □改善傾向 □維持		
			□改善が認められない	□改善が認められない	口改善が認められない	口改善が認められない		
1 -		計画亦画	口無口左	C# C#				

経口維	摂食・嚥下の課	摂食・嚥下機能検査	□水飲みテスト □類部誌診法 □應下内規線検査 □應下遊影検査 □暗明能力・機能の検査 □路別機能に課題あり(検査不可のため食事の観察にで確認) □その他(〕その他(〕 実施日: 年月 日	□水飲みテスト □類部師診法 □嚥下内規線検査 □틊下遊影検査 □暗響能力・機能の検査 □踏規機能に撲遊あり (検査不可のため食 事の観察にて確認) □その他() 実施日: 年 月 日	□水飲みテスト □頚部肺診法 □底下内規線検査 □底下遊影検査 □暗解能力・機能の検査 □路別機能に課題あり (検査不可のため食事の観察にて確認) □その他() 実施日: 年 月 日	□水飲みテスト □類部聴診法 □應下内規線検査 □届下遊影検査 □咀嚼能力・機能の検査 □路別機能に課題あり(検査不可のだめ食 事の観察にて確認) □その他() 実施日: 年 月 日
持 加 算	題	検査結果や観察等を通して把握した課題の所在	□認知機能 □咀嚼・□腔機能 □嚥下機能	□認知機能 □咀嚼・□腔機能 □嚥下機能	□認知機能 □咀嚼・□腔機能 □嚥下機能	□認知機能 □咀嚼・□腔機能 □嚥下機能
昇(工) 又は(※食事の顕察	参加者	□医師 □歯科医師 □管理栄養士 □栄養士 □歯科衛生士 □言語師養士 □作業療法士 □理学療法士 □看護環員 □介護職員 □介護支援専門員 実施曰: 年 月 日	口医師 口修科医師 口管理栄養士 口栄養士 口修科衛生士 口言語師喪士 口作業療法士 口理学療法士 口看護職員 口介護國員 口介護支持門員 実施日: 年 月 日	口医師 口齒科医師 口管理栄養士 口柴養士 口齒科衛生士 口言語聴義士 口作業療法士 口理学療法士 口看護職員 口介護職員 口介護支援専門員 実施日: 年 月 日	□医師 □歯科医師 □管理栄養士 □栄養士 □歯科衛生士 □言語師養士 □作業療法士 □理学療法士 □看護職員 □介護職員 □介護支援専門員 実施曰: 年 月 日
Ⅱ)を算定して	※多	参加者	□医師 □歯科医師 □管理栄養士 □栄養士 □憶科衛生士 □ 世級科衛生士 □ 世級報法士 □世級療法士 □理学療法士 □ 西護閱員 □介護取員 □介護取員 □介護取員 □介護取員 □介護取員 □介護取員 日介護取員 日介護	□医師 □幽科医師 □管理栄養士 □栄養士 □幽科衛生士 □言語聴覚士 □性薬療法士 □君養 □型学療法士 □葡萄園 □介護環員 □介護支援専門員 実施日: 年 月 田	□医師 □齒科医師 □管理栄養士 □栄養士 □歯科衛生士 □言語聴覚士 □惟榮療法士 □言語聴覚士 □曹護順員 □力護職員 □介護職員 □介護支援専門員 実施日: 年 月 田	□医師 □歯科医師 □管理栄養士 □栄養士 □歯科衛生士 □言語師等士 □作業療法士 □理学療法士 □看護職員 □介護職員 □介護支援専門員 実施曰: 年 月 日
いる	職種	①食事の形態・とろみ、補助食の活用	□現状維持 □変更	□現状維持 □変更	□現状維持 □変更	□現状維持 □変更
場	会議	②食事の周囲環境	□現状維持 □変更	□現状維持 □変更	□現状維持 □変更	□現状維持 □変更
合は		③食事の介助の方法	□現状維持 □変更	□現状維持 □変更	□現状維持 □変更	□現状維持 □変更
必須		④口腔のケアの方法	□現状維持 □変更	□現状維持 □変更	□現状維持 □変更	□現状維持 □変更
		⑤医療又は歯科医療受療の必要性	□現状維持 □変更	□現状維持 □変更	□現状維持 □変更	□現状維持 □変更
		特記事項				

□無 □有

□無 □有

□無 □有

※経口維持加算(Ⅱ)を算定する場合は、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が参加していること

★プルダウン 1 スクリーニング/アセスメント/モニタリング

計画変更

★ブルダウン² 常食及び日本摂食嚥下リハビリテーション学会の嚥下調整食コード分類(4、3、2-2、2-1、1j, Ot、Oj)

□無 □有

- ★ブルダウン 3 1よい 2まあよい 3ふつう 4あまりよくない 5よくない
- ★プルダウン⁴ 1大いにある 2ややある 3ふつう 4ややない 5全くない
- 注1) スクリーニングにおいては、把握可能な項目 (BMI、体重減少率、血清アルブミン値 (検査値がわかる場合に記入) 等) により、低栄養状態のリスクを把握する。
- 注2) 利用者の状態及び家族等の状況により、確認できない場合は空欄でもかまわない。

< 低栄養状態のリスクの判断> 全ての項目が低リスクに該当する場合には、「低リスク」と判断する。高リスクにひとつでも該当する項目があれば「高リスク」と判断する。それ以外の場合は「中リスク」と判断する。 BMI、食事摂取量、栄養補給法については、その程度や個々人の状態等により、低栄養状態のリスクは異なることが考えられるため、対象者個々の程度や状態等に応じて判断し、「高リスク」と判断される場合もある。

リスク分類	低リスク	中リスク	高リスク
BMI	18.5~29.9	18.5 未満	
	変化なし	1 か月に3~5%未満	1 か月に 5%以上
体重減少率	(減少3%未満)	3 か月に3~7.5%未満	3 か月に 7.5%以上
	(減少3%不満)	6 か月に3~10%未満	6 か月に 10%以上
血清アルブミン値	3.6g/dl 以上	3.0∼3.5g/dl	3.0g/dl 未満
食事摂取量	76~100%	75%以下	
***		経腸栄養法	
栄養補給法		静脈栄養法	
褥 瘡			褥瘡

栄養ケア・経口移行・経口維持計画書 (施設) (様式例)

				入所 (院) 日:	年 月 日
氏名:			殿	初回作成日:	年 月 日
作成者	:			作成(変更)日:	年 月 日
利田	者及び家族の意向				説明日
4.2712	1日人で 小川 小心 心門				年 月 日
角	解決すべき課題	低栄	養状態のリスク □低 □中 □高	- 1)	
	(ニーズ)				
	長期目標と期間				
分類	短期目標と期	間	栄養ケアの具体的内容(頻度、)	期間)	担当者
★ プ					
ル					
ダウ					
ン ※					
	特記事項				
	刊心学久				
※①第	や養補給・食事、②栄	養食事	目談、③経口移行の支援、④経口維持の支援、⑤多職	種による課題の解決	など
算定加	□算:□栄養マネジメ	ント強化	と加算 □経口移行加算 □経口維持加算(□ I □	Ⅱ) □療養食加算	
栄養な	ケア提供経過記録				
月	日		サービス提供項目		
 -					

学春スクリー⁻ング・アセスメント・モータリング (通所・居宅) (样式切り

	木食スプリー		アヒススノ	1 · L_9	ワンフ	(週別	• 冶七/	(おれていり)				
フリガナ		性別	□男 □女	生年月日		年	月	日生まれ	年齡			蔵
氏名		要介護度		病名・					記入者名			
八石		女川磯坂		特記事項等					作成年月日	年	月	В
利用者										帯成と ーソン	- 人	
家族の意向				(買い物、食事の支 度、地域特性等)					(支担			
(NITH 3 85 ((1.10) 老用力の建設に応じて作成)											

	(以下は、入所(入院)者個々の状態に応じて作成。)								
実	施日	(記入者名)	年 月 日()	年 月 日()	年 月 日()	年月日()			
プロセス		ス	★プルダウン ¹	★プルダウン¹	★プルダウン¹	★プルダウン¹			
低	栄養	状態のリスクレベル	□低 □中 □高	□低 □中 □高	□低 □中 □高	□低 □中 □高			
	身	Ę	cm	cm	cm	cm			
	体	重 / BMI	kg / kg/ml	kg / kg/ml	kg / kg/ml	kg / kg/ml			
栄養	39	%以上の体重減少率 kg/1ヶ月	□無 □有(kg/ ヶ月)	□無 □有(kg/ ヶ月)	□無 □有(kg/ ヶ月)	□無 □有(kg/ ヶ月)			
状	20	6以上の体重減少率 kg/3ヶ月	□無 □有(kg/ ヶ月)	□無 □有(kg/ ヶ月)	□無 □有(kg/ ヶ月)	□無 □有(kg/ ヶ月)			
態の		6以上の体重減少率 kg/6ヶ月	□無 □有(kg/ ヶ月)	□無 □有(kg/ ヶ月)	□無 □有(kg/ ヶ月)	□無 □有(kg/ ヶ月)			
リス	血	清アルブミン値	□無 □有(g/d)	□無 □有(g/dl)	□無 □有(g/dl)	□無 □有(g/dl)			
9	褥	·····································	□無□有	□無□有	□無□有	□無□有			
伏	F		□経□のみ □一部経□	□経□のみ □一部経□	□経□のみ □一部経□	□経□のみ □一部経□			
況	栄	養補給法	□経腸栄養法 □静脈栄養法	□経腸栄養法 □静脈栄養法	□経腸栄養法 □静脈栄養法	□経腸栄養法 □静脈栄養法			
	2	の他	DILLION BEZZ DEFININGEZZ	CALLOON BELL CAP BION BELL	DICEON BEZZ DEFENDREZZ	DISCOUNDED DISTONDED			
-	栄	食事摂取量(割合)	%	%	%	%			
	養補	主食の摂取量(割合)							
	給		主葉 % 副菜 %	主葉 % 副菜 %	主葉 % 副菜 %	主葉 % 副菜 %			
	の状	2 a.h. (##4 a.p.+ 11)	土米 % 創米 %	主来 % 創来 %	主来 % 創来 %	主来 % 副来 %			
	態								
	-	取栄養量:エネルギー・たんぱく質(現体重当たり)	kcal (kcal/kg) g (g/kg)	kcal (kcal/kg) g (g/kg)	kcal (kcal/kg) g (g/kg)	kcal (kcal/kg) g (g/kg)			
食	_	供栄養量:エネルギー・たんぱく質(現体重当たり)	kcal (kcal/kg) g (g/kg)	kcal (kcal/kg) g (g/kg)	kcal (kcal/kg) g (g/kg)	kcal (kcal/kg) g (g/kg)			
生活	_	要栄養量:エネルギー・たんぱく質(現体重当たり)	kcal (kcal/kg) g (g/kg)	kcal (kcal/kg) g (g/kg)	kcal (kcal/kg) g (g/kg)	kcal (kcal/kg) g (g/kg)			
状況			□無 □有	□無 □有	□無 □有	□無 □有			
等		事の形態(コード)	(コード:★プルダウン ²)	(コード:★プルダウン ²)	(コード:★プルダウン ²)	(コード:★プルダウン ²)			
	\vdash	3み	□薄い □中間 □濃い	□薄い □中間 □濃い	口薄い 口中間 口濃い	□薄い □中間 □濃い			
		事の留意事項の有無(療養食の指示、食事形態	□無□有	□無 □有	□無□有	□無□有			
	_	好、 薬剤影響食品、アレルギーなど)	()	()	()	()			
	\vdash	人の意欲	★プルダウン ³	★プルダウン ³	★ブルダウン ³	★ブルダウン ³			
	\vdash	飲・食事の満足感	★プルダウン ⁴	★プルダウン ⁴	★プルダウン ⁴	*プルダウン ⁴			
	食	事に対する意識	★プルダウン ⁴	★プルダウン ⁴	★プルダウン ⁴	★プルダウン ⁴			
		□腔関係	□□腔衛生 □摂食・嚥下	□□腔衛生 □摂食・嚥下	□□腔衛生 □摂食・嚥下	□□腔衛生 □摂食・嚥下			
		安定した正しい姿勢が自分で取れない							
多職		食事に集中することができない							
種に		食事中に傾眠や意識混濁がある							
よる		歯(義歯)のない状態で食事をしている							
栄養	腔関	食べ物を口腔内に溜め込む							
種による栄養ケア	係	固形の食べ物を咀しゃく中にむせる							
の課		食後、頬の内側や□腔内に残渣がある							
題		水分でむせる							
(低栄養関連		食事中、食後に咳をすることがある							
養		その他・気が付いた点							
関連問題)	その他	小刀風景	□掃艦(再掲)□生活機能低下 □電気・嘔吐 □下痢 □便秘 □浮腫 □脱水 □感染 □発熱 □閉じこもり □うつ □認知症 □薬の影響	□ 桐穂 (再掲) □生活機能低下 □ 曜気・曜吐 □下痢 □便秘 □ 門砂 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ 桐橋 (再掲) □生活機能低下 □ 喧気・嘔吐・□下痢・□便秘 □ 浮腫・□ 貼水 □ 感染・□ 発熱 □ 閉しこもり □ うつ ロ認知症 □ 薬の影響	□褥瘡(再掲)□生活機能低下 □嘔気・嘔吐 □下痢 □便秘 □浮腫 □脱水 □感染 □発熱 □閉じこもり □うつ □認知症 □薬の影響			
	•	特記事項							
		総合評価	□改善 □改善傾向 □維持 □改善が認められない	□改善 □改善傾向 □維持 □改善が認められない	□改善 □改善傾向 □維持 □改善が認められない	□改善 □改善傾向 □維持 □改善が認められない			
		サービス継続の必要性 注)栄養改善加算算定の場合	□無 □有	□無 □有	□無 □有	□無□有			
_									

- ★ブルダウン¹ スクリーニング/アセスメント/モニタリング ★ブルダウン² 常食及び日本摂食嚥下リハビリテーション学会の嚥下調整食コード分類(4、3、2-2、2-1、1j, Ot、Oj) ★ブルダウン³ 1よい 2まあよい 3ふつう 4あまりよくない 5よくない ★ブルダウン⁴ 1大いにある 2ややある 3ふつう 4ややない 5全くない

- 注1) スクリーニングにおいては、把握可能な項目 (BMI、体重減少率、血清アルブミン値 (検査値がわかる場合に記入) 等) により、低栄養状態のリスクを把握する。
- 注2) 利用者の状態及び家族等の状況により、確認できない場合は空欄でもかまわない。

<低栄養状態のリスクの判断>

全ての項目が低リスクに該当する場合には、「低リスク」と判断する。高リスクにひとつでも該当する項目があれば「高リス

リスク分類	リスク分類 低リスク		高リスク		
BMI	18.5~29.9	18.5 未満			
	変化なし	1 か月に3~5%未満	1 か月に 5%以上		
体重減少率	(減少3%未満)	3 か月に3~7.5%未満	3 か月に 7.5%以上		
	(減少3%不同)	6 か月に3~10%未満	6 か月に 10%以上		
血清アルブミン値	3.6g/dl 以上	3.0~3.5g/dl	3.0g/dl 未満		
食事摂取量	76~100%	75%以下			
		経腸栄養法			
栄養補給法		静脈栄養法			
褥 瘡			褥瘡		

氏名:

栄養ケア計画書 (通所・居宅) (様式例)

初回作成日: 作成(変更)日:

年

月

殿

			作成者:	
	医師の指示	□なし □あり (要点		∃ (/)
利用	者及び家族の意向			説明日 月 日
Á	解決すべき課題 (ニーズ)	低栄養状態のリスク □低 □中 □高		
ł	長期目標と期間			
分類	短期目標と期	間 栄養ケアの具体的内容(頻度、期	間)	担当者
★プルダウン※				
	特記事項			
	学養補給・食事、②栄 デア 提供経過記録	養食事相談、③多職種による課題の解決など		
月	日	サービス提供項目		

口腔・栄養スクリーニング様式

ふりがな	□男 □女	□明	□大□昭	: : :	年	月	日生まれ		歳
							記入者名 :		
							作成年月日: 年	月日	
氏名	要介護度·病名						事業所内の歯科衛生	±	
Ц а	特記事項等						□無 □	有	
							事業所内の管理栄養	士・栄養	±
							□無 □	有	

	スクリーニング項目	前回結果(●月●日)	今回結果 (●月●日)
	硬いものを避け、柔らかいものばかり食べる	はい・いいえ	はい・いいえ
	入れ歯を使っている	はい・いいえ	はい・いいえ
腔	むせやすい	はい・いいえ	はい・いいえ
	特記事項(歯科医師等への連携の必要性)		
	身長 (cm) ^{※1}	(cm)	(cm)
	体重(kg)	(kg)	(kg)
	BMI (kg/ m²) ^{※1} 18.5未満	□無 □有(kg/ m²)	□無 □有(kg/ m²)
	直近1~6か月間における 3%以上の体重減少※2	□無 □有 (kg/ か月)	□無 □有(kg/ か月)
養	直近6か月間における 2~3kg以上の体重減少※2	□無 □有(kg/6か月)	□無 □有(kg/6か月)
	血清アルブミン値(g/dl) ^{※3} 3.5g/dl未満	□無 □有((g/dl))	□無 □有 ((g/dl))
	食事摂取量 75%以下 ^{*3}	□無 □有 (%)	□無 □有 (%)
	特記事項(医師、管理栄養士等への 連携の必要性等)		

- ※1 身長が測定出来ない場合は、空欄でも差し支えない。
- ※2 体重減少について、いずれかの評価でも差し支えない。(初回は評価不要)
- ※3 確認出来ない場合は、空欄でも差し支えない。

(参考) 口腔スクリーニング項目について

「硬いものを避け、柔らかいものばかり食べる」

歯を失うと肉や野菜等の摂取割合が減り、柔らかい麺類やパン等の摂取割合が増えることが指摘されています。

「入れ歯を使っている」

入れ歯があわないと噛みにくい、発音しにくい等の問題がでてきます。 また、歯が少ないけれども入れ歯を使っていない場合には、口腔の問題だけ でなく認知症や転倒のリスクが高まります。

「むせやすい」

飲み込む力が弱まると飲食の際にむせたり、飲み込みづらくなって、食事が大変になります。誤嚥性肺炎のリスクも高まることから口腔を清潔に保つことが重要です。

(参考)低栄養状態のリスク分類について

リスク分類	低リスク	中リスク	高リスク
ВМІ	18.5~29.9	18.5未満	
体重減少率	変化なし (減少3%未満)	1か月に3~5%未満 3か月に3~7.5%未満 6か月に3~10%未満	1か月に5%以上 3か月に7.5%以上 6か月に10%以上
血清アルブミン値	3.6g/dl以上	3.0 ∼ 3.5g/dl	3.0g/dl 未 満
食事摂取量	76 ~ 100%	75%以下	
栄養補給法		経腸栄養法 静脈栄養法	
褥瘡			褥瘡

BMI = 体重(kg)÷ 身長(m) ÷ 身長(m) 身長147cm、体重38kgの利用者の場合、 38(kg) ÷ 1.47(m) ÷ 1.47(m) = 17.6

口腔衛生管理体制についての計画

策定日	令和 年 月 日
作成者	
	歯科医療機関
助言を行った歯科医師等	歯科医師名
	連絡先
	□ 入所者のリスクに応じた口腔清掃等の実施
	ロ 口腔清掃にかかる知識・技術の習得の必要性
助言の要点	□ 食事状態、食形態等の確認
	□ その他 ()
	□別網集代表取組の継続
	□ 施設職員によるスクリーニング
	□ 施設職員に対する研修会の開催
	□ 口腔清掃の方法・内容等の見直し
 実施目標	□ 歯科専門職によるスクリーニング、管理等
	□ 歯科専門職による食事環境、食形態等の確認
	□ その他 ()
	□ 現在の取組の継続
具体的方策 (実施時期、実施場所、 主担当者など)	
留意事項、特記事項等	

口腔機能向上サービスに関する計画書(様式例)

氏名(ふりがな)		
性別	□男 □女	
生年月日	□明治 □大正 □昭和 年 月 日生まれ 歳	
かかりつけ歯科医	□ あり □ なし	
入れ歯の使用	□あり □なし	
八北国の反用		
	□ 経口摂取	
食形態等	(□常食、□嚥下調整食(□4、□3、□2-2、□2-1、□1j、□0t、□0j))
	□ 経腸栄養、□ 静脈栄養	
誤嚥性肺炎の発症・罹患	□ あり (発症日:令和 年 月 日) □ なし	
※嚥下調整食の分類、誤嚥性肺炎の発症等につい	把握するよう努めるとともに、6月以内の状況について記載すること。	
1 スクリーニング、アセスメント		
	令和 年 月 日	
	記入者:	
	□ 看護職員 □ 歯科衛生士 □ 言語聴覚士	
口臭	□ あり、□ なし、□ 分からない	
口腔衛歯の汚れ	□ あり、□ なし、□ 分からない	
生状態 義歯の汚れ	□あり、□なし、□分からない	
舌苔	□あり、□なし、□分からない	
食べこぼし	□ あり、□ なし、□ 分からない	
口腔 舌の動きが悪い	□ あり、□ なし、□ 分からない	
機能のむせ	□ あり、□ なし、□ 分からない	
状態 痰がらみ	□あり、□なし、□分からない	
口腔乾燥	□あり、□なし、□分からない	
2 口腔機能改善管理計画		
	作成口・会和 年 F	
	作成日:令和 年 月 □ 看護職員. □ 歯科衛生十. □ 言語聴覚十	l E
計画立案者	□ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士	Н
	□ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士 □ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士	
計画立案者	□ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士 □ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士 □ □ □ 腔衛生(□ 維持、□ 改善())	
計画立案者	□ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士□ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士□ □ 四腔衛生(□ 維持、□ 改善())□ 摂食・嚥下機能(□ 維持、□ 改善())	l E
計画立案者 サービス提供者	□ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士 □ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士 □ □ □ 腔衛生(□ 維持、□ 改善())	
計画立案者	□ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士□ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士□ □ 四腔衛生(□ 維持、□ 改善())□ 摂食・嚥下機能(□ 維持、□ 改善())	I B
計画立案者 サービス提供者	□ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士 □ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士 □ □ □ 腔衛生(□ 維持、□ 改善(
計画立案者 サービス提供者	□ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士 □ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士 □ □ IPE衛生(□ 維持、□ 改善()) □ 摂食・嚥下機能(□ 維持、□ 改善()) □ 食形態(□ 維持、□ 改善()) □ 音声・言語機能(□ 維持、□ 改善()) □ 誤嚥性肺炎の予防	
計画立案者 サービス提供者	□ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士 □ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士 □ □ 四腔衛生(□ 維持、□ 改善(<u> </u>
計画立案者 サービス提供者	□ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士 □ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士 □ □ IPE衛生(□ 維持、□ 改善()) □ 摂食・嚥下機能(□ 維持、□ 改善()) □ 食形態(□ 維持、□ 改善()) □ 音声・言語機能(□ 維持、□ 改善()) □ 誤嚥性肺炎の予防	I B
計画立案者 サービス提供者 目標	□ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士 □ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士 □ □ 四腔衛生(□ 維持、□ 改善(<u>В</u>
計画立案者 サービス提供者	□ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士 □ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士 □ □ 腔衛生(□ 維持、□ 改善(
計画立案者 サービス提供者 目標	□ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士 □ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士 □ 口腔衛生(□ 維持、□ 改善(
計画立案者 サービス提供者 目標	□ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士 □ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士 □ 口腔衛生(□ 維持、□ 改善(I 日
計画立案者 サービス提供者 目標 実施内容	□ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士 □ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士 □ 口腔衛生(□ 維持、□ 改善(
計画立案者 サービス提供者 目標 実施内容	□ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士 □ 日護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士 □ 口腔衛生(□ 維持、□ 改善(
計画立案者 サービス提供者 目標 実施内容 3 実施記録 実施記録	□ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士 □ 口腔衛生(□ 維持、□ 改善(
計画立案者 サービス提供者 目標 実施内容	□ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士 □ 日護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士 □ 口腔衛生(□ 維持、□ 改善(
計画立案者 サービス提供者 目標 3 実施記録 実施やマ	□ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士 □ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士 □ □ 腔衛生(□ 維持、□ 改善(
計画立案者 サービス提供者 目標 3 実施記録 実施内容 フロ腔清掃、口腔済	□ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士 □ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士 □ □ 腔衛生(□ 維持、□ 改善(
計画立案者 サービス提供者 目標 3 実施内容 3 実施記録 実施内容 リービス 口腔清掃、口腔活 摂食・嚥下等の口服	□ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士 □ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士 □ □ 腔衛生(□ 維持、□ 改善(
計画立案者 サービス提供者 目標 目標 ス 実施内容 ま施内容 フ腔清掃、口腔 摂食・嚥下等の口服 音声・言語機能	□ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士 □ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士 □ □腔衛生(□ 維持、□ 改善(
計画立案者 サービス提供者 目標 3 実施内容 3 実施記録 実施の容 サービス 口腔清掃、口腔活 摂食・嚥下等の口服	□ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士 □ 看護職員、□ 歯科衛生士、□ 言語聴覚士 □ □ 腔衛生(□ 維持、□ 改善(

老振発 0406 第 1 号 老老発 0406 第 3 号 平成 30 年 4 月 6 日

各都道府県介護保険主管部(局)長 殿

厚生労働省老健局振興課長 (公印省略) 老人保健課長 (公印省略)

ADL維持等加算に関する事務処理手順及び様式例について

通所介護及び地域密着型通所介護(以下「通所介護等サービス」という。) における ADL維持等加算の算定については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関 する基準」(平成 12 年厚生省告示第 19 号)、「指定地域密着型サービスに要する費用の 額の算定に関する基準। (平成 18 年厚生労働省告示第 126 号)、「厚生労働大臣が定める 利用者等」(平成 24 年厚生労働省告示第 95 号)、「厚生労働大臣が定める基準」(平成 24年厚生労働省告示第96号)、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基 準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅 介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項につい て」(平成 12 年 3 月 1 日付老企発第 36 号通知)及び「指定地域密着型サービスに要す る費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の 額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成 18 年 3 月 31 日 付老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号通知) によるほか、 各都道府県(指定都市及び中核市を含む。以下「都道府県等」という。)、各市町村(特 別区を含む。以下「市町村等」という。)及び各都道府県の国民健康保険団体連合会(以 下「国保連合会」という。)におけるADL維持等加算の算定の可否に係る事務処理手 順及び様式例は、この通知のとおりとするため、御了知の上、管下市町村等、関係団体、 関係機関にその周知をお願いする。

記

1 ADL維持等加算の概要

ADL維持等加算は、一定の要件を満たす通所介護等サービスを提供する事業所(以下「通所介護等事業所」という。)において、評価対象期間(加算を算定しようとする年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間(基準に適合しているものとして届け出た年においては、届出の日の属する月から同年12月までの期間。)。)内に当該通所介護等サービスを利用した者のADLの維持又は改善の度合いが一定の水準を超える等の要件を満たした場合に、当該評価対象期間の翌年の4月から始まる年度における通所介護等サービスの提供につき加算を行うものである。

ADL維持等加算の算定要件については、上記の告示及び通知を参照すべきものであるが、評価対象期間において当該加算を算定しようとする通所介護等事業所が満たすべき要件(「厚生労働大臣が定める基準」(平成27年厚生労働省告示第95号。以下「大臣基準告示」という。)第16号の2イ参照。以下「加算の要件」という。)は以下の通りである。

- (1) 利用者(当該指定通所介護事業所又は当該指定地域密着型通所介護事業所を連続して6月以上利用し、かつ、その利用期間((2)において「評価対象利用期間」という。)において、5時間以上の通所介護費の算定回数が5時間未満の通所介護費の算定回数を上回る者に限る。以下同じ。)の総数が20人以上であること。
- (2) 利用者の総数のうち、評価対象利用期間の初月(複数の評価対象利用期間の初月が存在する場合は、複数の評価対象利用期間の初月のうち最も早い月とする。以下「評価対象利用開始月」という。)において、要介護状態区分が要介護3、要介護4及び要介護5である者の占める割合が100分の15以上であること。
- (3) 利用者の総数のうち、評価対象利用開始月において、初回の介護保険法(平成9年法律第123号)第27条第1項の要介護認定又は介護保険法第32条第1項の要支援認定があった月から起算して12月以内である者の占める割合が100分の15以下であること。
- (4) 利用者の総数のうち、評価対象利用開始月と、当該月から起算して6月目において、機能訓練指導員がADLを評価し、その評価に基づく値(以下「ADL値」という。)を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定が提出されている者((5)において「提出者」という。)の占める割合が100分の90以上であること。
- (5) 評価対象利用開始月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値(以下「ADL利得」という。) が多い順に、提出者の総数の上位100分の85に相当する数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。)の利用者について、次の①から③までに掲げる利用者の区分に応じ、当該①から③までに定める値を合計して得

た値が0以上であること。

- ① ADL利得が0より大きい利用者 1
- ② ADL利得が0の利用者 0
- ③ ADL利得が0未満の利用者 マイナス1
- ※ 平成30年度については、平成29年1月から12月までの評価対象期間について、次のイからハまでを満たしている場合に算定できることとする。
 - イ 大臣基準告示第 16 号の 2 イ (1) から (3) までの基準を満たすことを示す書類を保存していること。
 - ロ 同号イ(4)の基準(厚生労働大臣への提出を除く。)を満たすことを示す 書類を保存していること。
 - ハ 同号イ(5)中「提出者」を「ADL値が記録されている者」とした場合 に、同号イ(5)の基準を満たすことを示す書類を保存していること。

(「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日付老企発第36号通知)及び「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月31日付老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号通知)参照。)

2 ADL維持等加算の対象事業所の決定に係る事務処理の流れ

ADL維持等加算の対象事業所の決定について、平成30年度は「ADL維持等加算の対象事業所の決定に関する事務フロー(平成30年度に算定する場合)」(別紙1)に基づき、平成31年度以降は「ADL維持等加算の対象事業所の決定に関する事務フロー(平成31年度以降に算定する場合)」(別紙2)に基づき、「ADL維持等加算の事務スケジュール」(別紙3)で示すスケジュールで決定することとし、当該決定に係る事務処理については、通所介護等事業所に関する介護給付費算定に係る体制等に関する通知(※1)で定める「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(※2)」の「ADL維持等加算」及び「ADL維持等加算(申出)の有無」と別紙19「ADL維持等加算に係る届出書」の届出を基に、指定権者(都道府県等又は市町村等)及び各都道府県の国保連合会において行うこととする。

※1 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援 に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の 算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、 スに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」(平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

- ※2 別紙1「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)」又は別紙1-3「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス)」
- 3 平成30年度のADL維持等加算の算定に係る事務の流れ
 - (1) 事業所による届出について

加算の要件を満たす通所介護等事業所が、平成30年度にADL維持等加算の算定を希望する場合は、当該加算を算定しようとする月の前月の15日までに、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算」及び「ADL維持等加算に係る届出書」を指定権者に届け出る必要がある。

- (2) 指定権者が行う事務処理について
- ① 事業所の算定の可否の決定及び事業所等に対する通知

指定権者は、当該加算を算定しようとする月の前月の15日までに通所介護等事業所から受理した「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算」の内容を確認するとともに、当該事業所から受理した「ADL維持等加算に係る届出書」において、当該事業所が加算の要件(1)から(5)までを全て満たすかを確認した上で、ADL維持等加算の対象事業所を決定することとする。

また、指定権者は、当該加算の算定の可否を当該事業所(都道府県が事業所 に通知する場合にあっては、当該事業所の所在する市町村等にも通知すること とする。)に通知するとともに、都道府県は各事業所の当該加算の算定の可否を 届出月の事業所異動連絡票情報として国保連合会へ送付する。

② 居宅介護支援事業所、住民等に対する周知

指定権者は、ADL維持等加算の対象事業所情報を公表し、居宅介護支援事業所、住民等に周知することにより、4月からの利用者の事業所の選択、居宅介護支援事業所における給付管理業務、ケアプラン作成等に支障の生ずることがないように対応されたい。

(3) 国保連合会が行う事務処理について

国保連合会は、都道府県から、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算」を届出月の事業所異動連絡票情報として受理することにより、各事業所における当該加算を算定しようとする年度の当該加算の算定の可否を確認することとする。

4 平成31年度以降のADL維持等加算の算定に係る事務の流れ

(1) 事業所による届出について

加算の要件を満たす通所介護等事業所が、平成31年度以降にADL維持等加算の算定を希望する場合は、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の前年の12月15日までに、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算(申出)の有無」の届出(届出を行った翌年度以降に再度算定を希望する場合にあっては、「ADL維持等加算(申出)の有無」の届出は不要であり、届出を行った翌年度以降に算定を希望しなくなった場合にあっては、「ADL維持等加算(申出)の有無」を「なし」として届出ることが必要となる。)を行うとともに、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の3月15日までに、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算」並びに「ADL維持等加算に係る届出書」の1から4まで及び5(3)から5(5)までの届出を行う必要がある。

(2) 指定権者が行う事務処理について

① 事業所からの申出の受理、国保連合会に対する送付

指定権者は、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の前年の 12 月 15 日までに、通所介護等事業所から受理した「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算(申出)の有無」の内容を確認するとともに、都道府県は当該届出を届出月の事業所異動連絡票情報として国保連合会へ送付する。

② 事業所の算定の可否の決定及び事業所等に対する決定通知

都道府県は、国保連合会から送付された「ADL維持等加算算定要件適合事業所一覧表」(別紙4)及び「ADL維持等加算算定要件不適合一覧表」(別紙5)のうち、指定都市又は中核市が指定する事業所分について、それぞれの市へ送付しなければならない。

指定権者は、(別紙4) において当該加算の要件の(1)及び(2)を満たす事業所について、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の3月15日までに、当該事業所から受理した「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算」の内容を確認するとともに、当該事業所から受理した「ADL維持等加算に係る届出書」の1から4まで及び5(3)から5(5)までにより、当該事業所が当該加算の要件(3)から(5)までを満たすかを確認した上で、ADL維持等加算の対象事業所を決定し、当該加算の算定の可否を事業所(都道府県が事業所に通知する場合にあっては、当該事業所の所在する市町村等にも通知することとする。)に通知するとともに、都道府県は各事業所の当該加算の算定の可否を、当該加算を算定しようとする年度の4月届出分の事業所異動連絡票情報として国保連合会へ送付する。

③ 居宅介護支援事業所、住民等に対する周知

指定権者は、ADL維持等加算の対象事業所情報を公表し、居宅介護支援事業 所、住民等に周知することにより、4月からの利用者の事業所の選択、居宅介護 支援事業所における給付管理業務、ケアプラン作成等に支障の生ずることがない ように対応されたい。

(3) 国保連合会が行う事務処理について

国保連合会は、都道府県から、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算」を届出月の事業所異動連絡票情報として受理することにより、各事業所における当該加算を算定しようとする年度の当該加算の算定の可否について確認することとする。

また、国保連合会は、各事業所の当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の前年のADL維持等加算の申出については、都道府県から、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算(申出)の有無」を、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の一月処理分の事業所異動連絡票情報として受理した上で、以下①~③の手順に従って算定要件適合の確認に関する事務処理を行うこととする。

① 評価対象受給者の抽出

国保連合会は、受給者台帳及び管轄区域内全ての通所介護等事業所(評価対象期間の1月~12月の間でサービス提供がない事業所は除く。以下同じ。)の給付実績(当該全ての通所介護等事業所から国保連合会に対し請求した現物給付分に限る。)より、評価対象期間のうち、全ての通所介護等事業所のうち一つの事業所を連続して6月以上利用し、かつ、その利用期間(以下「評価対象利用期間」という。)において、5時間以上の通所介護費の算定回数が5時間未満の通所介護費の算定回数を上回る者を抽出することとする。

② 評価基準値の算出等

ADL維持等加算の対象事業所は、次の(i)及び(ii)の算定式に適合している必要があり、国保連合会は、全ての通所介護等事業所について、事業所番号・通所介護等サービスの種類ごとに(i)及び(ii)を用いて評価基準値を算出する。

なお、評価対象受給者について、事業所の所在地が他都道府県であるものは、 当該事業所の所在する都道府県の国保連合会と当該評価対象受給者が所在する 都道府県の国保連合会が当該情報の交換を行った上で、評価基準値を算出するこ と。

(i)評価対象受給者の数

評価対象受給者数(A) ≥20

A:②の評価対象受給者の数

(ii)重度者の割合

重度者数(B)

評価対象受給者数(A)

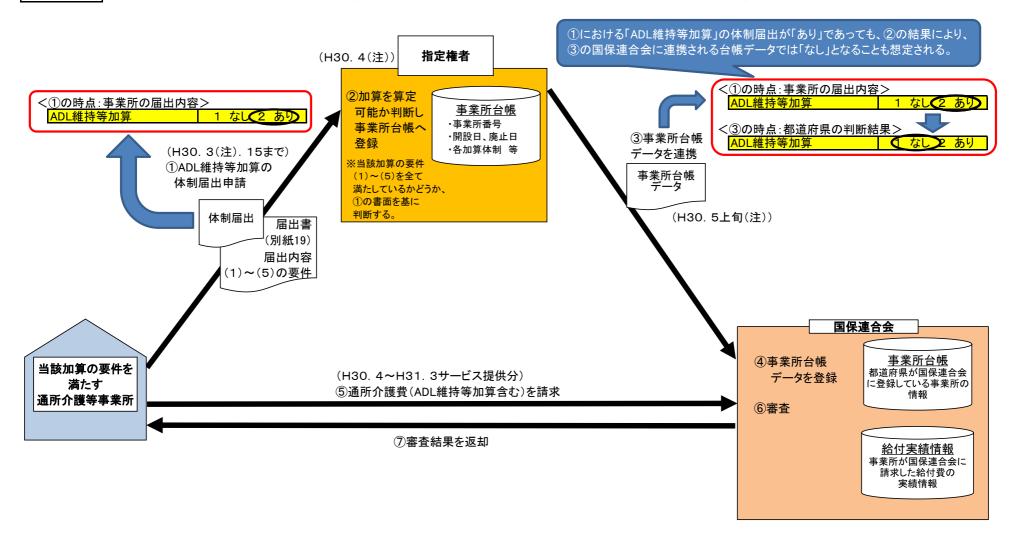
B:②の評価対象受給者のうち、評価対象利用期間の初月(複数の評価対象利用期間の初月が存在する場合は、複数の評価対象利用期間の初月のうち最も早い月とする。以下「評価対象利用開始月」という。)において、要介護状態区分が要介護3、要介護4及び要介護5である者の数

③ 算定要件適合一覧表等の送付

国保連合会は、②において算出した評価基準値に基づき、次のとおり資料 を作成し、各年2月下旬に各都道府県、各市町村宛に送付する。

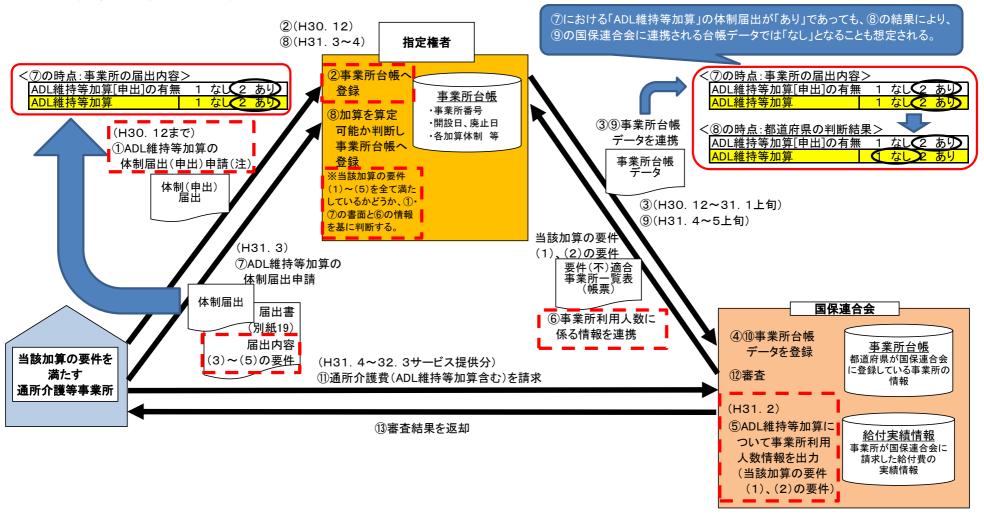
- (i) ②の全てを満たす場合は、「ADL維持等加算算定要件適合事業所一覧 表」(別紙4) を作成する。
- (ii) ②のいずれか1以上を満たさない場合は、「ADL維持等加算算定要件 不適合事業所一覧表」(別紙5)を作成する。

ADL維持等加算の対象事業所の決定に関する事務フロー(平成30年度に算定する場合)



ADL維持等加算の対象事業所の決定に関する事務フロー(平成31年度以降に算定する場合)

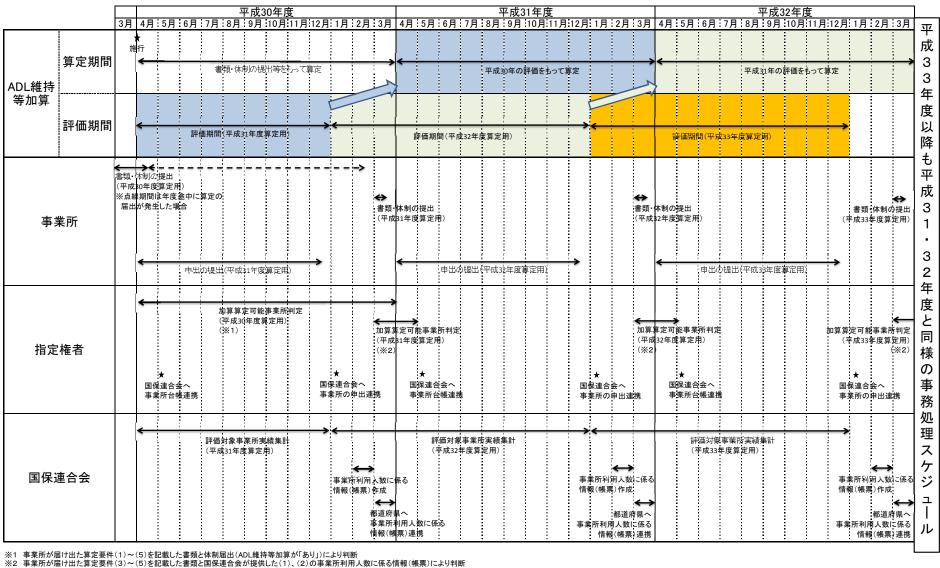
(平成31年度に算定する場合(平成32年度以降も同様))



注 届出を行った翌年度以降に再度算定を希望する場合にその旨の届出は不要であり、届出を行った翌年度以降に算定を希望しなくなった場合にはその旨の届出が必要となる。

: 平成31年度以降新たに取り扱う事務

ADL維持等加算の事務スケジュール



ADL維持等加算算定要件適合事業所一覧表

以下に示す事業所について、平成〇年度のADL維持等加算算定のための要件(※)に適合しましたので、お知らせします。

平成〇年〇月〇日 〇頁 〇〇県国民健康保険団体連合会

都道府県	(保険者) 番号	99
都道府県	(保険者)	0000県

事業所番号	サービス事業所名	サービス種類名	ADL維持等加算(申 出) の有無	評価対象者数 (X)	重度者総数 (Y)	重度者割合 (Y/X)[%]
999999991	〇〇事業所	通所介護	あり	32	32	100
999999992	〇〇事業所	通所介護		75	69	92

- ※ 算定のための要件=①評価対象者数が20人以上、②重度者割合(Y/X)が15%以上 の全てを満たしていること
- ・都道府県(保険者)番号…加算届出先の都道府県(保険者)番号
- •都道府県(保険者)名…加算届出先の都道府県(保険者)名
- ・事業所番号…サービス提供事業所の指定介護(地域密着型)サービス事業所番号
- ・サービス事業所名…サービス提供事業所の名称
- ・サービス種類名…「通所介護」又は「地域密着型通所介護」
- ・ADL維持等加算(申出)の有無…「ADL維持等加算(申出)の有無」が「2:あり」の場合のみ「あり」と印字する
- ・評価対象者数(X)…評価対象期間(注1)に連続して6月以上利用した期間(注2)(評価対象利用期間)のある要介護者(注3)の数
- 注1:加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間。
- 注2:複数ある場合には最初の月が最も早いもの。
- 注3: 評価対象利用期間中、5時間以上の通所介護費の算定回数が5時間未満の通所介護費の算定回数を上回るものに限る。
- ・重度者総数(Y)…評価対象者数(X)のうち、評価対象利用期間の最初の月(評価対象利用開始月)において、要介護度が3、4及び5である者の数
- ・重度者割合(Y/X)[%]…重度者総数(Y)÷評価対象者数(X)×100(小数点以下切り上げ)

ADL維持等加算算定要件不適合事業所一覧表

以下に示す事業所について、平成〇年度のADL維持等加算算定のための要件(※)に適合しませんでしたので、お知らせします。

平成〇年〇月〇日 〇頁 〇〇県国民健康保険団体連合会

都道府県	(保険者) 番号	99
都道府県	(保険者)	0000県

事業所番号	サービス事業所名	サービス種類名	ADL維持等加算(申 出) の有無	評価対象者数 (X)	重度者総数 (Y)	重度者割合 (Y/X)[%]
999999991	〇〇事業所	通所介護	あり	32	32	100
999999992	〇〇事業所	通所介護		75	69	92

- ※ 算定のための要件=①評価対象者数が20人以上、②重度者割合(Y/X)が15%以上 の全てを満たしていること
- ・都道府県(保険者)番号…加算届出先の都道府県(保険者)番号
- •都道府県(保険者)名…加算届出先の都道府県(保険者)名
- ・事業所番号…サービス提供事業所の指定介護(地域密着型)サービス事業所番号
- ・サービス事業所名…サービス提供事業所の名称
- ・サービス種類名…「通所介護」又は「地域密着型通所介護」
- ・ADL維持等加算(申出)の有無…「ADL維持等加算(申出)の有無」が「2:あり」の場合のみ「あり」と印字する
- ・評価対象者数(X)…評価対象期間(注1)に連続して6月以上利用した期間(注2)(評価対象利用期間)のある要介護者(注3)の数
- 注1:加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間。
- 注2:複数ある場合には最初の月が最も早いもの。
- 注3: 評価対象利用期間中、5時間以上の通所介護費の算定回数が5時間未満の通所介護費の算定回数を上回るものに限る。
- ・重度者総数(Y)…評価対象者数(X)のうち、評価対象利用期間の最初の月(評価対象利用開始月)において、要介護度が3、4及び5である者の数
- ・重度者割合(Y/X)[%]…重度者総数(Y)÷評価対象者数(X)×100(小数点以下切り上げ)

基本チェックリスト

		□	答
No.	質問項目	(いずれ)	かに〇を
		お付け	下さい)
1	バスや電車で1人で外出していますか	0.はい	1.いいえ
2	日用品の買物をしていますか	0.はい	1.いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0.はい	1.いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0.はい	1.いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0.はい	1.いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	0.はい	1.いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0.はい	1.いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	0.はい	1.いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1.はい	0.いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1.はい	0.いいえ
11	6ヵ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	1.はい	0.いいえ
12	身長 cm 体重 kg (BMI=)(注	Ξ)	
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1.はい	0.いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1.はい	0.いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1.はい	0.いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0.はい	1.いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1.はい	0.いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われ	1.はい	0.いいえ
	ますか		
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0.はい	1.いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1.はい	0.いいえ
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1.はい	0.いいえ
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1.はい	0.いいえ
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じら	1.はい	0.いいえ
	れる		
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	1.はい	0.いいえ
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたよ う な感じがする	1.はい	0.いいえ

⁽注) BMI(=体重 (kg) ÷身長 (m) ÷身長 (m))が18.5未満の場合に該当とする。

共生型サービス事業所の指定手続の省略・簡素化

○ 障害福祉と介護保険で相互に共通又は類似する項目については、指定の更新の際に申請書の記載又は書類の提出の省略が可能な事 頃を基本としつつ、以下のとおり省略又は簡素化できることとする。

(1) 訪問介護(介護保険法施行規則第114条第2項による省略)

介護保険法施行規則	障害者総合支援法施行規則	省略可否
(第114条)	(第 34 条の 7)	
訪問介護	居宅介護 • 重度訪問介護	
事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業	一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業	×
所の一部として使用される事務所を有するときは、当	所の一部として使用される事務所を有するときは、当	
該事務所を含む。)の名称及び所在地	該事務所を含む。)の名称及び所在地	
二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにそ	二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにそ	×
の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	×
四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書	四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書	0
又は条例等	又は条例等	
五事業所の平面図	国国本の出業量 王	0
五の二 利用者の推定数	I	ı
六 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生	六 事業所の管理者及びサービス提供責任者(中略)の	0
年月日、住所及び経歴	氏名、生年月日、住所及び経歴	
七運営規程	七 運営規程	×

0	×	0	×		×		×	×
八 利用者又はその家族からの苦情を解決するために 講ずる措置の概要	九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及 び勤務形態	十 当該申請に係る事業に係る資産の状況	十一 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に	関する事項	十二 法第三十六条第三項各号に該当しないことを誓	約する書面(以下略)	十三 役員の氏名、生年月日及び住所	十四 その他指定に関し必要と認める事項
八 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の 概要	九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及 び勤務形態	十 当該申請に係る事業に係る資産の状況	十一 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費	の請求に関する事項	十二 法第七十条第二項各号(中略)に該当しないこと	を誓約する書面(以下略)	十三 役員の氏名、生年月日及び住所	十四 その他指定に関し必要と認める事項

(2) 通所介護 (介護保険法施行規則第 119 条第2項による省略・簡素化)

介護保険法施行規則 (第 119 条) 通所介護

※地域密看型通所介護も同様(介護保険法施行規則第 131 条の3の2第3項による省略・簡素化) 児童福祉法施行規則 障害者総合支援法施行規則 省略可否 条の27) (第 18 条の 29) (第 34 条の 9) (第 34 条の 14 (第 34 条の 14
密着型通防介護も同様 亜法施行規則) (第 18 条の 29)
密着型通防介護も同様 业法施行規則) (第 18 条の 29) 放課後等デイサ
密看型通防介護も同様 正法施行規則) (第 18 条の 29) 放課後等デイサ
地域密看型通防介護も同様
地域密売 電福祉法 の 27) ─ 支援
※地域容児童福和(第18条の27)児童発達支援

事業所(当該事業 所の所在地以外の場 所に当該申請に係る 事業の一部を行う施

	×	×	O
	名たのび表生所	に 6 定	四 <u>世請者の</u> 定款、寄附行 為等及びそ の登記事項
	名たのび表生所	に の 定	四 <u>中請者の</u> 定款、寄附行 為等及びそ の登記事項
	名たのび表生所	に の 定	四 <u>申請者の</u> <u>定款、寄附行</u> <u>為等及びそ</u> <u>の登記事項</u>
所の一部として使用される 事務所を有するときは、当 るときは、当 該事務所を合 む。)の名称及 び所在地	称事地代名住	係 站 日	四 <u>中請者の定</u> 款、寄附行為 等及びその登 記事項証明書
所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を合むた。 じんきんじょう ひろ称及び、近び所在地	标 事 地 代 名 住	係 始 日	四 <u>中請者の定</u> <u>款、寄附行為</u> 等及びその登 記事項証明書
設を有するときは、 当該施設を含む。)の 名称及び所在地	主地の住	当該申請に係る業の開始の予定年日	四 <u>中請者の定款、奇</u> 附行為等及びその登 記事項証明書又は条 例等

	又は条例等	又は条例等	証明書又は 条例等	証明書又は 条例等	<u>証明書又は</u> 条例等	
五 <u>事業所</u> (当該事業 所の所在地以外の場	五 <u>事業所の平</u> 面図(各室の	五 <u>事業所の平</u> 面図(各室の	五 事業所の 平面図(各室	五 事業所の 平面図(各室	五 事業所の平面図(各室	0
所に当該申請に係る ままん かょんにな	用途を明示すった。	途を明示+ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の用途を明 = + 2 + の	の用途を明ニナッキの	の用途を明ニナッナの	
事業の一部を行う施 設を有するときは、	るものと9 る。)及び設備	るものと9る) 及び設備	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	
当該施設を含む。)の	の概要	の概要	び設備の概	び設備の概	び設備の概	
平面図(各室の用途			幽	幽	幽	
を明示するものとす						
る。)及び設備の概要						
I	六 利用者の推	六 利用者の推	六 利用者の	六 利用者の	六 利用者の	×
	定数	定数	推定数	推定数	推定数	
六 事業所の管理者の	七 事業所の管	七 事業所の管	七事業所の	七 事業所の	七 事業所の	0
氏名、生年月日、住	理者及び児童	理者及び児童	管理者及び	管理者及び	管理者及び	
所及び経歴	発達支援管理	発達支援管理	サービス管	サービス管	サービス管	
	責任者(中略)	責任者 <u>の氏</u>	理責任者 <u>の</u>	理責任者 <u>の</u>	理責任者 <u>の</u>	
	の氏名、生年	名、生年月日、	氏名、生年月	氏名、生年月	氏名、生年月	
	月日、住所及	住所及び経歴	日、住所及び	日、住所及び	日、住所及び	
	び経歴		経歴	経歴	経歴	
七運営規程	八 運営規程	八 運営規程	八 運営規程	八 運営規程	八 運営規程	×
八 利用者からの苦情	九 <u>障害児</u> 又は	九 障害児又は	九 利用者又	九 利用者又	九 利用者又	0
を処理するために講	その家族 <u>から</u>	その家族 <u>から</u>	はその家族	はその家族	はその家族	

				×						0				×							
<u>からの苦情</u> を解決する	ために講ず	る措置の概	要	十 当該申請	に係る事業	に係る従業	者の勤務の	体制及び勤	務形態	十一 当該申	請に係る事	業に係る資	産の状況	十二 指定障	害福祉サー	ビス基準第	九十一条の	協力医療機	関の名称及	び診療科名	並びに当該
からの苦情を解決する	ために講ず	る措置の概	要	十 当該申請	に係る事業	に係る従業	者の勤務の	体制及び勤	務形態	十一 当該申	請に係る事	業に係る資	産の状況	十二 指定障	害福祉サー	ビス基準第	九十一条の	協力医療機	関の名称及	び診療科名	並びに当該
からの苦情を解決する	ために請ず	る措置の概	選	十 当該申請	に係る事業	に係る従業	者の勤務の	体制及び勤	務形態	申2年 一十	請に係る事	業に係る資	産の状況	十二 指定障	害福祉サー	ビス基準第	九十一条の	協力医療機	関の名称及	び診療科名	並びに当該
の苦情を解決 するために講	ずる措置の概	幽		十 当該申請に	係る事業に係	る従業者の勤	務の体制及び	勤務形態		十一当該申請	に係る事業に	係る資産の状	<u>況</u>	I							
の苦情を解決 するために講	ずる措置の概	ᢂ		十 当該申請に	係る事業に係	る従業者の勤	務の体制及び	勤務形態		十一 当該申請	に係る事業に	係る資産の状	況	1							
ずる措置の概要				九 当該申請に係る事	業に係る従業者の勤	務の体制及び勤務形	誤			十 当該申請に係る事	業に係る資産の状況			ı							

	×	×	×	×
協力医療機 関との契約 の内容	十三 当該申 請に係る事業に係る訓 練等給付費 の請求に関 する事項	十四 誓約書	十五 役員の 氏名、生年月 日及び住所	十六その他指定に関し必要と認める事項
協力医療機 関との契約 の内容	十三 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項する事項	十四 誓約書	十五 役員の 氏名、生年月 日及び住所	十六その他指定に関し必要と認める事項
協力医療機 関との契約 の内容	十三 当該申 請に係る事 業に係る介 護給付費の 請求に関す る事項	十四 誓約書	十五 役員の 氏名、生年月 日及び住所	十六その他指定に関し必要と認める事項
	十二 当該申請 に係る事業に 係る障害児通 所給付費の請 求に関する事 項	十三 誓約書	十四 役員の氏名、生年月日及び住所	十五 その他指 定に関し必要 と認める事項
	十二 当該申請 に係る事業に 係る障害児通 所給付費の請 求に関する事 項	十三 法第二十一条の五の十五第二項各号に該当しないことを誓約するとを整約する書面(以下略)	十四 役員の氏名、生年月日及び住所	十五 その他指 定に関し必要 と認める事項
	十一 当該申請に係る 事業に係る居宅介護 サービス費の請求に 関する事項	十二 誓約書	十三 役員の氏名、生 年月日及び住所	十四 その他指定に関し必要と認める事項

(3)短期入所生活介護(介護保険法施行規則第 121 条第3項による省略)

※介護予防短期入所生活介護も同様(介護保険法施行規則第 140 条の 10 第 3 項による省略)

介護保険法施行規則	障害者総合支援法施行規則	省略可否
(第121条)	(第 34 条の 11)	
短期入所生活介護	短期入所	
ー 事業所の名称及び所在地	- 事業所の名称及び所在地	×
二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにそ	二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにそ	×
の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	×
四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書	四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書	0
又は条例等	又は条例等	
五 当該申請に係る事業を指定居宅サービス等基準第	五 事業所の種別(指定障害福祉サービス基準第百十五	×
百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老	条第一項に規定する併設事業所(次号及び第七号にお	
人ホームにおいて行う場合又は同条第四項に規定す	いて「併設事業所」という。)又は同条第二項の規定	
る併設事業所(次号において「併設事業所」という。)	の適用を受ける施設の別をいう。)	
において行う場合にあっては、その旨		
六 建物の構造概要及び平面図(当該申請に係る事業を	六 建物の構造概要及び平面図(当該申請に係る事業を	0
併設事業所において行う場合にあっては、指定居宅サ	併設事業所において行う場合にあっては、指定障害福	
一ビス等基準第百二十四条第三項に規定する併設本	祉サービス基準第百十七条第二項に規定する併設本	
体施設又は指定居宅サービス等基準第百四十条の四	体施設の平面図を含む。)(各室の用途を明示するもの	
第三項に規定するユニット型事業所併設本体施設の	とする。)並びに設備の概要	
平面図を含む。)(各室の用途を明示するものとする。)		

並びに設備の概要		
七 当該申請に係る事業を指定居宅サービス等基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行うときは当該特別養護老人ホームの入所者の定員、当該特別養護老人ホーム以外の事	七 当該申請に係る事業を併設事業所において行うと きは利用者の推定数、指定障害福祉サービス基準第百 十五条第二項の規定の適用を受ける施設において行うとうときは当該施設の入所定員	×
業所において行うときは当該申請に係る事業の開始 時の利用者の推定数 八 事業所の管理者の氏名。 4年月日、住所及7/終歴	// 事業所の管理者の氏名。 牛年日日、 住所及び終歴	С
運営規程	運営規程	×
十 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の 概要	十 利用者又はその家族からの苦情を解決するために 講ずる措置の概要	0
十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制 及び勤務形態	十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制 及び勤務形態	×
十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況	十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況	0
十三 指定居宅サービス等基準第百三十六条(指定居宅 サービス等基準第百四十条の十三において準用する	十三 指定障害福祉サービス基準第百二十五条におい て準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の	0
場合を含む。)の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医 療機関との契約の内容	
十四 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費 の請求に関する事項	十四 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に 関する事項	×
十五 誓約書	十五 誓約書	×
十六 役員の氏名、生年月日及び住所	十六 役員の氏名、生年月日及び住所	×
十七 その他指定に関し必要と認める事項	十七 その他指定に関し必要と認める事項	×

過去の実地指導 不適合事項一覧(一部抜粋)

番	不適合事項	不適合事項		資料では加算は省いています。
号	(項目)	(詳細)	根拠法令	不適合理由等
1	運営	内容及び手続の説 明及び同意	基準第8条	重要事項説明書の中に提供するサービスの 第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した 直近の年月日、実施した評価機関の名称、評 価結果の開示状況)に関する記載がなかったの で、改善すること。
2	運営	居宅サービス計画 に沿ったサービス の提供 居宅サービス計画 等の変更の援助	基準第105条で準 用する基準第16条 基準第105条で準 用する基準第17条	利用者について、居宅サービス計画と異なる時間帯にサービスを提供していた。利用者がサービス利用時間の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者と連携し援助を行うこと。また、事業所のサービス提供時間帯については、変更することが可能である。この場合、運営規程や重要事項説明書等の記載内容を変更する必要がある。なお、サービス提供時間帯を変更した場合、生活相談員はサービス提供時間帯を通じて配置しなければならない点に留意すること。
3	運営	サービスの提供の 記録	基準第105条で準 用する基準第19条	貴事業所のサービス提供記録について確認したところ、送迎時間の誤り等が多数見受けられた。また、業務日誌との整合性がなかった。 今後、このようなことがないように適切に記録を整備すること。
4	運営	サービスの提供の 記録	基準第105条で準 用する基準第19条	サービス提供記録について確認したところ、貴事業所では具体的なサービス内容を記録していなかった。 今後は、利用者の心身の状況だけでなく、提供日ごとに具体的なサービス内容を記録すること。
5	運営	秘密保持	基準第33条の3	サービス担当者会議等において、利用者の家 族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意 をあらかじめ文書により得ておかなければなら ないが、家族からの同意を得ていない利用者が いた。 家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ 文書により家族からの同意を得ること。
6	運営	会計の区分	基準第38条	指定通所介護の事業の会計とその他の会計と が区分されていなかった。指定通所介護の事業 の会計とその他の事業の会計を区分しておくこ と。

過去の実地指導 不適合事項一覧(一部抜粋)

番号	不適合事項 (項目)	で 不適合事項 (詳細)	根拠法令	資料では加算は省いています。
	人員	生活相談員	基準第93条	生活相談員については、指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に、生活相談員(専ら当該指定通所介護の提供にあたる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を、当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数を配置すると定められているが、貴事業所の生活相談員の勤務状況を確認した結果、上記の要件を満たしていないサービス提供日が確認されたので、今後はこのような事がないよう改めること。
8	人員	看護職員	基準第93条	看護職員について、有給休暇取得により配置されていない日があった。 指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通 所介護の提供に当たる看護職員を1以上配置 すること。
9	人員	介護職員	基準第93条 算定基準別表6の 注1	介護職員については、指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に、介護職員(専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を、当該指定通所介護を提供している時間数で除して得た数が利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数を配置すると定められているが、貴事業所の介護職員の勤務状況を確認した結果、上記の要件を満たしていないサービス提供日が確認されたので、今後はこのような事がないよう改めること。
10	運営	通所介護計画の 作成	基準第99条	通所介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成しなければならない。サービス提供の頻度、日程等居宅サービス計画の変更に伴い、通所介護サービスの内容にも変更が生じていたが、通所介護計画を変更していない事例が見受けられた。通所介護計画を変更し、利用者又はその家族に説明・同意を得た上で、利用者に通所介護計画書を交付すること。

過去の実地指導 不適合事項一覧(一部抜粋)

番号	不適合事項 (項目)	不適合事項 (詳細)	根拠法令	資料では加昇は省いています。 不適合理由等
11	運営	勤務体制の確保等	基準第101条 解釈通知第3の六 の3の(5)	月ごとに従業者の勤務表を作成しているものの、従業者の日々の勤務時間等が記載されていなかった。 利用者に対する適切な指定通所介護の提供を確保するため、事業所は、月ごとの勤務表に従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確に記載しておくことと規定されているため、勤務表に当該内容を記載し、従業者の勤務予定状況を管理・把握すること。
12	運営	勤務体制の確保	基準第101条	勤務形態一覧表において、生活相談員の勤務時間が介護職員の勤務時間欄に記載されている日があった。 それぞれの職務の勤務時間について明確に区分し、行を分けて記載すること。
13	運営	事故発生時の対応	基準第104条の2	利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 また、上記に際して採った処置については、記録すること。
14	運営	秘密保持等	基準第105条	利用者及び家族の個人情報使用同意書において、家族の同意を得ていなかったので、現行の同意書様式に家族同意欄を設けた上で、家族代表者の同意を得ること。 なお、代理人と家族が同一人である場合でも、代理人の立場と家族代表者の可意と家族に表者の立場は別のものであるので、代理人としての同意と家族としての同意の両方を得る必要があることに留意すること。
15	運営	人権擁護推進員	県条例第65号第4 条	人権擁護に関する研修について、年1回以上 実施する必要があるが、これに係る記録がな かった。 以後、研修記録について、時間、場所、出席・ 欠席の別等を整理し、欠席者には別途内容を 伝達した上でその旨記録すること。

サービス種別 通所介護

過去の実地指導 不適合事項一覧(一部抜粋)

番号	不適合事項 (項目)	不適合事項(詳細)	根拠法令	不適合理由等
16	運営	非常災害対策	県条例第65号第5 条	災害対策推進員が任命されていなかった。 指定居宅サービス等の事業を行う者は、非常 災害対策を推進するため、指定居宅サービス等 を提供する事業所ごとに災害対策推進員を置 かなければならないため、災害対策推進員を任 命すること。
17	運営	衛生管理等	県条例第65号第6 条	衛生管理推進員が任命されていなかった。 指定居宅サービス等の事業を行う者は、指定 居宅サービス等の提供に当たり適切な衛生管 理を行うため、指定居宅サービス等を提供する 事業所ごとに衛生管理推進員を置かなければ ならないため、衛星管理推進員を任命するこ と。
18	報酬	送迎を行わない場合の減算	算定基準別表6注 19 算定基準通知第2 の7(19) 最新vol.454のQ& A問61	利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など事業者が送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となり、送迎減算の有無に関しては、個別サービス計画上、送迎が往復か片道かを位置づけさせた上で、実際の送迎の有無を確認の上、送迎を行っていなければ減算となるが、貴事業所の利用者を確認した結果、利用者の家族等が送迎を行っていなかわらず送迎減算をしていなかったので、今後はこのような事がないよう改めるとともに、他の利用者も含め自主点検を行い、誤っては、返還が終了した時点で、保険者及び利用者への返還手続きを証する書類を添付のうえ、返還が終了した時点で、保険者及び利用者への返還手続きを証する書類を添付のうえ、返還が終了した時点で、保険者及び利用者への返還手続きを記する書類を添付のうえ、返還が終了した時点で、送迎に関する記録を作成するとともに、偶然その日だけ減算を行った場合は、送迎を行わなかった理由等をサービス提供記録等に記載しておくこと。